ML Toyohara, Sumiaki
3750

Cheng Yu-tung
East Asian Library
Due Date:

SEP 2 0 1993

Fines 50¢
per day

For telephone renewals

Digitized by the Internet Archive
in 2010 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/taigensh04toyo

顧問

井上通泰先生
山田孝雄先生
新村出先生

正宗敦夫 編纂 校訂

體源鈔

自十一
至十三

合資會社 日本古典全集刊行會壽梓

ML
3750
T69
1933
v.4
LIBRARY
MAR 28 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

第十一卷ノ本（十一 本）

代々中殿作文御遊伶人歌樂叓……一三三
御遊作法ノ事……一三五
管絃作法ノ事……一三七
目錄出（○書樣ノ誤）叓……一三七
管絃講作法ノ事……一三八
法事講次第ノ事……一三九
如法經十種供養ノ事……一四〇
大法會日記ノ叓……一四一
舞番ノ事……一四六
禁裏御笙始代々例事……一四八
將軍家御笙沙汰記事……一五三
將軍家秘曲相傳日記叓……一五三
青蓮院御手習口傳叓……一六二
筆ヲ取叓……一六三
筆持樣綺畠ノ叓……一六三
御手本一段〻〻御習可有叓……一六四
字勢分叓……一六四
筆仕カンヤウタル事……一六五
古賢筆仕事……一六六
邪僻ヲ離テ正敷スカタヲ專ニスヘキ叓……一六七
異樣ノ事ヲ好ヘカラザル叓……一六八
眞行草字ノ叓……一六九
稽古ノ分限露顯スヘキ事……一七〇
稽古ノ間善惡相交事……一七〇

手本多大切之事…………一三七一
手本用捨ノ叓…………一三七一
御筆ノ叓…………一三七三
御料紙之叓…………一三七四
本朝一ティナレ共時代ニ付(テ)〔○補〕筆(跡)〔○補〕分明叓…………一三七六
秋風樂ノ叓…………一三七八
全體樂ニ似タル叓…………一三八〇
八幡宮放生會式略義叓…………一四〇五
帝王管絃御沙汰叓…………一四〇八
女房管絃沙汰叓…………一四〇九
人々異名等所被載仁智箏譜叓…………一四一〇
樂人名人等ノ事…………一四一一
舞人右名人ノ事…………一四一一
御稽古ノ時分ノ叓…………一三七四
當世多消息ヲ手本トスル不可然叓　一三七一
御墨ノ叓…………一三七三
入木一藝本朝ハ異朝ニ超タル叓…………一三七四
能書ヲ被用叓…………一三七七
一子相〔國本文ナシ〕傳ニ云叓…………一三七九
宮寺恒例神叓八幡宮ノ事…………一三八五
樂道古(今物)〔○補〕語諸記ノ事…………一四〇七
親王管絃御沙太事…………一四〇九
攝籙管絃沙汰事…………一四〇九
管絃名人等事…………一四一〇
舞人左名人ノ事…………一四一一
箏巻絃ノ事…………一四一三

箏ノ詠シタリケル哥ノ叓……一四一三
箏ヲ付次第ノ叓……一四一三
和琴ノ叓……一四二〇
梨原集記云事……一四二五

第十一巻ノ末（十一末）

愚聞記ノ抜書少々ノ事……一四二六
神樂拍子合ノ事……一四二八
櫻花宴ノ事……一四三〇
十二律旋宮啚ノ叓……一四三一
反音略頌ノ事……一四三四
弘決云事……一四三五
妙音院配流ノ時御消息叓……一四三六
箏絃縒納次第叓……一四三八

樂換頭ノ事……一四一三
朗詠伽陀今様ナトニ付叓……一四一四
野外行幸叓……一四二一
瑜伽深行時攝意ノ音樂ヲ可用叓……一四二六
（地下伶人ノ事）……一四三〇
內宴御遊叓……一四三一
甲乙輪轉啚ノ事……一四三三
調子相生次第ノ叓……一四三五
妙音天御誓願云事……一四三五
合敛音事……一四三八
根無（〇元ノ誤）抄ノ中事……一四四〇

古樂新樂差別叓……一四〇
十二調子ノ事……一四一
相通ノ事……一四二
妙法曼陀羅供養事……一四五
四條金五〔○吾ノ誤〕御返事……一四八
呂律五音ノ畐ノ事……一五五
新撰髓腦云事……一五六
法華懺法之事……一五九
四ヶ法用ノ事……一五九
懸爪事……一六〇
和琴或人語云事……一六二
神樂ノ事……一六二
風俗ノ事……一六四
方磬幷繪畐ノ事……一六五
調子之次第事……一六五
菩薩處胎經云ノ事……一六七
源氏詞梅カヘ藤ウラハノ事……一六七
音律ノ事……一七二
參音聲樂ノ事……一七五
退出音聲ノ事……一七五
行道樂ノ事……一七五
唐樂器ノ事……一七六
中樂器ノ事……一七六
林邑樂器ノ事……一七六
樂器置ノ事……一七六
三階ノ事……一七六

獻樂器於人幷取布施事……一四七七
亡國音事……一四七七
舞曲入綾二人舞事……一四七九
舞曲大輪事……一四七九
別名說事……一四八三
唐拍子物ノ事……一四八八
有頻拍子号樂事……一四八九
打物拍子說々事……一四九〇
天竺惣十六大國攝(九〔○補〕十万千六百國)事……一五〇〇
異名ノ事……一五〇五
蘓合作者ノ事……一五〇六

第十二卷ノ本(十二 本)

萬秋樂妙法句事……一五四一

古樂七種差別事……一四七七
舞曲新說出來事……一四七八
舞曲小輪事……一四七九
舞曲古今相違事……一四八一
雜々之記ノ事……一四八五
付唐拍子不(〔○補〕一)樣事……一四八八
四拍子物搔ノ事……一四九〇
天竺唐土國名數人名已下事……一四九八
天竺國王次第事……一五〇二
過去七佛ノ事……一五〇五
唐土帝王ノ事……一五〇七
五常樂ノ事……一五四三

薫合香秘說日記事……一五四四
團乱旋ノ事……一五四九
春鶯囀ノ事……一五五〇
三差ノ事……一五五一
薫合香ノ事……一五五二
義貞軍記云事……一五五五
陣可取事……一五五六
王相死囚老ノ事……一五五八
當家軍記事……一五五九
陣取之様幷畐ノ事……一五六一
出陣之時祝之次第事……一五六五
破陣曲事……一五七二
舞装束之事……一五七六
皇帝ノ事……一五四八
陵王答舞納蘇利事……一五五〇
七躰三差口更(マヽ)事……一五五〇
万秋樂ノ事……一五五一
聖德太子碼碯記文事……一五五四
可討敵月日幷方角事……一五五五
兵具事……一五五六
湖〔潮ノ誤〕満乾時事……一五五八
音取事……一五五九
幕布ノ長サノ事……一五六四
陣取諸神勸請事……一五七一
八幡社例事……一五七三
明德五年常樂會事……一五八一

左舞傳事……一五八七
舞曲古今相替㕝……一五九〇
成秋關東ヨリ上洛ノ事……一五九四
被尋下申上事……一六〇〇
六調子姿事……一六〇五
萬秋樂傳記ノ事……一六〇八
雜々物語事……一六〇八
音樂吉日事……一六一三
切々斷絶舞事……一六一五
打乱筥綸畠ノ事……一六一八
孝道口傳ノ㕝……一六一九
弁内侍日記ノ㕝……一六四〇
代々大皷所作㕝……一六四八
樂吹号序事……一五九〇
英秋當道相傳事……一五九一
禁裏御息入被下事……一五九九
七調子渡韓神ノ事……一六〇二
蘊合說日記秘事……一六〇五
三字口傳事……一六〇八
愚哥少々入事……一六一九
舞樂相傳事……一六二四
永正八年御遊日記ノ㕝……一六二六
甘露寺殿御記㕝……一六二八
物語幷陶苔子斗(マヽ)ヨリ三谷〔〇三谷〔山谷カ〕〕㕝……一六三七
六百番哥合ノ事……一六四七
師延カ作靡々樂㕝……一六五三

愚哥少々物語事……一六六四
樂ノ留分別事……一六六四
松浦佐世姫ノ叓……一六六六
愚身記ノ事……一六六六
三體少々事……一六六九
領巾麾山叓……一六七一
浦嶋子ノ篋事……一六六九
充(○菟ノ誤)名員(○負ノ誤)處女ノ息槻(オキツキ)事……一六七二
葛城王賜橘姓事……一六七六
葛木久米路橋ノ事……一六七六
土佐國種間寺大盤(○般ノ誤)若叓……一六七七
樂拍子アタル所分別事……一六七九
伏見翁ノ事……一六八二
佛哲波羅門僧正事……一六八三
大和物語ノ事……一六八三
詩ノ事……一六八四
予(マヽ)記口傳ノ事……一六九一
源氏詞身チツクショモキフノ事……一六八六

第十二卷ノ末(十二　末)

唐人名ノ事……一六九六
唐人樂作者ノ事……一七一三
諸家日記ノ事……一七一七
長歌作事……一七一八
雜物語ノ事……一七二九
至要抄拔書ノ事……一七二四

八相ノ事……一七三七
八苦ノ事……一七三七
鏡ノ事……一七三七
妓樂十二菩薩所作事……一七三九
萬秋樂記事……一七三九
諸曲譜渡事……一七四一
廿五萬秋樂事……一七四二
十二萬秋樂ノ事……一七四五
薫合相傳ノ事……一七四六
圓頓ノ叓……一七五〇
本朝書籍目錄事……一七五二
日蓮大士松野後家御前御返叓……一七五三
源氏詞マホロシ柏木ノ叓……一七五七
日蓮御抄立正安國編事……一七六〇
樂之略頌ノ事……一七六五
須彌山ノ事……一七七四
井蛙抄ト云哥抄物ノ叓……一七七五
和野馬臺ノ事……一七七七
十二調子笛ノ事……一七七八
物語ノ事……一七八〇
古歌少々載事……一七八二
第十三巻（十三）
當家豐原氏系圖事……一七八五
相承血脉ノ叓……一七九一

代々公〔○補〕(私)荒序所作事……一八〇二
狛氏系圖事……一八三二
多氏系圖事……一八四二
大神氏系圖事……一八四九
戸部氏系圖事……一八五二
安部〔○陪ノ誤〕氏系圖事……一八五四
代々師子日記事……一八五八

已上終

永正九歳　七月　四日　　豐原朝臣統秋(花押)

代々中殿作文御遊伶人歌樂等事

寛和四年四月廿五日

笛御所作　左少將濟政朝臣　琵琶中務卿親王具平　左衛門督藤原朝臣　右近中將源朝臣　或執拍子或吹答笙

地下伶人

前武藏守惟風朝臣　右馬助孝義　前能登守則友　春宮少進長能　前上總介公正　主殿少允宗堯　左衛門少尉孝行　左衛門少尉惟信

參音聲　壹德塩

舞左春鶯囀　喜春樂　賀殿　閑此番本ニ不見長保樂歟
右新鳥蘇　地久

延久三年十二月六日

拍子散位公定朝臣　笙キサキヱ與累字也木佐介總左少將季宗　笛參議右中將宗俊　閑玄上　琵琶左大辨經信　閑鈴鹿　和琴左少弁師賢朝臣

治承二年六月十七日

拍子中納言宗家　笙中宮大夫隆季　笛大納言實國　篳篥頭中將定能朝臣　琵琶大政大臣師長公　箏參議家通　和琴少將雅賢朝臣

呂安名尊一反　鳥破以唱哥出之　席田一反　賀殿急二反　律伊勢海一反　万歳樂十拍子　五常樂急三反

御製落句大政大臣詠之 左大將助音　令月兩三反　徳是四五反

一　建保四年十二月八日

拍子前中納言　笙關白　笛修理大夫　篳篥　琵琶前大納言　箏右三位中將　和琴宰相中將

弘安八年七月廿三日

拍子大納言公孝　笙大納言房名 赤丸私器〔朱〕　笛一品良教 平礼〔朱〕　篳篥右中將兼行朝臣　琵琶大納言春宮大夫實兼 玄上〔朱〕　箏左大將兼忠 伏見〔朱〕　和琴三位中將良宗 鈴鹿〔朱〕

呂安名尊一反　鳥破一反　席田一反　賀殿急三反

律伊勢海一反　万歳樂十拍子　五常樂急三反

御製落句一品二反　令月一品三反　德是三反德大寺詠之

元亨三年六月廿日

拍子左大臣實泰公　笙按察大納言親房　宰相中將公泰　笛前右衛門督敦定　篳篥前右衛門督兼高　琵琶

御所作　右大將實衡　箏春宮大夫公賢　和琴大炊御門中納言冬信

呂安名尊一反　鳥破一反　席田一反　賀殿急三反

律伊勢海一反　万歳樂十拍子　五常樂急五反

御製落句左大臣　此外無朗詠高祖英秋自筆記之寫入之

御遊作法前ニ載大略同、皆所侍アヒタ重テ書之　量秋自筆之記

先所作人着座

次置樂器於伶人前所役之人持參笛莒納物兼取集之笙篳篥笛拍子笙入替笛故實也自上首取樂器次第取下之空莒置座末絃琵琶箏和琴　次

笙上首吹出雙調々子若有下藹者聊氣色。次篳篥音取吹調子一句。次笛音取吹調戸部笛吹音取篳篥之時笛又音取篳篥吹調子之後笛吹調子　次琵琶調之・引七撥彈搔合。次和琴虫クイ不見　調一說彈搔合等立柱引緒合絃管合

聲調子終之時笙吹殘七息此內拍子人打拍子和琴菅攬以後催馬樂料直柱[笨]　一調子止之時出催馬樂。雙調々子

催馬樂琵琶　和琴箏付歌人付之
琵琶　箏雖何面何張同彈之

樂只拍子如例　笙吹殘息數同調子

催馬樂

樂　初反笛　笙　篳篥　琵琶　和琴
箏

第二反笛　笙　初中後間止之笛笙止之後暫吹之止之
琵琶　和琴　箏

第三反琵琶　初間止之　和琴　琵琶止之後
箏引終之於篳篥時々付之　一二句彈止之

樂次第之樣同前

平調々子　次第之樣同前但和琴爪調後
彈搔合終菅攪

催馬樂

催馬樂或樂

樂只拍子如例　若樂次無催馬樂者笙吹止息六

催馬樂

樂殘樂次第　如雙調

事終後取上笛莒納樂器（先度納笙今度啻々懷中故實也）本役人取樂器退入自下﨟起座退

御遊之儀假令之分注之催馬等幷樂員數々反等可隨時

管絃作法

先樂目錄人數事先達人幷伶人等能々可談合樂員數七若十可隨折三臺傾盃樂兩樂ヲハ破急之中ニ（コノ口傳前ニアレトモ管絃作法ノ內侍事ナレハ重テ書之ト思ヘシ。如此事マヽアルベシ）他之樂ヲ用事在之以外秘事也。其故ハ兩樂共ニ不加拍子之間惣礼ニ此樂之破ヲノ餘樂ヲヘタテヽ末ニ彼急ヲスル也。邂逅事也。目錄書樣折紙先書調子次樂假令如此歟。

平調

万歲樂　甘州（二字樂各始三字樂名引下テ書之有人不審之間相尋行房朝臣之處加署々物同下字云々於樂獨可尋伶倫歟）　春楊柳　五常樂序　同破　同急

林哥　自餘調子樂可准之（並テ横ニ可書之）　次各着座手宛事堂上地下故實之輩可定之歟。　次樂器等置之。樂目錄置音頭笛吹前与奪下﨟之時付下之先調子笙上首吹出之有下﨟者聊氣色吹替息之後次第付之。次篳篥音取吹調子一句。次笛音取鞨鼓調之（甲乙之音）打音取（來　來來　來　生生　生生生　來）　次笛、吹調（案大神笛樣）子自第三句鞨鼓下諸來次第。次琵琶調之引七撥彈合。次箏立柱引緒合絃管和合笛調子終之時鞨鼓交生槌打了（戊調子中三段ニ交生聲）。笙吹殘調子竹聲六息（延三火二又延吸息）自餘同止之戶部笛之樣見御遊所

樂
初反
笛音頭吹出之下﨟同之　鞨鼓、大鼓笙付之早八拍子幷延四拍子初拍子早四拍子第二付之　鉦鼓、琵琶、箏、篳篥自初反至五反時々
吹之
第二
同初反大鼓加拍子鞨鼓鉦鼓同之、此反末下﨟吹物止之上首笙、笛、琵琶等等有之
第三
上首笙初中半止之乘與時至此末　笛、琵琶、箏
第四
笛初中後隨時止之　琵琶、箏、
第五
琵琶初中之間止之　箏引終　此時堪能篳篥同吹延止之。邂逅事也而近代不知子細之者如此比興事云々。
樂乘興之時自五返終詞琵琶上首至六反頭彈之箏隨引之其後琵琶閣之如此事不過一兩度歟乞如本〔〇乞恐衍ナルベシ〕

管絃講作法
先堂荘嚴。次伶人上下着座。次置樂器於伶人座前。次僧侶着座。次伶人奏調子。同管絃　次樂惣礼衆只拍子次第同管絃但不加拍子不登高座之樂者或師進此時着礼盤。　次伽陀惣礼衆　次式第初段。次樂自是加拍子。　次伽陀。次式第二段。次樂自是有小樂者可有數反五反三反可隨時殘樂之樣見管絃之所。　次式第三段。次樂子細同前。　次伽陀自是可有付物上首又堪能人付之カリサカリノ時可

加𦊆酌カリサカ（朱）上下。　次式第四段。　次樂子細同前。　次伽陀子細同前　次式第五段。　次樂子細同前　次伽陀子細同前。
　次樂号下樂或師下礼盤取香炉三礼若一礼置香炉向本座後ウシロヘ（朱）佛ヲナス時加拍子、又自第三第五有加說雖諸小樂加三度拍子加所定樂陵王破不用之故實歟。　近撰之圖歟。
七段三段式之時以之可准據雖五段式有傳供幷登高座者樂九歟。
講終之後有鄧（〇鄧ノ誤ナラン）曲等者其後又樂一号樂曲

法事講次第
先亂聲此間僧衆入道場略儀之時無之
次調子無言行道三匝ノ後止調　略儀之時無之
次惣禮樂只拍子不加拍子
次初奉請
次序、次樂、召請、次樂、登高座三禮　地讃已下、次樂、觀音讃、次樂、勸行座　但當時樂已前用之儲案歟
次梵偈、地讃、次樂略儀之時無之、　次地獄段、下局、次樂、高座、地讃多用樂之時者道場淸淨之前ニモ有樂此後舍利弗若有善男子善女子之前可有樂但當時略之又戈六方段之前可有之、是者希有之、又十惡懺悔之前可有之、如此略儀之時モ此三ノ中一座必可有之、　次唱讃前之樂、次後讃、次樂、後序、次下樂

已上

如法經十種供養　近代略儀注之

先伶人着座　次吹調子盤渉調

此間衆僧入道場

次樂只拍子。号惣礼樂不加拍子。惣礼伽陀七言我此道場　次樂傳供不加拍子。次伽陀第一花、第二香各五言。次樂。次伽陀第三瓔珞第四抹香。各五言。次樂。次伽陀第五塗香、第六燒香。次樂。次伽陀第七幡蓋第八衣服次樂。次伽陀第九伎樂第十合掌。次樂。次伽陀廻向。次樂不加拍子

此間導師登高座說經了。下高座。次樂号下樂加拍子

五卷日行道列次第号薪行道

先舞人左右各三人

左英葛 藤葛　忠葛　右忠信 忠淸　忠國

次奚婁左正葛　次壹鼓右忠興

次鞨鼓左則宗　次二鼓右晴方

次揩鼓左近經　次三鼓右行員
次笙二人左右　左氏秋右幸秋
次篳篥二人左右　左季長右季久
次笛二人左右　左景房右景親
次大拍子　左葛與　次銅拍子　右行枝
次大鼓　左遠秋　次鉦鼓　右久秋
次威儀師　次衆僧散華師在前
次薪　次菓籠
次禁裏御捧物　次院宮御捧物
次公卿　次殿上人　次不參公卿殿上人捧物
已上此記諸家ニ可有當家ニモ侍
今所載者行列之次第斗書之
大法會御室糸管抄被載所少々書之
雲林院塔供養　應和三年三月十九日

〔困〕見式
左春鶯囀　万歳樂　秦王　玉樹
散手　喜春樂　太平樂　陵王
右古鳥蘇　新鳥蘇　狛桙　綾切
貴德　地久　酣醉樂　納曾利

法勝寺御塔供養　　永保三年十月朔日
〔困〕見式
〔困〕匡房卿記云
左万歳樂　蘇合　散手　太平樂
打毬樂　陵王
右地久　新鳥蘇　歸德　狛桙
林哥　納曾利

皇大后宮小野御塔供養　　嘉保二年三月十四日
〔困〕同記
左万歳樂　散手　陵王
右地久　貴德　納曾利

圓融寺供養　　天元六年三月廿三日
左春鶯囀　散手　輪臺
右古鳥蘇　歸德　納曾利
右或說云、陵王依無面形不舞之仍如此番敟。珎侍間載之

圓乘寺供養　　天喜三年十月廿五日

囲以或說書之　左　万歲樂　蘓合香　太平樂　陵（落龍〔イ〕ニヨル）王
右　地久　新鳥蘓　崑崙八仙　納蘓利

法勝寺供養　承曆元年十二月十八日

囲以經信卿書之　左　万歲樂　秦王　胡飲酒　打毬樂　陵王
右　地久　林哥　新靺鞨　狛桙　納曾利

鳥羽九躰阿彌陀堂供養　久安三年八月十一日　秦王　皇仁ト番也。
略テ不書之。

金剛心院供養　仁平四年八月九日　賀殿　古鳥蘓ト番也。
余略之。

金剛勝院供養　康治二年八月六日

左　万歲樂　蘓合　胡飲酒　太平樂
打毬樂　散手　蘓莫者天王寺舞人依召舞之　陵王

右　地久　新鳥蘓　新靺鞨　林哥
狛桙　歸德　八仙　納蘓利

仁和寺同堂供養　天慶二年

春鶯囀　散手　皇麞

太平樂　陵〔原龍〔イ〕ニヨル〕王　納蘓利

永承五年三月十五日

法成寺講堂供養

左 春鶯囀　万歳樂　太平樂
胡飲酒　還城樂

右 新鳥蘓　地久　狛桙　新靺鞨　納曾利

同金堂供養　治曆元年十月十八日　秋風樂　退宿德ト番。　自余略之。

朝覲行幸　康平三年三月廿五日

左 春鶯囀　青海波　採桑老　陵王

右 新鳥蘓　狛桙　新靺鞨　納曾利

寛治二年正月十七日

左 万歳樂　蘓合　青海波　秦王　打毬樂
散手

右 地久　新鳥蘓　林哥　新靺鞨　狛桙
貴德

同十九日　蘓合　林哥　余略之

同七年正月三日　採桑老　綾切ト番之。〔〔イ〕余略之アリ〕

御賀　康和四年白川院五十御賀　試樂三月九日

左　万歳樂　春鶯囀　胡飲酒　青海波
　　太平樂　賀殿　陵王

右　地久　古鳥蘇　林哥　納蘇利　賀殿番不見　敷手
　　皇仁　林哥

相撲節　延長六年　召合七月廿三日

左　蘇合　散手

右　古鳥蘇　歸德

拔出同廿八日

左　皇帝　万歳樂　秦王　三臺　太平樂
　　陵王　見蛇樂

右　新鳥蘇　綾切　狛桙　皇仁　慟海樂
　　納蘇利　狛犬

寛弘二年　召合七月廿八日

左　拔頭　右　納蘇利

拔出同廿九日

左　蘇合　散手　青海波　還城樂　猿樂

右古鳥蘇　歸德　狛桙　桔桿

長元七年　拔手　七月卅日　釵氣褌脱アリ

已上絃管要抄少々拔書之

舞番同絃管要抄之載所也。前撰ト相替之間記之

左	右
皇帝	新鳥蘇
團亂旋	古鳥蘇
春鶯囀	退走禿
蘇合香	進走禿
已上大出	
玉樹	綾切
桃李花	皇仁
喜春樂	白濱或地久
萬秋樂	地久或皇仁

秦王　皇仁或林哥或八仙

菩薩　•曾〔イ蘇〕利古

迦陵頻　胡蝶

賀殿　長保樂或地久或延喜樂

北庭樂　崑崙八仙

承和樂　仁和樂

万歳樂　延喜樂或地久

三臺　皇仁或長保樂或酣醉樂

甘州　酣醉樂

五常樂　登天樂

皇麞天王寺舞之　陪臚同

傾盃樂　胡德樂或林哥

太平樂　狛桙

打毬樂　垣破 或狛桙
春庭樂　石川
秋風樂　都志 或白濱
蘇莫者 天王寺舞之　蘇志摩 或林哥
輪臺青海波　敷手
採桑老　新靺鞨 或林哥 或胡德樂
胡飲酒　新靺鞨
散手　貴德
拔頭　八仙 或林哥 或新靺鞨
還城樂　林哥 或八仙 或納曾利
陵王　納蘇利
已上於末代明鏡抄物記也
禁裏御笙始代々御例

後光嚴院　御師範　龍秋治秋高祖父

延文三年八月　被仰出大慶之至也

六日禁裏御笙始事自三條中納言殿被下女房奉書。

十四日庚辰禁裏御笙始之儀有之入夜着衣冠上絬參上藏人左兵衛佐殿嗣房御奉行也。先出御于朝餉藏人佐殿被卷御簾御笛筥兼被置之歟御笙鐙繪丸。次一條前中納言殿當流門弟內依爲宿老故可有御祗候之由兼日被申仍御參也御參着御前次龍秋參上着座軒廊北簷下地上敷打板其上敷円座、次一條中納言殿令氣色給先吹平調音取。次万歲樂只拍子三手次　主上同被遊之今度無御音取。次龍秋退出次入御云々　御所作誠以殊勝御器量無比類者也。信秋成秋內々祗候共衣冠也

御笙事日來內々山科殿龍秋弟子有中御沙汰而御器用御數寄共以爲拔群御事之間此間就御沙汰今夜有御笙儀尤以珍重之　亡父治秋記之

後圓融院　御師範　信秋治秋曾祖父

永和元年六月

廿九日主上御笙始事自三條帥殿被仰出當道之眉目畏入者也

同八月

廿八日禁裏御笙始也信秋雖爲歡樂依別勅使參衣冠上絬着座公卿中御門宰相殿宗泰以朝餉爲其所先出御簾中藏人右少弁殿俊任參進卷御簾。次中御門宰相殿御着座東面。次中御門宰相殿任御氣色被召藏人弁殿可召信秋之由被仰之。次藏人永行降中門切妻被召之、其時信秋參進御前着座軒廊打板上敷疊爲座。次英秋着座信秋座末也。用圓座信秋手不合期間爲代官爲所作也。次中御門宰相殿氣色信秋其時信秋又氣色英秋之後吹平調音取太子丸〻次吹万歲樂只拍子始三句吹之。次主上取御笙生源寺御万歲樂同三句被遊之。次信秋退出次入御次中御門宰相殿御退出亥尅斗也。

後小松院　御師範　量秋祖父　重秋改名治秋、

明德三年十一月

三日禁裏御笙始儀有之量秋着衣冠上絬參上子尅斗室町殿樣御參內先以前兵衛佐殿永行萬歲樂可申入歟之由被仰下勿論事候之由申上之其後室町殿樣御出万歲樂久不被遊御不審之由被仰下之間委細旨申上畢其後有御參內〻有申御沙汰者也　丑尅許其儀有之藏人左少弁殿宣俊御奉行也先　出御于朝餉。次室町殿樣御着座。次左少辨殿有御參被卷御簾半斗歟。御笛宮兼被

置儲歟。御笙太子丸。次被召左少弁殿量秋可召之由被仰辨殿降中門可參進之由被仰仍量秋參上着座軒廊北簷下敷打板其上敷円座。次室町殿樣御氣色有之先吹平調音取、次吹万歳樂只拍子三手。次主上取御笙同三手被遊之。次量秋退出次入御云〻寅剋斗室町殿樣還御也。後日御太刀御馬被下之。

御器事兼日被申室町殿之可有御持參之由被申之處無其儀歟。臨期量秋器可進上之由被仰下仍太子丸進上重今、一管可進上之旨被仰下又鑁繪丸進上二千石定秋申預之間召寄之其後鑁繪被返下其時二千石只今召寄可進上仕之旨申上之處、主上太子丸可被遊之量秋可仕之由被仰下用二千石畢今夜儀一向室町殿樣申御沙汰祝着面目不可過之者也。

永德二年三月廿六日雨下禁裏蘓合御傳授也。兼日內々被仰下之而秉燭之程着衣冠參內亥剋斗英秋、藤秋、定秋、氏秋、量秋同着衣冠相從有御傳授之義出御朝餉將軍家有御參被上御簾半許也。于時左大臣右大將次將軍御着座御衣冠下結信秋軒廊下儲打板其上敷疊赤端着座但所勞之間參今儀依不合期以別儀出御已前着座。次召英秋、信秋左方庭上敷円座祗候英秋吹盤涉調音取。次主上被遊出蘓合序五拍子之御器二千石英秋令御共吹之器火置丸次四帖始五手英秋仕之。次主上又同五手被遊之。次英秋持參御奧書

頭中將殿取之被進將軍家被召之被進御前此御與書蕉合万秋樂兩曲書載之舊院兩曲一度御傳授之間以佳例如此書進上但今夜蕉合斗御傳授万秋樂追可有練習之由申入畢。信秋病躰不能取器之而以今案之儀如此申沙汰早。次自臺盤所妻戸御簾下被押出御衣唐織物三衣將軍家有起座被取之被懸下信秋起座於砌下給直退出了次又自同所被出御衣二衣同將軍家被召之給頭中將殿、頭中將殿召英秋被下之、在所同前。次將軍家有御參被垂御簾。次入御。次將軍家御退出。次將軍家內々被召英秋今夜之儀嚴重併御申沙汰之故也。定令自愛歟之由可傳仰信秋之由被仰下了云當座爲後代面目之至無比類者也

廿七日御馬杖仰下之青色馬夫二人引之。

同日東洞院殿依被下御馬鴾毛

廿八日自將軍家御馬御太刀助眞卜早被下之有目眉歟至蕪懸筆端者也。御進上御太刀者黑作早。

同夜禁裏御遊始也。以議定所爲其所御裝束樣委細程差圖子尅事始先出御御簾將軍家御參。次所作人御着座將軍家直衣下絬笙今出川前內大臣殿公直直衣下絬琵琶三位一條殿直衣下絬笛實音大炊御門大納言殿宗實衣冠和琴下絬洞院大納言殿公定直衣下絬拍子前源宰相殿成賢束帶付哥中山宰相中將殿親雅直衣下絬笛。次殿上人楊梅中將

殿雅邦東帶鎭案簾中箏新右衛門督殿御局、次頭中將殿持參御笛箱御笙被入將軍家被召之被進御前、次左兵衛佐殿資藤持參臣下笛箱並將軍家御前次第取下之。次永行美濃守持參琵琶。次藏人知季持參和琴。次御遊始、呂、安名尊、鳥破、席田、鳥急殘樂笙將軍家三條一位殿胡飲酒破殘樂笙御所作笛中山殿律、万歳樂、伊勢海、三臺急殘樂笙將軍家笛二位殿事終本役人撤御遊具、次入御、次面々御退出、後日御馬以下被引下此御馬者將軍家御進上御馬也、畢御太刀者不記

將軍家御笙沙汰記

康暦元年二月九日夜將軍家御笙始之儀有之信秋衣冠英秋、藤秋、定秋、氏秋各布衣御座敷泉殿上九間東面先信秋參上円座祗候。次廣庇円座一枚敷英秋參上祗候。次御出御裝束。次英秋平調音取、万歳樂三手吹之御所同三手被遊之、信秋依病氣以代官義英秋吹之。次朝日三郎右衛門尉以御太刀出信秋給之。次御衣紅梅同給之。次英秋御太刀給之藤秋、定秋、氏秋各一重被下纏貫。次御所入御。次信秋以下各退出。三寶院殿冷泉三位殿廣庇御祗候。十日自日野左大辨宰相殿御馬一疋栗毛被引下自將軍家俸祿御馬一疋河原毛被置鞍被引下則三寶院殿、引進畢。今度御笙始沙汰依有御申沙汰也。

十三日自日野頭中納言殿御馬一疋栗毛被引下

六月廿九日夜將軍家箏合御傳授之儀在之先信秋着衣冠參上円座祗候。次出御本尊東脇御座。次中御門中納言殿宗泰直衣御着座。次英秋布衣庇円座祗候。次英秋音取。次御所箏合序被遊出英秋令御共吹之五拍子也　次十二拍子始大鼓一拍子申入又奥序吹申入。次四帖初一拍子申入末略之。次御太刀御衣被出役人彥部伊豆守。　次英秋御太刀衣被下、藤秋、定秋、氏秋各一重被下練貫。次御所入御。次中御門中納言殿御退出。次信秋退出畢。自禁裏御馬一疋被引下武家秘曲傳授目出被思食候由也。被仰下畢。有目至無極者也。

廿日御所俸祿御馬栗毛被置鞍被仰下自日野殿御兄弟各御馬一疋被引下共栗毛

七月七日將軍家於上御所七夕御樂在之

盤涉調

採桑老　箏合序三帖急　白柱　輪臺　青海波　千秋樂

笙、御所作始中御門中納言殿、冷泉三位殿、山科少將殿、英秋、定秋、氏秋。

篳篥、楊梅少將殿、季村、季英。

笛、山科少將殿、景繼、景房。
琵琶、園宰相殿。箏、室町宰相中將殿、簾中四張 鞨鼓、景永。大鼓、藤秋。樂所皆布衣

　爲聽聞、信秋參畢。

十一月八日子刻將軍家万秋樂御相傳信秋衣冠英秋、定秋、氏秋各布衣、信秋俸祿御太刀蒔繪白具足二衣英秋御太刀梅皮白具足二衣、藤秋定秋氏秋各練貫一重被下之御馬明日可被引下之由以彥部被仰下

九日自日野藤中納言殿御馬一疋黑駮被引下自日野東洞院殿御馬一疋鹿毛駮被引下入夜自御所御馬一疋栗毛被置鞍被引下。

十一日。〔「斯波義將」ノ註アリ〕自管領將軍家秘曲御相傳目出被思食候由被仰御馬一疋月毛被置鞍引給之。

廿二日夜於將軍家花御所御樂在之　盤涉調
採桑老　万秋樂序破六帖　蘇合三帖急　白柱　輪臺　靑海波　千秋樂
笙御所作、山科右衞門督殿、冷泉三位殿、山科少將殿、國秋、英秋、房秋、定秋、氏秋。
篳篥、楊梅中將殿、季村、季英。

笛、室町前宰相殿、中山前宰相殿、景繼　景房、景秀。
琵琶、園前宰相殿。箏、室町宰相殿、藤中二張　羯鼓、景永。大鼓。藁秋
同廿四日。自將軍家御太刀一振白打クルミ　万秋樂爲御所作始賞被送下又御笛一管師子丸　金廿兩先日万秋樂御相傳俸祿不足之而被下之故將軍家長壽寺殿御相傳之時火置丸被下之其御例之由被仰下畢。
同二年三月三日　禁裏御樂將軍家御參內申尅

平調

万歳樂　陪臚　三臺急　春楊柳　甘州　五常樂破急
笙、將軍家右大將殿　山科民部卿殿教言、一條宰相中將殿公勝、右兵衛督殿教繁。冷泉三位殿永季、內藏頭殿教藤、山科少將殿教冬、英秋、房秋、定秋、氏秋、量秋。
篳篥、季村、季英。
笛、御所作、大炊御門中納言殿冬宗、室町前宰相殿公彥、中山頭中將殿親雅、綾小路少將殿信俊、山科新少將殿教遠。景永、景房、景秀。

琵琶、今出川大納言殿(實直)、園前宰相殿(基光)。
箏、室町前宰相中將殿(季顯)、簾中(四張)
鞨鼓、景繼。太鼓、藤秋。鉦鼓、守秋。朗詠三首
德是 山桃、綾少路宰相殿(成賢卿)、(同少將殿)信俊朝臣。
六月十九日、將軍家、甘州只拍子、御相傳賺物所勞以外之間(アヒタ(大))以英秋申入御奧書(ヲクカキ(大))進上英秋令
持參其詞、
甘州只拍子不殘說々口傳所授申上將軍家也。
康曆二年六月十九日　從四位下豐原朝臣信秋(判)
御相傳以後御大刀(梅皮)　英秋拜領。次於円座山科少將殿同甘州只拍子御相授英秋申入奧書進
早。
廿三日自將軍家以朝日三郎右衛門尉先日甘州只拍子御相傳之捧(マヽ)祿御馬一疋(黒)御太刀(梅皮)被送
下之御使小袖一重(上練貫下スヽシ)杉原十帖引出物遣之。
八月廿七日將軍家、皇帝、團亂旋御相傳於上御所在之御座敷南向六間先信秋着座(衣冠円座)。次

山科民部卿殿御着座（衣冠）。次御所御出（御直衣）。次英秋（布衣）被召廣庇祗候円座可音取仕之由申含之間壹越調音取吹之。次遊聲序帖々各三手中入則團亂旋同各三手中入事終後以轉日三郎左衛門尉（同）御太刀（梅皮白具足）御衣（唐織物、ヒ子リ重）金二十兩拜領、次太刀（梅皮）御衣（ヒ子リ重）拜領（役人布衣前同）藤秋、定（同）秋、氏秋、各練貫一重被下御奥書進上民部卿殿取次被進御前、御笛箱役山科少將殿、事終後御所入御。次民部卿殿御退出。次信秋退出早。

御奥書詞云

皇帝破陣樂幷團亂旋所奉授將軍家也。〔一義滿ニハリガミ也〕聊隆爲早速云御器量云御數寄拔群之上信秋尤病又就期日之間授申入者也。

〔一後円融院ニハリガミ〕
康暦二年八月廿七日　從四位下豊原朝臣信秋（判）

今夜禁裏御馬（河原毛）被引下武家秘曲相傳目出御沙汰也。眉目之至難掛以書端者也。
廿八日未明ニ自日野藤中納言殿依大樹兩曲目出ノ由被載狀御馬（佐目）引給之冷泉三位殿ヨリ傳給早。〔一斯波義將ニハリガミ〕自日野別當殿同有御沙汰御馬（瓲毛駮）引給之。
廿九日自管領一昨日將軍家兩曲御相傳目出之由被仰御馬一疋（月毛）御太刀一振送給之。又自万

万里小路中納言殿嗣房 同被賀仰御馬一疋佐目 引給之畢。
永德元年二月十七日禁裏御遊將軍家有御參。
呂、安名尊 鳥破 席田 胡飲酒破。律。万歲樂 伊勢海 三臺急 五常樂急
笙、將 軍 家器呂二千石律蓮智門 民部卿殿器太子丸教言 篳篥、楊梅少將殿兼邦。 笛、御所作帥大納言殿器橋立實音。
琵琶、西園寺大臣殿西山。箏、室町前宰相中將殿季顯。和琴、大炊御門大納言殿宗實 拍子、綾小
路前宰相殿成賢 末拍子、綾小路少將殿信俊
十九日自將軍家先夜御遊御所作俸祿御太刀一振御馬一疋月毛 被送之下御大刀一振英秋拜領
畢。
三月二日將軍家御布衣 蒔合四帖只拍子御相傳信秋衣冠 英秋以下面々布衣 御相傳以後御太刀梅
皮
御衣拜領英秋御太刀一拜領役人朝日三郎右衛門尉也
十二日、將軍家舞御覽成行幸自昨日十一日御方違 御逗留之間在之荒序採桒老以下在之委細注別紙。
七月廿三日、將軍家任大臣御參內
廿四日、大臣大饗於上御所被行之御遊在之。笙、御所作、山科宰相殿教言。篳篥、楊梅少將

殿（囗兼邦アリ）。笛、德大寺右大將殿。琵琶、菊第大納言殿實直。箏、室町中納言殿季顯。拍子、綾小路少將殿。呂安名尊　鳥破　席田　鳥急　胡飲酒破。律、万歲樂、伊勢海　五常樂急。地下祗候英秋五位定秋六位氏秋兵衛量秋同季英同各束帶各祿給五位タ、キヌ六位卷絹各一

廿七日、自將軍家大饗御遊御所作無爲目出被思食殊更御馬一疋鹿毛被引下山科少將殿御奉行御奉書也。

八月廿五日、將軍家明後日廿七日可有荒序御相傳之由御敎書到來。

廿七日、夜荒序御傳授之儀在之雨下其時天晴、信秋束帶英秋衣冠藤秋、定秋、氏秋、量秋各布衣召具

御座荒鷹信秋同之本尊妙音天先信秋着座。次內大臣家將軍出御御衣冠下絬。次山科宰相殿敎言御着座衣冠下絬。次山科中將殿敎冬。次御笛箱被參。次御燒香在之。次陵王音取被遊。次荒序一帖申入。次破英秋令御共一反。次御奥書進上之。山科宰相殿立座被進御前本座着座。次衣、山科中將殿持參、信秋給之。左肩懸之爲拜也。次衣英秋給之。次將軍家入御。次宰相殿御退出。次信秋以下退出畢。當座俸祿御衣斗也。其後以英秋御臺御方へ賀申入之時信秋御衣英秋御

小袖一重被下其後歸宅畢。今夜御馬一疋河原毛 被仰下進上奧書文書畢。陵王之所ニ載之。仍略之。

廿八日、早旦自日野按察殿御馬一疋栗毛 被引下自御所御太刀一振打梅皮金具足 金一裹十兩 被下

廿九日、自御所俸祿御馬鹿毛 被置鞍被引下所領一所御下文拜領丹波國籾井下司職也先立方秋樂御相傳之時モ爲彼賞攝津國少所二ヶ所拜領名當知行也。

手習稽古次第　青蓮院二品親王御撰

篇目

執筆事　御本一段〻〻可有御稽古事
字勢分事　筆仕爲肝要事
古賢筆事　離邪僻可專正姿事
不可好異樣事　眞行草字事
御稽古時分限露顯事　稽古間善惡相交事
御稽古時分事　手本用捨事
手本多大切事　以消息不可爲手本事
御筆事　御墨事
御料紙事　入木道本朝超異朝事
手跡時代分明事　被用能書事

已上廿ケ條

御手習間可得御意條々

一筆を取事

御稽古の始より取定しめましますへく候、あしく取つけぬれば取なをされかたき事にて候。其取やうには中のゆび、たけたかの兩節の中央に筆を置て、頭指くすし〔〇人さしノ誤〕のそばを大指の腹とにて押てとり下也。無名の指くすしと二をばにきらすして、ひしとよせて中の指の下にかさねて、中の指の力になし候也。たな心のうちをはうつろになしてにきらす候。大指のふしをは立たるもそらしたるも見にくし、よき程に候(マヽ)べし。筆をよくとり候へば手つきもまろ〴〵として見よく候也。此とり様は、始は取にくき樣に候へとも、後にはことによく候。筆も自在につかはれ字もよくかゝれ候あひだかくのことく取を本とし候也。筆のとり様あしく候へば、字もしたかひてよろしく候はず候。筆をいかほともよくよとりち也。圖繪在別

弘法大師の執筆法には圖繪を誡られたり、それもいさゝか今の取樣ニハたがひたる間さらに圖之

一御手本一段〻〻御習あるべき事

御本一巻を一度ニ首尾ならはしめ給候事は候へからす。詩一二首なごを取返〳〵數反數日御稽古候て御本の面影さは〳〵こ御意に浮てそらにあそはされ候こも無相違候ほごになり、後次第〳〵に奥を御習あるへく候。始より稽古しぬれは後にはそれ程こうも入候はねこも安相似候也。

一字勢分事

初心のときは本より事外大にかゝれ候事にて候。只手本の文字ほどに習候也。又いかにも本よりは大にて筆ほそに成候事にて候。これはあしく候。字の勢大に候はゝ筆ふとに本よりもふとくてこそ相應すへく候へ。しよせん字勢に筆のふとさもたかふへからす。手本よりもいさゝか見まさりなるくるしからす候。本よりはちいさくはあそはさるへからす候。

一筆仕かんようたる事

紙上にいなし（本ノマヽ）〔○流布本「字をなし」トアリ〕候事能書も非能書も同事にて候へとも、筆づかひによりて善悪相別候、その筆つかひのやうは古筆をよく〳〵上覧候て可有御心得候。就其若御不審の事候はゝ仰下され候て申入へく候、しよせん手本を習候に付而字形と筆つかひとをよく習候人は一ちにして相違なく候。もしあしく習候人ハ文字すかたをにせ候はんと候へは、その姿は似候へとも、筆勢をうつし得す候へは精靈なきごとくに候也。これはいたつら物にて候。假令字形にて人のかたち筆勢ハ人の心さうかうをき（本ノマヽ）〔○をハそノ誤カ「行跡」ナリ〕にて候。しよせん諸道の習學は心の上の所作にて候間、只能古賢の心にもとつきて、その道をまなひ候へば、自然に妙を得候也屈曲横竪の點一々に不任自由、先哲のかうせきにした

かひて筆を下候へは、をのづから通達し候也。御稽古の始は相撲筆をしつかに能々執してあそはされり〔〇ニ〕候へく候〔ヵ〕。御通達の後は御筆にまかせて候とも不可有相違候。筆法は孔子の詞に、七十にして心のかんする所にしたかへとも、のりをこえすと申て候は是にて候。御手跡稽古も是をもつてたへぬこすへく也。

一古賢筆仕事

此事古筆をひらいて御心得候べきよし右に載早。ここ葉をもつてのへかたく、筆をもつてしるしかたき故也。但さる／＼ちきん〔〇昵近ナリ〕もかなふへからす候上はきこ申ひらきかたく候。然又この一ヶ條第一ここにかんよう候也。仍こゝろみに筆語のをよふ所まてはかきのふへく候也。古賢能筆のふてのつかひやうは、いつくにも精靈ありてよわき所なし。筆を立はしめて引はつる所に點ここに心を入てあたなる所なく書へき也。をる所にもたゞ木の折たる様にはあるへからず。心をこゝめて折也。能書は筆を打立所引終る。非能書のかきたる物は木なごを折かけたる様にて用のなき也。しよせん一點を下ここに此心をおもへはあたなる點あるべからず。一點もあたなる所あれは一字みなわろくみゆ。まして一字を

心をこゝめすはさながらいたつらものなり。ひろく是を申候はゝ浮雲瀧泉の〔〇原字アルカ入木抄には「勢」とあり〕龍虵の宛轉たるすかた、老松の屈曲せる木立也。是しかしながら古筆の筆づかひはこれにて候。義之が筆の圖にしが様に引かへして候點を万歳の枯藤こ申て候。此等にて候。御心得のあるべく候也。しよせん能書の手跡はいきたる物にて候。精靈魂魄の入たるやうにみえ候也。字の勢分よりも大に見候。用を具足したる故にて候也。

一邪僻を離て正しきすかたを専にすべき事

此道を不知口傳を受すしてなましるに道につき候こもから、その心正路にかなはす必邪僻を起すなり。古筆を見ても極てなひやかにうつくしき所をは習すして達者の筆勢をふるひて、眼前の風流たる所のをよひがたく目こをき様をこひねかひてうつさんこする也。返々しかるべからざる事也。其位にゐさたまりぬる上の所作はこもかくも自在也。なにこ書たるも殊勝なり。これをあしく習候へは正しき所をはうつしえぬまゝに、ふこ目たつ所こもにせ候事極てあしく候也。只返々聊も異様に目をかけすしてひこ筋に正路にしたかひてたゝしき所をならひ候へは、其筆に達し候ぬる後ハ自在無窮の躰をも心にまかせてかゝれ候

なり。曲折風流を本とし候へは更に風流曲折もうるハしくはうつされす候。見しらさる人は其躰はかりをあさくみなして相似たりと見候へとも道をしりたる眼前にはあらぬ物にて候。うつくしくかゝむとて筆をつくろひて、わなゝきかきたれともよはくかはゆけにこそ候へ、一切うつくしくはみえず候。又つよからむとて筆を紙につよくあて筆をあつかひ候へは、只狼籍にあれたるにて候。さらにつよくは候はす。かくのことくの事をみな外道の邪見なとは申候、道の魔障にて候也。この道にかきらす其實を申候へば佛法のさとりより赴て世俗の伎藝にいて候へバ、管絃音曲詩哥いつれも諸道の邪正是にて候、用捨あるべし。一切の事其理は二候はず候也。其さとり又ひとつにて候。されはしんらの万法さなから實相の一理にて候。

此二ヶ條ことに詮要にて候。能々御心得あるへく候

一異様の事を好へからざる事

初心のことき器量ある人は左字倒字うつほ字等ふてにまかせて書こと世にけうありてうらやましく覺候え。したがひてこれをかくその骨あれは人も此事をもてなし、我身もけふに乗

ゆ程に、一かう是か正しうに成て、本躰のけいこはつきに成事返々しんしやくすへくゆ。か丶る事をこのむ人の手跡は是様の事をかきたるハさるやうにみゆれこも、こくしんなる清書はいかにもひか事書たるにはおこりゆ也。太本意なき事也。是を好用は毎事なりかたくいくたひもうるはしく正しくゆ事大事なり。大道は遠くしてしたかひかたく、邪徑は近くしてふみやすきゆへに、か様のそ丶ろ事をは心に入る丶人おほきなり。殊に器量の人ありぬへき事也。能々きくらん（本ノマヽ）すへきなり〔〇景行寫本「能々可謹愼也」トアリ〕。弘法大師は大唐にて左右手足ならひに口に筆をはさみて五行字を一度に書て五筆和尙の芳号を飛し、日本にて應天門の額を門上にかけて後に應の字の上に円點をば下より筆を投てか丶れたり。大權のせうせき也、入木の達者なり、たこひ權者にあらすこも、大師程の能書ならはいかてか不思議を現せさらんや。たこひ能書の達者ならすこも、權者の化現として自余のふしきおほき上は勿論なり。初心の人末代にをよひてかくのとくのあこを心にかくへからす。大文字なこは時々かきゆ輿有事也。筆の勢力も出來叉癸字ハ御要の事もあるべきなり。

一眞行草字事

先行字を御習あるべく候。行は中庸の故なり。點を略せずして筆躰を行にかきたるは行の眞なり。點をも草の作をも書交て行に筆つかひたるは行の草なり。仍通用す。稽古の爲よろしく候也。いさゝか行の字を習て後草なるをも眞をも學べき也。眞は行草に不通若又眞行に不通なり。眞は一々の點をひきはなして書之。草は點も字も連續していそき書たる躰なり。

一稽古之分限露顯すべき事

五日十日なとに一度御本之字を暗によく／＼あそはされ候て月日をかきつけられてをかれ候べし後に御覽しさためられ候てをかれ候へは次第／＼に御意のことく候也。又さやうにこりをかれて候はんを細々に下給候て所存を可申上候。

一稽古の間善惡相交事

初心の時は手習を仕候へは、にはかに筆もつまり字形も本ににす候てふしきに候事かならす出來候。此時物くさくなり候て退屈の所存もおこり候也。それも目をかけすしてたゞおなし樣に稽古し候へは四五日の程乃至十日こそ候へ又よくなり候。今度はいせんによく書

候へるやうに覺候一日よりは猶すくれ候也。かくのことく數反にをよび候初心の程は更斷絕せさる事候也。是かやがて一段〻〻かさのあかり候躰にて候

一手本用捨事

三賢等の筆なれはこて初心の人先達にも不談して、此本おもしろし、彼字典ありこて習候へはかならす手跡そむし候也。先賢も時にしたかひて筆を下候へは筆仕（又典）不同出來候。なにこしても書出候へは殊勝の物にて候へこも、手本こしてならふ丈（本ノマヽ）（〇孝云丈ハ支ニテキナリコノ上ニヘチ脫セリト見ユ」風躰も候（〇流布本入木抄「ならふべき風体も候」トアリ」。又初心の人不可習之躰も候也。

一手本おほく大切之事

多く御覽大切事候、御稽古は御手本を被定候て數本を御覽候へハ御才覺に可成候也。

一常世おほく消息を手本こする事不可然事

當世手本所望の輩おほく消息也、所存に違こいへこも、人の所望にしたかひて書當候也。是しかしながら不知案內の人の所存に候。一わうは又道理に而候。かのこもからか心に思樣は、能書に成て手本色紙かたをもかき諷誦願文を淸書せん事太不定なり。只さしあたり

て消息一通なたらかにかきたらんにたりぬべし。仍せうそくを習へしと存ゆか、此條ひとへに道をしらさる故なり。先此道をはいかに心得、わかきりやうはいかやうにと存知て、みたりに其法を定而分際を丶くべきそや。一切の事稽古の道更に際限なき事也。佛法を學するも大師先德の已語をさくり、佛智佛見をさとりきハめんと學ゆへは更に其きはめなき事にてゆ。世間の伎藝も又おなしかるべし。消息と申ものはあなかちに筆躰をつくろひゆはす、たゝするくと書下ゆ間、三賢の筆も手本に用ゆぬへきは希有の物にてゆ。まして當世の手跡さたの外の事にてゆ。然を我はせうそくをならはんとて能書のかきすてたる消息をひろひあつめてならひゆは丶、さらに消息をもなたらかに書へからずゆ。いかにも道に心をふかくして清書の本をならいゆはん程に數寄すくれ、きりやうも不及ゆはゞ、さてこまりゆこもさすがにひこしきりも習てゆはん却むなしかるへからすゆへば、能書まてはならすとも消息一通なとは見くるしからぬ程に書へくゆ。始より消息をと出立ゆはゞせうそくをも書得ゆへからす。太宗の詞に法を上にとるゆへに爲中法を中にとる故に下たる事をうと申てゆも此心なり。手本とこして往來なと書ゆは書狀なとにはにす、いさゝか筆をもつ

くろひてこそ書候へとも、それも消息にて候間、いかにも清書の物には筆仕もたかひ候也、さ候へば上古の手本三賢等の筆つかひは皆文集詩にて候。手本にて出たるはいたく見及候はす候也。

一御筆之事

御手習本にもよき筆よろしく候也。御筆手本のふてに相違し候へは字形もにす候。御本に相應の御筆かよろしかるへく候。凡は筆を用事料紙により候也。打紙には卯の毛只の紙には鹿毛にて候。檀紙には冬毛、杉原には夏毛、絹にも布にも木筆にて候也。木筆は橇〔〇古寫本ムクケと訓す〕木にてつくり候也。上古は夏毛を用候。一切通用候。むかしの夏毛は殊勝に候。當世は夏毛わろく成て候。さきも候はすいたづら物にて候。仍杉原の外は只菟毛を通用よろしく候也。大方筆の毛もわろく筆人も候はず候間、當世はよき筆かつて不候也。

一御墨之事

御稽古には藤代墨相違あるへからす候。唐墨當時希に候。御手習には頗枝葉候哉。唐墨あしくをき候へば、やが損候ていたつら物に成候なり。つゝますしてぬり物に入候て、常

にのこひ候最上秘事候也。

一御料紙之事

細々御手習檀紙相違なく候歟。眞の物は打紙(ウチカミ)よのく候、凡つねに何をももち(マヽ)〔〇ゐる二字無セリ〕られ候へく候。初心の時は常にかきつけ候はぬ紙には書にくゝ候間、てうれんの爲には何紙にも書候也。

一御稽古の時分の事

毎日一時二ときなごしはらく御沙汰あるへく候。凡は万機御斗會又他事御稽古さしをかるへきにあらす候。これをもて本とせらるへからさる條勿論候。たゝ時宜にあるべく候。但諸道稽古の法急にしはらくはけみて劫を入候はねはなりかたく候。一二年も責ては二三百日も先いさゝか火急に御さた可然哉。さて其後はせん〳〵に御さた相違あるべからず候。

一入木一藝本朝は異朝に超たる事

弘法大師入唐の時王宮壁(マヽ)〔〇一壁一アー王ガ入木抄〇一に同ジ〕字王羲之筆一間破損その仁なきによて闕之。大師奉勅書之。昔(ヽヽヽ)〔〇入木抄晉〕代より唐朝にいたるまて久しく絶たる跡をおこされ畢。

道風か申文には万里波濤をへたてゝ名を唐國にはこゝさゝこ書たり。文時、匡衡が文才にもこのことばをのせす(マヽ)ハろ〔〇「不載與」一入木抄ニカクアリ今案「ハろ」ハ「今」ナルベシ〕はかりしりぬ。又此道本朝に抜群の人おほしこいふことを。依之諸道は異朝の風をうつすこいへとも、手跡の事は唐本の說あながちにもちゐるず候。行成卿以來思家の庭訓さうそくす。この口傳の外他說をもちゐるず候。したがひて近來宋朝の筆躰多ぶん神妙にあらす候か。當世文學のこもから宋朝の筆躰をほく候間、公宴懷紙或は綸旨院宣に異躰不僞然事候也。又舊は旧、盡は唐、如此等の約束の抄物の字もちゐがたき事也。又聖教にもかくのこさくの文字おほき也。菩薩ハ荓菩提ハ荓等也。しかれこも抄物の外かゝざる也。本朝は毎事あこをおひて國風をうしなはず候也。先異朝はしからず。先代の舊風をあらためて、當時の風を流布せしむる也。仍筆てひも皆あらたまる也。硯の作樣にも古今事こさ也。本朝は魚養が藥師〔〇「寺」脫セリ〕のかくを書、これ能書を用さいしんか〔〇孝云入木抄「寂絢か」、又古寫本入木抄「用る寂絢也」トス〕、一筆にかくよし申侍れこも今見にこめ字のこさし。誠に不可說の躰なり。その筆ていもたゝ當世にいせすして候。其後聖武天皇抜群也。聖廟以後小野道風相續す。この両賢は筆ていもあひ似候。

佐理、行成は道風か筆ていをうつし來候。野跡、佐跡、權跡この三賢を末代のいまにいたるまて此道のきぼこして好事面々かの遺風をうつし候也。仍本朝の風はあいかハらず候也。

一本朝一ていなれ共時代に付て筆跡分明事

弘法大師の前後の程の手跡大略一樣也。道風以後また各野跡の風なり。行成卿道風かあこをうつすこいへこも、いさゝか又我樣を書出せり。其後は一条院の御代より以降は白川鳥羽の時代まて、能書も非能書もみな行成卿が風躰なり。法性寺關白出現の後、又天下一かう此樣になり候。後白川院以來時分かくのここし。あまさへ後京極攝政さうそくの間、いよ〳〵風盛也。後嵯峨の比までも此躰也。其間に弘誓院入道大納言いさゝか又躰かはりて又おほく好用か、凡法性寺關白の餘風也。法性寺關白はまた權跡を摸するなり。伏見院御筆近來天下に握〔〇一握」古寫本ハ本抄」〕翫したてまつる、就中かなは一かうそのやうなり。このかなも法性寺關白已來稱念院關白の筆躰なり。これを被摸て御天骨にてあそばし出されたるか、眞名ハ佐理をうつさるゝか、こうしたひに成來たる樣御分別のため事の次にいさゝか申出候也。行成卿が後胤は皆權跡をうつしなす、いさゝか筆躰をあらためす候。但時代に

したかひて次第に替たりと外儀はみゆれとも、其實は又行成卿おなし物也。更異風をまし
へす。行成卿已來今の行忠まてここにおなしすかた也。よく〳〵うつしえたりと見えて候
也。

一能書を被用事

上古には物を書候へとも無左右清書等に流筆せずし〔〇候ノ誤カ〕その道の先達にもゆるされ、又朝家にももちゐられて書役をもおほせらるゝ程に成て能書とはいはるゝなり。又隨分神妙之手跡なれとも、其時なほすくれたる人あれはそれにおされてめいほう〔〇名望ナリ〕なきか、これもこのゆへなり。公任卿は殊勝なれども、行成卿抜群同時なる故に、人も用す我もひけして書役つとめす。その子定頼卿は父にをとりたれとも、其時行成卿程の抜群の仁なければ、定頼卿は門殿の額已下おほく書役にしたかひ畢。これまてその心をうへき事候歟。

已上三ヶ条は御手習の要にあらすといへとも次をもつて注申候也。

右條々初心御稽古の詮要大略如此之外御習學之間御不審に付て可申上候也。又色紙かた以

下の類等事は追而可申上候。かやうの事は道の大事にて候へとも口傳を受候ひぬれは、凡入木の道を得候ぬる上には中〳〵安候。只返々も正路にうちむきて稽古をさたし候事第一かたき事にて候也。

永和元年十一月十五日注之

主上御手跡（○習古寫本入木抄）の事爲御稽古每事可斗申入候（○之古寫入木）由就被仰下候朝臣（○之條逢古寫本入木抄）行尹卿等口傳（○之古寫本入木抄アリ）事等御手習の肝要篇目取要（○書古本入木抄アリ）之更々不可有外見者也

臨池末生御判

本云
寛正五年暮春二日書寫之　前大外記師富　以下寫畢。後日可淸書者也。

一秋風樂之事、舞ハ乙魚、樂ハ淸上制作之由今ニ傳置勿論ナリ。又自唐傳來也ト云ニツイテ案之ニ淸上等作ニ之ニテ秋風樂ト名付ヶ侍コトヲ不レ傳、ヲホツカナシ。文選ヲ見ニ此辭樂ニ其ユヘアリ。一定此ノコトハナリト云コト審也。仍載レ之。タヤスク問サル人ニ語ルヘカ

ラス。隨分可說トナリ。

秋風辭　文選四十五載レ之　漢武帝

秋風起兮白雲飛。草木黃落兮雁南歸。蘭有レ秀兮、菊有レ芳。懷ニ佳人一兮不レ能レ忘。泛ニ樓船一兮濟ニ汾河一。橫ニ中流一兮揚ニ素波一。簫鼓鳴兮發ニ棹歌一。歡樂極兮哀情多。少壯幾時兮奈レ老何。

私注、漢武帝ヲ名ク二茂陵秋風客一。武帝崩御アツテ後ニ葬ル處ノ名ヲ茂陵ト云。天子ヲ葬ル處ヲヲシナベテ陵ト云也。

一五言詩ハ始ニル于蘇武、李陵一。漢武帝ノ時遣二人伐シ匈奴一ヲ 魏ハ武帝并建安ノ七子。建安ハ年号ナリ。盛唐ハ玄宗ノ始ノカタヲ云ベシ。摠シテ玄宗カラ中唐ニ取ハ

一一子傳ニ云、　基俊作

それ和哥はよむことのかたきにあらす、よくよむ事のかたき也。一切の藝はよき師匠に合てまなふにむなしからすといへり。其心と云は、上たる事をならひて必中たることを得といへり。しかるに此哥の道にをきては人のをしへによらす、心の發する所なり。たゝ心の

いたるこいたらさるかいたすなり。心をは傳ここあるへからず。されは父堪能なりこいへこも、子かならすしも其心を續す。師匠風情を得たれこも、弟子又其風躰をうつす事なし。その言は有こいへごも、その心すらにあらはれかたし。心によきやうをもわろき様をもしれるこもがらも人にをしふるにちからなし。されば哥を見しり、心得るここはよむより大事也。そのふかき心をしらずしてふかき心をよまむここはかたかるべしこいへり。哥を心うるここ第一の秘事也。是を心えむこ思はゝ、たゝよき哥をうち案して、その哥をわかよまむずる心地に我心のうちにもたせて天をもはしらかし、山野河海をも思めぐらせは心得られ侍もの也こあり。此をしへを能々みれば、全躰樂のすかたかゝり程拍子息入手うつりを指南するに相叶なり。實に樂をならひふくに、吹事のかたきにあらす、よくふく事のかたきなり。よき師匠に合てまなふにむなしからず。下は中になり、中は上になるへきにや。人のをしへによらず、心の發する所也こ侍は、樂道にはたゝけいこすへきよしの執心あれは心の發になるなり。心の至こいたらさるかいたすなりこ侍るは、吹くせの善悪によりて、心もいたるわさなり。いかに心に思ふこも、いき入のつよくよはく吹はる所吹すつる所も

つ所はやむる所しつむる所のふる心急なる心みなかハりたり。それを尋わけて習弟子の心を師さとりてをしへたつる事を案をめぐらしてをしへならひもしたるうへの事なるべし。父堪能ならは子もむなしかるまし。師不堪ならは又弟子心にくからし。前に被載侍詞も勿論なれとも、家のよけい道に入てかしこしと侍る事むなしからしと思ひ侍る。又風躰をうつすにその言あれともその心更にあらハれかたし。心によきやうをもわろき樣をもしれるともからも人にをしふるにちからなしと侍る尤ことハりなり。よく樂を聞しる事は末代にあるましき事也。それは人ことに道をふかくけいこをいたさすしてをのれ堺にまよふゆへなり。ここかけぬ程にたにもと思人ならはせすとも又ちからなし。つねに人のいふ詞に本あるものに樣なしと有にや故治秋朝臣は大に不可用ゆ、人の家にはさもいふらめ、樂道はむかしより口傳相承程拍子一手無相違ものは樂也。いかにも本あるものにやうありと習へき道也と毎度申され侍る。されは人の樂を吹を聞て天性わかふく樂の拍子はやき人は人の樂のま中に吹をもおそしと思ひ、又拍子したるきものは人の拍子をきゝてはやしとせいす。これは本の拍子をしらさる故也。希代の家といふはわか身は天性いきみしかくかひなくと

も又息なかくおほきらかにあまるこもそれをしたゝめてよき程にわれも吹人にもをしへむ
を習えたるものゝ、人の師になりたるかひなるべし、一大事也。此次に又樂によりて心の
あるべき口傳あら／＼申べし。三臺急は則天皇后の戀慕に堪てつくり給なれば、自余の樂
にかはりて其心あるべし。万歳樂、慶雲樂は立樂參向年始祝の所にて吹樂なれは、心もい
さましくいき／＼こ息入も美々しくふきなすべし。五常樂急は樂始に吹樂なり。五常禮義
此樂をもつてする間五音の本性その心又自余に不可昆（混ノ誤カ）樂也。陪臚ハ陣中兵書に秘
樂なれば吹樣に口傳ありて、含毛の音を吹いたすへし。想夫戀又字面によりていさゝか心
あるべし。王昭君ハ此事長恨哥に載侍るをよく見て心をさこるべし。林哥は樂の詞無常を
すゝむるなれば、殊に思ひ入て吹べし。偈頌ハ觀音經の偈なり。吹くせ習又一向樂のふり
別のヿ也。春庭樂は內裏正月十六日踏哥に參音聲に用事は春の詞なれば時に應て尤ゆへあ
るなり。夏風樂こも申はその心あるべし。地久急は右のものをわたしたれば本調のかゝり
拍子うかゞひて吹べし。喜春樂此序ここに口傳ありて吹ヿあり、破拍子一大事の樂也。桃
李花、宴花宴詩にたよりあり。泛龍舟詞經文なり、殊勝の樂也。これは吹けはすゝしき風

南より來こしるせり。散吟打毬樂は卅二相なり佛の御相をほめたてまつる樂也。いかにも心をそへて信を生して吹へし。蓮花樂名に付て殊勝なり。吹くせ別になし。鳥は迦陵頻こあれは淨土の樂なり。心をつけて若空無我の詞あればよろこひて吹へし。是は一越調の樂なり。わたし吹なれば同事歟。河南浦は鯉を切樂にて殊更ゆゑも口傳もあり、よく習て吹べし。秦王は破陣樂也。いかにもものものしくたゞしくいみしかるへきなり。散手又新造柱立の樂なり。日出人の目驚樣にあるべし。太平樂武家の樂なり。しやうね入て見所ある樣に吹へし。打毬樂は玉をうつ舞にて、同延八拍子なれども舞の時心得あるべき事也。還城樂は虵をしたかゑて持舞なり。殊に習あり。邪心をひるかへして佛果にいたるへきを本意とする樂なり。放鷹樂はたかゝりの樂なり。船樂の時は古樂にうち物をすべし。蘇芳菲面白樂也。吹くせ侍。行幸御輿車の御前にて舞なり。師子のすがた面あり。拔頭は女のすかた、ものをねたみてをのが髮をかなぐる躰なり。早拍子に吹きりたる所に息入別の習あるなり。蘇合は阿育大王御腦平愈の時の樂なれば、殊に急に習あり拍子も大事なり。物かなしくはあるましまゝつよくのへかけてふけはよはく、ものゝいろふしもしつみたるやう

にきこゆる樂なり。心得をなすべし。萬秋樂は佛世界の樂なり。彌勒にけさふさくの樂也心をやりて吹べし。口傳深重也。秋風樂此卷に注たり、面白樂也。青海波これ又世に人い面白かりてふく樂也。龍宮の樂也。採桑老目出躰舞也。人の賀をおこなはるゝ時の風性なり。老躰なれば拍子もつねの舞立よりもしつかなるべし。蘇莫者山神めでゝ舞たる樂なり。ふりかゝり一向又別なるべし。鋭氣褌脱ふりかゝりたゝの樂に替たる也。さる樂に用習あり。皇帝、團亂旋事は大曲不及申悉以吹樣口傳あり。春鶯囀又序巳下常にきこゆるなれば其心得有べし。陵王事は道の大事なれば一向にさたせず。菩薩一切の序にかはり、名につゐて故實も有ぬべきなり。口傳深多アリ。かやうに書つらねて由置候も、是は大方なり。これにて悉の樂に心をつけて吹へきこいふ事を申也。いつれの樂を吹こも習はしむる時、樂とにかはるにてもあなかちに侍す、延八拍子、早八拍子、延四拍子、早四拍子、中八拍子、序吹のかゝり、唐拍子物、只拍子のかゝり、於世吹のかゝり、道行、調子、又は舞出時の調子、入時の調子、御遊のかゝり、付物、わたし物、人の前にて笙ならす事、此等をよく／＼分別して一流のものこ人にもいはれ、自身も如形の道の人數にありしこ思へしこ

なり。宍賢ノヽ

右私忠出次第餘紙所々書付侍、後見之子孫比興詞共可嘲事憚入者也。

宮寺恒例神事 八幡宮 次第略記 量秋自筆寫載之

正月元日御供米　大隅御供田

元日以寅尅朝拜裝束法服 今日在土祭以丑尅祭之勅節十箇度祭之

先長吏所司等未明燃松明始自第一間巡禮諸神入自西門廻御殿之後參寶前着上座 上下敷座長吏僧綱三綱座 如例節寺任正宮御殿司交座山下權官三綱末座大五師等着平袈裟着本座棚上以土高坏三本燃三燈明、舞殿立禮盤、磬臺、先錫杖道師 入寺上﨟勤之 登禮盤唱發願誦錫杖佛名教化之後下禮盤去畢。次取却禮盤敷紫緣疊一帖 傍立磬臺前還花枝 次長吏以下着前座。次朝拜道師 元者三綱役近來御殿司巡勤之 參着疊上蹲踞打磬 二度。次直立唱年号月日先大菩薩ト申テ三度禮拜。次姫御神ト申テ三度禮拜。次大多羅志女ト申テ三度禮拜。各微音申之。其後直居テ打磬取花枝神分祈願廻向 如常 所作已後立座去畢。長吏者退出自樓門。

次長吏以下所司等參護國寺朝拜作法 如常道師入寺勤之。次諸座居饗膳 鉢曾供之 着座次第 長吏僧綱着格子間正面 三綱者着西妻戸間向寺

任正官者着庇間、御殿司者着格子間（正面）大五師者着東妻戸間（西向）入寺者同間向南着之、以長老被行訓拜乃理
山下權宮者着庇間（正面東）着貢食已後俗官等禮堂着座饗膳其後參寶前御供奉備（但自余安午中以來）節相續別當慶讃之時
也。又於護國寺者小行道師入寺僧巡役也。余役勾當等勤之
始之朝七ケ日回修之
御節次第裝束法服（東御寶前、萬歳樂、長慶子）
先侍長吏御出果三節亂聲而間所司等着座長吏參自樓門。次官所司者參自西門、其上所司參
自東門、亂聲已後禰宜三人捧持御鑰三柄（付鑰合六也）參烈舞殿。次禰宜一人幣殿敷祝莚。次參神主
於莚上申祝（今度無返申）見神主退出氣色奏樂。次俗別入自樓門參御供所持中前打敷。次神主持西
御前打敷。次氏俗官持東御前打敷參入外殿上御簾打敷。次禰宜二人舁中御前懸盤俗官二人
相制ノ參烈舞殿。次東御前次第同前。次御飯御菓子窪坏物等奉備三所同時參烈次第如中御
前。次氏俗官三人持三所御酒臺（御懸盤）打敷參入外殿。次禰宜二人舁中御前御酒臺（御懸盤）俗官二人
相副之。次西御前。次東御前。次第同前。次追物御斗物等奉備。次禰宜二人舁中御前御桶
一口俗官一人相副之。次西御前次東御前、次第同前。次俗別當出自御殿着座。次禰宜三人
捧持御幣六枝（〇孝言枝一ノ誤ナラン）各二枝（〇孝云枝ハ技ノ誤ナラン）參烈幣殿。次禰宜一人敷祝莚。次神
主參テ申祝而間上樂祝已後御幣立大防柱（此柱例御鉾一本立一本立之）。次俗別當弁氏俗官等參入御殿御酒奉

備畢。一候大床下、而間神主返申賜慶御手其後又俗官等參入御殿洒奉備三獻畢下御簾此時奏樂俗官等退出。次禰宜一人持散供始自正面御殿之後參東御前散之散供已後止樂。次禰宜等正面犬防立之。次諸座居饗膳三獻畢各退出。今日御節一藤權別當勤之鉢僧供也 御節着座次第西內字長吏僧綱着之西經所前二綱着之外廊中座俗別當神主俗官等着之同庇寺任正宮幷權官着之東內ゝ竈御殿司等着之東經所前大五師小五師等着之外廊中座權官等着之末行事堂僧等着之同廊入寺堂達廻東勾當等着之舞殿東端樂人座也。元樓門下着座別當慶淸之時被移舞殿云々

若宮　若宮殿御供奉備之間奏樂。〔楽〕三臺破、五常樂破〔舞〕同急武內御供奉無樂手長役檢知一役也巡撿勾當等備之間五師座前檐着之。已上三所之御供奉備已後着後廊云々小神殿御供禰宜奉備之始自今夜於寶前修正七ケ夜行之堂莊嚴山上所司巡役

修正次第　直裝束

先待長吏御出長吏參自樓門次所司參自東西之垂布間云々　初夜導師登高座〔楽〕喜春樂破導師五師座勤之。次散華長吏以下皆立然而自承安二年以來不立長吏僧綱別當慶淸之時之。次乞咒願咒願師本者僧綱役近來三綱勤之。次楊枝咒護正官以下皆立所作已後初夜導師下高之時乱聲一節此間在廳堂達等僧綱正官進火桶乱聲已後奏樂而間後夜導師登高座禮佛頌

之後三十二相五師座誦之奏樂。（〔笙〕黄鐘調々子笛音取ナシ三十二相六反末一反加之。次鳥急二反後一反加之。）次章舞。次偈頌入寺座頌之奏樂（　）十二反末三反加之。次法用等畢下高座奏樂從僧取被物導師ニ被之。（次稽首八幡三反第二ノ頭ヨリ加之）但時物僧綱三綱等勤之御節頭八番僧供役人付之。次初夜導師登高座乞咒願（咒願師取香呂出床上向導師）其後長吏以下各退出。

修正着座次第（舞殿西床長吏僧綱着之、東中床三綱着之、後床權官着之、舞殿東床寺任正官着之、東中床御殿司大小五師等着之、後床入寺在廳着之、俗別當神主東外廳局前上着之衣冠云々、樂人者樓下座之、高座者寄舞殿北ニ立之、大床立禮盤磬臺等）

〔笛〕二日御節萬秋樂破、千秋樂、若宮、鳥向樂、宗明樂。白柱

二日夜修正次第同前（但自今夜讀振云々　〔笙〕登高座應天樂　舞ハ賀殿延喜樂）

〔篳〕御節、太平樂破、同急、若宮、裹頭樂、五常樂破同急

三日同

四日（自今夜手玉向南）五日次第同前。

六日夜修正次第如前。但舞偈頌已後巡撿勾當等廻花餅廻三匝于御殿間奏樂次納言師立正面讀花餅領、次又讀咒願明振。

七日夜修正次第同前。但今夜莊嚴取却之三十二相幷偈頌無樂不讀振不乞咒願不進火桶、初夜導師下高座之時從僧取被物被之、陵王納曾利纏頭、同從僧取大單衣被之、初夜導師以香印長吏以下所司等

奚之、此間從僧等取牛玉杖賦之、後夜導師下高座之時從僧取被物被之、初夜導師被物者但馬八所別宮役、陵王納曾利單衣口爻所沙汰。今夜修正取却堂荘嚴正面立棚積牛玉杖後導師登高座禮佛頌之後亂聲一節次舞次三十二相偈頌。

二日、三日　御節次第如例節

政次第七ヶ日間以吉日被始之相逢御節日者先政次御供奉備云々非御節日者政已後在饗膳見座權官マデ居之出仕裝束法服也。

先長吏、祠官、三綱、俗別當、神主參着舞殿着座次第。

長吏者舞殿向東北爲上﨟三綱者東向于西北爲上﨟俗別當神主者南向北以西爲上公文厂目代正印預三綱後南端着之。次正印預リ并三綱一人相共ニ渡内廊擔佛祠御倉前而開正印預リ入御倉奉出正印禰宜請取之、下自東門廻庭、舁自南門奉居棚上、御行之間官守二人取削木前立令警蹕。　次數祇座、三綱所司由祇畢。

次公文所目代以吉書取判形但公文所目代者別當官許取之所司供官等在廳取之。　次正印預出祇座吉書等ニ奉成正印但僧綱申祇之時鎰ヲ可數　次正印預并御共所司廻内廊擔奉納正印於御倉畢、御共所司等歸參寶前、其後敷土座替也。

長吏以下着上座云々。

七日。　御節次第如例節但今日ハ長吏御前菓子追物各廿四種、次僧綱者十六種也。今日諸座獻七種若菜羹種進之。

八日。若宮御前在童舞（舞号書）長吏所司等各參集若宮御前長吏者淨衣或付衣着之所司等者着推純（〇鈍ノ誤）着座會間也撿挍勝清之時始之、同夜若宮行頭御子巡役山下所司者不着座但公文所目代許出仕着座云々近來（〇本ノマヽ）ニヨル、以來正印預同出仕着座。

同夜護國寺修正七ヶ夜行之（始自拜日至于七箇夜修正入寺後夜導師勤之呪願山上權官勤之、勾當初夜導師散華勤之）先待長吏御出初夜導師登高座（長吏出仕者自正面也。次所司等者參自後戸。）次散花行道（近來不立僧綱正官以下皆立。）次乞呪願（呪願師寺任正官勤之。）次楊枝呪護（行道權官以下立之。）次初夜導師下高座。次後夜導師登高座（入寺巡役在樂。）三十二相（五師座誦之在樂此間諸座衆預粥。）次偈頌（入寺座誦之有樂。）所作已後法呪師走。次誦錫杖。次下高座（在樂之六法（〇不祗（袴カ））在樂取祗（〇不祗（袴カ））導師被之正宮巡役。）其後各退出。

着座次第

正面東床一門數之長吏御座也、東中床以僧綱也、但長吏着此座云云、後東床三綱着之、北床權官着之、外廊正面東第二間俗別當神主者着南、但近來不着座、正面西床寺任正官着之、西中床執行幷入寺着之、後西床御在所幷五師着之、北床權官勾當着之、正面者堂僧幷集云々。

九日夜行始自今夜讀帳。十日自今夜法咒師吹螺。十一日自今夜牛玉句廻、十二日。十三日。十四日次第同前 但取却

堂荘嚴等三十二相無樂偈頌同時讀之不讀帳從僧等取牛玉賦之初夜導師以寶印長吏以下突之終亂聲此間達魔走三迊畢下高

座其後各退出自今日至十八日於護國寺修法花十講入寺役

十五日御節

先御粥奉備俗官等下御簾祗候大床、此間上樂、次撿知入自西戸罷出、御粥之後俗官等上御

簾、此時奏樂、其後御供奉備次第如例節。次貢食、同夜燒尾、直裝束。

今夜長吏御菓子追物等廿四種。次僧綱十六種正官十二種權官十種。

踏哥次等今夜先居饗膳 次御出

先樂人等參着舞殿、相計長吏御出時刻亂聲一節、此間御出。次導師入寺上﨟勤之登高座奏樂。次

卅二相奏樂勾當座誦之。

次舞人陪從參入自樓門、行烈舞殿西端以北爲上﨟東但舞人ニ陪從各一人相副之。次傳供奏樂、次舞人陪從等出自樓

門神主ヲ前立テ、廻東一迊シテ過樓門入自東門、神主者着本座、舞人陪從請人等入自東於

經所前程吹調子出歌、廻內廊擔通犬防內二通畢。第三度於異角程舞人等各肩脫倒木着腰居乞（〇上ノ誤カ）綱座前北為上﨟陪從等居舞殿西內（〇面ノ誤カ）、擔垂向東南為上﨟請人ハ着舞殿西端北為上﨟。次人定申等財寶。次舞人陪從請人等各起座第三迊畢、舞人陪從等退出自樓門、請人者着本座、此間請人樂人等在酒者。次納五師於舞殿讀帳。次下高座奏樂其後各退出畢請人例祿米十八石播磨國役。踏哥饗祿宜役也。着座次第長吏次官三綱着如例節、寺任正官着儀法所、山下權官三綱末座云々。

十八日大師供建立大師御忌日行教和尚是也　裝束法服

始自去十四日五ヶ日於護國寺修十講、當日以辰始一晝夜念佛夕座法華經一部供養之山上執行沙汰布施者大師供頭人幷所司等出之捧物紙也。長吏御出即傳供、手長次第西內陳山上正官立之但山上無正官之時着山下正官渡入立西。先入寺僧等頌讃三綱正官等東立烈南為上﨟山下權官內陣並立山上正官入寺權官等西立烈北為上﨟次第傳供自西脇門正面進之其後入寺僧等許散花行道廻大床。次行香長吏以下皆立所作已後居饗膳。

着座次第

長吏着格子正面東三綱東妻戸間向西廻北着之、寺任正官着庇間正面東御殿司西妻戸間向南着之、

入寺着格子間(正面西)山下權官着向庇内(正面西)山上權官西妻戸間向東着之。

御粁居菜(〇菜ノ誤)十二種菓子四種追物等後戸結齋賜之、僧供米大地庄地子公文所沙汰也、

漚飯役官役講衆等捧物紙褁所司役。

十九日心經會於宿院被行之　直裝束

先奉幣祝師俗官庭敷座以西爲上(二重敷座)長吏以下着座奉幣已後着極樂寺禮堂、次御子、次十烈、

次山田樂、次奏(巡權勾當取)、次呪師猿樂云々着座已後居饗膳云々。

着座次第(南庇長吏)三綱着之以東爲上﨟、中座俗別當神主着之(近來不着)後北ノ正官着之、西權官向東着、

長吏御前ノ呪師賜之。次前ノ猿樂賜之、饗膳俗侍勤之

廿三日御節(西御前御國忌)　姫大神

始自昨日修十六會講　以二會修一座、合八座之、當日二座也、一座奉待長吏御出、修結座

畢、取却幡高座御供奉備。次懸幡立禮盤磬臺、懺法阿彌陀經讀之。次貢食(如例節。)

廿五日、相隆寺(雙林與)姫宮八講於寶前修之(撿挍成淸始之入寺僧等行之三ヶ日間修之)

二月

始自朔日夜於護國寺在行（但無樂）一七ケ夜修壇供（大吾庄役 着座次第如修正）

六日、御節（仲哀天皇御國忌）

御供奉備之後懸幡華鬘、立禮盤磬臺、懺法阿彌陀經讀之、今日無貢食、長吏以下退出之後、入寺僧等留居、自今日至于十五日十箇日間修法華最勝廿講、今日法華經最勝王經一部供養之（山上執行 調進之）諸座大行道講經已後行香。次御供奉備。次懺法阿彌陀經。次貢食、今日見座行道衆許供末下行之、此次春季大般若經轉讀之、供米十九石三斗、一日夜念佛始自當日辰一點始之、堂僧座勤之（塩田座役）

上卯御節　今日在土祭

御供奉備之後在小祝（元者三綱役近來御殿司勤之但相逢六日者無小祝）以神主祝莚同小祝中之（正面幣棚 脇立之）但小祝之時者長吏以下皆下居前座、但俗別當神主者居御在所上座、然而自撿挍成淸之時被移樓門內、小別當權律師成眞爲御殿司之故也、祝已後貢食如例（寺任正官幷權官等 下座樓門外云々）

同夜御神樂次第裝束法服（今夜舞殿內廊 日陰庭別立榊）

先神主神樂舍人等參集寶前。次參八嶋殿、次參若宮、次參南樓庭榊迎（但神主自若宮直參寶前着不着南庭云々）。次

參舞殿始御神樂云々韓神之時長吏御出、韓神已後神主賜木綿挿巾子出舞殿拜、其後召人等巡禮、舞次第三度神樂終、廻神寶、其後其騎之、俗官等置祿物、其後迎ノ神樂舍人等儲琴引、吉川庄役例祿塩十石也。

十五日御節（醍醐天皇御國忌 中御前大菩薩）

先待長吏御出、修廿講結、座導師登高座、次唄、次散華（長吏拜莒五位俗官進之、次六位俗官進之）大行道 散華頌立長吏前廻御殿一匝。次講經結願之、則最勝王經一部供養之、政所沙汰也。同涅槃經自在經講之。次行香取却高座幡等。次御供奉備。次懸幡立禮盤磬臺儀法阿彌陀經讀之、自當日辰一點一晝夜念佛、長吏御前念佛衆賜之講衆在捧物、今日御節政所沙汰鉢僧供也、春季彼岸法華不斷經佛供米二斗一升（公文所沙汰）御明油二升一合（同）粥米七斗（但自延久四年改三石五斗下行經衆也）

三月

三日、御節（御供米河北御供 田役今日在土祭）

御供奉備已後懸幡華髮（〇髮ノ誤）立高座修仁王講（朝暮 両座）此間座居饗膳、但今日諸座居菓子云々、獻桃花、中午日臨時祭在之、舞殿幷日隱桂別立神縣木綿庭立砂、東西格子等皆上之、修理

并儲新伊豫國米二百石云々。
十五日　馬場三昧所司役也
晦日　掌都婆會春者相撲并田樂等在之、貢食所司巡役
四月
朔日更衣御節御供奉備自今日止御火桶御扇奉備之。　次懸幡華鬘立高座修仁王講朝暮兩座　其後貢食如例節但自今日正官以下不居
炬〔○粔ノ誤カ〕
三日御節童頭所司巡役貢食童頭役僧綱三綱正官權官五師等行之御供山崎使勤之　御供奉備手長等山上僧所司勤之無樂　祝元者三綱役近來御殿司申也所々村細男於南樓前庭盡舞曲給祿物在着馬等渡之後祭使參詣寶前差定明年使之後、各退出、長吏以下山下所司者着座、　高防長吏無御出之時者所司等着座、　極樂寺禮堂山上所司者寶前外廊云々　西庇御殿司中座大五師着之東庇入寺僧着之中座權官着之小五師等着之
八日御節今日在土祭　先於護國寺修講、　待長吏御出、　導師登高座。　次唄。　次散花入寺僧許行道。
次頌讚。　次令敬佛名、　教化事由後下高座。　次導師長吏僧綱ニ進吸水其頌曰
我今灌沐諸如來　淨智功德莊嚴衆

五濁衆生令離苦　願證如來淨法身
長吏次僧綱者導師吸水進之三綱以下自餘各吸之
着座次第如大師供。次參寶前但今日以時華造寶幢幡華鬘等莊嚴寶前長吏以下所司悉造進之。
先導師登高座。次唄。次散華大行道。次誦讃其後次第如藥師堂灌佛。次取却禮盤等。次御
供奉備。次貢食如例節灌佛以後御佛ヲ長吏黒房ニ奉渡云々
始自今日於護國寺在供華一夏九旬之間也。
十六日始自今日於寶前一夏九旬之間安居堂勤行之、山上僧徒許也。
十七日御節神功皇后御國忌東御前大多羅志女御供米薗財庄役云々
始自去十四日四箇日間修仁王八講、別當清成之時始之、當日待長吏御出修、待座次行不見
其後取却幡高座等。次御供奉備。次懸幡立禮盤磬臺儀法阿彌陀經讀之、今日無貢食、御供
米國財庄役、行道衆許供米下行云々。
五月
五日御節今日在土祭

先御供奉備。次小祝此間數通御座之。南庭移大居臺膳諸座獻菖蒲。次少將代次第樂人等立馬場殿乾角樓下。次駒形四人南庭二行並立左二人。次少將代成騎俗言制之下自馬場殿經駒形中入自樓門出西門廻庭南樓日隱下立倚子向正面座之持札行事夏衆所司等於南庭行之此間樂人駒形等着座飯殿。次張綱懸的。次上於騎射駒形等南庭二行並立、樂人等立飯殿前、少將代經駒中退出之時賜纏頭從僧等取之或俗官駒形。次上躍馬弓自樓門出西門立烈埒北端之。次第上次山城守御供奉奏樂。次馬部等參着南樓門大床賜酒肴并扇左右馬寮允爲使於殿賜之。具伸酒肴并扇等次依鈞但近來無之。次毛奏左者三綱取神主之右者神主取之寄懸棚拍掌三度之後競馬三迎午各下乙殿座。次左右勅使下自樓門着乙殿座左者所司右者俗官前後而下次官守二人各一人相副之持左右止馬鉾立埒横路上。次上競馬十番於南樓賜祿物在着從僧取之。次勅使歸參。次拔止馬鉾。次陵王。納曾利賜纏頭從僧取之今日御節二薦權別當勤之。

六月

七日迎隱聖人一晝夜念佛寶前於外廊修之供僧差二人頭、山上有官巡役也

廿八日於護國寺行蓮花會差三人頭令勤仕、纏頭捧物等山上僧從巡役

晦日御節　御秡也御供米本宮物今日在土祭　自今日正官以下止菓子居依（〇瓜ノ誤ナラン）、先御秡具奏備　次

長吏進土高坏五位俗官進之。次僧綱三綱正官進折敷、權官以下菅〔〇宮ノ誤カ〕許也六位俗官進之。次神主出自御殿於幣殿讀祭文、其後以中御前御秡長吏僧綱三綱進之五位俗官持之以東御前御秡山上正官以下廻之六位俗官持之但近來者以中御前秡西座廻之以西御前秡近若官以東御前秡上山座廻之。次御供奉備如例節。次貢食如例節但今日正官以下止菓子居瓜

七月

七日御節今日在土祭

先修彌勒講待長吏御出登高座。次唄。次散華大行道堂童子俗官令曳華筥、長吏五位進之、以六位通之講經已後取却幡高座等、先素〔〇索ノ誤〕餅奉備、下御簾、俗官等祗候大床、此間止樂撿知入自西御戸羅出素〔〇索ノ誤〕餅之後上御簾、此時奏樂。次御供奉備如例節。次貢食

八日始自今日至于十四日於北廊後在供花安居堂衆成扇

十三日今日安居堂結願

十四日於寶樹下行自恣、長吏以下出仕着座、然而近來無出仕、山上僧從許行之

十五日今日不曉於極樂寺修盂蘭盆講、并於講國寺修盂蘭盆講

御節　御供奉備　貢食　如例節

同夜安居次第　直裝束

先莊嚴舞臺舞殿立高座寶樹等懸布、始自寶前廿神殿等悉幡華鬘莊嚴之、同燃燈爐燈明差二人頭、分自寶前正面東西、一人別莊嚴之、山上役。次長吏御出在乱聲樂屋飯殿次傳供奏樂隨導師所作居被物山上堂達取之兩導師各四十居之呪願長吏御勤之、仍三綱或正官爲御代官勤之讀菩薩戒躰、差定明年諸頭等、後竜舞下高座奏樂

着座次第西廊庇長吏御座、次三綱着之、東廊庇寺任正官、中座呪願代着之、公文所內廊東一間檐着之

十六日　大堂供　直裝束

辰刻參會

先御供奉備御供米僧供頭人勤之、手長山上僧徒勤之　無樂　祝御殿司申之元者三綱役

祝師退出之時取被物之從僧取之。次手長役御殿司三人退出之時各長單一領被之從僧取之被物單等僧供頭人役。次

南庇敷御座、居儲饗膳、鉢僧供也其後長吏御出、貢食已後諸頭人神馬引進之、其後諸座曳物等曳進之、先僧供頭、次莊嚴頭、次寶樹頭等也。着座次第西廊庇長吏御座、次三綱着之、次權官着之、東廊庇寺任正官着之、御殿司五師等着之、本座人寺權官西經所前着之

廿三日試年分於寶前行竪儀讀戒躰入寺役僧供斷飯十石內長吏五合正官三合權官二合

廿五日放生會內定饗於極樂寺勤之（堂達座勤之自政所新米石給之）

八月

朔日先當召以卯尅開御倉奉出正印（次第如政）奉居幣殿棚。次立禮盤磬臺行諷誦、入寺勤之（巡役也）并於護國寺行諷誦也。次取却禮盤磬臺等敷祝莚申祝（三綱役）其後奉下正印寶院寶倉御共三綱一人正印預爾宜等參云々（其間諸座在饗膳、然而正宮於宿院勤之、東樂臨東西二御宮着之、西樂屋權宮不着座御馬所撿校役之勾當、例時衆着之、西方屋大五師等着之）

十三日放生會勘下

先御殿司等參集寶前外廊（西庇着座着袍、五帖袈裟）爾宜仕丁等同參集開御倉奉出三所御輿、奉居幣殿、御子上臈西三人參集竪御帳等、鏡磨神人貢佛師金物細工等同參集各役勤之

披讀請書色衆等下袈裟以沙汰人等役人等賦取物畢、幣殿曳大幕各退出（但爾宜等留居、奉守護御輿云々）

十四日夜於宿院頓宮行儀法、山上僧徒勤之、石城嶋、生名嶋等以年貢塩僧徒供新下行之

十五日放生會御行次第（今日土祭アリ）

先以當日寅一點御殿司等參入御殿、御輿前大行事嗖立所司（着法服）參着東外廊、御馬所撿校神人勾當同着座。

次以手傳堂達小綱等令尋供奉神人等參候、而間於東橋木本燃炬所々、神人等各々召集捧物持神人ニ令付御裝束、唐横大刀鉾持神人八人ニ南樓前並立、前拂神人火帳陣衆等ヲ前陣調立、師子二頭ヲ召儲、荷輿丁廿四人（三所各八人）預禰宜、々續漢御綱曳神人七十二人ヲ分付三所御輿、威儀御馬三疋置唐鞍、致如此沙汰之間、自東山葉漸白渡、林邑樂人乱聲一節、其後禰宜一人中御輿御前敷祝莚、俗別當於莚上申祝、賜慶御手之後御殿司等參入内殿奉移三所御輿於外殿、其後俗官等奉寄御輿於外殿御行之間（[illegible]共登山）下院次第如文、同日還御次第（長吏所司等着淨衣突白杖、次宮參着御輿）云々。先當日以西對御殿司等參入御殿、山上堂達寶前敷座（西内廊着敷之、長吏次宮三綱許也。東内廊着俗別當座敷之）舞殿内廊柱別燃燈三所御輿奉居舞殿立禮盤磬臺、先行諷誦（導師入寺僧勤之）次取却禮盤磬臺等、中御輿御前敷祝莚、俗別當申祝賜慶御手之後奉寄御輿外殿云々其後御殿司等奉移御輿内殿

十六日御倉納次第　直裝束

先御殿司并禰宜仕丁等參集寶前、御輿并神寶等勘納畢、外廊敷座（東外廊寄長吏御座西爲上薦、次三綱座東端權官向西着之、西外廊寺任正官向南着之、東廊中座山上權官着之、御殿司五師等着本座、入寺西經所前着之、）居饗膳之後長吏御出。次毛奏、樓門左右柱寄懸之、守護御殿司於舞殿拍掌三度之後競三連々下乙殿屋（左禰宜勝方賜祿米一石、右巡撿塩一石）

秋季彼岸法花不斷經供新佛供御明等如春季

九月

九日御節今日在土祭リ

先於護國寺修講演、自去五日至于今日十講也。待長吏御出修結座。次唄。次散華行道勾當等荷薪廻之。次行香着座次第如大師供、講衆捧物僧供一、十度所司役二、ケ度南円井官物募之。次参寶前、御供奉備如例節。次貢食但諸座止瓜居菓子、又獻菊花此間秋季大般若經轉讀供新十九石三斗、塩田庄役

十五日馬場三昧（〇昧ナルベシ）也山上所司役

十九日安宗御忌日於極樂寺修之鉢僧供也。

晦日寧都婆會於宿院行之貢食所司巡役也。

先長吏御出直装束着座次第如小經會、但舞幣奉先御子。次十烈。次山田樂此間居饗膳。次相撲。次陵王納蘇利其後各退出也。

十月

朔日更衣御節自今日止御扇、御火桶奉備

御供奉備如例節。次懸猪華鬘立高座修仁王講朝暮兩座。次貢食自今日正官以下居姫〔○粔ノ誤カ〕

十一日自今日於宗前被修十會講、五ケ日也　十五日結願也、八條女院御願也、又今月中ニ相樂八講行之、不定式日、一日之八講也、又梅葉大垂社〔○麻徑区ニヨル〕自廿五日至廿七日三ケ日也。又若宮八講大旨春十八日也

十一月

上卯御節今日在七祭

先御供奉備如例節。次小祝同夜御神樂次第如二月　裝束法服

十三日慈恩大師講也

廿四日天台大師講也

十二月

八日佛名也。近來於釋迦堂修之又相樂八講在之　臨時御供次第如例節　近來十五日宗之無貢食。

廿日於極樂寺佛名講之入寺僧役付衣也

晦日初夜鐘已後自下院寶倉取出正印奉上御山、御共三綱一人正印預禰宜等也。上自大坂奉居寶前幣棚上、次敷祝莚、三綱申祝了、渡內廊檐奉納正印御倉云々御共所司座舞殿西柱本敷之

本云
明德二年卯月十三日書寫之也
從五位下行右近衛將監豐原朝臣量秋在判
八幡宮放生會式略義也
先御輿所大行事參音寶前
次四部乱聲先左太皷二度。次右太々皷二度。又右中太皷二度
次左中太皷二度。次同音一節此間勅使御參。次振鉾。次下院行事。次列慶雲樂 先太皷北立
童形北上首舞樂所取物次第南上首立。次調子。次曾利古。次御節弄槍右ニテ。在之〔朱〕 (朱)傳供樂ト号〔朱〕 次童樂 乱聲
安樂塩 〔朱〕左ニテ吹之。 〔朱〕次舞鳥蝶。 次祝。次馬司御馬還出時奏乱聲。次行道鳥向樂 一曲有。〔朱〕次登高座左ニテ 次感城樂。
河水樂 次讃。次登天樂。次梵音。次承和樂。次錫杖。次綾切。次勅樂。次道舞。
〔朱〕退出音聲長慶子〔宗樂〔イ〕ニヨル〕 〔朱〕次下高座右ニテ千秋樂 万歳樂。延喜樂。賀殿。長保樂。
五常樂。地久。次入調其外依時。〔朱〕安寧二舞 次還御。還城樂。〔朱〕太食調ヲ音取。樂所各淨衣。カミワラツヲハク也。裾ヲアクル也。
已上
右前記者山上ニ所記歟。樂所之可記事不載之。又放生會式記ニ略之記也。懷中シテ次第

チ可覺悟斗也。樂所進退故實アリ能々可尋之。

〔○以下小字ニテカケリ〕正月御節修正ノ記　樂所之記不載之間書入侍。朱書ツマリタル間三日夜ヨリ者注此所也。修正次第同前登高座。泛龍舟、舞者太平樂、古鳥蘇。四日夜修正登高座。安城樂、舞三臺、皇仁。五日修正　登高座。感城樂、舞　甘州、林哥。六日修正　登高座。重光樂、舞　散手、貴德。七日御節　寶前。先雙調々子一反、春庭樂、胡飲酒破。若宮、鳥破、賀殿破、同急。修正登高座。聖明樂、舞者、陵王、納曾利。八日於若宮書舞。先集會乱聲一節。次社務御出仕時、又一節、舞者社頭七ケ夜分在之。但散手ハ序破共ニ半帖也。八日夜ヨリ又〔朱〕九日夜ヨリケンハイアリ藥師堂修正在之、舞無之、大略余者同之。十四日ニハ乱聲少導師登樂喜春樂破斗也(〔朱〕此夜ハケンハイ無之)

同十五日御節平調　寶前、三臺破、同急。若宮、慶雲樂、五常樂、同急。今夜於社頭踏哥節會在之次第前ニ大概被記。但樂所故實無之一座之役ニテ催馬ノ付笛笙ニテ付コト者口傳之。雙調々子於若宮寶前ニテ一反吹之畢。後此時チウタウ。コレニ笙、篳篥、笛付之、社頭チ三反廻之、付物詞乞合乞文一几オイ具氣一乞十オ上月、此後ノ一チ二息吹コトモアリ。

同廿三日御節賓前、鳥向樂、千秋樂。若宮、採桑老、宗明樂、白柱。二月六日御節、平調如常。但今日已前ニ初卯當コトアレバ今日六日ハ盤渉調也。初卯御節、盤渉調如常。但六日已前ニ初卯當ハ平調タルベシ。二月十五日平調。三月三日御節、盤渉調。卯月一日御節、平調。八日御節、盤渉調。同十七日、平調。五月五日、盤渉調。六月晦日、平調 今日ヲノ輪マイル時コノン〔〇小說ナラン〕トアリ。此時三臺サシヲクナリ。重テ御レンアガル時彼樂ノ喚頭ヨリハシノ〔〇メノ誤カ〕ル也。

同夜木本樂次第

先三節〔〇綱ノ誤カ〕出仕之時乱聲催促在之。次導師出仕之時登高座、壹越調音取、廻抔樂在之。次三十二相二反次鳥急一反在之。每月御節者平調ト盤渉調ト打替之。各月ニ侍、仍十二月マデヲ不書之。

樂道古語諸記雜々次第不同載之

愚聞記ニ云、或記錄云、箏ハ糸ヲヘンニシテ書ヘキ也。糸ヲアラソフトコソアルヘクレ。ヘンニ竹ヲカクハワロキ風情ニ侍リ。其事ヲツラ〳〵案シ侍ニ、自往昔有秦箏秦ノ世ヨリ

ハシメテ出キタルト云事ハ一説ニテハ侍レトモ、大方ハ佛在世ヨリ箏ト中モノハ侍也。サレハ梵網經ニ箏字如此侍也。秦國ニ二女瑟ヲ爭テ出來ト云事ハコレ一端義也。虚空藏菩薩ハ箏ヲヒカセ給トコソハミヘ侍レ。十往生經ノ説ナリ。サレハ糸ヘンモイカヽアルヘカラムト覺ユ。

同記云（朱）醫道陰陽道ニモ管絃ハサタスベキ叓也。醫道作法ハ上師ハ音ヲ聞テ病ヲシル、中師ハ色ヲ見テ病ヲ知ル。下師ハ脉ヲモテ病ヲ知ト云々。此故雅忠（タンハ氏ノ先祖（朱））ト中シ醫師ハ音ヲ知ランガ爲ニ琵琶ヲ引トコソ承シ。代々ノ醫道ハ皆管絃ヲサタシ侍也。陰陽道ニハ雷公風伯ノマツリニ舞樂アリ。此祭ハ時々ヲコナハルル事也。後堀川院（（匡ナシ）（イ）ニテ看）御宇ニモ侍ケルトソ。其時ハ舞人狛近眞也。樂ニハ賀殿、陵王トソ。

帝王管絃御沙汰之事　次第不同

聖武天皇箏。小松天皇同。仁明天皇和琴、笛。文武天皇笛。嵯峨天皇和琴、笛、箏。清和天皇琵琶、笛。宇多天皇箏、琵琶、和琴。延喜（（イ）帝アリ）箏、琵琶。村上（（イ）天皇アリ）箏、琵琶。笙、一條（（イ）院アリ下同）笛。堀河院笛、笙。鳥羽院笛。二條院琵琶、箏。高倉院笛。後鳥羽院琵琶、笛。持明院法皇琵琶。新院今ノ中院御サカノ御子、琵琶、笛、孝行弟子。承和（（イ）

帝アリ〕笙。本院琵琶。

親王

致平親王笙。隱若子琴。泰明親王箏。敦實親王笛。貞保親王笛、琵琶。高明親王琵琶。重明親王箏。

女房

光明皇后箏。延長公主同。石子命婦同。〔団ニテ補〕小一條女御箏。齊院女御同。五節命婦同。石川命婦同。兵衞命婦笛。馬内侍琵琶。

攝錄

昭宣公笙。清愼公同。知足院後宇治琵琶、箏。京極笛、箏。猪熊琵琶。月輪同。後二條關白同。

大臣

信大臣琵琶、箏、笛。西宮左大臣同。花園左大臣輔仁親王庭訓。本院左大臣箏。小一條左大臣箏。大宮左大臣俊家、箏。一條左大臣雅信、和琴。六條左大臣重信、箏、和琴。中院左大臣笙、鞨鼓。常左大臣笛。實宗公琵琶。太政大臣公纖、同。太政大臣公相公、同。久我太政大臣通光公、琵琶。

舞人樂人根源

右舞人多氏、自然麿人鹿寄相四代孫八幡大井五代孫云々

左舞人狛氏、光高。

古部氏(コヘ)笛、尾張濱主、石木正枝(イツキノ(朱))、吉男(ヨシヲ(朱))、延近、正清、清延、好近、政氏。

大神氏笛、基政、基賢、宗賢、景基、景定。

豐原氏笙、小幡行見、有秋、辰元。

篳篥大石富門氏(オホイシ トミカト(朱))篳篥、笛

人々異名等所被載仁智等譜也

南宮(ナンクウ(朱))貞保親王則号南竹譜、長秋卿博雅、是則長竹譜也 類聚等譜知足院殿。 西説西遊房老(マヽ)〇孝ノ義、博入道。 桂譜トハ桂少輔事經信大納言孫也。 仁智譜ニ御説トシルシツケラルヽハ知足院殿御セチ也。又絲竹譜ハ宗俊卿說也等、笛、琵琶。 長竹譜ハ長秋卿之笛譜也。

管絃名人等事

貞保親王清和御子。 時仲大納言雅信男。 大和守忠房。 博雅三位。 一條左大臣雅信敦實親王子。 六條左大臣重信同上。 廣澤僧正寛明笛。 淨藏定額。 三條右大臣定方高藤子。 小野宮右大臣實頼清愼公。 朝成卿

定方子、中納言。助信中將敦忠子、時平孫。四條大納言公任頼忠大臣男。雙調公博雅太郎。信義同次良。信明同三郎。長助入道 遠理藤原若狹守、主殿頭善理子 爲堯山城守。致光。長能倫寧男。至光ユキミツ(朱)博雅アリ(朱)時仲男。濟政男。信賴信義子、兵部少輔。會坂蟬丸。兵部卿資通濟政子。式部卿宮。圓憲得業尾張守憲房遺唐使傳琴。明暹已講。經季少納言。頼吉監物。

此外名人濟之(〇々ノ誤)爲僧衆之中ニハ義操キサウ(朱)南都 安操同 永秀法師等也。

樂人等

和邇部嶋繼。同大田麿。淸國。大戸淸上笛師。尿麿篳篥。大石富門村上御師左衛門尉因笛、篥。富眞朝成卿師、笛、富門弟。小幡行見笙。村上御師致平親王師、笙、有秋行見弟子、丸部利茂マロヘノトシモチ(朱)笛。茂光篳篥。時延經房卿、笙。秀高濟政卿師、笛。明通雅信公師、笛。小部延近笛。玉手公頼狛笛。大神基政笛。

天王寺松四郎法名阿佛序之吹樣者妙音院是テモテ本トスヘキ由被仰ケリ。

舞人右

校云石ハ左ヲ先トス

多好茂。同公高。同武久。同好貫。同武好。同政賢好茂子。同政資政賢太郎。同節資同二郎。

舞人左

狛光高。同光重光高子。同則高同子。同光季則高子。大友信正。同成道。秦躬高。同利重。大神晴遠

還城樂
舞。

一箏巻絃事まくやう兩説也。此事秘事也。口傳有べし。尤秘藏すべし。但此事或記云、木ニまくべきよしあり、此條僻事也。此卷をはさいはれの御遊なとにハ有べし。但かの時ハ双調のわたしもの時は、こゝちをは双調のこゝちにてひくへき也。ふつうには一越性調の柱也。又まきをなとする事は別勅の時もちいるへき事也。又しからすともたゞこのひしをする事あらは事をハりて後ニハかのまきをゝはとるへきとぞ。

一箏袋はやう／＼なり。或ハ箏のたいにつのをぬいめに合てふくろの下うらをなかくしておもてにひきかへして、くちのさかりの所にくみにてあけまきなとをしてをにもつくる也。又たゝふくろニハせてひらつゝみなとのやうにもひきつゝみて、上下のあまりをははらの方へ壹尺はかりなかくをし返してあつひらのくみにて、てもとは龍角のうちの程するゐは龍角の程とゝ中とを三所をもろかきにゆひてもあるべし。但うちまかせてよのつねの樣の一説は大少程は箏にしたがふ事なれとも、大かいハなかさ七尺五寸さがりをくはふる宗ひろさ壹尺壹寸ぬいめ左右にアリふせくみあるへき也。をはあつひら也。左のかたにつくべきなり已上たかはかりの定

也。にしきをもちいるへき也。うらひさへもんのあやなり。おもてのにしきのいろにしたがひて、うらのいろはもちいるべき也。あか地のにしきつねのここ也。ふくろのくちのかたにかしわかたのみゆる樣にてもこをふくろのそこへ入べし。あか地にはうらあをし、あをぢならはうらは白かるへし。

一箏の詠したりける哥

いかならん日の時にかもこゑしらむ人のひさの上に我まくらして

一樂換頭事

換頭(ケノトウ)、重頭(テントウ)、採頭(サイトウ(ホ欠)) 此三ケかはりめ有べし。みないつれをもくわんこうこ存事は僻事なり。口傳あるへき事也。

一箏ヲ付次第

先笛樂を吹いたす、次に笙、次篳篥、次に琵琶、次に箏かくのごこくいつれの樂をも句のかしらより付べきなり。甲の句より付べき也。乙のもしは小つめなこよりは付へからす。又催馬ニハ段々のはしめ、又おはりなごはつけざるなり。又我門乎ていの樂拍子ならはつ

けたちなはひたつけなり。

一笛の調子の間にことちしらへてかき合をひきて後に管樂をふきいたさゝらん程は箏をはならすへからす。

一朗詠伽陀今様なとに付事はこと葉ことにひし／＼と付へからさる也。さきの句に付たることはをはかへ／＼してめつらしく付へきなり。詞につくり合てつくる事は故實なき事也。おめりさまなるやうに付へし。つけはしめむ事は朗詠なとには三句のうめきなとより付へき也。但優長の人々の所作の様如此ことからをは申侍れとも二の句のすゑよかけも侍き。

一箏をひさにをく事はかまきハなとにてしよほくの人なとは子細なし。さなからむ人は下ニ箏をゝきてもひくへきなり。下ニをきたるはおそれをなす心ちもしてよきなり。ともかくもはゝかりなき事なり。ひんきによるべき事なり。又女房は左のひさをたゝき、箏をは下にをきてひくへきなり。又大かた箏をはひさの上に、龍角のあたる程にをくへきなり。又右の手ハ中のゆひと龍角との間に无名指をおきひく程にて可樞なり。左の手はことちより下へ二寸はかりさけてひくへきなり。僕九歳の時孝道入道のまへにて賀殿急をひき侍りき。

その時もかつうは如此申されき。又由の程は只拍子の延樂なこには四ゆりよしこそ。又箏のすゑをは五六寸はかりすちかへて、まゑのかたへいたすへきなり。又和琴作のことはれのきにもはゝからさる事なり。但當世のさほうみなもつて過差(クワサ)(朱一)をさきこする歟。しんしやくあるへきなり。又切柱をは一のをにたつへきなり。又箏のねを心みるには廻忽をひくへきこそ。又切柱を懐中する事は二をもつへき也。たこへはここちなこうせたる時にこり出してもちいたるべき也。かいてのまたの枝そろひたるを多なこころへきなり。又主上なこに樂をさづけたてまつるには、まつ万歳樂を申はしむべきなり。うちまかせたる人ニハ五常樂つねの事なり。

一箏に山曲こいふは一越調曲也。水曲こいふは盤渉調曲也。

一大神景定に對面時語云、蘓合事三帖の返様の事、第二反ニハくちの二反の所へ返候。又第三反には口の二反の四九〃火十これハ返つきゆ。又五常樂急はおはるやうにて後にかの二反の處三反するやうゆ。これは秘事候。

一夜なこ箏をしらすこりてひかんニハ、あまたか中ニ大ならむをよりてひくへきなり。せ

い大なるはこゑのたかきゆゑなり。又箏のすゑをばひんきあらはかまへていたニをくべき也。ひゝきてよくなる也。次に尾張前司孝行に當道の秘事しるしてつかはしけるにも、しやうかの事を秘のその一ニしるされけり。子細ありてすへき事なり。又拍子を打てしやうかする事、又たゝも拍子をうつ事、うちまかせて鞨鼓の拍子に合てはうつまじき事こそ、うるはしく拍子をこりてうたむ時は、さいはら拍子にうつへきなり。けはれのやう、ようい あるべきなり。又大饗の御遊なごには尊者なごのしやうかより樂をしいたす事も侍なり又青海波ニハ箏垣代にたつ事なければ樂屋にてひく也。又樂屋にて箏ひく時用意すべき物かけつめを二すち（大絃、中絃）きり、ここぢ二、をこゝめ二ばかり、懷中すべきなり。

一箏のこうの木舊記に云、塩風にふかれたる日あたりの孫枝をもちいるべきなり。絲は山城國の糸をもちいるなり。伊勢國美濃なごもよし。甲は對馬國桐第一也。

一柱のかいはここちの左右おなじかいをする事無念の事なり。故實しらさるか、たこへは一方は蝶（テウ（朱））、一方は花、或は櫻ならは一方は小鳥なごをちかへてみかくへき也。兩面をなし具もつねの事なれごもかへてするがよき說なり。又鵄（シト（朱））（〇鵐ノ誤）目（トメ（朱））のかいはかならす花をす

へきなり。又懸爪事、仁明天皇御宇野の行幸ありけるに、昭宣公童殿上にて供奉せしめ給時に、天皇御かけつめをおこしまし〳〵けり。もこめさせらるべき人を御覧しまはされけるに、此昭宣公こそこゝろいらん有てもこめ進へき由を仰くたされければ　勅命をうけて、昭宣公心中にしゆく願ありて、野中を求給ふ。若このつめもこめいたしたらん所ニハ寺を立へきよしくわんありければ、本意のごとくもこめいたし給けり。いまの深草の極楽寺はこれなり。又秘事のこゝちをたてゝ弾をはりて後は、しはらくも程をおかす柱を少々引なをすへし。故實なり。又和琴作の箏に鵄〔〇鵐ノ誤〕目ばかりニ具する事有ましき事なり。

一鳳凰集云、苦調子(ニガミウシ(朱))之字或ハこの字を用

史記云、河濱器不苦窳(ニカミイシホヘ(朱))又翠羽并ハ秘物也。何音哉片垂歟。

蒼海波ハ羽調の内の一曲也。秘事也。搔手ハ万色調の物也。搔手の中立をそ納言仰られし。片垂ハ秘物也。不レ知ニ何物一ナリ尋へき此両條ハ箏の第一秘物也。小調子ハ万色調物也。此調ニ蒼海波曲あり。秘物也。

又同集云、南呂調又盤渉調也。翠羽并ハ万色調律也

羽林納言云、此時无雙勝有聲此琵琶引の文ハ相叶箏調子也。
天暦聖主催調子を御自身にあそばして小一條のね
うこに給ケル。二ケ所ニ可レ留之由見へたり。

一箏甲はきりを本とすきべ歟。桐こ（ご）の字かゝのこごし。箏こよむなり。但蜀漆合歎はさるへき物なれとも、槻さい上也。箏大かたは笛にしたかふべし。

鳥羽院御宇阿彌陀講有けるにすゑみち箏つかまつりけり。箏の音微になりければたかくひくへきよし仰下されけれともきこへさりければ、箏の上を御簾の内へさし入てひくへき由仰られたりければ、そのまゝして引ける後箏の音きこへけり。人々かんし申けるとぞ。又甘州、裹頭樂、蘇合一帖、三臺急ハ箏ニひくへきやうある也。又大食調の樂は律ニあらず呂にあらず彈べき也。近比は人々一向ニ呂にひく事僻事也。

一乞巧奠に箏をしらへてつくへにをく事机二脚也。東西にこれをたて又一脚も侍也。二きやくあらば東のつくへは雙調にしらむべし。西ハ平調にしらべて箏は二張なるべし。但一ちやうたてつくゑも一きやくあらは平調のここちにしらべてをくべきなり。

一帝王御廟ニ樂器をしらへてをくニハ平調に箏をはしらふる也。

一ここぢのたてやうの事二ちうことたちの事なり。盤渉調の時のをゝはあけて立べし。三已下さけたるよし。凡二ちうここちは六のをより下說、又同音ひんきなるによりて七より下說、又七のをまては一なり。ひなれはこて八より下說三說也。

一宗輔太政大臣中將の時春事にて侍けるに春鶯囀をふかれたりければ、鶯かふりの巾子にいて舞けしきなりけり。さてそ人々は春鶯囀の中將こは申ける。又被蔑こて秋風樂の一二帖をふかれけるか、次の日死ちかく成て同三帖をふきて、來迎の樂はこれにてありけるぞ、人々はきかぬかこて笛をにきりて事をはりにけり。ほさつをは人も見侍りけるこそ。

一朝覲行幸御遊に故入道初度の參懃の時木工申けるは、故妙音院入道殿御遊の御所作の時、御箏のをきれて候しニハ孝定をめしてをゝかけさせられて候き。さゆへは御箏のをきれてゆはさしをかるへきにてゆへこも、はしめたる御所作にさてもゆ。みつからはらせ給てひかしめ給へきにてゆこ申侍けり。仁誠にかやうの事は人により事に隨てあるへき事也。其上ニいまはいかなるゆゝしき人も、みつからをゝはかくへき事こそおほえ侍る。故後鳥羽院御子にし山のみやの天台座主の時、三條白川の御坊にて如法經十種供養侍き。箏には故入

道さんきんその時に太政大臣公相公琵琶にこうせられき間のときれ侍りしにも孝時入道法深をなしく比巴にて其座に侍しかこもかけ可進由のけしきたにもなくして、みつからそをゝはかけてひかれし。僕その時見物のためにのそみ侍き。

一琵琶のくわんちやうなこ申事は啄木事也。箏のくわんちやうこは水調盤渉調々子を申也。これをもて啄木こたいやうす。流泉ニハ雙調撥合揚眞操ニハ由加見調子を申也。秘曲ニ入ハしめには琵琶ニハ楊槇操、箏ニハ由加見調子也。

一和琴事或人語云、

琴佐木はなかさ一寸八分、牛角にてつくる也。雁の胡國にかへる時麥の葉をくはへてかへり侍也。其心を摸す。又還飛乃調は柱を二つゝならべてたつる也。この調秘曲なりこ畢。又光源氏の物語に和琴の事かきたる所によくなることゝ侍る事は能鳴の調こいふ秘事をかくかきなしたるこぞ。たゝこゑのたかくなるきにてはあらず。この曲は盤渉調の調なり。仍その物かたりの末ニ中のをはあハすこ云と中こいふは笛の盤渉調也。又雁鳴の調の中にて澤田の調は侍こぞ

一或記ニ云、博雅卿たんしやうの時、虚空に音樂の聲ありけり。不思議事なりこそ。又貞保親王のかつらの山の莊にて五常樂の急を百反せさせ給たりけるに、明障子に大なるかうふりのかけのうつりたりけるを御覽じて、たれ人そこ御たつねありければ、わんせうふなりこそたへ申けり。又五常樂急百反する所にはかならず我は來なりこそ申侍ける。又五常樂急をなてしこの花をうへてさかりなる時千反すれば、天人かならすやうかうすこそ。又（經信孫御事歟圖）かつらの大納言は此急をはじめを只拍子にひかれたるこそ。或記云、行道入樂に肝心の句を御前にてふくへきなり。又舞人は一鼓の拍子に合てあよむへきなりこそ。

私云。五常樂急只拍子事者奧の調ニ乙乙九ト吹此乙ニフクコト非說ナリ。仍常家不用之、先皇御位時繁秋申沙汰不故實條勿論也。御前ノ說ト云者此樂ニカキラズ常家ニ定置テ申サタスル事也。此只拍子ノ事、桂大納言モ有ニ口傳一御事哉。初ヲ只拍子ニヒカレタル由侍ハ謂アル歟。一反サナカラセンヨリモ口二反ヲ只拍子ニシテ奧ヲ樂拍子ニアラハ可然歟。イツレニ惡說ノチクチハノソコリ侍歟間前ニ記可レ信無ニ口傳一族、又彼急ノ只拍子ハ無事也ナトイワン、其無下也、只拍子ニハスレトモ奧段不吉ノ由ヲ常家

ノ口傳ニスルト可ニ心得一。

一龍吟集云、院禪孝博ニ問テ云、想夫戀ノ大曲拍子ノ様ヤアルト申ケレバ、答テ云シカラスト云々。

一野外行幸事弘仁、天長、承和、皆放鷹樂ヲ奏ス。又白川院御宇ニ此義アリ

一諒闇之時ニハ諸寺大法會之時入調ハナシ。仍法會之舞ニ秘曲ヲモスル也。且ハ此事先年ニ仁和寺舍利會ニ時ニリヤウアンニテ侍ケルニ團乱旋アリケリ。目六ハ木工コレヲ出ト云々先例ニヨテナリ。

一妙音院禪閤痢病所勞大事におハしましける時、夢の中に天女來テ瓶に水のやうなる物を入て、赤痢病の良藥こて禪閤にまさに入しめ給をゆめにみられけり。夢さめて手をみられければ、すゝハみたる水なりけり。ゆめの御つけのことく此水をふくせしめ給ニ、其の味異香すへて人間の物にあらず。其後病忽に平愈す。其水の殘たりけるをはたんしにてのこひて、文庫にをさめられけるこそ。又ささの國よりめしかゑされて、後白川法皇の御所にて箏をひき給けるに、還城樂、次に賀王恩をそひき給ける。

私云。コノ次ニ注事はかた腹痛けれ共有つる事聞書付侍。先年板坂入道智泉在京之時、大和國ハシチト云國人牢人して京に侍る。久知己にて尋來られしに、入道對面して酒宴のありしに、予に對テ云、久在所にはなれて萬事物うく侍る。今日參會大切也。聞及たるうつわ物太子丸拜見申度、又樂一吹てきかせよかしと所望ある間、安事とてうつわ物取いだしみせけり。頂戴後樂聞度由被申侍る、きと思ひ出て還城樂を吹けり。はてゝ後入道いかなる樂ぞと問はれ侍る間、しかじかと答侍れば、尤珍重なる則歸齋すべきぞやと被感侍る。太刀なといたしてよろこひ侍りしか、程なく不慮に入國して常は人に語て侍となむ、末代もかやうの事はかねて可覺悟事也。

予歎云、此卷八十ちやうに及たる中に、ついに後の世のつとめと覺ゆる事一所もなし。悉みな今生一端の義論、心霧をはらさんが爲に記之とのみ見侍る。子孫の者はよし一分の證利とも思はむずらん。すでに六十貳歳の夢のさかひ、いつ驚ものぞや。此界につとめすは又火境にしつむべし。人間に生をうくる事のまれなるいはれは、この抄物の前にも載侍るに、われと筆を取て書たる事をもいたづらに思ひなして、なげかむ道をはよそのやうに思

ひなして、年月を送り侍事口惜わざなり。なにの法文もこしよりてはつゝめられぬと也。只法理をよくきゝ分て題目の五字につゞめて常に唱べし。此抄物思ひたち侍る愚意は道の事は中々不及申事也。且者末代子孫二世をむなしくせむする事、あさましくかなしきまゝに、つきもなき所々ニかたくなる事可書付事をもはゝからず、思ひいつるにしたがひて載之。但とても門外をいたすべきものにあらされは、又はゝかるべきにあらず。後見の子孫この心ざしを思ひて、いさゝかの善根をもつゝめよかしと思ひて書之。諸事はしかしながら法花經の有がたき事當時可信事の子細をかたのごとくしらしめむが爲に思ひたつつるでと思ふべし。道の故實千が一にも上さまより御不審の時しるしてまいらすへきたつきもなくは、このまゝ辱存といへども、進上之者道のつゐてに法理の有かたき事をもあはれおほしめし分て、南無妙法蓮花とかきまいらせたる所を御覧ずる事もやとの願をおこして抄出之。わろく御覽じて此抄物のきずには所々ニ例のやふれ法文かき入たるなとあさけり給べし。それは予こそいやしくと釋迦法皇の御詞はあなつらせ給ふましき御事なれは、御とかにもなりぬべし。能々此事分別有べし。

此卷をば先右之意趣にて終了
永正八年九月廿二日書終了㊞

一梨原集記云　自天地開闢以來至康保元年九千六百九十六万一千九百八十一年云云

一後冷泉院　永承七年ヨリ末法ニ入ルナリ

法名・
忠露（花押）

南無妙法蓮華經

體源鈔　十一ノ下

愚聞記之拔書少々

妙觀ハ尾張守孝定ト妙音院の御前にて蟷螂之出現したりけるこ、其を中にをきて、いつれにも琵琶をひかせて、我方へ引よせたらんをもつて、琵琶の上すこは思へしこ仰られけれは、兩人心をつくして彈たりけれは、いもしりたかさたか袖よりのほりて、ゑほうしのさきにゐて數剋舞けしき侍けり。されはかやうのたはふれ事なれこも、孝定につかう程の物なりけれは琵琶は上手にてこそ有けめ。

一瑜珈深行之時擣意ノ音樂ヲ用ヘキ事

觀行尚欲及二散亂一之時ハ阿闍梨於二壇上一可レ發二音樂一云々是則大日經之具緣品ニ衆習衆德文善無畏尺之日應レ兼二習六十四能一云々演密受レ之ヲ引二華嚴ノ第五地ノ文ヲ中ニ具烈伎樂字文大方ハ管絃ノヲム聲皆五音ヲモトヽス。此ノ五音則五佛也、五戒也、五智也、五行ヽ、何事カ是ニハナレンヤ。音樂ハ淨土ノ遊ニテ菩薩伎樂ヲ奏、タレモノヽ能々此ノ道ヲタヨリト

シテ出離ヲ子カハンモ因縁ナキニアラサル歟。又仁和寺ノ北院御室（守覚法親王）ハ、近世ニハ昔ニモハチサル程ニクラカラヌ御事ニテヲハシマシケリ。神楽ヲサヘ秘事ヲキワメテ糸（系ノ誤）高ニ入セ給トソ。コレモ兼習衆徳ノ故ニヤ侍ヘキ（絲管抄十巻此御作也。）

一むかしはおりゐの御門こて世をしろしめす事もなかりけれは、まいりよる人もなくて、庭には草ふかくして虫のねのみをこづれ、軒はあれて月影のみそさし入ける。かゝるさひたる御事成けるに、白河の院の御時かやうの御ことを御心にあハすやおほしめしけむ、法勝寺をつくらせ給て、往生の御きせい有て不動の御てに納らるゝ物も世の人しらさる事こそ、其後富家殿下の家領こともめしこりておいこめられさせ給ふにけり。世の御まつりこと一かうに院しろしめしけれは、おほしめすまゝにてつねには法勝寺に御幸ありて御遊興有けることさすかふけこのゝ御事思食いたして箏の面白かりしことなこともきこしめしたかりけれはにや大殿こて籠居してをハしけるをめし有ければ、やかて参られにけり。冬の事にて侍けるに、夏のなをしをそ着せしめ給ける。これもやう有ことゝこそ。さて御箏すゝめ申されければかきならして少ニ於二楽天一三年猶已衰齢也、遊ニ勝地一一日是非ニ老耄哉一

と詠しめ給ければ、院よりはしめたてまつりて人々袖をしほりてそ侍ける。ゑいかんのあまりに日ころめしたりつる家領ともこのことく返し給けせて、もとよりもいと御中いみしき御事になむ侍けり。又万秋樂の秘説なとも知足院殿御説とて世にも殊に秘藏する事也。

一文應元年十一月六日今夜淸暑堂御神樂拍子合之但中院當時カ[illegible]御代始也。新院ノ御所ニテ拍子合ナリ。御所押小路殿蜜々ニ是ヲ見物ス。まつけいしやう雲客参集こくけんに及て御簾をまかる。次に公卿已下着座左大臣公相公琵琶漢鼓　四條前大納言隆親着座二條大納言良教笛　衣笠大納言資季本拍子　源宰相有資末拍子　別當隆顯付哥幷ニ笙ナヨタケ　大炊御門三位中將和琴　三位中將公宗等鬼丸　楊梅中將忠資篳篥　宗雅朝臣時經朝臣付哥　地下召人吉嗣立明院御隨身兩人幷ニ廳官等これをやくす。公卿着座の後出御、新院いまの本院御琵琶玄象　頭中將通持玄象を取て左府に被進、前左府これをとて御前にをかる。其後御神樂のきしきつねのことし。みかくら事おはて、御遊催馬樂、安名尊、次ニ鳥破、次ニ席田、次ニ鳥急、次、吹反、平調伊勢海、次ニ万歳樂、次ニ朗詠嘉辰令月、次ニ德是北辰、次ニ三臺急已上如レ此。

一御遊には打物はなき事なれとも、保延歟。高陽院殿にて皇后宮の御遊には中院の右大臣雅言（マトトキ朱）鞨鼓をうたしめ給ふと云々

一承久四年正月廿日朝覲行幸の御遊に和琴これなし

一後堀河院御宇初度高陽院殿御遊之御膳供之左舞、万歳樂、胡飲酒、陵王、右、地久、林哥、納會利、左一光眞、右一好氏、笛一景賢、已上三人けんしやうを仰らる。舞おはて後、御前御遊笙（猪熊殿）笛修理大夫公頼、篳篥、少將成兼、琵琶、前帥定輔、兵衛佐家定、拍子三位中將實基

一円融院御宇天元四年六月廿九日御前ニ侍テ彈正大弼守清彈嵇琴云云けい琴ハ嵇康カ琴也。

一弘長元年六月十日天快晴（後白河法皇文治如法經御例云云）今日院（後嵯峨）御如法經十種供養也。御所嵯峨殿御夢想之告ニよつて御手自御書寫（御俗躰時也）爲白河二代御例云々但此二代ハ御法躰之時也。俗躰御事今度始たる例也。後白河院文治例を用らると云々希代の事たるによつて蜜々これを見聞ニ条關白太政大臣（德大寺）左府（今出河）前左府以下數輩着座池中嶋儲ニ幄屋ニ天童六人烈立、先一越調々子、次傳供十天樂（只拍子）惣

礼、宗明樂、次十種供養樂、秋風樂、鳥向樂、感秋樂、採桑老、蘇莫者破、輪臺、青海波、蘇合破急、白柱、越殿樂、登高座、万秋樂破、下樂、千秋樂。

伶人

新院御琵琶前左府琵琶公相公　花山院大納言師継比巴　具氏琵琶　孝時入道琵琶　二条大納言良教箏　三位侍從房教箏　三位中將公宗箏　刑部卿局法深娘箏　花山院中納言道雅笛　高倉中將持通笛　前兵衛佐教氏笛　但感秋樂時一人吹レ之。

地下役人

笛
景定　永賢、笙土御門中納言通顯、四条二位房名フサナ(朱)、地下近秋、仲秋。篳篥左兵衛督教定、忠資、地下、季茂、尾張前司孝行衣冠　鶏婁鼓　孝頼刑部大輔法深子　大鼓　豊前守憲説(朱)ノリトキ鉦鼓

一櫻花宴事

天暦五年三月廿三日内教坊別當左衛門督高明卿從ニ座西一進入南殿廂第一間一、進坊奏樂上奏二濫河鳥一、參入文人乃參上頌紙筆如レ常、春鶯囀、最涼州。同御宇御遊文時三位詩ヲ講聲爲盤涉調仍青海波ヲ奏スル事これあり。

一内宴御遊事重明親王記

天暦元年正月廿三日余懐御製より大臣暫候御前、文人皆退出、右大臣ニ仰テ左衛門督高明卿治部卿兼明にしのひさしにこうす。又勅琴於余彈レ之右大臣實頼箏右衛門かみ琵琶治部卿和琴右近中將敦敏笛左近中將朝成笙時ニ琴一絃尤緩右兵衛助岩厂朝臣清正令張之先春鶯囀をそうす。次に席田、次酒清司、其間琴武斷依樂酣曲云々

一則天皇后楊貴妃笛吹也本朝ニハ基政娘夕霧、宗轉（○囀ノ誤）太政大臣子若御前尼ハ笛吹也。年少之時男子のやうにて父のそはにゐて笛をふきて常に侍りけれは、人々わか御せんこそ申ける。

一樂ハ大國之法代々作之雖レ然殊ニ樂ヲ盛ニ興行事ハ武德九年始詔太平少卿祖孝孫協律郎雲（○竇ノ誤）璡等定樂、隋世用黃鍾一宮云々。

大宋興樂云々或周世後漢等也。

一十二律旋宮啚

或又十二管有レ之隨十二調子十二之竹也、三分餘上下有之也。黃鍾是一律ノ本也。彼管之長

九寸也。此中ニ黍二千二百粒入ヘシ此管黄鐘一越調音也。此管以下今殘十一管次第ニ三分余乃下生也。委曲見ニ于箱底金抄一仍略之也。

（圖中ノ…ハ朱線下同）

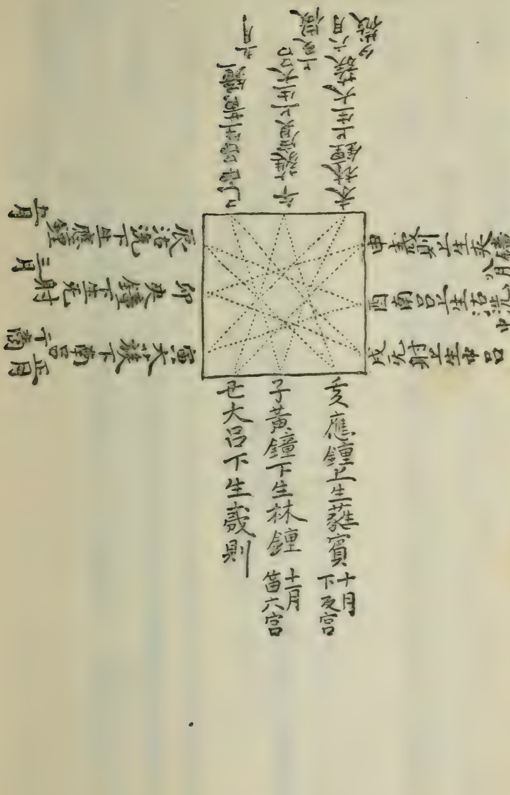

右旋相爲宮法從黃鍾起以相生爲次左ニ旋也

一笛ハ十二均ニ宛テ十二アルヘキ笛歟ト畢、而ニ今世常ニ用處ハ横笛也。此ノヨコ笛ノヨコ字ハ執筆之アヤマリカトソ、手篇ヲカキ替侍歟ト云說アル之、サレハ黃笛ニテ侍歟。カルカ故ニ此笛ハ則黃鍾十月ノ均ノ時ノ笛歟云云。

又大鼓モ十二ノ大鼓アルヘキヤ八之鼓ハ則吾朝ニ被渡モノ也。於于今者斷絕シ畢。故入道佐渡院朝覲行幸ノ時樂屋奉行事其催ヲカウフルニヨテ參勤セシムル刻ニ記錄ヲ披見之處ニ舊記ニ曰ク、第八之鼓ヲ召出シテ樂屋行事尻ヲカクク入キ由コレアリ。仍第八之鼓事相尋處ニ近比スヘテモテ其形ヲ不レ見ト云々然間コシヤウヲメシ出シテ尻ヲカクルヨシ記錄ニ所レ載也。

一甲乙輪轉當事笛ノ穴ヲモテ本トス

右旋當也、平調之時ハ干穴甲中ハ乙也。盤涉調之時ハ中穴甲五穴乙也 次第如レ此可レ旋

一、反音略頌

下一盤雙平上黃此略頌ハ右ニ旋テ笛ノ穴之位ヲ一ツヽコユルナリ

一調子相生次第

木火土金水已上相生也　木土火金相剋次第也　凡一切音聲皆有二甲乙音一其二音ヲ父母トシテ衆音ノ子ヲ生也。故云調子也。甲乙ハ陰陽也。陰陽ハ定惠也、左右也。天地也。父母也。此之二法ヨリ万ヲ生也。故ニ經云

定惠　刀莊嚴　以此度衆生文

一弘決云、五音則屬二五藏一故返以二五音一治二五藏一文

次第禪門云、當知人身雖少其義相死天地文

又弘決云取意

自阿一音生九音事則是常住佛界一音隨緣九音生也

一妙音天御誓願云

若有貧窮人　衣食常令少　一聞我名号　我必定隨須　現生大福德　若我說此事

若不成就者　我隨無間獄　經於無量劫　永失於佛種文

私此願尤殊勝之サレトモ末代之衆生二千余回後雖有妙音ノ

御トカニモアラシ時剋ノシカラシムル所也

一妙音院配流之時御消息 其時中納言中將

校云此條ノ旁訓スベテ朱書以下ノ旁訓モ注無キハ朱ナリ

一日乍レ抑ニ別涙一罷ニ出御所一之後如ニ蒙レ耄向ニ壁、殿下及ニ八旬暮年一猶留ニ九重花洛一師長提ニ一面琵琶一欲レ去ニ万里雲路一倚ニ思ニ此事一落涙千行、椿葉之影再改、戀慕情師長自ニ幼少一至レ今携ニ絃調文筆之才藝一是爲ニ致レ忠節一也。而今忽逢ニ此殃一長斷ニ其思一畢雖レ知ニ宿運之令一然愁涙難レ抑悲哉〻〻更不レ盡ニ紙上一只可レ令レ垂レ賢察給ヘ候恐惶謹言

七月卅日　山寺隱士　師長

謹上　式部大輔殿

一大カタ琵琶等ノ譜妙音院之時譜ノハシカキニ師ノ字ヲ被載、是則勅命ヲ請給リ稟ニ庭訓一依レ被ニ撰集一也。且ハ是流ト人々ノ説ヲ申侍人モアレトモ流ノ字ハ天下ノ大師トシテ其ヲ末代ニナカスヘキ人ニトリテノ詞ナリ。大人師之号ヲ不奉人ハシカキニシノ字ハノスヘカラサル物也。又タ、詞ニ申ニモ某カ説トモ樣トモ申事ハ別之子細也。

一灰管ト云物ハ十二時ニアテ、十二管ヲツクリテ風ノ入ラサルヤウニ屋ヲシタ、メテ此十二管ヲタテ、其ノ口ニ衣ヲハリテ、其上ニイサ、カ灰ヲ可レ盛云々ソノ時之調子ニイタル時

管之中ヨリ風吹テ彼ノ灰ヲアクル也。大方モノヽウコキハタラキ物ノ音ヲイタス事カセノトクナリ。サレハ人ノ聲ヲハシメテ出事言語ヲ發之時ニ阿之一門ヨリカセヲ出ス、是則優陁風ト云カセナリ。コレヲ縁トシテ發言語ナリ云々

一大皷ハ第四之皷也、撥ハ第五之皷也。此事ツネニハ人コレヲ不知秘說也。

一胃皷ハコレヲ三ノツヽミト云說アリ。又クレツヽミトモ申歟。舞人腰ニツケタルヲ申ヘシ。コレ則第二ノツヽミ也。行道ノ時腰ニ付タル也。

一簫 編竹コレヲ吹、長則濁聲、短是清音也。舜コレヲ作十四管也。大ナルハ廿三管也。

一箜篌コレハ百濟國琴也。又コレヲクタラコトヽ云也。

一新羅琴 武帝コレヲ作十二絃也云々或又莫牟ト云モノアリ。又鞞皷、又匏笙具足也。已上三ケ物ハ打任タル非ニ樂器ニ爲ニ存知ニ注之。

一阮咸ト云ハ調子ノ異名ト申、琵琶ノ風香調ト同音也云々

一鞨皷、コレヲ打任テフリツヽミトヨム也。舞人胸ニカケタル也。又鷄婁、コレヲモフリ

ツ、ミト中也。又大鼓ノ音ハトウ也。鼕可レ用此字。

一物之始テイツル所ノコヘハ聲也。種々之コヘヲサステ音ト云ヘシ、則聲文スコレヲ音ト云本文也。

一聖德太子曰供二養佛寺一無音樂者不佳ナリ。

一合欽音事、欽ハ梵語也。コレニハ云六、雅樂ニ合スル所ノ聲引聲ニ則六句アリ。如レ此六ニ合スル故ニ名二合欽一歟。

一笛ハ吹穴ノ方ハ尾ナリ。次ノ穴ノ方ハ首也。貞保親王笛序ニ見ユ、妙音院之禪閤被仰ケルハ、笛ヲ紙ナドニ包事アリ。竹ノ本ノ次ノ穴ノ方ヲ上ニシテ吹穴ノ方ヲ下ニツ、ムヘキナリ。

一箏絃縒紳次第

絲ハ山城國ノ糸第一也。若美濃伊勢ノ國ノタテモヲ一カケニハ藏人所ノ斤ノ糸一兩ナリ。フシヲノソキ取テ、ワク一ニ六スチヲアハセタル糸ヲ、ナカサ二丈五シヤクニ經ヲ二丈ニ縒タツヘシ。糸ノスチノフトサ細サニハヨルヘケレトモ假令大絃六反ナラハ中絃五反細絃

五スチハ四反ニカケテ縫ヘシ。縫立ツレハ上下二スチヲ結合テ、五寸ハカリナルタケニ、ユミノアヤマキノヤウニマキツクル也。練ニハシロクシタル糯米三、小土器ヲヌノヲヌラシテヨク〳〵ノコヒテ、石ナヘニ水三ヒサケ入テ彼ノ米ヲ上カハノヨク〳〵ハル程ニセンスヘキ也。其後火ヲイサ、カタキシメテ、ヲ、入テ子ルナリ。ナヘニ入ルニハ先細絃中絃太絃トカクノコトク次第ニ入ヘシ。煎スル久サノフンサイハ万歳楽ノ只拍子廿拍子ノ程アルイハ又ヒキ、リ〳〵シテヨキ程ニ中念佛二百反ノ程ヲニルヘシ。紳ニハ日ノヨキ時、ウシトラノ方ヨリヒツシサルノスミヘムケテ、ヨク〳〵ヒキノスヘシ。ノコイヌノシテ二反ハカリノコウナリ。サテノシツケテイサ、カシルノヒタル時ニ、又イサ、カノシツクル也。三時ハカリホシテ後、クチ三寸ナル筒ニ巻テ太絃中絃細絃ミナ一ワケツ、ニシテ、已上三ワケニスヘシ。細絃ハ五スチ也。皆三所ヲタンシウスヤウナントヲキリテ結テ、ムスヒメヲカイヒ子ルナリ。其後ニ紙ヒ子リニテ、太絃中絃細絃ヲ上ニナルヤウニ一所ヲハカミヒ子リニテ編ヘシ。今一所ヲハ三ワケヲオシ合テ結ヘキナリ。已上カミヒ子リニテ結所二所也。ウスヤウナントニテモ三所ノユイメヲハ結ヘキ也。焼木ニハ松ハアシキ也。

已上左近判官代孝敏口傳也

一柱ヲツヽミナカラ取イタシタラハ先柱ツヽミヲ取テ等ノウチノ方左ノヒサノ程ニ柱ツヽミヲヽキテヒラキテ、コトチヲハ一ノヲヨリ次第ニ巾マテアラハニ取タツヘシ。サテ後ニツヽミ帋ヲハスヘノ音穴ニヲサムヘキ也。半分ハヲシヲリタルカ等ノ音穴ニ入、ノコリハトニミユルヤウノ程ニハカライテ、音穴ニハサシハサム也。或又手モトノ音穴ニモヲサムル也。サレトモ其ハ等ノナラヌトソ。

一根元抄之中　古樂新樂差別者（此段前ニ載之亡却老耄也）

古樂者

古ノ風俗、夏殷舊俗曰ニ之古歌ヽ々者樂也。小拍子ニ用ニ一鼓ニ云々譬ハ夏殷周秦漢魏晉宋濟梁陳等之時已上十一代ヲ古云々

新樂者

今之風俗唐祚始成曰ニ之歌ヽ々者樂也。小拍子ニ用ニ鞨鼓ヽ譬隋、唐（神堯皇帝、唐祚肥成）大宗、高宗、則天后、（〔后〕妃也〔朱〕）睿宗、穆宗（〔朱〕白居易也〔朱〕后也）玄宗（〔朱〕此后ハ、明后也）肅宗、代宗、德宗、順宗、憲宗、敬宗、文宗、武

宗等之時新〻〻已下代ヲハ宗(マヽ)之代云也。

一十二調子

〔校云ゴチ形は朱書〕

壹越調宮	商平	角雙	徵黄	羽盤
斷金調宮	商勝	角鳧	徵鸞	羽神
平調宮	商下	角黄	徵盤	羽上
勝絶調宮	商雙	角鸞	徵神	羽壹
下無調宮	商鳧	角盤	徵上	羽斷
雙調宮	商黄	角神	徵壹	羽平
鳧鐘調宮	商鸞	角上	徵斷	羽勝
黄鐘調宮	商盤	角壹	徵平	羽下
鸞鏡調宮	商神	角斷	徵勝	羽雙
盤渉調宮	商上	角平	徵下	羽鳧
神仙調宮	商壹	角勝	徵雙	羽黄

上無調宮　商斷　角下　徵鳧　羽鸞

已上

一相通事

口　ハヒフヘホ　舌　タチツテト

齒　カキクケコ　牙　サシスセソ

咽　アイウエヲ

牙齒口舌唯（○喉ノ誤）内　ナソタテニ曰　母ニハ二度アフテ　父ニハ一度モアワス　クチヒルト　トク

一轉惑摧破金ノトクナリ　轉法輪佛之梵音聲平調金則金剛輪カサヽヘテ此世界ヲ持也。

安然和尚之詞金剛ハキモノヲ云　此時ヨリ　一輪寶平ノ心ナリ

止觀五卷之

一此金剛之觀ハ割煩惱之陳（陣）　一念　千ノ觀ノ事也。

妙樂尺

一法身非壽諸教常談

法花前後ノ諸大乘經ニ法身無始無終ヲハトケトモ、報身應身ノ顯本ヲハトカス。

一玄ニ云水モ不ニ上ヨ昇ニ、月モ不ニ下リ降ニ一月一時普ク現ニ衆水ニ佛モ不ニ來ラ衆生モ不ニ往、慈善根ノ

力能ク見如此事ヲ

のほる水ありてやこほる空の月　　宗祇於本能寺

あられもたきをおこす冬の夜　　日与（宋于時上人之御事也）

一有漏トハ倶舍ニ漏落生死ニ故ニ各有漏ト釋シ候。此三界ハ廿五日有倶ニ此ニ死シカシコニ生メ生死ニモレヲツルカ故ニ有漏ノ果報ト申候。諸法トハ三界廿五有ノ處ノ有　一切ノ諸法ノ事也。幻化トハ大般若經ニ多ク譬ヲ説候。幻化夢影炎乾闥婆城　水月　鏡像響キナント色々解ヲ説キ候。其中ノ二ヲ且クアケテ候。

以上傍訓（スミ）とせぬは凡「朱書なり

三界トハ欲界色界無色界ニテ此三界ニハ地獄ヨリ上ミ非想天ニテ廿五ノ處候。此ヲ廿五有ト申候。

然ニ音樂ニツケテタノシミノ具ナレハ受樂ト列子候。此ヲ空雲ノ如シト觀シ候ハヽ、如幻即空ト云觀法ニテ候。心經ニハ識卽是空ト説キ候モ同心ニ候。所詮佛教ニテハ四教ノ中ニハ通教ト申教ノ意ニテ大品般若經ニ專ニ説タル空理ノ分テ候。法花經ノ一切法空、畢竟空ナント申事ハ又一段ノ勝タル事ニテ候。

一円融之三諦

一空一切空ナレハ假中〆空ナラスト云コトナシ。一假一切假ナレハ空中ト〆假ナラスト云コトナシ。一中一切中ナレハ空假ト〆中ナラスト云コトナシ。

一其成佛ト者一念心三千世間ト成ナリ。三千世間ト成ト者万法三諦ト成ナリ。

日蓮大菩薩御事也（朱）

一安房國長狹郡清澄寺ニテ建長五年四月廿八日始テ南無妙法蓮花經ト御唱在之其時御歲卅一歲ニテマシマス同國海人ノ子ニテ御座ト畢。此廿八日末代ノ一切衆生成佛ノ日也。可レ仰可レ貴。

此抄物之內ニ後世をねかハんことを第一の本意と思たちて其たより先道を又第一と思故に始終家の口傳相承撰たてゝ載之。仍かやうに樂道に執をとゝめ奉公を專とするも忩以今生一端の家業なり。更に後のやみ路のひかりとはなるへからす。返々音樂は淨土にあるとなれは、これを吹もてあつかハゝおのつから佛になるへきなと思ひし事は大に相違したる事なり。能々分別して取なをされぬみちなれは今生のうちにあきらめて來生にかならす佛になるへきといとなむへし。さら〳〵人にすゝめられ教訓をうけてふしやうに

ねかハんみちにあらす候。然は此御書を拜見してあきらかなる理を心得て、一すちに余の心をましへす南無妙法蓮花經こ唱へし〳〵

妙法曼陀羅供養事

妙法蓮花經ノ御本尊供養候。此妙法ノ曼陀羅ハ文字ハ五字七字ニテ候トイヘトモ、三世諸佛ノ御師一切衆生女人ノ成佛ノ印文也。冥途ニハ成レ燈ト死出山ニハ成ニ大白牛車一、三途河ニテハ船ト成、天ニハ如ニ日月ノ地ニハ如ニ須彌山ノ生死海ノ船也。成佛得道ノ大導師也。此ノ大曼陀羅ハ佛滅後二千二百三十余年之間、〔廿イ〇原ノ頭ナリ〕一閻浮提内ニ未タ弘メ給ハ、依レ病ニ有レ藥輕病ニハ施凡藥ヲ重病ニハ可レ与ニ仙藥ヲ佛滅後ヨリ今ハ又二千二百廿年ノ間ハ人ノ煩惱ト与ニ罪業ノ病輕カリシカハ智者ト中醫師達次第出サセ給テ隨レテ病ニ与レ藥給キ。所謂倶舍宗、成實宗、律宗、法相宗、三論宗、眞言宗、華嚴宗、天台宗、淨土宗、禪宗等也。彼等ノ宗々ニ一々藥アリ所謂花嚴ノ六相十玄、三論ノ八不中道、法相ノ唯識觀、律宗ノ二百五十戒、淨土宗ノ彌陀名号、禪宗ノ見性成佛、眞言宗ノ五輪觀、天台宗ノ一念三千等也。今ノ世既ニ望ミ末法ニ諸宗ノ非レ機上日本國一同ニ一閻浮提成ル大謗法ノ者ト、又譬レハ物ニ殺セル父母ヲ罪起ニ謀叛ヲ失超タリ出佛身血等ノ重罪

等ニモ三千大千世界ノ一切衆生ノ眼ヲヌキタル罪ヨリモ深ク十方世界ノ堂塔ヲ燒キ拂ヘルヨリモ超タル大罪ヲ一人シテ作レル程ノ罪業ノ衆生充滿セ日本國ニ。サレハ諸天日々ニ瞋リ眼ニラミ（ヘミ）日本國ヲ地神ハ頭ヲ伍テ時々ニ身ヲ震フナリ。然レトモ我朝ノ一切ノ衆生ハ皆我身ニ思ヘリ無レ失、必可ニ往生シ思ヘリ遂ニ成佛ヲ、赫々タル日輪ヲ无キ眼者ハ不レ見不レ知譬ハ如ナル聾ノ地震ヲモ眼レル者ノ心ニハ不覺、日本國ノ一切衆生如レ是女人ヨリモ男子ハ多禍、男女ヨリモ尼ノ禍重シ。尼ヨリモ僧ノ失ハ重シ。破戒ノ僧ヨリモ持戒ノ法師ノ失重シ、持戒ノ僧ヨリモ智者ノ科可レ重ル、此等ハ癩病ノ中ノ白癩病ミミミノ中ノ大白癩病ノ一切衆生ヲハ持チカニ何大醫何ル良藥ヲ可レ治勘テ候ヘハ大日如來ノ智奉（〇拳ノ誤）印幷ニ大日ノ眞言、阿彌陀如來ノ四十八願、藥師如來ノ十二大願、衆病悉除ノ誓モ不レ可レ及、此等ノ藥ヲ嘗ハ病即消滅セサル上彌ヨ可ニ倍增ス此等爲ニ末法ノ時ノ教主釋尊集ニメサセ多寶如來分身諸佛ヲ給テ留ニノ仙藥ヲ給ヘリ。所謂妙法蓮花經ノ五字ノ良藥也。此五字ヲハ法惠功德林金剛薩埵普賢文殊藥王觀音等ニモアツラサセ給ハス。何ニ況ヤ迦葉阿難舍利弗等ヲヤ。上行菩薩等ト申テ有リ四人ノ大菩薩ニ此ノ四大士ハ釋尊五百塵點劫ヨリ已來成セ御弟子ト給ヒ一念モ佛ヲ忘レマシマサス。此ノ初發心ノ大井ヲ召出シサセ給ヘリ。

サレハ持二タル此ノ良藥一ヲ女人等ナハ此四大井立二副テ左右前後ニ此女人ノ立セ給ハハ四大井モ立セ給フ。乃至此女人行レ道ヲ時ハ此ノ四大井モ行レ道ヲ給フ。譬ハ如二影ト与レ身水ト与レ魚音ト与レ響月ト与レ光不レ離此四大井唱二南無妙法蓮花經一給フ。女人ヲ離給ナラハ釋迦多寶十方分身ノ諸佛ノ御勘氣ヲ此四大井可ニ蒙セ給一フ提婆ヨリモ罪深ク瞿伽利ヨリモ大妄語ノ者タルヘシト可二思食一。アラ悦シヽヽ南無妙法蓮花經南無妙法蓮華經

妙法曼陀羅供養抄

本尊供養御書

法花經御本尊供養ノ御僧膳料米一駄蹲鴟一駄送給候畢。法花經ノ文字ハ六万九千三百八十四字一々ノ文字ハ我等カ目ニハ黒文字ト見エ候ヘトモ佛ノ御眼ニハ一々ニ皆御佛也。譬ヘハ金粟王ト申セシ國王ハ砂ヲ爲レ金ト釋摩那ト申セシ人ハ石ヲ成シテ珠ト給フ入ニスル玉泉ニ木ハ成レ瑠-璃ト入レ大海ニ、水ハ皆ナ鹹シ。近ニ付須彌山ニ、鳥ハ金色也阿彌陀藥ハ爲レ藥ト法華經ノ不思儀又如レ是、凡夫成レ佛給フ。蕪ハ成ノ鶉ト山ノ芋ハウナキトナル。世間以テ如レ是、何ニ況法花經ノ御力ヲヤ。犀角ヲ身ニ帯スレハ入ニ大海ニ水、去身事五尺、栴檀ト申香ヲ身ニ塗ヌ

レハ入ニ二大火一ニ无ニ燒事一持ニ法華經一ヲマイラセヌレハ八寒地獄ノ水ニモヌレズ、八熱地獄ノ大火ニモヤケス。法花經第七云、火不能燒、水不能漂等云々事多シト申セトモ年セマリ御使急キ候ヘハ留筆候

日蓮　在御判

南條平七郎殿御返事

四條金吾釋迦佛供養事

御日記ノ中ニ釋迦佛ノ木像一躰等云云

開眼ノ事普賢經云、今此大乘經典諸佛法藏十方三世諸佛眼目等ミミ又云此方等經是諸佛眼諸佛因是得具五眼云ミ此經ノ中ニ得具五眼ト者一肉眼二天眼三慧眼四法眼五佛眼也。此ノ五眼ヲハ法花經ヲ持ツ者ノハ自然ニ相具シ候。譬ヘハ王位ヲツク人ニハ自然ニ國ノシタカウカコトシ。大海ノ主トナル者ノ自然ニ魚ヲ得ルニ似タリ。華嚴阿含方等般若大日經等ニハ五眼ノ名ハアリト云ヘトモ其ノ義ハ無レシ之。今ノ法花經ニハ名モアリ、義モ備ハテ候。設ヒ名ハ无ケレトモ必其義アリ。三身事普賢經ニ云。佛ニ種身從方等生是大法印ミ涅槃海如此

海中能生三種佛清淨身此三種身人天福田應供中最〻〻三身ト者一ニハ法身如來、二ニハ報身如來、三ニハ應身如來、此三身如來ヲハ一切ノ諸佛必ス相具ス。譬ハ月ノ躰ハ法身、月ノ光ハ報身、影ハ應身ニ譬フ。一ノ月ニ三ノ理ハリアリ、一佛ニ三身ノ德御坐マス。此五眼三身ノ法門ハ法花經ヨリ外ニハ全候ハス。故ニ天台大師云、佛於三世等有三身於諸敎中秘之不傳〻〻此釋ノ中ニ於諸敎中ト書レテ候ハ華嚴方等般若ノミナラス。法花經ヨリ外ノ一切經也秘々不傳ト書レテ候ハ法花經ノ壽量品ヨリ外ノ一切經ニハ敎主釋尊秘シテ之說給ハスト也。サレハ畫像木像ノ佛ノ開眼供養ハ法花經天台宗ニ限ヘシ。其ノ上一念三千ノ法門ト申ハ一ニハ衆生世間、二ニハ五陰世間、三ニハ國土世間也。前ノ二ハ且置之。第三ノ國土世間ト申ハ、草木世間也。草木世間ト申ハ具ニハ五色ヲ草木也。畫像是ヨリ起ル、木ト申ハ木像是ヨリ出來ス。此畫像木像魂魄ト申ヌ神ヒヲ入ルヽ事ハ法華經ノ力也。天台大師ノ悟也。此法門ハ衆生ニテ申セハ卽身成佛ト云ハレ畫木ニテ申セハ草木成佛ト申也。止觀明靜前代未聞ト書レテ候ト無情佛性惑耳驚心ト宣ラレテ候ハ是也。此ノ法門ハ前代ニ无キ上後代ニモ又アルヘカラス。設ヒ出ニ來セハ此法門偸盜セルナルヘシ。然ニ天台以後二百余年ノ後善

無畏金剛智不空等大日經ニ眞言宗ト申宗ヲ搆ヘテ佛說ノ大日經等ニハ无リシヲ法花經天台ノ釋ヲ盜入レテ眞言宗ノ肝心トシ而モ事ヲ天竺ニヨセテ漢土日本ノ末學ヲ狂惑セシカハ皆人此事ヲ不知、一同ニ信伏〆今ニ五百余年也。然間眞言宗已前ノ木畫ノ像ハ靈驗殊勝也。眞言已後ノ寺塔ハ利生ウスシ。事多キ故ニ委ハ不レ詳。此佛コソ生身ノ佛ニテ御坐マシ候へ。優塡大王ノ木像ト影顯王ノ畫像ト一分モ不レ可レ違二。梵帝日月四天必定影ノ身ニ隨カコトク、貴邊ヲハ守ラセ給ヘシ是一、御日記ニ云ク。每年四月八日ヨリ七月十五日マテ九旬カ間大日天子ニ使ハセ給事、大日天ト申ハ宮殿七寶也。其大サハ百十六里五十一由旬也。其中ニ大日天子居シ給フ。勝無勝ト申ノ二人ノ后アリ。左右ニハ七曜九曜ツラナリ。前ニハ摩利支天女御坐マス。七寶ノ車ヲ八疋ノ駿馬ニカケテ、四天下ヲ一日一夜ニ廻リ、四州ノ衆生ノ眼目ト成給フ。他ノ佛𦬇ノ天子等ハ利生ノイミシク御坐ス事、耳ニハ是ヲ聞トモ盡ク眼ニ未レ見。是ハ疑ヘキニアラス。眼前ノ利生也。敎主釋尊ニテ不ニスハ御坐爭カ此レ如アラタナル事候ヘキ。一乘妙經ノ力ニアラスハ爭カ眼前ノ奇異ヲハ可レ現、不思儀ニ思候。爭此ノ天ノ御恩ヲハ可レ報。求ルニ佛法以前ノ人ニモ有レ心人ハ皆或ハ礼拜ヲ進ラセ、或ハ供養ヲノフ

皆シルシアリ。又成ㇾス逆ヲ人ハ皆罸アリ。今内典ヲ以テ勘テ候ニ金光明經云、日之天子以月天子聞是經故精氣充實ミミ最勝王經ニ云。由此經王力流暉達四天下等ミミ當ㇾニ知ル日月天ノ四天下ヲ廻リ給ハ佛法ノ力也。彼ノ金光明最勝王經ハ法華經ノ方便ナリ。勝劣ヲ論セハ乳ト醍醐ト金ト寶珠トノ如シ。劣ル經ヲ食シ御坐メ而尙ヲ四天下ヲ遶リ給フ。何ニ況ヤ法華經ノ醍醐ノ甘味ヲ給ハンヲヤ。故ニ法華經ノ序品ニハ普香天子ト別ナリ御坐ス。法師品ニハ阿耨多羅三藐三菩ト被ㇾレ記給フ、火持如來是也。其ノ上慈父ヨリ相傳ハテ二代我身ト成リ年久シ爭捨サセ給ヘキ。其上日蓮此天ヲ奉ㇾテ持日本國ニ立テアヒテ數年也。既ニ日蓮勝スヘキ心地ス。利生ノアラタナル事外ニ可ㇾニハ求アラス。此ノ外御日記ノ貴トサ申計无ケレトモ紙上ニ難ㇾシ盡シ、自ㇾモ何日蓮カ候上ヘニ今日ノ御文淚更ニ不ㇾス留ラ我カ父母地ニヤ御坐ランハ歎カセ給事ノ哀サヨ。佛弟子ノ御中ニ目蓮（○尊脱カ）者ト申ケレハ父ヲハ吉占師子ト申母ヲハ青提女ト申ケルカ餓鬼道ニ墮サセ給ケルヲ、凡夫ニテ御坐ケル時ハ知セ給ハサリケレハ、御歎キモ無リケル程ニ、佛ノ御弟子ト成ラセ給テ後阿羅漢ト成テ天眼ヲ以テ御覧アリケレハ餓鬼道ニオハシケリ。是ヲ御覧有テ飲食ヲマイラセシカハ成ㇾテ炎彌增ㇾシ苦マイラセ給シカハ、急

キ走還テ佛ニ此由ヲ申サセ給ソカシ。其時ノ御心思遣セ給ヘ。今貴邊ハ凡夫也。肉眼ナレハ御覽ナケレトモ、若ヤサモ有ラハ歎カセ給ヘ、是ハ孝養ノ一分也。梵天帝釋日月四天モ定テ哀レト思食サン歟。華嚴經云、不知恩者多遭横死等云々觀佛相海經云是阿鼻因等云々今既ニ孝養ノ志アツシ、定テ天モ納受アラン歟。是一、　御消息ノ中ニ申合サセ給事案ニ事情ニ不レ可レ有レ事也。日蓮ヲハ日本國ノ人怨ム、是ハ偏ニ相摸殿ノ怨マセ給テ候无レ故御跡ナレトモ未タ此事ニアハサリシ時ヨリカヽル事可レ有ト知シカハ今既ニ何ル事アリトモ人ヲ怨ム心不レ可レ有思候ヘハ此心ノ成テ祈候ヤラン。若干ノ難ヲ免レテ候事无キ樣ニ成テ候。日蓮カ佐渡ノ國ニテカツエシナハ又此ニテ山中ニハ法花經ヲ讀進セ候ヲハ誰カタスケン、偏ニ殿ノ御助也。又殿ノ御助ハナニ故ソト尋レハ入道殿ノ御故ソカシ。顯ニハシロシメサ子トモ定テ御祈トモナルラン。カウ有ナラハ還テ又殿ノ御祈ト成ヘシ。父母ノ孝養モ又彼人ノ御恩ソカシ。カヽル人ノ御内ニ如何ル事アレハトテ捨サセ給ヘキ歟。彼ヨリ度々捨ラレンスラン、イカヽスヘシ。又如何ル命ニ成事也トモ捨進ラセ給ヘカラス。上ニ引ル經文ニ不知恩ノ者ノハ横死アリト見ヌ。孝養ノ者ハ又横死アルヘカラス。鵜ト申鳥ノ食スル鐵ハトクレトモ、腹

ノ中ノ子ハトケス。石ヲ食スル魚アリ、又腹ノ中ノ子ハ死ナス。旃檀ノ木ハ火ニ不レ燒、淨居ノ火ハ不レ消佛ノ御身ヨリ出玉フ火ハ、三界ノ龍神下レ雨ヲ消シ、カトモ不レ消。殿ハ日蓮カ功德ヲ助タル人也。惡人破ラン事難シ。若ヤノ事アラハ先生ニ法花經ノ行者ヲ怨タリケルカ今生ニムクウナルヘシ。此事ハ如何ル山ノ中海ノ上ニテモ難レ免、不輕幷ノ杖木ノ責モ日蓮尊者ノ竹杖ニ被レ殺モ是也ナニシニカ歎カセ給ヘキ。橫難ヲハ忍ニハ不レ如ト見エテ候。此文御覽有テ後ハ百日カ間オホロケナラテハ同例幷ニ他人ト我宅ナラテ夜中ノ御酒モリアルヘカラス。主ノ召サン時ハ晝ナラバ急キ參ラセ給ヘシ。夜ナラハ三度マテハ頓病ノ由ヲ申サセ給テ、三度ニスキハ下人又他人ヲ語テツシヲ見セナントシテ御出仕アルヘシ。カウツ、マセ給ハン程ニ蒙古人モ寄セナントシ候ハ、人ノ心又先ニ引替候ヘシ。敵ヲ打ツ心可レ留マル申サセ給事ハ御アヤマチ有リトモ、左右ナク御內ヲ出サセ給ヘカラス。增テ无ランニハナニトモ人申セ不レ可レ苦ル思ノマ、ニ入道ニ成テ御座サハ不苦カラ、又身ニモ心ニモ合ハヌ事アマタ出來セハ中々惡緣度々來ベシ。此比ハ女ハ尼ニ成テ人ヲハカシ、男ハ入道ニ成テ大惡ヲ造也。努々有ヘカラヌ事也。身ニ病无クトモ、ヤヰトヲ一二所燒テ痛ク病ノ由アルヘシ。サ

ハク事アリトモ且ク人ヲ以テ見セオホセサセ給へ。事々委ハ難ニ書盡シ此故ハ法門モ書候ハヌニ經ノ事ハス、シク成候テ書テ進ラセ候ハン。恐々謹言

七月十五日　日蓮在御判

四條金吾御返事

一當世人の音曲ミて習傳次第これも叉謂事也祝言　幽玄　戀慕　哀傷　此四の内より乱出を作出なりミ申、則これを五音ミ習よし也。

一五音甲乙乙甲ノ名目源八逆六ミ申也　十二律ヲ吹時如此勘ハ案習ナリ

一黄平盤双一、黄平盤下ナリ

困叉說ニ云

双一々黄ミ平ミ盤ミ下ミ息ミ断ミ鸞ミ勝ミ神ミ双ト是

一呂律五音之圖

（字間ノ細線ト〇ハ朱下同ジ）

律五音

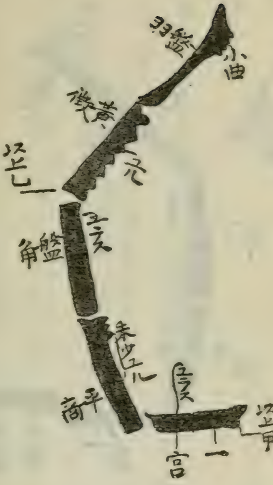

一新撰髄脳云　哥口傳物四條　大納言公任作　凡哥は心ふかくすかたきよけにて、おかしき所有を、すくれたりと云へシ。ことおほくすへ(く歟)みさりてよみたるはわろきなり。ひとすぢにすかたすくよかなるへし。すかた心あひみする事かたくは、まつ心をとるへし。其すかたといふは、うちきゝよけにてゆへありて、哥ときこえもしはめつらしくそへなしたる也と侍る。この心

よく樂ふくにある事也。心ふかくこ侍るは、樂にてはいかなるへきなれば、まつその樂は佛神を讃嘆したてまつる樂歟。君を仰賀たてまつるか祝與戀暮〔○慕ノ誤〕哀傷その源を知て、其心を胸中に持そなへて吹を申へシ。天上又淨土の樂なこはその旨を存て心すまして菩薩衆こ交奏する心あるべし。かやうに心得たるを心ふかくこ申へし すかたきよけにて、おかしき所有をすくれたりこ云こは、吹すかたまつくせなく、身躰いやしからす、心身躰うつくしく調侍れは、ふくねもゆへありて、同しらへの竹の聲なから、おもはす殊勝の事なるへし。ここおほくうへくさりてよみたるはわろきなりこ有ハ樂にりん說こて習のほかに音をたかくふきはりさけつなこして、拍子の長短ゆゑなきとをしいたし、音律の甲乙に通するなれはこてわたしものする様にかよはして吹きなこする事、返〳〵聞にくきわさなり。拍子のかすはさたまりたれはしからす。たゝかなハぬふりをそへたるを申へし。ひこすちにすかたすくよかなるへしこ侍るは、まここに道々にねかふ心なるへし。息入手つかい、ものこゝこほらす、はやからすをそからす、かろく、息つよからす、よはからす、いきまくらをふきたるより、いさゝかすゑほそに窪のなりを心さすこ侍は、それを分別して

ふくを申へし。心あひくするとかたくはまつ心をとるへし、と侍るは、息入手うつりうつくしく、拍子こまやかなるは上なり。それかかなハすは、いき手うつりは未練なりとも、まつ拍子あひを専にふきつれは、他管に無相違もの也。又うちき丶きよけにて、ゆみありて哥ときこえ、もしはめつらしくそへなしたるなりと侍るは、第一樂にはまつうつは物しらます簧むらなくこはからさるにて、さきに申つるやうに、聲をふるはかし、たかくひく丶ふとくほそくふかす、物にか丶らさるやうにたにもふけは自然にもの丶音面白しみとほりて、聲の有中はしるなり。樂はて丶もしはしそのみきり殊勝に、鳥のね松のひ丶きまてうはれて、その調に應心有て感情極れるもの也。かやうになれば、いつもきく樂なれともめづらしく覺侍るを、めつらしくそへなしたる也と哥道に申に可通なり。此事家に傳たる說にあらす、愚言に存旨なれとも、正統に習樂の口傳に相似所を取合て書置く。法花經にも七喩とて、たとへをもつて衆生にさとらしめ給へ哥道に數寄たる子孫あらは、このことハりにても一代の樂をは吹さとるへし。樂は更私にいさ丶かも詞をつけ、むかしの詞にかはる事なきものなれは通融なき物に似り正路なり、一大事也。能々古人のをしへをまも

るへし〳〵。

一盤渉調　惣礼伽陀商ナリ。　法華懺法之事

三敬礼段宮　供養文商呂ノ時ハ商律ノ時ハ徵ナリ　散礼段又宮　六根段商　四悔ケ商　至方念佛角　經段徵無　又至方念佛

テントク　後唄商　讃礼徵　後成偈商

一伽陀二廻向イツレモ商也　錫杖商下無調ヨリ出之　黄鍾調錫杖一越ナリ　壹越調錫杖商　平調ノ時ハ商下無調ナリ

一、一壹越調時ハ先錫杖ヲ前ニアリ

一四ケ法用

唄呂徵律羽　散花呂商律同　梵音呂羽律同　錫杖商　又唄　散花ヲハ呂ニシテスルモアリ　梵音　錫杖ヲハ律ニ

一第八識菩薩元品無明　九ミ　心王　六々麁强心王凡人　本ハマ（ミ）二乗位四識　心數シュ王ツカハシメ

心王不起ノ本源　九品法性妙法蓮花經

一本院左府忠宣ハ（問字カ）大納言之時内者忠田小三郎是性空上人俗名ナリ硯ヲワリシ故ニ遁世アリ。此ノ硯ハ聖徳太子ヨリ給トナリ。法華經六万部ヨマレタル故ニ六根清ニ叶ヘリ

孝云　コノ事史實ニアラス巷談ナ

リ、攷證スベキ術ナシ

一延喜四年三月廿四日御覽舞樂左大臣時平公仰テ令推(フサ)大皷ヲ階前ニ自打之云云
寬治五年五月廿五日殿上競馬六番ノ時主上自打大皷ヲ給 堂上ニ置大皷例也
已上此二ケ條官務時元(大宮)(宿禰)撰之由注被送珎重旨申遣候
一或記云　知足院禪定殿下六ケ條仰之中
右樂等事僕大神景定ニ對面之時種々雜談ノ次ニ語云
蘇合事三帖ノ返ヤウ之事第二反ニハ口ノ二反之所へ返候。又第三反ニハ口之二反之 四九九火
十 是へ返付けり、又五常樂急ハヲハルヤウトテ後ニカノ二反ノ所ヲ三反スルヤウ候。是ハ秘
事候 閑愚聞記ニ載之同之後ニ見合

一懸爪事　仁明天皇御宇野行幸ありけるに、昭宣公童殿上にて供奉せしめ給時ニ天皇御かけ
此事此卷ノ本ニアリ亡却書之清書時可余之生
つめをおこしましノ\けり、もこめさせらるへき人を御らんしまはされけるに、此昭宣公こ
そこゐいらんありて、もこめしんすへきよしを仰下されけれは、勅命を承て昭宣公心中ニ宿
願ありて、野中をもこめ給ふに、もし此御つめもこめいたしたらん所ニハ寺を建立すへきよ
ししゆくくわん有けれは、本意のことく求いたし給けり。いまの深草の極樂寺ハこれなり。

又ひしのこころをたてゝたんしをハりて後は、しはらくも程をゝかす柱を早々ひきなをすへし故實なり。又和琴つくりの箏に鵐目はかりに貝する事有へからす。故實を存さる也ト云々

一宗輔太政大臣中將の時春の事にて侍けるに、春鶯囀をふかれたりけれは、うくひすの、冠の巾子にゐて舞けしきなりける。さてそ人は春鶯囀の中將とは申ける。

一朝覲行幸御遊ニ故入道初度の參勤の時、木工申けるは故妙音院入道殿御遊の御所作時、御箏のをきれてゆしには孝定をめしてをゝかけさせられて候き、さゆへハ御箏のをきれてゆはゝ、さしをかるへきにて候へとも、はしめたる御所作にても候。みつからはらせ給て、ひかしめ給へきにてゆこ申侍りけり。但まことにかやうの事は人により、事にしたかひて有へき事也。其上にいまはいかなるゆゝしき人も、みつからをゝはかくへき事こそおほへ侍。故後鳥羽院御子にし山のみや天台座主の時、三條白川の御坊にて、如法經の十種供養侍き。箏ニ故入道參勤、其時に太政大臣公相公琵琶ニ候られき。四のをきれ侍しにも孝時入道法源おなしく琵琶にてその座に侍しかとも、かけしんすへきよしのけしきにもなくして、

みつからををかけてひかれし。僕其の時見物のためかのみきりにのそみ侍き。

一和琴事或人語云

琴佐木はなかさ一寸八分牛角にて作也。鴈の胡國ーかへる時麥の葉をくはへてかへり侍也。其心を摸スナリ。又還飛の調は柱を二つゝならへてたつる也。この調秘曲なりと畢。又光源氏の物語に、わこんの事かきたる所に、よくなることゝ侍る事は、能鳴の調といふ秘事をかくかきなしたるとそ。たゝこゑのたかくなるきにてはあらす。この曲は盤渉調の調なり。よて、その物かたりのすゑに中のをはあはすと云ゝ中といふハ笛の盤渉調なり。又鴈鳴の調の中にて澤田の調は侍とそ。

一神樂事　庭火の哥の事、有人おなしく語云。み山にはあられふるらし、是は庭火の哥なり。しかるにこの哥の末哥はもろ哥とてひし也。しかるに中比神樂うたひに淡路守橘貞道か内侍所の御神樂ニすゑの拍子ニ侍ける時、庭火のすゑ哥をうたはせんれうにとひかけるを(き)人長元武かなけかけたりけれとも、かの哥を存知せすやありけむ、座をたちてけり。このとひかけるを、なけかけつれば、哥をうたはてはなき事也。この事三條の宮の記ニみゆと云

とこひかけるは人長のもちたる輪の事ナリ。或は又釣招とも申とぞ。又しかさへつるとい(朱點)ふ秘事は、きり〳〵すといふ哥のこと也。此事すなハちひし也。有記ニ云。宮人といふひしをうたふ事ハ實教卿存知、已上二と大かたきたいの事也。二條院御宇、平治のけきらんの後、永曆元年四月八條にて、たいりの内侍所三ケ夜御神樂の時成方これをうたふ。又後白川院御なうの事侍ける、御平愈の時、日吉の社にて御神樂の時、好方これをうたふ。又後堀川院御宇、春日社ならひに内侍所にて好方これをうたふ。又後さかのほうわうの御宇、八幡、賀茂兩社にて好世これをうたふ、建長六年也。又神樂のあさくらハ本は風俗なりけり。天智天皇世をつゝませ給けるハ筑前國の山ニ黒木の屋をつくりておはしましけるに、御用心ありけれはまいる人ことになのりをし侍し也。木の丸とのはこの事を申つたへたるなり。

あさくらや木の丸殿に我をれはなのりをしつゝ行は誰子そ

是はみかとの御哥也けるを、民ともきゝてゑいしけるを、延喜の御宇に神樂に哥とるくはへられけるにうつされけり。其駒もその人そくにこれをくはうと云々

一風俗事　十四首つね之事く。但シその員數さためかたし。たうさのけいきをも、万葉集なこの哥をも詠するく。又常陸哥こて十四首の中に侍るここに又へちのひしのひたち哥こて侍る也。されは二説有か。又經信卿のまこ信綱のすみよしの社に參詣して侍けるに、顯仲に哥をうたはせて、我つたへたる常陸哥を和琴にあハせつるに、不通のここ葉にあるひたち哥をうたひたりけれは、すこしもあはさりけるこそ。

一師匠の箏のここちを調て後弟子にさつけたる事あらは、もしそのここちたりあかりあらはなをすへからん時には、まつ七のをゝ、よくもあしくもあれ、なをすよしをしてのちに、たのここちをは、なをすへきなり。故實なり。

一あゆみ拍子こいふ事は、おせみ拍子の事也。

一光俊の二位入道申されしは、實宗の物語に候しは、妙音院の御せんにて、御弟子こもをあつめて、琵琶を彈せしめられ候しに、人々退散の後、我一人ゆしに、妙音院被仰候しハ、御へんのひはこそわろくなりてきこえ候へ。もし人のひはをまねはれ候か。亦わひしき時なこはしひかれゆかこ被仰候しかは、その御返しに申て云、一日御彈の候しを聽聞ゆき。

あまりにしんかんにめいしておもしろく候しかは、其後にかまへてあそはしゅやうにたんしゅはやとこそ、その後には思給ゅへと申たりしかは、御返事にいはく、師のきをまねふ所も、まねはぬ所もあり。愚彈をまねはせ給ふ事努々あるへからさる事也。さて御琵琶のあしくならせ給たりけるこそ被仰候きとかたられき。されは事にしたかひてよういあるへきか、いまたいたらさる人のしのすればとて、かともついぬあらきの程にて、しせんのかとつひはてたる木のまねをすれは、いたらさる身にてははたものたかひてあしかりぬへし。せん〳〵にしせんのこうにてみかきつひたるところそよかりぬへきことなれとそおほゆる。

一方磬之事

調子之次第

合之金—壹越調	四之金—平調
一之金—下無調	上之金—雙調
江之金—鳧鐘調	赤之金—黄鐘調
工之金—盤渉調	凡之金—神仙調

凢之金―上無調　　六之金―一越調
五之金―平調　　予之金―下無調
上予之金―雙調　　爲之金―鸞鏡調
斗之金―斷金調　　下之金―勝絶調
已上十六

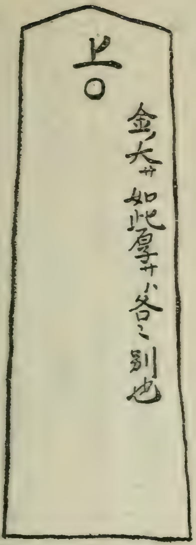

右方磬之啚者播州賀東郡大部庄之淨土寺之寶物也。然常國今度令下向之時餝東郡置塩谷へ召寄移之本啚訖。聊モ調無相違之間日本國音律昔ニ不相替旨奏聞申之有御感之至于時面目不レ可レ過之

永正十三年九月十三日此抄物ニ移書者

同年十月廿四日寫之（原）所移本當家ニ在之 於末代子孫可秘藏之

右今度下向事令橋大夫將監淵秋同道聞レ之試次第予ト申合記之珎重〻〻（原）委記者四之卷ニ在之今 截所ハ調之無相替事斗ヲ

記之

也

一菩薩處胎經云

法性ハ如シ大海ノ、不レ說レ有ニリト是非一。凡夫賢聖人（六道（原）四聖（原））平等ノ無ニ高下一。唯在レハ身垢ヲ滅スルコト一取ルコトレ證如シ

レ反スカレ掌ヲ。

身垢ヲ滅スルコト法華已前ノ意ハ四諦十二因緣六波羅密ヲ修行シテ身ノ垢ヲ滅ノ取ト

レ證ヲ云ヘリ。法華經迹門ノ意ハ一念三千ノ觀ヲ以テ三諦卽是ノ妙理ヲ修ノ身垢ヲ滅ノ無漏

法性ノ證ヲ取ト云ヘリ。本門流通ノ意ハ事相ノ六度万行戒定惠ノ三學ヲハ止メテ信心

ヲ以テ妙法ヲ口唱シ身ニ受持ノ證ヲ取ル也。尺云。但信法性不信其諸トアリ。又云妙法

蓮華經是大摩訶衍衆生如教行自然成佛道タノモシキ哉〳〵

（悔かえ（原））

月さしいてぬれはおほみきなこまいりて、昔御物語なさし給、かすめる月のかけこゝろに

くきを、雨のなごりのかせすこしふきて、花のかなつかしきに、おとゝのあたりいひしらすにほひみちて、人の御心ちいとえん有。くら人どころのかたにも、あすの御あそひのうちならしに、御ことゞもさうぞくなどして、殿上人などあまた參りて、おかしきふえのねともきこゆ。うちのおほとのゝ頭中將少將なども、けさんはかりにてまかつるを、とゞめさせ給うて、御ことゞもめす。宮の御前にひわ、おとゝにさうの御ことまいりて、頭中將わこんたまはりて、はなやかにかきたてたるほど、いとおもしろくきこゆ。宰相中將よこふゑふきたまふ。おりにあひたるてうし、雲井とほるかはり吹たてたり。弁少將はうしとりて、むめかえいたしたる程いとおかし。わらハにてゐんふたきのおり、たかさこうたひし君之。宮もおとゞもさしいらへし給うて、ことく〳〵しからぬものから、おかしき夜の御あそひなり。御かハらけまいるに、宮

〽うくひすのこゑにやいとゞあくかれん心しめつる花のあたりに

ちよもへぬへし、ときこえ給へは

色もかもうつるはかりにこの春は花さくやどをかれすもあらなむ

頭中將にたまへは、とりて宰相中將にさす、

鶯のねくらの枝もなひくまて猶ふきとをせよはのふえ竹

宰相中將

心ありて風のよくめる花の木にとりあへぬまてふきやよるへき

なさけなくとみなうちわらひ給。弁少將

霞たに月と花とをへたてすはねくらの鳥もほころひなまし

まことにあけかたになりてそ宮かへり給。御をくりものに身つからの御れうのなをしの御よそひひとくたり、てふれたまはぬたきものふたつそへて、御車にたてまつらせ給。

藤のうら葉〔朱〕

七日のゆふつく夜かけほのかなるに、池のかゝみのとかにすみわたれり。けにまたほのかなる木すゑともの、さう〳〵しきころなるに、いたうけしきはみよこたはれるまつの、木たかき程にはあらぬに、かゝれる花のさま、よのつねならすおもしろし。れいの弁少將、こゑいとなつかしくて、あしかきをうたふ。おとゝ、いとけうもつかうまつるかなとうちゑみたれ給て、とりへにけるこのいゑの、とうちくはへ給へる御こゑいとおもしろし、おかしき

程にみたりかはしき。中將花のかけのたひねよ、いかにそやくるしきしるへ、にて侍や、といへは、まつにちきれるは、あたなるはなかハ。ゆゝしやとせめ給ふ。少將のすゝみいたしつる、あしかきのおもむき、みゝとゝめ給ひつや。いたきぬしかなと、かはくちのとこそ、さしいらへまほしかりつれ、との給へは、女いときゝくるしとおほして

あさき名をいひなかしけるかはくちはいかゝもらしゝせきのあしかき

あさましとのたまふさま、いとこめきたり。すこしうちわらひて、

もりにけるくきたのせきをかはくちのあさきにのみはおほせさらなむ

とし月のつもりも、いとわりなくてなやましきに、ものおほえすと、ゐひにかこちてくるしけにもてなして、あくるもしらすかほなり。あけんとしよそちになり給、御賀の御とを、おほやけよりはしめたてまつりて、おほきなるよのいそきなり。其秋、太上天皇になすらふ御くらゐえたまふて、みふくはゝり、つかさかうふりなとみなそひたまふ。内大臣あかりたまふとて、宰相中將中納言になり給ぬ。女君の大輔のめのと、六位すくせとつふやきしよひのこと、ものゝおりおりにおほしいてけれは、きくのいとおもしろく、うつろひた

るをたまハせて、
あさみどりわかはのきくをつゆにてもこきむらさきの色とかけきや
からかりしおりの一こと葉こそわすられねど、にほひやかにほをゑみ給へり。はつかしう
いとおしきものから、うつくしうみえたてまつる。
二葉よりなたゝるその、菊なれはあさき色わく露もなかりき
いかに心をかせ給へりけるにかと、いとなれてくるしかる。御いきほひまさりて、かゝる
御すまゐも所せけれは、三條殿にわたり給ひぬ。せんさいともなど、ちいさき木ともなり
しも、いとしけきかけとなり、ひとむらすゝきも心にまかせてみたれたりける。やり水の
みくさもかきあらためて、いと心ゆきたるけしきなり。おかしき夕暮のほどを、ふた所な
かめ給ひて、おとこ君
なれこそはいはもるあるしみし人の行ゑはしるやとこのまし水
女君
なき人のかけたにみえすつれなくて心をやれるいさら井の水

なこのたまふ。

一音律事在々所々ニ載之こいへこも更以口傳、又ハ執心シテ是ヲ細ニコヽロミスハ胸中ニサナカラヲサマリ知カタカルヘシ。宮商角徵羽ニ各ノ五音アルコトハ載之。反徵反宮郢羽郢商ト云コト常座ニ勘ヘシランコト難シ。仍濕秋ニ申合テ勘付者ナリ。憚ニ外見ニヘシ。

宮　商　角　徵　羽

一變宮上平郢商務雙秘々呂角下黃反徵皃盤郢羽神平反宮斷下郢商双黃呂皃角案盤反徵鸞上郢羽一雙反宮下黃郢商

鸞神同盤一反徵上平郢羽務黃反宮皃盤郢商神一同上平反徵斷下郢羽双盤反宮鸞上郢商一平同斷下反徵務

皃郢羽黃

已上角ニハ反徵宮郢羽商ノ儀無之双ニ呂角、下無調ニ當ハカリナリ。是口傳不レ知人ニ云私案一徵反宮ハ一位サガル郢羽郢商ハ一位アカルナリ。コレ口傳ナリ。又各々呂ノ角アルヘシト云コト重ノ義ナリ。一位サカル心ハ反徵反宮ノ位ナリト知ヘシト云コト重テノ義也。一位サカルハ反徵反宮ノ位ナリト知ヘシ。

一成通卿こしころまりをこのみ給ける。其德やいたりにけむ。あるこしの春、まりの精かゝりの柳の枝にあらはれてみえけり。すかたはひつらゆいたる小兒の歲十二三はかりにて、

あを色のから襲束していみしうつくしけにそ有ける。何事をもこのむほとならは、そこをきはめて、かやうのしるしあらはすはかりにこそせまほしけれとも、かゝるためしはいと有かたし。されは學者は牛毛のことし、得者は麟角のことしともあり。またする事のかたきにはあらす、よくすることのかたきなりともいへりけりとおほゆるためしあり。

一太宰大貳資通ハ琵琶に名をえたりけるうへ、これに心をいれたること人にすくれて、しはしもさしをくことなかりけり。ことなる念誦もせすして、日ことに持佛堂に入て佛前にて琵琶をひきて、人にかすをとらせて、これを廻向したてまつりけり。よく心にしめるわさなりけり。かゝれは御門より玄象を給てひきけるに、いともしらへえさりけれは、濟政三位これを聞て、玄象こそ腹立にけれといはれけり。後にかの資通の弟子經信卿しらへえたりけれは、濟政いへることあれは、今もそのことしとそときの人いひける。これは此人ゝのいまたいたらさりける折の事にやおほつかなし。かの玄象もとは唐の琵琶の師劉次郎（リウシ）かひわなり。深草御門の御時掃部頭貞敏か唐へわたりて琵琶ならひける時え（そ本）たるひわ也紫檀の槽のつきめなきひた木にて有なり。されとも唐人は信せすとも、もとつね大貳はい

はれける。或人說云、玄象は玄上宰相のひハ也。其主の名をつきたるによりて玄上といふとあれとなを唐人の琵琶とみえたり。撥面に黒象をかけるによりて玄象といふとて、むかしより靈物にて内裏燒亡の時も、人の取出さぬさきに飛出てむくの木の大葉のすゑにそかゝりける。或時は朱雀門の鬼にぬすまれて、これをもとめん爲に修法をこなハれけれは、門の上よりくひにをゝつけておろしけりなとかたり傳たり。今の世にこの道にいたらぬ人ひかんとすれは、かならすさハりいてきたるといへり。琵琶の秘曲ニハ上玄、石上、流泉、大常、白子、楊眞、操啄木之。これを名付て胡渭州三曲とはいふなり。

一ことあたらしき申事なれとも、佛法を修行せむニハまつ正像末の三時をよくわきまへしるへし。三時ニ用法花經なれとも、修行の樣かハり侍なり。肝要ハ亦法躰をよく定て末代今の衆生にハいかやうに信テ可修行事そとあきらめてつとむへき事也。時に應タル法躰を修行せは其形尊卑をは擇ましきにて候。天台御尺文句云但甘其味無擇其形ト妙音品の下の尺ナリ。

一蓮祖師云、佛滅度二千二百廿余年ノ間一人モ不レ唱ヘ、日蓮一人南無妙法蓮花經とゝとゝとゝとト聲モ不レ惜唱ル也。例ハ隨レテ風波ノ大小アリ依レテ薪ニ火ノ高下アリ。隨レテ地　蓮ノ大小

アリ、因龍ニ雨ノ麁細アリ、根深ケレハ枝繁シ。源遠レハ流レ長シト云是也。周ノ代七百年依二文王之礼孝一ニ秦ノ世无ハ程始皇ノ左道也。日蓮慈悲曠大ナラハ南無妙法蓮華經ハ万年ノ外未來ニテモ流布スヘシ。

此御抄ヲ拜見シテ、我等カ佛ニ可成事治定也、可信之。

一參音聲樂 此事第一樂ト云部ニ書之、雖然一ヶ之記拔仍書之

春ハ 春庭樂 夏ハ 應天樂 秋 万歳樂 冬 万秋樂

賀王恩 太上天皇御賀用之 寂 涼州 内宴用 溢河鳥 同上

臣下御賀ニハ万秋樂、鳥向樂、太平樂、慶雲樂。參音聲ニハ舞人懸一鼓也。仍古樂太鼓ヲ上也。新樂タリト云トモ、參音聲ニ用ル時ハ古樂ニ上ヘキ也。

退出音聲

長慶子 通用 還城樂破 行幸還御用之 夜半樂 承和御時御遊用之 宗明樂 御願供養下高座用之 海青樂 南池院船樂奏之 越殿樂急

行道樂

秋風樂、鳥向樂、溢河鳥、裹頭樂 コレマテハ前々書之

一樂器差別事

唐樂器

箜篌、琵琶、五絃、箏、方磬、竽、笙、尺八、簫、大篳篥、小篳篥、横笛、鷄婁、振鼓、腰鼓、鶏鼓、揩鼓、太鼓、拍子、銅拍子、鉦鼓。

中樂〈同新樂〉

琵琶、箏、方磬、笙、篳篥、横笛、一鼓、二鼓、三鼓、四鼓、拍子、銅拍子、大鼓、鉦鼓。

林邑〈同古樂〉　高麗

箜篌、長笛、莫目、篳篥、笛、蕤利古、拍子、四鼓、三鼓、大鼓、鉦鼓。

一樂器置〈内裏御厨子事〉御棚四階

第一笙箱〈笛同匣〉、第二琵琶、第三箏、第四和琴。

三階者

第一琵琶、笛箱〈琵琶頭方置之〉第二箏、第三和琴。

獻樂器於人幷取布施事有口傳

樂器者、鞨鼓、大鼓、鉦鼓如此置之

一古樂七種差別皆用一鼓

安摩拍子用鹿婁 二、荒序幷蘓莫者序拍子如乱聲毎帖々終高打三、普通序所謂菩薩、鳥、胡飲酒序等也。四、普通八拍子樂所謂溢河鳥、弄槍、十天樂諸樂也。加拍子可如鳥破、而近代以二拍子爲一切加拍子之條無其謂矣五、十六拍子樂所謂菩薩破也。加拍子事以十六拍子爲一切加打之尤宜歟。六、延四拍子樂所謂鳥急、酒淸子等也。三度拍子打之。七、早四拍子樂所謂胡飮酒、新羅陵王急等也。三度拍子加レ之皆用ニ一鼓一。

亡國音事

平調之音ヲモテ亡國ノ音ト云。神樂ハ本ハ平調也ケルヲ亡國之音タルユヘニ後ニ一越調ニハナサレタトソ

經信卿説ニ云ク、樂ノ面白ハ國ヲ治スル音也。樂アワレナルハ亡國ノ音也。國主ノ御政ノ善悪ニヨリテ此音ハ出來ル也。サレハ末代ニモ此音ハナヲアルヘキ也ト云々

管絃音義ニ云ク、一切ノ音樂ハ皆是治國治民ノタメナリ。故ニ昔聖人世ニ出テ管ヲ作リ、絃ヲ作テ專ラ五音ヲ調テ以テ國之五行ヲ和シ、シハ〳〵宮商ヲ和テ以テ人ノ五藏ヲ調ルナリ。而昔シ師延カ殷ノ紂ノタメニ靡々ノ曲ヲ作テ以テ亡國ノ音ヲイタス事ハ是則此ノ曲ノ中ニアヤマテ邪音ノ生スルカ故也。謂ク、土ハ中花ニ主リ、木ハ東夷ニ主リ、火ハ南蠻ニ主リ、金ハ西戎ニ主リ、水ハ北狄ニ主ル。故ニ若木ノ音アヤマテ偏ニ增スレハ、仁德ノ音ヲ變シテ返テ音ヲ生。仍邊郢（○鄙ノ誤管絃音義ニヨル）中花ヲ、カシテ芒（○荒ナリ管絃音義）國ノ音ヲ出スナリ。若金ノ音アヤマテ偏ニ增スレハ義ノ音ヲ變テ歛ノ音ヲ生ス。故ニ國土ヲヤフリ、人民ヲ害ス。是則音ヲ用ルモノ宮商ヲワキマヘサル故ナリ

左傳ニ云ク、山崩（朱、クヅル）河竭（ツク）ルニ亡ノ徵（チヨウ、シルシ）ナリト云々　是則木增テ土ヲ尅シ、土增テ水ヲ尅スルカ故也。

一舞曲新說出來事

太平樂入綾ハ天永元年二月廿二日小六條內裏朝覲行幸翌日廿四日舞御覽之日依勅定狛光季始舞之

同入綾二人舞事　文永四年十二月廿四日富小路殿ニシテ御賀、殿上人舞御覽之日、依　勅

定花山院中將家長朝臣猶眞葛弟子同少將忠季朝臣猶光繼弟子二人始入綾ヲ舞

同五年正月廿六日　五條內裏舞御覽ノ日當日一猶近康、二猶眞葛二人始テ舞之。同八月十九日同內裏舞御覽之日、當日一猶光葛、二眞葛二人又舞之。

同曲小輪事　天治二年正月三日三條殿朝覲行幸之日依　勅定始舞之。舞人光則、季貞、光時、行季、友光、行則、其後承安三年九月廿五日法性寺殿舞御覽依勅定又在之。舞人光近、則近、光重、光朝。次又承久二年水無瀨殿舞御覽ニ又在之。舞人光眞、近房、定近、近眞、光宗、則定、

甘州二人入綾始舞事　保延元年十月廿九日　內裏舞御覽依　勅定一者光時於舞臺之上舞之、二烈則助於庭上舞之。

蘓合急入始事　長治元年八月震筆御八講之次同二日於弘徽殿弘宣殿卿有舞御覽依　勅定四帖忠拍子說光季一人舞之欲就入處以左大弁基綱朝臣入綾可仕由蒙　勅定始而舞之。又承久二年九月水無瀨殿舞御覽之日光眞又蒙　勅定舞之。

春庭樂大輪舞事　承保二年正月十九日內裏臨時樂依　勅定始舞之。

桃李花本舞事同御時依　勅定舞之。

北庭樂皆入綾舞事同御時依勅定舞之。又保延元年八月廿二日內裏舞御覽舞此說。傾坏樂三臺如右舞皆入綾事。保延元年十月廿九日內裏舞御覽依勅定如五帝樂急舞入綾畢。

太平樂破一反執桙事、元ハ二反舞之而大治二年四月廿三日禪定院(南都)大般若供養童舞(舞師狛光則始教之依光季之口傳〻〻仍光時同舞之。

散手序破各一反執桙事狛光季老衰ノ後長曲ヲイタミテ光時ニ申合テ始テ作テ舞之。此兩曲ハ勅庭之儀ニアラストイヘトモ先賢ノシソメラレタル故ニ嫡流末流共舞之。

右舞蘇利古(又名後參)一日ニ兩曲執事康和四年二月十八日白川院ノ御賀ノ日、古鳥蘇、地久共ニ後參ヲ取レ之。又後參ノ後ノ入綾始事、承久二年水無瀨殿舞御覽之日依勅定後參二人、久行、好繼不止樂即入綾ヲ舞畢。

又狛氏左一者五位將監ニシ纓(エイ(ヘ))ヲカクル事狛光季釵(○叙ノ誤)留之後公役ニシタカウ日、白川院勅定ヲ下テ如元猶ヲイカケヲカクヘキヨシ仰付ラレシカハ懸之畢。シカリトイヘトモ、コノヲイカケノ事トイヒ、太平樂散手等ノ畧舞ノ儀トイヒ、行高流ノ人々嫡家ニアイカワラ

スマナヒ侍ルメリ。右舞人并笛笙等ノ樂人ハ五位將監ナレトモヲイカケヲカケス。タヽ緌ヲマキタルハカリナリ。將監ヲ兼セヌ輩ハ大夫ト云テ纓ヲタレタリ。樂所ニテハ面目ナキ儀ナリ。將監ヲ兼スルハ寂（本ノマヽ）賤トソ申侍ル

舞曲古今相違事

古闘亂旋入破序吹之間舞人居返吹テ樂吹ニ成ニ舞人立每遍如此也。今ハ居事無レ之。

古皇帝ハ緌ニ將來〔○一羅ノ裝束」古事類苑所引體源抄カクノ如シ〕ス及樂末ニ至第六帖居也。今ハ不居。又唐繪ニハ帶釼ニ舞レ之。今ハ不帶釼。又破五帖樂吹ニ用レ之。今ハ序吹ニテ又入時。用遊（不審）聲吹上調子。

古蘇合入時吹道行加三ト拍子爲入舞今ハ吹唐急舞入綾ー

古秦王於唐土者百二十人舞レ之今於日本者四人舞之。又ハ二人

古太平樂於唐土者一百四十人等舞之。今於レ日本ハ不然又天安天皇ノ御時ハ四十人舞之。又卅人今ハ不然。又古ハ四所ニ立分テ陣ヲ作天後ニ舞始之。今ハ如常舞立定舞始之。又古ハ以新樂乱聲出ツ。今ハ以道行舞出又元ハ道行ニ拍子ヲ加テ爲入舞。今ハ以合歡塩舞入綾ー。

古打毬樂八十人又[illegible]十人等騎馬ニテ舞之。今ハ四人舞之。又天王寺ニハ六人舞之。
古安摩二人舞ㇾ之。今以一人舞爲秘事
古陵王入時吹沙陁調々子。今ハ高野天皇之御時ヨリ吹安摩。
古還城樂破加三度拍子　今古樂ニ書之
古喜春樂破爲新樂加三度拍子。今ハ古樂ニ書之。又舞出時如採桑老搔鹿婁。今ハ不搔之
古輪臺三匝之後一所ニ作輪。今ハ一匝了後兩所ニ作輪。
古青海波畢テ入時ニ又吹青海波。今ハ輪臺吹。
古輪臺詠祖ニテ舞ㇾ之。青海波諸祖ニテ舞之。今ハ輪臺カタヌカス。青海波カタカタヌキ。
古拔頭連舞之。相撲節時八人立テ舞之。又四人立テ舞ル事在之。今一人舞之。又入時モ如出時吹乱聲云都利ヲ入。今ハ樂ヲ止ㇾ入舞之。
古輪臺二人舞之。今四人舞之。
古鳥舞急畢テ入時重テ急ヲ吹テ入今ハ急ノ樂ヲ止ス入ナリ。
古貴徳四人立テ舞之。今一人舞ㇾ之。

古退走禿大輪ヲ作テ舞。今ハ不然。

古長保樂急吹トテ平調ヲ音取。今ハ不然。

別名說事

皇帝落句序在之

春鶯囀探頭帖颯踏二帖吹時

賀殿探頭帖破二帖吹時

安摩小庭曲士立手

喜春樂隱拍子序第七古樂吹序破

万歲樂中帖曲只拍子名

五常樂北邊夢說急

永隆樂怨句

太平樂項庄鴻門出更居突

團乱旋乱句、颯踏一說

玉樹霓裳六帖、羽衣七帖三女序八帖中

鳥探頭帖破二帖吹時

陵王二四八說四方荒序名踊拍子句撤拍子中ノ上拍子荒序大鼓

三臺戀句急第三

甘州小切曲、窄拍子、只拍子

勇勝時元夢說破

打毬樂窄搔切

散手長枠破四帖已下

蘇合　三波高　交拍子三帖カコ　推拍子急終大鼓

頻拍子急コメ拍子。唐拍子急八カコ說。空立急始反。元作拍子。又破拍子急カコ少揭聲、遊樣急吹樣。

万秋樂二四八曲驚拍子　自四帖於世吹破加三度拍子　御前說皆八カコ。カケ吹三破始中後。中絃拍子只拍子

陪臚　盜拍子　短拍子　ヤタラ拍子忠拍子早　八タエ拍子

八タラ拍子。月代上初拍子五說　喚頭吹四拍子說　半帖吹八拍子說　七登舞ヲ云。

春楊柳大陪臚只拍子古樂　鈒氣褌脫唐拍子又說拍子

輪鼓褌脫ハタ拍子ハタ樂。　皇麞寄拍子道行吹

桃李花カケ吹二三四五帖ヲ云也　新鳥蘇コマサケヒ待拍子、汀音、問拍子

古鳥蘇カタワタリ待拍子、同拍子、ソラ入、　皇仁小踊急

綾切大靺鞨舞立樣　笙ウカウカキ上、カキ下、細左、　笛上霧吹忍　篳篥鷲鳴音子トリ狛調子

笛句 小調子吹　　琵琶 生律音　　太皷 頻拍子、古樂、上大皷

鞨皷 詞打ハ合羅拍子、散拍子同、乱拍子同、卷手、塩譽 各又詞打

（〔イマロ〕）搔轉 中早八拍子物、頻拍子、　　三皷 乱拍子納序 破音 上拍子、果音。

私云、三皷ニ破音、火ノ音、コモリ音、チトケ音ト云コトアリ。口傳ノ人マレニコソ、可秘內ニ續教訓抄ニモ入侍

雜々之記 隨見出書之。仍年季不同。

或人云、樂人ハ公家及ヒ臣下家ニ參ハ中門邊ニ佇（カスミ朱）テ笛ヲ鳴シテ見參ニ入、有召ハ御前ニ參テハ笛ヲ笏ニ用テ候ス。時元、時忠、正清、基政マテハ此禮ヲ至キ。近來ノ輩全クシカラス、口借（マヽ）〔〇惜ノ誤カ〕事也云々

私云、右之記尤謂アルコト也。但其代モサコソト覺侍人ノ身ニヨルヘキ事也。藝モナク道ニテモ万ト達者堪能ノ者ノサヤウニフルマイタラハケニモナリ。人ニシラレヌ身ニテハ中々可斟酌事也。當時ハ不及申、上々ノ御沙汰ニモ道ヲ被賞コトナケレハサケシメラレテ古ノ御アツカイ無之時ハ失面目ヘキナリ。笙ヲナラサハ腹筋ナルヘシ

又云、時忠ハ樂人也。（先祖也歟）除目ノ中夜、白川院之北面ニ參テ笙ヲナス人以怪之、院問御云何事申哉。時忠奏申云、今度ハ事切ニ成タリ、後度必ス可執申云々。仍退出ニケリ。樂人ハ所望之時殊ニ申文ヲ上ス。如此達天聽（原「聽」ヲ因ニヨル）。

古人云、樂人被賞之時笛吹ハ笛ヲモテ出テ笛ヲモテ笏ニ用テ奉拜云々　笙篳篥同之。

或記云ク。一條院之御時有内宴題云所貴是賢才、序者以言、地下之人候仁壽殿東、拜龍顏候。斯日依賢才之題被賞才中務卿具平親王叙二品（元三品）敦道親王叙三品（元無品）此兩人被參詩序ノ伶人大石富門拜ニ左衛門尉ニ、樂ノ有ニ隱座召人候階下供其事、宸遊終夜及次日、午時事畢、群臣退云々。少納言入道云、伶人爲ニ左右衛門尉及給爵ノ者二人吉茂爭吉（富門父也）倶不居迁尉直給爵ニ。又舞人光時、承治二年叙爵（左近將監如元）上皇被仰ニ云、汝先祖未聞此齡叙爵之例然而依優藝許給云々

或人云、樂人ノ奉試之時奏樂拍子云々　其後白川院御時公茂奉試之日奏只拍子万歳樂入道右府（宗忠）候御前被仰下云、承試之時者必所奏樂拍子也。奏忠拍子之條不レ知堤坊事也云々　此事叶光師之芳訓甚有興云々。

或記云ク。內教坊之女樂人ハ昔ハ眞實ニ歌舞シケル也。而ニ雅樂舞人爲行事藏人之便行向舞師許云欲見舞之、善惡ト云ケレハ女舞師召上物師テ下母屋隆(〇降ナルベシ)簾テ其內ニ立舞命婦等ヲ女師云、御使早立テ令舞ト云ニ物師答テ云ク、何舞ソ、女師云、皇帝也。使云、不覺。然者闌乱旋如何。又云、不覺。次問玉樹。答同シ。于時女師怒テ云ク、舞ヲ不覺シテ稱物師斷朝威ヲ者也。次此曲ヲ令奏達間暫ク搦テ置タレト云ケレハ、物師ハラ〱迯去リニケリ。件女樂人漸ク陵遲シテ中古已來絕畢者、先大鼓ッ絕始ケル。次笛絕後他物共ハ次第ニ絕ケル也。琵琶許ソ後一条院御時アテ纔ニ殘タリケル。琵琶命婦トテ節會ハ男樂人交云ヽ案此記ヲ見ニモ心細ナル也。當時樂所躰更ニ難殘也。

基政云、行道樂人ハ行步踏揚ノ拍子ヲ步也。左足音濁音右足充淸音也。早步時モ不語宛也。但ヽヽ事ニハ間拍子ヲ步也。如レ此樂者美也不然者樂ノ程乱也。

時秀語云、時秀カ名ハ勅名也。堀川院御時十一歲ニテ加首服テ相伴親父初參內。于時頭出納召江帥匡房帥問出納云依何事召乎。出納云、時忠カ子元服之後初參ス、若可給名歟。頓之參入被候于殿上被仰云ク、時忠子男可給名也。可撰進者帥被申云ク、時光カ時文字秀高カ

秀文字御時ニ秀候ト被仰ト了。
白川院時秀逝去之由被聞食テ、被仰中院云、時秀失タル心ウキ事也。笙永ク絕畢ト云々
一催馬樂同音樂者催馬樂所ニ注、胡飲酒破ト用中井戸全無相違。
一唐拍子物
鈒氣褌脫、蘇合急一說、安摩急、新靺鞨、吉簡、皇仁急、八仙急、狛龍急、酣醉樂急一說也
狛利(マヽ)〔〇桙ノ誤カ〕急
一付唐拍子不一様事
先左ハ以鈒氣褌脫可爲本ト、是ハ自初大皷ヲ火急ニ打之不レ用鞨皷ヲ以テ鉦皷許ヲ爲拍子也。次安摩急吹、是又大皷ヲ火急ニ打之安摩ヲ急ニ吹也。次ニ蘇合急、是ハ八拍子ニ打ヲ云ナリ。此ノ義如何。若四拍子ノ樂ヲ八拍子ニ打トキヲ唐拍子トイハヽ、此一曲ニカキルヘカラサル歟正說ヲホツカナシ。但愚推此ノ急ノ一曲ハ唐土ニテツクル其時八拍子ニツクレリケルトヲホヘ侍リ。今モ則八拍子ノ說アリ。唐土ニテ八拍子ヲ本トスルユヘニ唐拍子ト名付ヲホヘタリ。餘樂ハ火急ノ大皷拍子ニ付テコソ唐拍子トハ申テ侍レ。次右ハ以新靺鞨可爲本

ト。是ハ自樂ノ始大鼓火急ニ打之以皇仁急、八仙急、納曾利急、是又自樂ノ始大鼓火急ニ打之。但或說隨舞手加ル事在之。彼ハ非常說ナリ。只常ニハ自始加ル間稱唐拍子也。次甘醉樂、吉簡、狛龍急、狛犲急、是等又同自始大鼓火急ニ打之而依一說ニ加ニ三度拍子ニ樂等在之付之云ニヤ。古樂ニ加ニ三度拍子ヲ唐拍子ト云カトイヘル記モアリ。大神式賢ハ始テ新樂四拍子物加三度拍子ヲ唐拍子ト云ナリトイヘリ。是ハヒカ事トヲホヘ侍リ。新樂四拍子物ニ加三度拍子ヲ樂大略異說ハ如此也。以レ之唐拍子ノ樂ト稱セハ左ノ少樂樂ハ皆以テ唐拍子タルヘキ歟。愚案左トイヒ右トイヒ鉦鼓ハカリヲモテ拍子トシテ始ヨリ大鼓ヲ火急ニ打ヲ唐拍子ト云へき也。新樂タリトモ羯鼓ヲハ用ヘカラサルナリ。

一有賴拍子号樂

陵王破、喜春樂破、還城樂破、陪臚、唐急、納蘇利急等ナリ。付之陵王、喜春樂ハ樂拍子搔ニ付テ名之。還城樂、陪臚ハ只拍子搔ニ付テ名レ之、古樂ノ搔鼓ノ名也。唐急ハコメ拍子ノ所ヲナツケ、納曾利急ハ上大鼓ヲモテ名レ之。所詮延タル三度拍子樂ニニス。大鼓ヲシキリニ打ユヘニ名付タルトミヘタリ。

一四拍子物搔者
陪臚一說、輪鼓褌脫、抜頭
　四拍子物　唐拍子者
鈒氣褌脫
　四拍子物加三度拍子者
賀殿急非常說、胡飲酒、酒胡子忠拍子說、樂拍子說秘說　新羅陵王一說秘之、酒清子、三臺急秘說、甘州
一說奈良樣、勇勝急秘說、大平樂急急入時秘說、輪鼓褌脫一說、長慶子、大平樂道行舞入時、蘇合道行
舞入時、同急秘說又忠拍子說、竹林樂一說　越殿樂急。下高座退出音聲
　不依數返加拍子一說
賀殿破　一反二反共末二拍子加三度拍子
太平樂破　一反二反共末六拍子加之
三臺破　一反二反共末二拍子加之
　不加拍子曲一說

三臺破　傾坏樂破　蘇合破

一反時自第二拍子加拍子樂古樂搔故也。

喜春樂七拍子故蘇芳菲

忠拍子時六鞨鼓　中間相交樂

鳥向樂半帖初喚頭初　央宮樂第六拍子　感城樂同　春庭樂同　柳花苑第十三十四間　勇勝破反付

所　遊字女

八拍子樂ニ六拍子相交樂

廻忽終拍子六カコ第十二也、一說ニハ第二反ノ始ヲ六カコニ宛之。

四拍子樂八拍子相交樂

扶南本十四拍子也。而十二拍子ニ用ル時、初十拍子ハ四カコ末二拍子ハ八カコニ用之、可秘之。

四拍子樂加拍子後用八鞨鼓說樂

蘇合急初一反ハ四拍子ヲ用テ加拍子後八拍子ヲ用テ加三度拍子是一說。又大輪鼓褌脫、長

慶子等。

　唯古樂不搔大鼓曲

胡飲酒破皆ハ是ヲ搔而舞人政資之時依舞惡止之鳥急、弄搶、酒胡子、安弓子、新羅陵王破但急一說
搔之

　雖爲新樂搔一鼓幷大鼓曲

秋風樂、万秋樂、鳥向樂、宗明樂等也。

裹頭樂放生會行道用之當時鳥向樂歟万秋樂參音聲用之蘇芳菲船樂之用已上行道參音聲船樂等之時用此
樣也。

　用古樂雖搔一鼓加三度拍子曲

採桑老舞時、鳥急、胡飲酒破同上一說、散吟打毬樂一說酣醉樂一說、輪鼓褌脫一說

　雖有新樂古樂兩說付新樂用鞨鼓加三度拍子曲

一德塩、安樂塩、溢河鳥、十天樂、河曲子、詔應樂一弄樂、武德樂、甘醉樂、㝡涼州、
庶人三臺、王昭君、採桑老管絃之時、鳥向樂、宗明樂、白柱、竹林樂、柳花苑、拾翠樂、海

青樂、桃李花、河南浦、淸上樂、應天樂、散吟打毬樂、蓮花樂、重光樂、颯忽、想夫戀、
仙遊霞、長慶樂、放應樂、蘓芳菲。

新古相兼之曲

溢河烏、弄槍、十天樂。

新古不詳云曲

河曲子、溢金樂、武德樂、夜半樂

自序破吹成樂

玉樹 初二拍子阿禮後七拍子打當ル初大鼓ヲ也。又八帖初一拍子序吹已下樂吹兩臂垂說。

秦王 始三拍子阿禮後七拍子打當ル初大鼓ヲ也

蘓合序一帖初二拍子阿礼後六拍子打又有五拍子

春鶯囀 鳥聲ヨリ急聲ヘ渡ル打留テ急聲ニ吹出テ三拍子ニ打レ之。又云、六﨟鼓ニ打連。

自破吹序吹成樂

皇帝破一二帖末三拍子 三帖末四拍子又六拍子 四帖末四拍子又三拍子

團乱旋序二帖末五拍子 三帖同 入破末七拍子 急聲同

蘓合序一帖末 三帖末一拍子 四帖末一拍子 五帖末四拍子

但一說三拍子其云第二大鼓不打之、四帖廿七拍子時用之。急第四反〻終一拍子

春鶯囀 急聲二帖末一拍子

玉樹 七帖末一拍子別說時八帖末一拍子同上

万秋樂破六帖末一拍子、又說二拍子

秦王 忠拍子時終帖末一拍子、又七帖三拍子ナカラ只拍子時一說

已上樂等羯鼓ハ打留テ短聲ニ打〻之。

自破吹急連吹樂

蘓合破急但此急第五反之時始へ反秘說。

賀殿破急一說 大饗時用之

序破吹連樂

輪臺、青海波

已上樂鞨鼓打留テ如初拍子ニ打ヲ爲狛家習

自忠拍子樂拍子吹成樂

蘓合序四帖初十拍子只拍子、後ハ樂拍子、只拍子ノ分ヲハ古樂トシテ一鼓ヲカク則末ヲ古樂大コニ上之

已下ハ新樂トシテ鞨鼓ヲ打之。

同急一反シテ又ロ四拍子許ノ後樂拍子ニ成。或說ニ云ク、蘓合急ノ只拍子如ニ甘州ハ樂樂子ニ

吹成

甘州一反十四拍子第二反三拍子ノ後樂拍子。又云一反シテロ四拍子許之後樂拍子ニ成。又

說云、第三反三拍子之後樂拍子。

自樂拍子忠拍子吹成樂

秦王初三拍子序吹一二三四帖破吹五六七帖吹忠拍子

如還城樂破、只拍子ノ分ヲハ古樂トシテ太鼓ヲ搔、餘ハ樂拍子トスル也。一說自始皆悉

只拍子ト云々。

自綾吹於世吹成物

万秋樂一二三四帖由利吹五帖半帖ヨリ於世吹自餘說々畧之。
皇麞破一二三四五六七八帖由利第九帖早吹
玉樹一二三四帖如普通五帖第拍子ヨリ聊早吹、次第ニ早吹也。六帖初拍子以後聊早吹。七帖ヲハ如ニ青海波ニ早吹、末一拍子。序吹金銀兩臂垂說。

自急吹後吹成物

玉樹七帖早吹八帖殊緩吹加三度拍子兩臂垂說

一白川院御時、鳥羽殿ニシテ左右相分テ物合アリ。左右相具ニ樂器ヲ給間二條師長實雲客ノ昔左方ニアリ、右方ノ大鼓ヲトリコメ畢。其儀已ニ成テ左方參音聲ヲ奏テ各參進。右方大鼓ナキニヨリテ樂ヲ奏ス因茲方人不參進ニ時元右方ニアリテ云、以調子ニ舞ヲ出ハ樂法也。彼儀ニ擬テ調子ヲ吹テ參音聲ニ用ン何難有哉。此ノ儀ニ付テ調子ヲ吹方人參進件師見之嘲テ云ク、大鼓ホシクナル樂カト云々。時元放笙テ答云ク、調子ハ本ヨリ大鼓ヲ不用ス侍リ。時人相感テ云帶樂タシトラヌ物柄目出ク返タル物哉トソ云ケル。
私云、右記ハ一時一席ノ儀更例ヲモ不用申沙汰事也。サレトモ理ニ叶ユヘニ記之置コト

ナレハ、末代此事可爲例。調子ニテ可參進事面白說ニ成侍ヘシ。調子ヲ參音聲ニ可レ用ト
ノ事也。殊當家ニハ先祖之名譽ナレハ可レ用也。
右之記取合人之家記錄已下見及ニ隨撰之載書事也。惣テ樂道之外ナル事モ、此ノ道之者ニ生レ來テハ、不知之者アルヘカラス。大方諸道ニ通達シ天地之間万物人間ニヲチテノ事ワサ一トシテ心ニモレテ不知之者五常樂急一吹トモ心中ニサトル事ナクハアルヘカラス。況哉一代之樂器諸事ニツイテ可申沙汰事アルヘカラス。然者道ヲヒロク思ナシテ可學条勿論也。サアルニトリテハ先我カ家ニ吹傳タル目錄ノ面幷說　口傳ヲタシカニ稽古シ覺テ、其ノ上ニ昔ヨリ之樂之古事因緣ヲ分別シテ、シカモ所作ノ躰イヤシカラス、イキ入手ツカイヲタシナムヘシ。哥道ニ云先風情ノユク所ニ子細アルヘシト敎タリ。心ハ万ニアル物ナレハ云ニ不及、風情タニモ調レハ心モソレニ隨ッ物也。シカルヲ心タニモ成スレハ、風情詞ツカイハ隨モノソト云人アリ。不然。樂ヲ吹ニイカニ心ニ口傳ヲモテイカヤウニ吹ント思トモ、ヲノレカ身躰相違テ背ヲタヽメヒチヲスヘ、頸ヲナケナトシテ窪ヲ持。又指ヲカイニマカセテアラクツカイ息ヲホシイマヽニ入ナトセハ比興ナルヘシ。イカニモ身躰ウツクシク、

タイハイユカマズ、ソラズ、ウツフカズ、クビ持スグニ、全躰ヲ又スクメズ、ユル〱ト優ニ振舞ヒテ吹ハ、心ノ音曲ホシイマヽニシテ樂ノスガタヲノレガ身躰ノ如アルヘシ。如レ此之義分能々心得テ道ヲハ可稽古ナリ。便ニシタカイテ道習時分ニサマタケニナラスハ、モロコシノ文ヲモウカヽイ見テ、儒家ニ近テ物ヲ習ヘシ。サノミ文亡ナルモ又我道ノユウ、イデコヌモノナリ。秘事口傳ハ人前ニテハ語ラレヌモノナリ。上タル御前ニテモ物申サンニハ詞ナキモノ也。然者イサヽカ唐ノ古事先哲等ノ名ナンドモ可知分之、其悉ニ注テ所載之也。コレハ續教訓鈔ニアリ。少々拔之撰書

天竺唐土國名數人之名已下事〔宋〕朝葛詞（癡調ニ誤ル〔石〕ニヨル）云

藩郎ノ曲トイヒ伶倫ノ器トイヒ、所造ノ人同シカラス。或ハ佛土天上ヨリツクリ出シ、或印度漢朝ヨリマナヒナセリ。作者先哲等僅ニ名字ヲ錄シテ委細ノ記ナシ、仍テ所見ノ及トコロ、聊コレヲシルシイタス。然トモ佛土天上ノ事ハ經論ニクラキユヘニシリカタク、天竺震旦ノコトハ外典モノウクシテシルシカタシ。只我日域ノ人ハカリノ形ノコトク是ヲシルス。但月支唐家ノ人モヲノヅカラ畫ニミエ、耳ニキヽヲヨフヲハ大概コレヲシルス。イ

ダツラコトナカラ、名字ハカリキ、タルハ、イブセキヤウヲホユレハミヨソカシトヲモイ。
又其人ノ末ソナントヲモヒテ物ヲミルニ、心ノユク〳〵トヲホユルトキニ、ヲロノ〳〵シル
シノスルトコロナリ。猶ヲホツカナキ事ヲ、ク侍リ、キ、エムニシタカイ、カキ入ヘシ。(〇
コレマテ朱書)

一夫劫ハカナラス始アリ、カナラス終リアリ。一往ヲモテ劫ト名ク。始終ノ中間ニ久アルユ
ヘニ劫ト云也。コレニツイテ四劫アリ。謂一ニハ成劫下風輪際ヨリ上梵天アテ國土世間生
ス。世間ヤウノ〳〵成立、此間ニ出生廿五ノ増減アリ。一増ハ十歳ヨリ八万四千歳マテ、一
界是ハト(〇小ノ誤)乘也大乘ハ不尒
減八万四千歳ヨリ十歳マテ二住劫、又増減アリ。此ノ中劫初、一中劫唯減増ナシ。イハユ
少倶増減アリ
ル人壽無量歳ヨリ十歳給マテ第廿中劫唯増ハ減ナシ。所以ニ十歳ヨリ無量歳マテ中間十八
劫増減アルコトハ成劫ニ准、三壞劫此間廿増減アリ。其中ニ三種灾發ル。一ニハ火灾下無
間地獄ヨリ上初禪ニ壞ル。二ニハ水灾下水輪ヨリ上二禪ニ壞ル。三ニハ風灾下風輪ヨリ
上三禪ニ壞。或七日出ニ万物ヲ燒燋クル更ニ芥子許モ殘リト、マルモノナシ。是ヲ劫燒ト
イフ。此時ニ若法花ノ持者アラハ火ニヤクヘカラス。法華經讀誦供養ノ地アラハ壞スヘカ

ラサルナリ。四空劫下ミ上ミ皆壊テ空タルコト黒穴ノコトシ。此間廿ノ増減ヲコス。其寂後減劫ノトキニ、又返テ劫ヲ成ヘシ。劫又三種アリ。少劫中劫大劫ナリ。謂小劫ハ一増一減也。中劫ハ廿増減ナリ。大劫ハ八十中劫ナリ。一ニ合テ一大劫トスル也。又劫ニ付テ其程之久ニテイテハ、四十里ノ石アリ、梵天三朱ノ衣ヲ以テ三年ニ一タヒ石ヲノコフ、カクノコトクノコヒツクスヲ少劫トス、八十里之石ヲノコヒツクスヲ中劫トス。百里ノ石ヲツクスヲ大劫トス。又云、四十里ノ城ニ芥子ヲミテヽ、有年ニ一ヲ取トリ盡ヲ少劫トス。八十里ヲ中劫トス。百里ヲ大劫トスル也。

一天竺惣十六大國攝九十万千六百國也

東天竺

波羅那國六万一千國　鳩留國七万國　鳩尸那國六万一千國

南天竺

鳩曠放國七万一千六百國　旀提國六万三千國　罽（ケイ）（〇罽ノ誤）賓（ヒン）國七万三千國

西天竺

迦羅乾國七万三千國　乾陁衛國六万九千國　沙提國六万七千國

北天竺

僧迦陁國六万三千國　波提國六万八千國　健那堀闍國六万七千國

中天竺

毗舍國卅一万五千國　舍衛國五万六千國　摩竭陁國佛出經摂九國　橋薩羅國六万四千國　迦夷羅國九万八千國

摩竭陁國有三三山一者闍堀山、靈鷲山、鷲峯山也。

昔シ劫初ニ人物コレハシマリテ野ニ居ヲリテ未タ宮室ヲシラス。後ニ天女アリテ迹ヲ人中ニ際シテ殑伽河（○河ノ誤）ニ遊テ流ヲアヒテ自娠（○媚ノ誤カ）タリ。靈ヲ感シテハラム事アリ。則四人ノ子ヲウメリ。贍郊州ヲ分テ各區宇ヲホシイマヽニシテ都ヲタテ邑ヲツキ疆ヲ對シ界ヲ畫贍郭國ト云ハ此則一子ノ國都也。贍郭州諸域ノ始也。

校云、コノ處傍訓ハ凡テ朱書ナリ

天竺舊ハ云二身毒、或四賢宝一今正可下云二印度一又云中波羅門國上ト。五印度境周九万餘里、三ノ垂大海北ニ背二雪山一ヲ。北ハ廣ク南ハ狭シ。形如二半月ノ一畫野區ニ分テ七十餘國地多泉濕ナリ。

北ハ乃山阜隱軫兵陵舃鹵ナリ。東ハ則水野沃潤シテ疇壠膏腴。南方ハ草木榮茂ナリ。西方ハ土地磽确ナリ。斯レ大槩ナリ。

天竺國王次第

剎利王―眞實王―意喜王（轉輪王〔朱〕）（同〔朱〕）―智者王（同〔朱〕）（又名自角〔朱〕又名受戒〔朱〕）―頂生王（同〔朱〕）―大海王（同〔朱〕）―具足王―養育王―福車王―解脫王―

―前解脫王―逍遙王―大逍遙王―照耀王―大〻王―意喜心王―善意王―滿足王―

―大〻王―養育王―福車王―人首願王―火質王―火炎王―善譬冠王―寶冠王―善見王―

―大〻王―須旃王―大須旃王（轉輪〔朱〕聖王〔朱〕）

治化次來世〻相承子〻孫〻有一百一少轉輪王皆悉住在裒多那城治化人民受於福樂

師子乘王世〻相承子〻孫〻有六十一少轉輪王住在波羅捺城

女垂王世〻相承子〻孫〻有五十六少轉輪王皆悉住在阿瑜城

嚴熾王世〻相承子〻孫〻合有一千小轉輪王皆悉住在迦毗梨那城

禁德王世〻相承子〻孫〻有廿五小轉輪王皆悉住在阿秵帝那富羅城

象將王世々相承子々孫々有廿五小轉輪王皆悉住在德叉尸羅城
護王世々相承子々孫々有一千二百少轉輪王皆悉住在奢耶那城
能降伏王世々相承子々孫々有五十少轉輪王皆悉住在迦那鳩闍城
勝將王世々相承子々孫々有二千五百少轉輪王皆悉住在於瞻波城
龍天王世々相承子々孫々有廿五小轉輪王悉在王舍城
作闍王世々相承子々孫々有廿五小轉輪王在拘尸那竭城
大自在天王世々相承子々孫々有廿五小轉輪王在菴婆羅劫波國
大自在天王世々相承子々孫々有廿五少轉輪王在檀多富羅城
善意王世々相承子々孫々有廿五少轉輪王在多摩婆頗梨多城
無憂鬘王世々相承子々孫々有八万四千少轉輪王在寐己私反夷他梨反羅城
瞰紉天王世々相承子々孫々有一百一王在毗哀多那城
大自在天王世々相承子々孫々有八万四千在寐己私反湊他梨反羅城
魚王—眞王—平等行王—闍太王——炎熾王—善覺王　虛空王—彩行王—無憂王—離憂王——

─除憂王─勝悟王─大將王─胎生王─明星王─方宝王─虔王─善意王─善住王─歡喜王─

─大力王─大光王─大名耕大王─十車王─少車王─妙車王─歩車王─十弓王─廿弓王─

─妙色弓王─羅弓王─海將王─難勝王　已上三十三王

茅草王世々相承子々孫々合有一百八千王在波哀多那城

甘蔗王─尼拘羅王─物盧王─瞿拘盧王─師子頰王

─閣頭檀王●淯（○隋ノ誤カ）淨飯

─輸拘盧檀那●流（○隋カ）白飯

─途盧檀那●流（○隋）云斛飯

─阿彌都檀那●流（○隋）云耳露飯

─女甘露味

或云　劫初平等王

自此時至于迦葉佛出世八十八万二千一百一十王自迦葉佛至于淨飯王七万七千二百二十王

〻〻

頻婆娑羅王又云顯惡─阿闍世王又云未生怨又阿闍多設咄路王─阿育王佛滅後一百年王也又云号無憂王

又阿輸迦王

異名

西天、五天竺、五竺、五天、印土、月支國、五印土、師子頰王、或作師子嘔王

拘盧王ノ孫瞿拘盧王ノ子淨飯王ノ父尺迦如來ノ祖父也。南天竺ノ國主也。一說散手之作者也。

抑天竺ハ東西南北中是ヲ五天竺ト云。此中ニ中天竺ヲ以テ本トス。佛生國ノユヘナリ。成等正覺ノ金剛座中天竺ニマシアス。過現未來ノ三千佛皆是ニテ正覺ヲ成給フ。

過去七佛

一毗婆尸佛　二尸葉佛　三毗沙浮佛 亦云毗葉羅佛　四倶樓孫佛 六万歳之時出世給　五倶那含〔〇含ノ誤〕牟尼佛 四万歳之時出世給　六迦葉佛 二万歳之時出世給　七釋迦牟尼佛 万歳之時出世給

彼七佛此ノ國ニテ佛ト成ス。廣ク群類ヲ利シ給フ劫ノ始ノ王ヲハ平等王ト申キ。又ハ利利王トモ申、其後淨飯王ノ御時マテ九十五万九千三百三十二代王也。年記イク千万歳ト云事ヲシリカタシ。

釋迦如來御誕生ハ周書ニ云ク、周昭王廿五年癸丑七月十五日佛託陰摩耶同廿六年甲寅四月八日

佛生。我朝神武天皇即位以前三百三十七年ニアタレリ。此御誕生ノトキ散手ヲ作ト云云　周穆王五十三年壬申二月十五日入滅。神武天皇以前二百八十九年ニアタレリ。

阿育王又名無憂王　又名阿輸迦王

　蘓合作者

頻婆沙羅王ノ孫阿闍世王ノ子也。東天竺花氏城ノ主ナリ。釋迦如來入涅槃ノ後一百年ニ出來シ給釋迦佛之御在世ニ一人童子アリ、砂チ一ニキリ供養シテイラセシユヘニ、我入滅ノ後一百年ニ此國ノ王タルヘキヨシ授記シ給シ王ナリ。

　育竭

阿育大王ノ御弟トイヘリ。蘓合樂作者也。

　婆羅門僧菩提

南天竺ノ人也。普賢菩薩ノ化現ナリ。林邑ノ樂傳ル人ナリ。或云、拔頭、迦陵頻、倍臚傳之。

佛哲師又云沙門佛哲　又佛哲和尚

北天竺ノ人ナリ。コレモ林邑ノ樂傳ル人ナリ。

羅路婆羅門

天竺ノ人ナリ。青海波聞見傳人也。

林邑國

此ハ天竺ノ國ノ名也。東印土ノ境ニ摩訶瞻波國ト云國アリ。即コヽニハ林邑ト云ナリ。

阿難尊者

瞿狗盧王ノ孫黒飯王ノ子、母ハ那陁女ト云、多聞第一之御弟子也。迦陵頻自天竺遇妙音天傳之。

馬鳴菩薩

天竺三論宗ノ第三ノ祖師龍樹菩ノ御弟子也（箏或ハ琴引）

一唐土

惣地四十三万六千里從京內東方万里限海（或三十万八千里）南方二千三百里限海（或十万二千里）西方万八千里限海（或四万八千里）北方五千里限海（或七万五千里）州三百六十八國一千九百四十國（或三千七

百九十國大海三十八万四千流或四十九万六千流　禹王所理四海内地東西二万八千里南北二万六千里禹王使竪亥ヲシテ歩ハシムルニ北極ヨリ南極マテ二億三万三千百七十五歩ナリ。使大章匽ヲシテ歩ハシムルニ東極ヨリ西極ニ至テ二億三万三千五百里七十五歩ナリ。淮南子天名曰大極ト去地ヲ一億一万六千七百八十一里半也。天南北二億三万千五百里七十五歩東西六億十万七百七里廿五歩也。

天地間高七千万里東西八十万里南北九十万里地厚三千六百丈

廣雅云、地厚一億一万六千七百八十一里半

淮南子云、地厚東西二億三万三千里南北二億三万一千五百里。

昔ハ天地末形ヲ是ヲ大易ト云、元氣始テ萠ス、是ヲ大初ト云。形氣始テ端ス、是ヲ大始ト云、形變シテ質アリ、是ヲ大素ト云、質形已ニ具ス是ヲ大極ト云、五氣運通シテ天地ノ二靈トシテ清ハ以陽發昇テ天トナリ、濁ハ以陰凝降テ地トナリテ、天地ノ形別シタリ、是ヲ二儀ト云。人其間ニ生ル、是ヲ三才ト云。其始ニ天王アリテ生ス。

異名。大唐、漢土、震旦、漢朝、異域、東夏、異朝

天皇氏 或只天皇

天定リ地堅テ後開闢之時ニ在ニ變化ノ人ニ始テ稱レ皇ト、持世ニ助人其皇ノ頭十二也。治化合一万八千歳、此皇ノ時以ニ十二月ニ定ニ一年ニ、即以ニ十二頭ヲ表ニ十二月ヲ也。此皇ノ時作ニ琵琶ヲ。

地皇氏 或只地皇

天皇之後ニ地皇即テ位ニ治世助レ人ヲ、此ノ皇ノ頭八十一也。治天下一万二千年。或云治合五万四千歳、此皇時山ニ現河流於地之上ニ限ニ四至ニ竹〔千百歟〕酒〔○阡陌ノ誤〕定町ニ以歩數并令有ニ四方四角ニ也。

人皇氏 或只人皇

地皇之後人皇即位治レ世助人ニ。此皇ノ時禮レ神葬人ニ。皇頭九ナリ。已上三皇伏義ノ子或書云。九頭兄弟九人分テ九州ノ長トス。各一州ヲ治ス。其一立四方五千六百歳。

人皇之後伏義ノ子即位持世養人ヲ此帝ノ時ニ少シ此時有尊卑粗礼在後以レ男爲女夫ニ以レ女爲男妻ニ。此時人与禽獸相和茹〔スキ(本ノ)〕毛飲血ニ居ニ无ニ定止ニ。

神農氏 或只神農

伏羲之子殊神農之即位治世領氏。從此帝之前未有五穀ニ復無ニ耕田作畠ー。神農登レ山遊レ野取ニ草木葉ヲ一々嘗ニ其味ヲ、一日之内ニ逢テ七十二之毒草ニ百度死百度生ス。即在ニ天命ニ遂獲ニ穀謂粟麥稻麻豆也。此帝手自ラ取ニ金鋤ヲ蒔ニ五穀ヲ也。爲民從此已來タ播殖(ロカイ(朱))養命從ニ此帝ニ之前雖有五穀人未承之。　或云十世各九百歲

燧人氏(スイシン)

讃燧出ニ火ヲ　教人ヲ燓食ニ不レ知ニ居處ヲ

祝融(シウユウ)

神農之後祝融即位、即此帝時人民博多ク禽獸遂ニ少之、帝仰テ見ニ天上ヲ有ニ火星ー見レ之橫ニ木ヲ取ニ火ヲ後鑄鐵爲ニ鍋釜ナ並穀ヲ因之民相續在レ今。

伏羲子 又号庖羲氏

大昊(カウ)(〇昊ノ誤)木德　風姓鱗身人首母ヲ花胥トイウ、燧人ノ時火ナル跡アリ、雷澤(ライタク)ニ出タリ花胥コレヲ履テ感シテ帝ヲ生セシム。嫁娶(シユ(朱))制八卦ヲ書、九州ヲ分テ甲曆ヲ次キ、書契ヲ造リ、網罟ヲ結フ、陳ニ都ス。在位一百一十年又結繩ノ政ヲ代フ、依レ之ニ文籍生トモ云々。元年

丁亥歳也。遠ク伏之近ク義故ニ伏義トハ申也。義トハ願ル義ヲ云ナリ。

女媧氏

在位百十四年五代相承都七千一百八十七年伏義之妹号ニ女帝ト　蛇身人首練五色石補天此時笙簧等ヲ作、又琴、瑟、琵琶等ヲ作ル。伏義氏之臣ナリ。

神農氏

炎帝火德羌姓少典ノ子也。母ヲ女登イウ。神人ヲ感シテ帝ヲ生シム人ノ身牛ノ首ヘ百藥ヲ弁ヘ木草ヲ制ス、市ヲ作ル。在位百十年或ハ百廿年元年丁丑或丙辰昔シ天下成テ炎帝ノトキ政質人原、但仁而偏頗ナシ、其時三春ノ終リ五羽ノ紫鸑帝庭來、一口啣糼ニ一啣沾一鳴云遲ミ蒔殖一入水ニ滋羽給泥ニ一踏混其泥ト此羽鳥常守此處秋ノ時ニ至リテ即件ノ糼長生莖一本枝千ナリ。米粒長四寸八分輪三寸也。皮長五寸四分輪三寸二分、其稻皮爲少佛之葩ニ一穗ニ三百余ノ粒アリ。或不足結之、次一莖穗車一兩ニツムニ太重シト云々。

或書ニ云ク、昔ニ一人ノ賢人アリ、末代衆生ノ爲ニ第一ノ食味ヲモトム。九月ノ間山野ニ宿

シテ本家ニカヘラス。卽高山アリ深谷ニイタル。其谷ノ水精ノ石上ニ一莖千枝一粒七寸ノ稻一本生タリ。則石面ニ全（〇金ナルベシ）ノ碑文アリ。云是ノ名ヲ任娘草ト云、將來テ任女食之爲カニ産養スヘキナリ。子コレヲツクリテ祖ヲヤシナウベシ。喜テ返ル間又金鋤其柄ニ碑文アリ。コレヲモテ稻ヲ耕ベシ、卽殖ニシタカヒテ作ン。其流今ニタエス。其賢人ハ觀世也。稻ハ釋迦如來眼中精肉神農以レ之天下耕之本是任女報食也。

伯岐生鼓延

炎帝之孫也。

黃帝

土德有熊（イウ（朱））氏少典ノ子ナリ。姬姓ナリ。母ヲ附寶ト云、大ナル電ノ光リ北斗ヲ繞リ樞（シユ（朱））星ノ野ヲ照ヲ見テ、黃帝ヲ壽丘（キウ（朱））ニ生シム。龍顏アリ、聖ノ德アリ。國ヲ有熊ニ受テ軒轅ノ丘ニ居ス、故ニ因テ以テ名トス。寶鼎（テイ）ノ封禪ヲエタリ。景雲ノ瑞アリ、故ニ雲ヲ以テ官ヲ紀（マヽ）（〇紀ノ誤）、命テ雲師トス。在位百年ニシテ崩ス、年百一年。歲始テ垂衣裳、作舟檝（〇檝ノ誤）杵臼弧矢服牛垂馬。

又云、制棺槨字器械。
其史倉頡作ニ文字一、大撓作ニ甲子一、隷首作ニ律及權秤斗斛一、伶倫作レ管、容成作ニ醫方一、奚仲作レ車、史皇畫レ圖、貨狄彫レ舩、
奚仲ハ黄帝ノ時ノ大臣ナリ。黄帝前人皇是ナリ。即皇ノ幸ヲ爲令嚴一ツ始テ造車一ヲ駕牛其水美也
貨狄ハ黄帝ノ時ノ大臣ナリ。即態々ニ右ハ氏管々ニ置ク政一ヲ往還ニ煩シ多シ不可不助一。乃チ彫船一ヲ造レ檝ヲ與タリ。
或云舟ハ帝自ヲ桂ノ葉ノ水ニウカヘルヲ見テ木ヲクホメテ作レ之。舟ハ又竹ノ葉ノ水ニウカヘルヲミテ作レ之。
帝王記ニ云ク、黄帝治天下百廿一年、風雨調和ニシテ万草豐穩ナリ。後日ニ鼎湖ト云所ニ出給ニ龍際テ迎之ヲ。帝是ニ乘レテ天ニ昇ラムトス。近臣妻子等共ニ相ナイテ随ン事ヲコウ七十人或云七十三人或ハ龍ノアヘウシロニノリ、或ハ手足ノ毛ヲ提ク、龍ノヒケニトリツケルモノ三人、半天ニノホルアイタ、ヒケタチテヲチテ死ス。則石トナレリ。其スカタ空ヲミアケタルカコトシ。

又云、帝ノ弓ニトリツキテノホラムトスル人アリ、ノホル事ヲエスシテ弓ニトリツキテ、サケヒテヲチヌ。コノユヘニ弓ヲ烏號トイウ。又云烏ノ木ノ上ニアツマルニタワマヌ枝ヲヨシトシテ弓ヲツクル、コレヲ烏號トイフトモアリ。帝弓ヲ、トシ給ヘリ、仍彼地ヲモテ墓所ト定タリ。

軒轅(ケンエン)(朱)

祝融之後軒轅即位此帝ノトキ皇帝造城槨ヲ着衣裳服乘牛馬ニ立倉多尊卑ニ有禮節於官始在政、軒轅皇帝有九子各封一州、故有九州、冀州、荊州、靑州、徐州、•牂(〇豫ノ誤)州、雍州、梁州、•玄(〇兗ノ誤)州、楊州、地作廣三万六十里。

素女

黃帝之妾(ヲモヒ人)(朱)ナリ。或記ニハ后ナリ。五十絃ノ琴ヲ作テ調ナス

伶倫氏

黃帝之臣ナリ。崑崙山之麓ノ竹ヲ切テ笛ニ造テ鳳凰ノ音ヲアナフ。樂人ヲ今伶人ト稱スルハ此因緣也。

岐伯

同時之臣ナリ。波ノ音ヲ聞テ大皷ヲ作ル。

隋

同時之臣ナリ竽笙等ヲ作ル。

倉頡

同時之臣也。鳥ノ跡ヲ見テ文字ヲ作ル。

顓頊（センギヨク（朱））

皇帝之後顓即位、此帝ノ時始造錢故人民貨易者也。

帝嚳

〔校云、以下傍訓は朱書、但墨書あれは（スミノとしるす〕

顓頊之後帝嚳即位。此帝之時衣色五色ニ染成ス。男女其服各ノ異ナリ。吉凶十茶之事人道種々之事始テ相備ス。木德高辛氏 性ハ姫 毫（亳ノ誤）ニ都ス。黄帝ノ曾孫少昊ノ孫蟜極ノ子也。臣減里歌ヲ作也。臣倸（マヽ）（フリツ）皷鍾磬ヲ造ル。在位七十年歳百五歳ニシテ崩ス。元年乙丑或辛巳。

帝堯

帝嚳之後帝堯即位。此ノ帝之時始造治律ヲ定國郡鄕村各々在政ト此時九年洪水ニアヘリ。然而モ人民ホコリテ（マヽ）不莪（リギ）食。火德陶唐氏、姓ハ伃都〔伊祁ノ誤〕、名ハ放勛高辛氏陳鋒氏ノ女ヲ娶トテ帝ヲ生シム。眉ニ八彩アリ。平陽ニ都ス。茅茨キラス、土階三尺蓮蒲（サホハ）庵ニ生タリ。義和ニ命シテ四時ヲ掌（ツカサ）トラシム。太山ヲ封シ諫皷ヲ、キ誹謗木ヲ立景星ミユ。甘露降リ醴（レイ）泉出、十六ニメ位ニツク、在位九十八年歳百十ニメ崩ス。甲申歳生テ甲辰歳即位、此時十ノ日出テ草木カレヌ、時ニ羿（ケイ）ヲ或養由ト云々〔〇六字注ナルベシ〕召テイサセラル、ニ、九ノ日ヲイヲトシツ。此日海ノ中ノ沃燋石（ヨクセウセキ）ト也ヌ。又此時蓂（メイ）ト云草御殿ノ階之下ニ生タリ。月ノ一日ハ葉一イテキテ十五日ニ十五ノ葉イテク。十六日ヨリ日コトニ一葉ヲチテ卅日ニヲチツキヌ。コレニテ一月ヲ定メタリ。若少月トナレハ葉一ハヲチスシテシルキ也。又蓮蒲（サツホ）ト云草御厨子所ノ内ニ生タリ。其姿扇ノヤウニテ、常ニアフキケレハ、ス、シクテ供御ノ魚鳥損セス。冬ハイル事ナケレハカレニケリ。日月星宿ノ行度ヲカムカヘテ十二時ヲ人民ニヲシヘ授タリ。春夏秋冬ヲワケテ、日ノナカキミシカキヲサタメタリ。閏月ト云事モ此時ヨリ始レリ。ハラマレテ十四月ニテ生レ給フ。世ヲサマリ政トメテタカリシカトモ、ナヲヨ

ノ中ノヤウヲシラムトテ、アヤシキスカタニテヨルハ大路ヲアリキテ人ノ云事ヲ聞集テ、天下ヲハカラヒヲサメ給シカハ、政(コト)イヨ／＼メテタクテ、人ノヨロコハスト云コトナシ。サレバ就事日ノ如シ。望事雲ノ如シトイヘリ。日ノハレタルニ人ノ祝ヒアツマルカ如シ。徳ヒロク大ニシテ天下ニヲホヘル事雲ノ如クナレハ云ナリ。

無勾

堯之之臣ナリ。琴五絃等ヲ作。

倕

同臣也。鍾ヲ作ル。或ニハ舜之時ノ臣ナリ。

帝舜　楽ヲ作ル

土徳有虞氏、姓ハ姚(テウ(スミ))名ハ重花、黄帝九代ノ孫瞽叟(コソウ)カ子ナリ。母ハ握登(アクトウ)ト云又聖女ト申大虹ヲ感シテ帝ヲ生シム、目ニ重童アリ、年廿ニシテ孝ヲモク聞エ卅ニシテ堯妻ニアワスルニ二人ノ女娥皇女英ヲ以テ堯ノ禪ヲ受、蓂莢(メイケウ)階ニ生ス、簫韶ヲ作ル。年一百五歳ニシテ崩ス。或一百十八歳在位二十年、蒲坂ニ都ス。湘浦ノ南ノ方蒼梧ト云、野ニ葬ス。二人ノ后戀給テ湘

浦ノ岸ニ立テ泣給ヘリ。其涙竹ニカヽリテ色斑ニソミタリ。今ノ世ニ斑竹ト云ハ是ナリ。此中ニ蛾皇ハ其傍ニ仙家アリ、仙薬ヲ不慮ニ取服ス。後ニ湘浦ノ海ニ身ヲナクルニ自然ニ仙トナリテ月宮殿ニ入ニケリ。此帝之時立市、飯酒并也路資具以土木爲器、人之隨好設、資具、鳳皇玉庭ニ來遊シテ帝德ヲ表ス。

夏大禹　樂作ル　十八代間四百十三年

黄帝之玄孫昌意ノ曾孫顓頊ノ孫鮌（〇鯀ノ誤）カ子也。姓ハ姒、名ハ文命平陽ニ都ス、年九十ニシテ舜ノ禪ヲウク、元年壬午在位十年壽百歲、堯ノ時臣下トシテ仕タリ。其ニ洪水俄ニイテ、九年ニヲヨフトキ、大臣鮌（〇鯀ノ誤下同ジ）ニ勅シテトヽメシムルニ不叶、コレニヨリ臣鮌コロサレニキ。民百姓皆山ヘユキ陵ニノホリ、堯イカヽセンスルトナケキツヽ、鮌カ子ニ禹トイフモノアリ。禹ヨキモノナレハ水ヲヽサメテムトテ召テ仰ラル。禹仰ヲ承テ樣々ニ謀ヲ廻テ、種々ニ力ヲ盡シテ水ヲ收ム。陸ヨリ行時ニハ船ニノリ泥ヨリ行時ニハ橇ニノリ、山ヨリ行ニハ欙ニノリテヤスキ事ナシ。身ヲイタワラシメ、思ヲコカラシテ、十三年ガ間家ノ門ヲスクレトモ入事ナク、子ノ泣ヲモカヘリミス。雨ニ沐アミ、風ニ櫛ケツルヤ

ウニテアリケレハ、面ヤセ黒ミ、足ニハ毛一筋モヲイスシテ、此事ヲナケキ祈間、円委山ト云所ニノホリテ、遂ニ大功ヲナセリ。山海經廿巻ヲ石箱ヨリモトメテイタシテ、一日一夜カキタリシ也。山海經トハ岫トイウ字ヲ作リタルナリ。其時ニ舜ハ臣ニテ仕ヘタリ。禹ノ水ヲ収タル事ノ目出タケレハ、後ニハ禹ニ位ヲユツリテ、子孫相繼テ十七代ナリ。此帝舟ニ乘テ江ヲ渡ル、從臣十三人中流ニシテ黒龍舟ヲ夾ムテ立テ、舟行コトアタワス。禹釼ヲヌイテ水ニ臨テ龍ヲミル、龍首ヲタレテ水ニ入、即舟行コトヲウ。又此時荊州ト云國ヨリ始テ金ヲ貢シ奉ル。此王ノ時水災息、作ル地廣シ。五穀豊滿シ天清ク地寧シ。人民安樂也。礼アリ悟テ堯ニ報恩スル者也。

殷成湯　樂ヲ作　卅代間　五百七十六年

黄帝十八世ノ孫元年甲辰在位十三年亳ニ都ス。此帝ノ先祖ニ契ト云人アリ、其母ヲ簡狄ト云アネヲトヽヒ、三人河（江イ）ノホトリニ行テ水ヲアフルホトニ、鷰出來テ卵ヲヽトセリ。簡狄（カンテキ）コレヲトリテ呑ツ、遂ニハラミテ契ヲウミタルナリ。サレハ其人ノ末ヲハ鷰ノ子孫トイヘリ。此時ニ七年ノ干魃ニアヘリキ。然而モ人民寧シテ無シ飢（ウル）色

帝辛紂

帝太丁ノ孫帝乙ノ長子ナリ。微子啓ナリ。母賤不得嗣。元年庚戌立三十年。博物志ニ云ク。紂作ニ粉一。又命ニ師延一作ニル箜篌一。殷代三十代ノ王ナリ。此帝偏ニ酒ヲ好ミ女ヲ愛ス。内裏ノ内ニハ馬犬様々ノ物ヲ集タリ。沙丘ノ鹿臺ト云所ニ鳥獸ヲ集タリ。酒ヲモテ池トシ、肉ヲモテ林トセリ。男女裸ニテ其中ニ樂ミ戯レ、晝夜ヲシラス。國ノ政ヲ奇〔○弃ノ誤カ〕タレハ皆人背ケリ。又銅ニテ柱ヲ立テ、鳥居ノ様ニシテ油ヲヌレリ。其下ニ火ヲ、コシテ罪科人ヲハ其柱ニ登ス、油スヘリテ罪人火ノ中ニ落入、妲己ト云思人、其ヲ見テ咲ケレハ常ニ咲セントテ此事ヲ好ム、炮格〔○烙ノ誤〕ノ刑トイヘリ。遂ニ國ヲ失テ、周ノ武王ノタメニウタレニキ。
師延此帝ノトキ箜篌ヲ作ル人ナリ。

周文王　琴絃加之　卅三代間七百七十三年

帝嚳ノ後封於邰、其後國豳、移〔○移ノ誤カ〕改文王都レ豐、武王都レ鄗、名ハ昌周代ノ始王也。
此帝ノ先祖ニ棄ト云人アリ。其母ヲ姜嫄ト云、又羌氏ト云野ニ出テ遊ニ大ナル人ノ跡アリ。羌嫄其跡ヲ踏ニ俄ニ盈トスル心地シケリ。遂ニハラミテ子ヲウメリ。ヨカラヌ事ト思テ大

路ニステタレハ、馬モ牛モフマス。又山林ノ中ニスツルニ、スクル人ヲホクシテツ、カナシ。又渠ノ中氷ノ上ニステタルニ、鳥出來テ羽ヲ敷セテ又上ニキセテ養フ。其母不思議ノ事トナリト思テ遂ニ取テ養ツ。七歳ニシテ大人ノ心アリ、常ニ耕作ヲ事トシテ五穀ヲウフ。ヲトナシクナルマヽニ吉モノニテアリケレハ、堯帝メシツカヒテシ〔〇三ノ誤カ〕公ニナシ、周ノ地ヲタヒテケリ。今ノ文王ハ其末ナリ。

韓子（カンシ）

瑟琴ヲ彈シ人ナリ。西王母來テ上薗ノ瓜一丸ヲ食テ壽三百歳ナリ。

周武王　琴絃加之

周ノ文王ノ子元年庚辰在位七年周之先出ッ自帝嚳ニ姓ハ姫ナリ。名ハ發（ハツ）、帝紂ヲ伐テ天子ノ位ニ登ル、鄗壽ニ崩ス。年九十三、周ノ代ノ始王ナリ。

周幽王

宮湦宣王ノ子也。立テ十一年犬戎ノタメニコロサル。周代十一代ノ王ナリ。此帝ノ后ニ褒（ホウ）・妷（シ）〔〇姒ノ誤〕ト云后ヲハシケリ。大方咲サリケリ。其國ノ習天下ニ兵乱ヲコリテ、諸國ニ兵ヲ

召時、烽火ト云テ、高山ノ上ニテ篝ヲトモシ火ヲタク事アリ、サル事アリケルヲリニ始咲ヒタリケリ、帝コレヲイミシキ事ト思テサセル事ナケレトモ、常ニトフヒヲアクルホトニ、國々ノ人参リアツマリタレトモ何事モナシ。後ニ戎軍ヲ、コシテ京ヘ参ルニ、御方ヨリ國々ノ軍ヲメサントテ火ヲアクレトモ、國々前ニナライテ遂ニマヒラヌホトニ、エヒスノタメニウタレニケリ。囲此后ハ日本ノ玉モノマヘト云々

蘊成公

篪ヲ作ル人也。

周靈王

定王ノ孫簡王ノ子ナリ。諱ハ泄心、父王十四年己丑九月辛酉崩シ給フアヒタ、即靈王位ニツク。元年庚寅ハ日本綏靖天皇即位十一年ニアタレリ。在位廿七年。周代廿三代ノ王ナリ。生シ給シトキ髪生給ヘリキ。又孔子モ此時ニ生給ヘリキ。大方此帝ハ極テ腹ノ悪シキ王ニテマシ〳〵シテ、智臣ハカリコトニテ草餅ヲ常ニマヒラセシニ御心ヨクナリニキ。カヽル薬ト云事ヲハ王ニハシラシメ奉ラス、是智臣ノ構ヘタリケル也。今五節供ノ内三月三日ニ

草餅ヲ用ルハ此因緣ナリ。

太子晉　又云王子晉　又王子喬

靈王ノ太子也。好テ笙ヲフキ、。鳳凰鳴ノ曲ヲ吹テ伊水ト云河ノホトリニアソフニ、道士浮丘公ト云モノト相語テ嵩山ト云山ニスム事三年ナリ。遂ニ父ノ王ノ位ニ在間廿一年庚辰年我朝綏靖天皇卅一年ニアタレリ。仙道ヲエテ鶴ニノリテ去リニキ。後ニ桓良ト云人ニアヒテ告テ云、我家ニ告ヨ、七月七日ニ維〔○緱ノ誤下同〕氏山ノホトリニマテトヒケレハ、行テマチケリ。白鶴ニノリテ嵩山ノニシ維氏山ニ歸リ來テ雲ノ間ニ笙ヲフク、數日アリテ去ヌ。仍維氏山ニ祠ヲ立、今日本國ニテハ熊野權現トアラハレ給ヘリ。老テ不死ヿ仙ト云、仙ハ遷ナリ、郷ヲ遷ス、山ニ入、故ニ字ヲ作ル人、人之傍ニ山ヲカクナリ。

岩藏成尋阿闍梨カ入唐之記ニ云ク、五月十五日我朝延久四年ニアタレリ。智者大師ノ懺堂敎跡院ト云、普明禪師トイヒケル人、錫杖ヲモテツキイテタル井アリ。名ツケテ普明泉ト云フ。大佛殿ノ丑刁ノ角ニアリ地主山王無獨眞君殿ト云、周靈王ト申シ御門ノ御子也。其名ヲ王子晉トイヒキ。此殿ハ王子晉ノ家ナリ。仙人ニナリテ數百年ヲ、クリテ後ニ、智者

大師ニアヒタテマツリテ戒ヲウケ、房地ヲツケタテマツリキ。コノ眞名（○君ノ誤）ハ譬ハ日本ノヒヘノ山ノ山王ノコトシト云々。

老子　茄ヲ作

周定王三年丁巳九月十四日生給迦葉菩薩ヲ孝（○老ノ誤）子ト稱ヽヽ或ニハ同王十二年丙寅九月四日子時生ト云ヽ。或同王廿一年乙亥十月四日生トヽヽ。王道律ニ云、周第廿一主定王廿二年丁巳十月四日夜生ヽヽ。靈寶ニ云ク、九月十四日子時生。又云母李氏楚國ノ苦縣厲（レイキヤウ）鄕人也。流星ヲミテ心ヲヨロコハシメテハラメリ。腹ノ内ニシテ八十一歲ヲヘタリ。周定王三年乙卯二月十五日卯時ニ李樹ノ本ニシテ右ノ脇ヨリ生タリ。即ヨク物イヘリ。李樹ヲサシテ我姓トセヨトツケシムルユヘニ李孝（○老ナラン）君トナツク。コレヲ嬰兒（エイシ）トイワントスレハ則歲ステニ八十ナリ。コレヲ老父トイハントスレハ又アラタニ生タリ。此故ニ老子トイヘリ。重耳トナツク。字ハ伯陽、鬼神ヲウコカシツカハシメテ簡王十三年ニ周ノ大史タリ。赧王元年壬午周ノヲトロヘタルニノソミテ、青牛ニノリテ西ニ趣テ去ヌ。惣テ孝（○老ノ誤）子ノ世ニ出給フ事九變八千歲トイヘリ。

黄帝之時ハ天老トイヒ、帝堯之時ハ四樂臣ノ其一、和叔トイヒ、周ノ赧王ノ時ニハ伯陽トイヒ、吳國ニテハ季札トイヒ、越王勾踐ニ仕ヘテハ范蠡トイヒ、齊ノ國ニテハ景公ノ臣晏平仲トイヒ、漢之高祖ノ始ニハ蕭何トイヒ、文帝ノ時ハ河上公トイヒ、武帝ノ時ハ東方朔トイヘリ。又說ニ云ク、伏羲之時ハ欝華子ト号シ、神農ノ時ハ預(〇傳豫)子ト号シ、祝融ノ時ハ廣壽子ト号シ、軒轅ノ時ハ廣成子ト号シ、顓頊之時ハ赤精子ト号、帝嚳之時ハ錄圖子ト号、堯之時務成子ト号シ、舜之時ハ尹壽子ト号シ、禹ノ時ハ甯有眞子(〇「直行子」ノ誤カ)、湯之時ハ錫則子ト号ス。又文王武王ヲ經テ十二帝ノ師タリ。

孔子 楚國ニテ生、字ハ仲尼、姓ハ孔也。長九尺六寸ナリ。叔梁ト顏氏女ト野ニ合テ孔子ヲハ生ルナリ。

周靈王十一年庚子十一月ニ生ス。或ハ同王廿二年辛亥孔丘生ス。或景王三年己未孔子生トモ、敬王四十年辛酉孔子卒。或四十一年壬戌四月己丑孔子卒、年八十三。或靈王十二年庚子歲生レテ敬王四十一年壬戌歲卒、年八十三。後漢之明帝幸ニス孔子ノ家ニ。孔子ノ宅ハ魯城之中歸德門之內闕里ノ中ニ洙水ヲ後ニシ泗水ヲ前ニス。

秦始皇帝　六代四十九年

孝文王之孫、莊襄王之子也。即位元年乙卯歳ハ日本國孝靈天皇四十五年ニ當レリ。在位卅七年沙丘平臺ニ崩ス。驪山ノ下ニ葬ス、三重ノ墓ヲ造テ此中ニ天下ノ財寶ヲ納ス、上ニハ明月珠ヲツヽテ日月ニ擬シ、下ニハ銀水ヲタヽテ江海ニ擬ス。人魚ノ油ヲモテトモシ火トス、久シカルヘキ故也。而項羽函谷關ヲ破テ秦ノ地ニ入シトキ、此墓ヲホリテ財物ヲ取畢。秦代ノ始王ナリ。凡此帝ハ六ケ國ヲシタカヘ給、韓魏燕趙齊楚ナリ。極タル惡王ナリ。書ヲ燒儒ヲ埋テ世ニカヽル物ヲタツヘシ、我ヒトリシリテアラスト思テ、江南十一ケ國ヲ皆カクシツ。綺里季、夏黃公、園公、角里先生ハ賢人ナリ。政ワロ(マヽ)シテ朱陽山ニ籠テ蕨ヲ折、菓ヲ食テアラムトセシヲ、山神トカメテ始シハラクハ雲ヲモテ山ヲカクシテミセサリキ。
又秦ノ始皇乕狼ナシト云ハ、一ニハ乕ヲ飼テ罰セント思人ヲハ乕ヲ以テ放チカケシケリ。一ニハ咸陽宮ニ不老門ト云門ニハ金ノ乕銀ノ狼ヲ造テ門左右ニ立置也。一ニハ始皇ハ乕之樣ニ右ノ脇ヨリ左ノ脇ヲ、左ノ脇ヨリ右ノ脇ヲカヘリミシカハ、崩シ給テ後乕狼ナシト云ナリ。
史記之第六ニ云ク、爲人蜂準長眼アリ。摯鳥ノ膺、豺聲乕狼ノ心アリトイヘリ。

始皇蓬萊ニ至ンタメニ鬼神ニ勅テ堤ヲツク事三千里ナリ。雖然ト不叶船ニ乗シテ行ニ、夢ニ海神ニ射ラルトミルニ、ツヽシマスシテ猶行ニ、海神風波ヲ起スニ是鰻鱺（マンカ）（イルカ）ノ所爲ナリト云テ、人ヲシテ射スルニ、其面毎ニ滿テ悉ク紅ナリ。爰ニ船忽ニ沒シヌ。彼魚ノタメニアヤマタレテ藏レ給畢。其身ヲ持還テ驪山ノ下ニ陵ヲツキ畢。

又云、始皇海ノ中ニ橋ヲ渡シ給フ、海神桂〔○柱ノ誤カ〕ヲ堅〔○竪ノ誤カ〕、皇此海神ノ姿見ムトヲホス。海神ノ云ク、我姿太タミニクシ、姿ヲ瀉（マヽ）事ナカレト契テ皇ニミヘ奉テ去ヌ。又時々河人竊ニ案シテ其姿ヲ書テケリ。海神イカレリ、皇サハキカヘリ給ヘリ。姿ヲカク人ヲホレテ死ス。

又始皇咸陽宮ヲツクリ給ヘリ。城ノメクリ一万八千三百八十里ナリ。北ハ鴈門也。此宮ニ長生殿アリ。此殿ニ不老門アリ。金ノ砂十万石、瑠璃ノ砂十万石、眞珠ノ砂百石ヲシケリ。金ヲモテ日ヲツクリ、銀ヲモテ月ヲ造テ仙洞ノサマヲマナヘリ。此ノ宮ノ前ニ三十六丁ノ蒙〔○孝云塚カ〕ヲ作リ給ヘリ。始皇崩シテ後項羽ト高祖ト位ヲ論スル間、項羽已ニ咸陽宮ニ至リテ位ニツキヌ。又其軍乱入テ財ヲキヲヒトル。高祖又軍ヲ發シテ此宮ヲヤキツ。其火三月

マテキエサリケリ。

同帝皇后

鸞之聲ヲ聞テ箏ヲ作ル人ナリ。

秦之蒙恬　又号太子庶子

始皇ノ臣ナリ。卅二年丙戌歳軍卅万人ヲ發シテ匈奴（〇奴ノ）ヲ征ス。此人箏ヲ作。

秦ノ賓武義　又作統無義

二人ノ女ニ一ノ瑟ヲアタフ。爭テ二ニ引破テ各ソノ半ヲエテ箏ヲ作ル。

秦穆公

成公ノ弟ナリ。周惠王十八年壬戌歳ヲ元年トス。我朝神武天皇即位二年ニアタレリ。治國卅八年。

弄玉

秦之穆公ノ女ナリ。吉ク簫ヲ吹、形チ世ニ勝タリ。ツイニ仙人ニナレリ。

漢高祖　又名沛公　又名劉季合四百三十八年

太公カ子也。姓ハ劉、名ハ邦(ハウ)、字ハ季、母ハ劉媼(リウアウ)、又溫桓(ヲンクワン)姓ナリト云ヽ。誠ノ父ハ龍也。殷ノ高宗ノ時、鬼方將軍ト云人アリキ。其家ニ傳テ寶物ニテ三尺劔アリ。鬼方將軍死スルトキ傳ヘキ子ナクシテ墓ニ埋テケリ。其後多ノ歲ヘテ漢ノ高祖天下ヲ取ラントシ給トキ、父ノ龍カ、ル劔アリト知テ、ツカヲホリテ、劔ヲ取テ高祖ニアタヘタリケルナリ。劉季コレヲエテ諸侯ヲシヘタケ天下ヲ取テ高祖トハイハル、ナリ。件ノ劔ヲ手ニニキリテ持給ヘハ、諸使ノ王ノタメニ腹黑キ思アレハ、其方ヘ劔ノ傾キケルナリ。片時モ手ヲハナタスモタセ給ナリ。昔シ漢ノ高祖天下ヲ取ムト思給シヨリ、物ヘ行道ニテ酒感(〇盛ノ誤カ)ヲシテ、一人ヲ先立テ道ニ、其人返テ云ク、大ナル蛇アリテ路ニアタレリ、行ヘカラス、是ヨリ返ヘシト云。高祖醉ノ心ニテ、武者共ヲ具テ行レシニ何カヲソロシキ事アラムト云テ、即行ツ、劔ヲヌキテ其蛇ヲキリツ。蛇キラレテ二ニ成ル。遙ニユキスクルホトニ尙醉テ路ニフセリ。其人ノ中ニヲクレタルモノ、蛇ノ切タルトコロヘ來レルニ、ヒトリノ老嫗アリテ泣居タリ。其人何事ソト問ニ、老嫗ノ云ク、我子ノコロサレタレハ泣ナリト云。何コトニテコロサレタルソト問ヘハ、老嫗ノ云ク。我子ハ白帝ノ子也。化シテ蛇ト成テ此路ニフタカレリ。今亦帝

ノ子トヲルトテ切タレハ泣ナリト云。其人アコトシカラスト思テ、打ムトスルニ俄ニ失ヌ。タ、事ナラスト思テ、高祖ノ醉臥タル所へ馳參テカクト云ニ、高祖心中ニイミシキ事ナリト思テ、スヘムナシカルマシトゾ憑ミケリ。從者共此事ヲ聞テヨリイヨ／＼高祖ヲ仰キ恐ル。白帝ト云ハ秦ノ國也、赤帝ト云ハ漢ノ國也。秦國ヲホロホシテ漢國カハリテ帝王トナルヘキ先表ナリ。大方高祖ノ世ニイテタル事只コトニアラス。イヤシカリシ時山ノ中、巖ノハサマニ隱居スルニモ、其上ニハ必ス雲氣ト云モノアリ。是帝王ノ瑞相ナリ。サレハ尋ル人モ其ヲシルシニテ行ケレハ高祖心ニ祝ケリ。後淮南ト云所ニ黥布ト云少臣ヲ打ムシ給トキ流矢ニアタリテ死ニ給ヘリ。

孝武皇帝　漢武帝是也

高祖ノ曾孫、孝文帝ノ孫、孝景ノ中子、諱徹、母ヲ王美人ト申、又ハ王皇后トモ申。景帝十六年、後元三年（庚子）歳正月即位（年十六）次年（辛丑）年号ヲ建テ建元々年トス。我朝開化天皇即位十八年ニ當レリ。在位五十四年二月（丁卯）五柞宮ニ崩ス、年七十一。三月ニ茂陵ニ或杜陵ニ〔〇四字注ナラン〕葬ス。漢代六代之王ナリ。

建元六　元光六　元朔六　元狩六　元年佛像始漢土ニ來
元鼎六　元封六　大初四　天津八　征和六　三年昆明池ヲ掘

昆明池ハ武帝昔シ西方身毒國ヲ伐トシ給ニ（案或ハ天竺ノ名ト云）中ニ昆明國ト云國アリテコレヲフセキケリ。昆明國ノ物ハ方三百里ノ池ヲ掘テ、其池ニ浮ミツ、水戰ニナレタリ。水戰ト云ハ舟イクサ也。武帝先其國ヲ打ントヲホシテ、彼池ヲウツシテ、城ノ坤ノ方ニ四十里、ヲホキナル池ノ南北三十里、東西廿五里ナルヲ掘テ、大ニ水ヲタヽヘテ、ヲヽクノ船ヲ浮ヘテ、兵ヲ多ク乘ニ水戰ヲナラハセ給サテカノ昆明國ヲ伐給ヘリ。仍此池ヲ昆明池ト云、本國名ヲトレル也後唐ノ世ニナリテ、天下大ニ旱シテ昆明ノ水ミナツキヌ。又大宗大ニナケキテ天ニ仰テ祈給フニ、岸ノ邊ヨリ龍天ニノホリテ大ニ雨フリテ、池ニ水滿テ魚鼈悉イキヌ。池ノ邊ノ人民ハ菰蒲ヲカリテアキナヒ魚鼈ヲトリテ利ヲエタリ。

　德宗皇帝　貞元年中ニ詔シテ八水ヲ開テコレニマカス

八水ハ一ハ涇、二ハ渭、三ハ灞、四ハ滻、五ハ澇、六ハ潏、七ニハ澧、八ニハ滈、

漢ノ武帝昆明池ニシテ遊ヒ給フ。一ノ鯉ノ釣ヲ食テ死トスルアリ。帝コレヲアワレミテ、

人シテトキハナチ給ヘリ。コレヨリ此ニ池ニ釣ヲ止ラレヌ、其夜帝ノ夢ノ内ニ鯉來テ親ヘリ。次ノ日池ニミユキシテ見給フニ、昨日ノ鯉來テ、明月ノ珠ヲ含テ池ノ邊ニ置テ去ヌ。又此帝大宛胡ニ入テ敵ヲ打ムトテ、千里ヲカケラン馬カナトヲホスニ、自然ニ馬出キタレリ。王ノ草ヲ取テ飼ニハ馬草ヲクヒ、異人ノ草ヲ取テ飼ニハ人ヲクフナリ。又此王仙方ヲ好給トキ、上原夫人ト云仙人ノ王來テ有間ニ崑崙山アリ、諸仙人トモ空ヨリヤウ〳〵ノ仙衣仙食ヲ持テ參レリ、此王ノノタマワク、万事心ニカナフ。但我命一事心ニカナワス。諸人仙人ヲ集テ仙藥醫方ヲ求ル間、威德ノ王宣ニ催レテ仙椎(○集ノ誤カ)ヲ參テ有程、一足ノ青鳥羅ニ來居タリ。東方朔カ申サク、西王母カ參候ヨナ、此トリ來リ候ハト申テ、皇ニ心ヲ合マイラセテ、七尺ノ屛風ニカクレテ居タルホトニ、案ノコトク西王母、銀ノ盤ニ桃七枚ヲ入テ持參タリ。王何ソノ桃ソト問セ給フニ、此桃食候メレハ、命三千歳ハナリ。我薗ニ三千年ニ一度ナリ候桃ナリ。崑崙山ニ候ナリ。誰カ此桃ヲ食テ三千歳ヲエタルト仰ラル、ニ、其屛風ノ隱ニ候童コソ此桃ヲ三度ヌスミテ食テ候ヘ。其命ハ九千歳候ソカシト申ケリ。

漢ノ武帝ノ御トキ李延年ト云モノアリ。其カヲトイモウトアリ、スカタノタクヒ無ノミニアラス、舞ノ曲コトニスクレタリ。一度カヘリミルニ人城カタフケ、フタヽヒカヘリミルニ、人國ヲカタフクトイヘリ。武帝メシテ見給ニ、ヿコトニイヒシラヌサヿナリ。舞曲ヨリヲコリテ御心サシコトニフカクナリヌ李夫人コレナリ。武帝只御ラムスルニ、アマリニアワ〱シケレハ、羅ノ幕ヲタレテスカシテ御ランセラレケリ。御心サシノフカキコトタトフヘキモノナカリケリ。病ニワツラヒテ今ハカキリノホトナレハ行幸ナリテ今一度ミサセ給ヘキヨシアリケルヲ、ツイニミヘマイラセサリケレハ、御ウラミフカクテカイラセ給ニケリ。父母シタシキモノトモ、イカニカクハト申ケレハ、日比ヤマイニヲトロヘタルスカタヲ御ランシテハ、ムカシノヲンナサケモ忽ニヘンシナンス。ミヘマイラセヌハタレ〱ノ御タメニテモト思テコソ侍レ。モトノ御コヽロサシカワラセ給ハスハ、ヨモヲノ〱マテモ思食ステサセヲワシマササシ、ト申サレケレハ、面々ニヿコトニサルカタモアリトソ申ケル。ツイニムナシクナリシカハ、御門ノ御ナケキナノメナラス、御心ノアラレヌマヽニ、反魂香ヲタキテ、彼ノスカタヲ御覽セラレケリ。反魂香東方朔カ十州記云、東海ノ中ニ州

アリ、州ノ中ニ樹アリ、其汁ヲ取テ玉金ヲモテ煎シテ香トナス。人死已テ三日、香ヲ燒ハ其鼻薫シテスナハチヨミカヘル。仍反魂香ト名クナリト云々。

私云、右古事ヲミルニモ人間ノアリサマヲ歎ヘシ。末代コトニ人ノ命五十歳ヲ不過。既武帝ハ仙藥ヲ調白モマイリタレトモ百歳ニ不及。李夫人カ命ヲモト、メエスカキリアルサカイ、昔モ今モアチキナキコトナリ。銀ヲモテ芙蓉ノ花ヲツクリテ、數千丈ノ樓ヲ作テ人間ノ氣ヲハナレテサシアケテ、天陰ノ露ヲウケテソレニテ藥ヲノミ給。如此ナレトモ、ツイニムナシク名ハカリ殘リ給アワレナリ〳〵。ナケクヘキ堺ナリ。カヽル事ヲ見テノ重珎ハ佛ノ教ナリ。一代ノ法ニヲイテ時ト機トアリ。春ノ藥、秋ノ藥ニナラス。冬ノ衣、夏不被用、次第因緣ヲ聞テ、當今ニ相應ノ八品ニカキルト付屬シ給、上行菩薩ノ秘法題目ノ五字ヲウケテ、常住座臥ニ唱ヘシ。コレイカナル仙方ニモ勝レタル秘藥ナリ、不老不死ノ藥トハ此事也。九千歳八万歳モツイノサトリノ妙藥ニアラス、ハカナキカリノモテアソヒナリ、〳〵。南無妙法蓮華經。

張騫　又云張博望

漢書ニ云ク、張騫ハ漢中人也。昔シ使ヲ西城（〇域ノ誤）ニ奉テ因テ河源ヲ窮ス。武帝封ﾒ博望侯トスルナリ。或云、篳篥作。又笛ヲ吹也。西域ニシテ一曲ヲ習傳フ、即新樂ノ乱聲ヲ吹始トイヘリ。漢之武帝ノ時、張騫ヲ召テ天ノ河ノミナカミ尋テ参レトテ遣シケレハ、浮木ニ乗テ河ノ水上ニ尋行ケレハ、見モシラヌ所ニ行ミレハ、常ニミル人ニハアラヌサマシタルモノ、ハタヲアマタ、テ、布ヲリケリ。又シラヌ叟ノアテ牛ヲヒカヘテ立リケレハ、是ハ天河ト云所ナリ。此人々ハタナハタ、ヒコホシト云ル人々ナリ。サテ我ハ何ナル人ソト問ケレハ、我ハ張騫ト云者也。宣旨アリテ河ノ水上尋テ來ルナリ答ヘケレハ、是コソ河ノミナカミヨ、今ハ歸リテト云ケレハ、カヘリニケリ。サテ参リタリケレハ、イカニソ河上ハ尋得タリヤト問セ給ケレハ、尋得テ侍リ、天ノ河ノ邊ニ罷リ至リタリツレハ、織女牽牛星ナト牛ヲヒカヘテ、織女ハハタヲ、リテ、コレナム河ノ水上ト申ツレハ、其ヨリ歸リ参リタリツルナリトソ申ケル。七月七日ニケフ天河ニシラヌ星イテキタルト奏シケレハ、アヤシミヲホシメシケルホトニ、此事ヲ聞召テソ、誠ニ尋イタリケルホトニ、星ノ加タルト信ヲホシメシアワセケル。

唐ニ水海ノアリケル處ニ、八人ノ美女ノ水アヒケルヲ獵師カクレテ見ケレハ、此女人等水アミテハ衣ヲキテ空ヘトヒアカリヌ、カヤウニ七人ハアカリヌ、今一人カヲソクアカリケルヲ獵師ミテ、アマノハ衣ヲ取隱テアリケレハ、エノホラテ居タルニ、獵師カアサマシキ着物ヲ此天女ニキセツ。サテ天ノ羽衣ヲハフカク隱シツ。家ニ天女ヲヰテイテ、妻ニクシテ、食物遲クシ、着物ワロケレハ、杖シモトニテ打カラウシケリ。サルホトニ兒ノウツクシケナル生レヌ。此兒三四歳ニナリケルニ、獵師ハカリニイテタリケルホトニ、此天女ナキ悲ミテ、天ノ羽衣ハイツコニアラムト云、兒ノワラハコソシリタレトテ教ヘケレハ、取出ヲキテ天ニ登リヌ。獵師歸テ、妻ヲ失テ泣、而ニ天女下テ木ノ上ニ居テ、綱ヲ下テアリケルニ兒取付テ登。獵師我モ登ラムトテ取付ヌ。獵師ノ次ニ犬取付ヌ。サテ天ニ登ヌ。人間ニテ我ヲセタメシカヤスカラサリシニトテ、天上ニテアケクレ此男ヲ打セタメムトスレハ、此兒アリテ杖ニ取付、或ハ杖ニ我アタリナトシテ、父ヲハク、ム。アシキ虫ナトヲ放合スレハ、此兒ヲイノケナトシケレハ、天女ナニトテカクハスルト問ケレハ、母ヲハ人間ニテアマノハ衣マイラセテ助ケ奉リテキ。父ヲモ爭カ助テハアラムスルト云ケレハ、子

ヲ中ニヲイテ、天河ヲヘタテ、居タルナリ。サリナカラシカルヘキ事也トテ、七月七日ノ夜半ニ、宿世ノカサヽキト云鳥來テ、天河ニ羽ヲ打合テ、二ノ鳥ノ羽ヲ橋ノヤウニシテアルヲ渡テ、タナハタハアヒ給ナリ。タナハタマツリト云事ノアルモ此ノヲコリナリ。乞巧ノ祭トモ云、供物ハ四ナリ。織女、子兒、牽牛、犬飼ナリ。御幣モ四本シテ祭ナリ。其水アミケル日ハ七月七日ニテアリケリ。

或記ニ云ク、張騫後漢ノ明帝ノ時ノ人ト云ヽ但武帝元年辛壬歳ヨリ明帝元年戊午歳マテ一百九十四年ヲヘタリ。若仙人歟。

淮南王劉安

漢書ニ云、淮南王劉安ハ人トナテ好テ書ヲヨミ琴ヲヒク。昔シ武帝ニツカウマツル。又云、極テ文ヲ愛シ管絃ヲ愛セシ人ナリ。サテ仙人ニ文ナラヒ、鬼神ニ管絃ヲナラヒ給而、嶮路山ト云處ニテカツヘ給ヌ。イツカタヘモ人里キ(〇ハヲ脱スルカ)メテ遠キ所ナリ。只犬ト鷄トヲクシ給ヘリ。ミアケテ御覧シケレハ、山之頂ニ煙アリケレハ人居タルヨトテ、尋テ登リ給ヘリ。サテ仙人ノ洞ニテソアリケル。仙藥トモヲフセヲキテアリケルヲ服シ給ヒ、犬モ鷄

ニモタヒテアリケレハ、五色ノ雲ニハカニ來テ、我ヲサシスクヒテアカリ、又小雲ニノリテ犬モ鷄モ左右ニ隨テアリシナリ。或云、淮南ト云所ノ王ニテ劉安ト云人アリキ、親王ナリ。此人仙道ヲ好テエタリシ人ナリ。其仙藥ノキタリシウスキネノニハニアリシヲ、ニハトリイヌナトノヲフリタリシカ、ミナソラヲトフ事ヲエタリシナリ。

漢書ニハ犬吠ハ天上ニ鷄鳴雲中ニト云ヘリ。

西王母

蓬萊山之三千人之上首ナリ。

丘仲

笛ヲ作ル人也。

候調

樂人ナリ。箜篌ヲ作ル人ナリ。

宣帝

武帝ノ曾孫戾太子ノ孫中皇孫ノ子ナリ。母ヲ王夫人ト申、在位廿五年崩年四十二　杜陵ニ葬

ス。漢代八代ノ王ナリ。

本始四年（元年戊申ハ日本崇神天皇卅五年ニ當ル）地節四、元康四、神雀四、五鳳四、甘露四、黄龍一。

元帝

（校云以上傍訓朱）

宣帝ノ太子、諱ハ奭、或奭（セキ）、母ヲハ許皇后ト申、在位十六年崩（年四十三）渭陵ニ葬ス。漢代九代ノ王也。

初元五（元年癸酉ハ日本崇神天皇五十年ニ當ル）永光五、建昭五、竟寧一

王昭君　後改王明君

齊國ノ王穰カ女ナリ。或ハ襄王ノ女、十七ノ歳メサレテ元帝ノ后トナル。參ルトテヲヤニ云ヤウ、我后ニ召レテヨカルヘクハ、此家ノメクリノ柳サカヘムスラム、ワルカルヘクハカレントテ后ニマヒリニキ。始ハメテタクサカヘタリシナリ。其カ後ニ胡國ノエヒスニトラレテクタリシ時ハ、一夜ノウチニ柳カレニキ。

成帝　諱驁

元帝ノ太子、母ヲハ王皇后ト申。在位廿六年。崩年（四十六）延陵ニ葬ス。漢代十代之王ナリ。

建始四元年己丑日本崇神天皇六十六年ニ當タル河平四、陽朔四、鴻嘉四、永始四、元延四、綏和四。
此帝極テ梅ヲ愛シ給シ王ナリ。而ニ庭ノ前ノ梅ノメテタクサキテアルヲ、大風俄ニ吹テ散々ニ吹折テ有ヲ成帝望城樓ニ登テ御覽スルニ、異木草ハサモナキニ、此梅ノミカクアルト御覽シテ、思食ヤウ、我果報ノ口惜キ物カナ、愛スル物ヲカクセラル、ヨト思召テ、御寢レテ次日御覽シケレハ、本ノヤウニナヲリテソアリケル。

南無妙法蓮華經

豐原朝臣統秋 在判

萬秋樂相傳第三

妙音段ト者三帖ニアリ。釋迦段ト者五帖ニアリ。六帖ニ二拍子ヲ序吹ニスル事アリ。二說アリ。万秋樂ノ帖コトニ拍子十八ツ、有是因位ノ九品、果位ノ九品、二九品ニ當テ二九十八ニ作レルナリ。又六ニテ作レル事ハ彌勒ノ出世六万歲マテヲ表シテ六切マテハ作レル也。

萬秋樂ニ十三種ノ万秋樂アリ。十八万秋樂五樣万秋樂三說万秋樂可有、所謂ニ三說万秋樂ヲ肝心トスル也。万秋樂ト云ハ釋迦彌勒ニ袈裟ヲ附屬シ讓給シトキ万秋樂ト云木ノ下ニテ蘓合ト云草ヲ草座トシテ袈裟ヲ附屬セラレシナリ。是最秘事ナリ。万秋樂ヲハ彌勒菩薩ノ作ラセ給也。故ニ蘓合トハ草ノ名ナリ、万秋樂トハ木ノ名ナリト可知。蘓合香ト云草ヲハ此ニハチクサト云ナリ。万秋樂ト云木ハ此ニハ菩提樹ト云也。蘓合ニ殊更四帖ヲ秘シ、万秋樂ニ殊更六帖ヲ秘スル事、袈裟附屬之時蘇合ニハ四帖、万秋樂ニハ五六帖ヲセラレシ故ニ是ヲ秘藏スルナリ。

萬秋樂相傳第四

万秋樂ハ第一ニ此曲ヲ吹人ハ永不レ可レ墮ニ三惡道ニ。序一ノ帖ノ半ヲ吹ツレハ下品ニ往生シ、破ニ二三帖ヲ吹ツレハ中品ニ往生シ、四五六帖ヲ吹ツレハ上品ニ往生ス。是ヲ九品ニ當ツル次第也。拍子ノ數百八ナリ。百八煩惱ヲ表スル一説ナリ。案此當樣更ニ不ニ信用一、樂ノ日出ハ勿論也。九品ニ合事ハ此樂ニヨルヘカラス。昔ト今ト可ニ相違一事也

相傳第五

法華八講〔〇誥ノ誤ナラン〕ニ當ル次第。序ハ一ノ卷、序ノ半帖已後ハ二ノ卷、破ハ三卷、二帖ハ四ノ卷、三帖ハ五ノ卷、三帖ノ半已前ハ迹門、已後ハ本門、四帖ハ六卷、四帖ノ半帖マテ正宗分、以後流通分ナリ。五帖ハ七卷、六帖ハ八ノ卷此説可秘云々案此取當ラレタルモ不心得、不信也。家ノ秘事ハ勿論ナレトモ謂ヲ不知歟。

此万秋樂ヲ知人ハ必都率内院ニ生故秘ス。此説ハ波羅門僧正ノ傳來トモ云、又日藏上人都率天ヨリ傳來共見タリ。此人皆極タル吉キ管絃先達也。四五帖ニ懸吹ノ說ト云事アリ、六帖ニ序ニ二說アリ。又六帖ニ短說延說ト云事アリ。ツイ通ノ說ト云事アリ。破ニ南無釋迦牟

法花經神戸品ニアリ可尋。深甚ノ子細也圉
尼佛〻〻〻〻〻〻〻ト云詞アリ。三帖ニ妙法ノ句ト云事有、南無妙法蓮花經ト云詞アリ。

一皇帝之事、御即位皇帝端儿〔○孝云呂ナルベシ〕皇帝ト云事有

一團乱旋之事、團乱旋ノ一說ト云事有、又人片〔不行〕之濩後ト云事アリ。

一五常樂ニ付テ云ク、多ク樂ノ中ニ何ソ五常樂ヲ最初ニヲシウル事多ノ異說アリトイヘトモ、先一說ニ付テ五ツ、ヲ常ニ樂ト云リ。此心ヲ言ニ多ク調子アリ、其レヲ云ニ五音七聲八音十二律ナリ。此中ニ以テ五音ヲムネトス。所謂ル宮商角徵羽ノ此五音ナリ。猿間五常樂ニハ五音五調子ヲ具足スル樂ナリ。五音ト云時ハ宮商角徵羽ナリ。五調子ヲ云時ハ平双黃盤一ナリ。五常樂ノ中ノ母ナリ。菩薩ヲ云時ハ大悲觀世音菩薩ナリ。佛ヲ云時ハ胎〔恐照〕ニョルヽ藏界ノ大日如來ト云ヘリ。故ニ菩薩ハ一切衆生ノ惡業深重ヲ救給フ大悲心ナリ。又大日如來ハ諸佛菩薩一躰同居ノ佛ニテマシマス間如此云ヘリ。五常樂ハ習始ルヨリシテ安キ形アリ。マツヤカテ人ヲ化スル儀ヲフクム、多ノ法門此樂ノ內ニアリ。

右口傳勿論深重也、サレトモ菩薩ニ觀音、佛ニ大日ト口傳アル事謂如何、佛ナラハ釋迦ニテソマシマスヘキ也。ホサツハ本化ノ上行菩薩マシマスヲ觀音ヲサシテ此樂ニユヘア

ルヘキカ、不然者不審ナリ。五音ノ主ハ壽量品ノ佛涌出之四菩薩タルヘシト覺タリ。能々敎者ニ尋申シテ可明但シ大日ハ釋尊法身佛ナリ。雖然末代ハ無化度不可信也

神樂ノ時ノ事圖

一カントリノ明神ハ鼓ノ役トシ、ヒルコノ明神ハ太笛ノ役ナリ。鹿嶋明神ハ韓神ノ役

蘇合香秘說日記

夫蘇合者蘇生蘇又蘇民之蘇也。故疫病發之時蘇合一具吹者永免ニ溫病之難ヲ又此樂中ニ四帖灌頂以後說云コト有之、若疫病消除之說也。

蘇合一具之中ニ殊ニ四帖秘藏如此ノ天竺ニ蘇合之草有。釋迦如來彌勒并ニ迦葉眷屬之時ソカウ草ヲ爲ニ草座ト時作此曲故得ニ蘇合名ヲ、其ノ中ニ故ニ四帖ヲ奏シ給テ袴ニ屬袈裟ヲ給之也然此樂中ニハ爲肝心四帖秘之。次盤涉調ノ曲ナレハ中穴ニテ可留、蘇合一具許留九ハ土六穴ニテ事凡以ニテ五調子ヲ擬ニ立スル五方五季ニ時双調ハ東方亦ハ春三月、黃鐘ハ南方亦夏三月、平調西方亦秋三月、盤涉ハ北亦冬三月、一越ハ中央四季土用也。或ハ亦擬ニ立スル生住異滅之四相生老病死之四苦ニ時、雙調ノ上ノ音ハ生相亦生苦、黃鐘調ノ夕ノ音ハ住相亦老苦、平調ノ干ノ音ハ異相亦病苦、盤涉調中ノ音ハ滅相亦死苦也。一越調ノ六ノ音ハ常住不滅之音

也。故中音爲滅苦死苦間一越調ノ常住不滅ノ音六ニテ留ナリ。盤渉調水ナリ、一越調土ナリ、水流入土中含潤シテ木ノ種ヲ不令敏之、至青陽ノ候日合シテ生木。故中者含潤土中ノ種義也。盤渉調ハ雖爲滅相位至中央ノ土音必成生義、故至土用音然畢者也、必爲顯此義也。故水ノ音ヲハ名盤渉ナリ。亦此樂ハ天竺中印土樂也。育王病惱之時爲樂ノ求蘇合草求得テ服此即得平愈故作此曲蘇合也。舞者育竭作此以彼ノ藥爲甲序五帖也。亦急唐急之事有此、惣シテ大國漢明帝之御時出シテ大漢土竺林公作此。但シ半帖以後不作死去了。其後名唐急也。(白樂天作故也。) 次蘇合香ノ字反魂香也。漢武帝后則李夫人悲歎無極涕泣之余其姿ヲ今一度見ト悲給間、甘泉殿裏ニ令寫其形不物言於以愁歎無極。爰令方士合靈藥反魂香ト云物燒ハ冥土往タル李夫人ノ姿ヲ返娑婆、反魂香ノ中ヨリ漢武帝ニ奉見譬ハ反魂香者死亡ノ人ヲ還娑婆其姿ヲ見スル也。以此故蘓生之蘇ト反魂言ノ香トヲ取合テ蘇合香書也。然則此樂者蘇生ノ蘇ナレハ可吹祈禱、亦蘇民之蘓ナレハ濕病乱發セン時殊可吹此樂、若毎日此樂一反吹者永免疫病歟可安穩泰平。亦蘓合一具ハ必可留六穴ノ音ナリ。尤此樂者可秘、努々

不レ可レ及ニ他見一。

又秘説日記

一序ニ付テシトヲ拍子ト云事有リ。大鼓二打テ次ノ句ニ拍子ヲアテ、十二拍子ノ終ノ序吹ノ始ノ六中ニ拍子ヲ二ツアテテ次ノ丅ノマクリヨリ序吹秘事又説ニ終ノ序吹ヲ不吹シテ拍子ヲアテ、留コト殊ニ秘藏ノ説也。五拍子七拍子ハ記譜一。又説ニ序五拍子ヲ吹了テ七拍子ニ遷時吹物ヲ留テ引物ノ許(ハカリ)ニテヒカセテ始ノ大鼓ニ吹付ヲ吹物ノマコトノ秘事云ナリ。此ヲハスカ、キノ説云也。又終マテ拍子宛ハ狛ノ光久影拍子ナリ。此ハ篳篥ノ譜ニ載之。

一付三帖三反ノ返付説云事一反ハ常ノ如シ。二反ハ終ノ序ノ始ノ六丅六ニ拍子ヲ一アテ、三帖ノ終ノハシメ丅ノマクリヨリ吹テ終ノ序ヲ吹テ留。三反ノ時ハ三帖ノ終ノ序ニ拍子ヲ三アテ、終ノ次ノ丅ノマクリヨリ反付テ吹テ常ノ如ニ序ヲ吹テ留ヘシ。但三反ノトキハ序ノ終ノ六穴ヲ不吹シテ返付也。又同三反ノ返付ト云事二説アリ。二反マテハ如レ前。三反ノ時三帖ノ始ノ一反ノ時ノ丅ノマクリヨリ返付テ常ノコトク吹ナリ。始二反ノ丅ノマクリヨリ返付テ吹ハフ〔匠ツ〔イ〕ニヨル〕通ノ説ト云ナリ。終常如ク吹テ留也。當世不レ用レ之、ツヒトヲ

リノ説ハ用ナリ。
一付四帖三說ト云事、序吹只拍子、樂拍子コレナリ。序吹　說トハ四帖ヲ始ニ反ヲ序吹ニシテ三帖ニ渡テハ三帖ヲ留樣ニ留ナリ。只拍子說トハ四帖始ニ反ヲ只拍子ニ吹テ五帖吹ニシ　三帖ニ渡ハ五帖ノ始ハ吹ナ　。樂拍子ノ說ハ常樣ナド。
一序吹ノ說ヲハ六拍子ノ說トモ云也。只拍子ノ四帖ヲハ八拍子ノ說トモ云也。樂拍子ノ說ヲハ七拍子ノ說トモ云也。
一四帖吹ノ四帖トハ始一反ノ終ヲ譜ノ如ク吹テ三帖ニ渡ハ終ノ始ノ干ノマクリヨリ序吹ナリ。
一三帖吹ノ四帖トハ始ノ一反ノ終ヲ五ノ穴マテ吹テ三帖ニ渡ハ三帖ノ如ニ留ナリ。
一五帖吹トハ始ノ一反終ニ五々此ノ手ヲ入　吹テ三帖ニ渡ハ五帖ノ如ク吹也。於秘藏說有之可有口傳ナリ。
一五帖ノ說ハ終ノ序吹ノ大コ拍子ヲ三ノ說四ノ說ト云事也。常ニハ四打也。尾張濱主カ篤拍子說トモ云也。

一破付ノ說ハ一反只拍子ニ吹テ喚頭ヨリ大曲ニ吹留處ニ終ニ四句ヲ序吹スルナリ。是ハワタフノ說ト云也。又破一反吹ニ只拍子ニテ半帖ヨリ反付大曲拍子ニ吹テ終ニ二句ヲ序ニ吹留也。又破ヲ一反只拍子ニ吹テ喚頭ヨリ大曲ニ吹テ急ニ程ヲ、カス吹連テ急終ノ羯鼓拍子五ヲ序吹ニシテ留也。小唐急ト云也。

一付急ニ一反只拍子ニ吹テ喚頭ヨリ樂拍子ニ吹テ終カコ拍子十ヲ序吹シテ留也。是ハ唐急ト云也。又急ヲ始ヨリ喚頭ヲ吹ハ御遊ノ說ト云也。第三反喚頭記譜ニ委細ハ譜ニ記セリ。能々可ニ披見一者也。又說ニ急ヲ吹テ衆ノ入樂ニ用事、隱岐院ノ御歌之舞之時用之喚頭ヨリ吹出長治ノ例也。

皇帝之事

常樂會之皇帝者破ト二帖トヲ一切ニ吹連ナリ。三帖ヨリ以下ハ如常又三帖ヲ奏スル事モアリ、異說ナリ。又十六拍子ノ說云事有序ヨリ皆一具ヲ十六宛ニ大皷ヲアテ、止也。二八ノ說トモ又十二ノ說ト云事前ノコトクニ大皷ヲ十二宛ニ打也。次常樂會ノ皇帝者三五帖ヲ吹ス序ヲ中半帖ニテ吹也。二八ニ同シ、御即位ノ皇帝トハ大皷ヲ一モ不捨皆吹、又廿拍子說

ト云序ノ大皷ヲ後半帖マテ吹テ止ナリ。タムリヨノ皇帝ト者譜ニ記セリ。落句皇帝ニ記セリ。又斬調子ト云事アリ、品玄入調云也。又五所八所ト云事アリ。大コニ付ノ秘事ナリ。五所ト云ハ一帖ニ二所二帖ニ三（露四イニヨル）所ト合五所ト云、先五所ニ四帖ノ三所ヲ加レハ八所大コアリ、但シ五所ノ時ハ四帖ノ終ヲ七丂（如本（スミ））ノ大皷ヲ深也。

一團乱旋事

竹ノ相說ト者三帖ニ始大皷ヲ九百一說八百一說是也。又廿六廿八ノ說ト云事有譜ニ記リ。又人相ノカケリ拍子ト云事アリ、極秘事三帖ノ始ヲカコ拍子六ヲ只拍子ニ吹ナリ。六拍子ノ說トモ云、但人竹ノ相說ハ二帖ヲ云也。

一久壽三季四月廿五日夜有人令語給云、團乱旋ニハ譜ヲハナレテ吹事ノ有ル第一ノ秘說ナリ。此基政知之、惟季傳也。又皇帝ニ譜ヲ放テヲトシテ吹說アリ、是政清知之ヲ、又政清モ團乱旋ノ譜ヲ放タル說ヲ知、是政近傳也。是ヲ聞基政以外感ス。又基政ハ皇帝ノ譜ヲ放テ前テ吹說不レ知ラ、サテ我不レ知間團乱旋ノ譜ヲハナレテ吹說ヲハカムシテ皇帝ノ說ヲハソシルナリ。此ニ依テ政清ヲハ譜不知忌タルト云也。サテ政清カ皇帝ヲ落句之皇帝ト云ナリ。

一陵王荅舞納蘇利

延喜四年甲子三月廿四日於内裏ニ有レ舞。大納言國經朝臣ノ子舞ニ納蘇利ノ大臣ノ奏。此兩童舞急被レ聽昇殿ヿ、勅云依請云々先乱聲次吹乱序序數無定、舞良久舞畢。後ニ有囀七度、今世用ニ三度ヿ、(此說一已ナ　景說ニ有之(○景字說ニセズ⿰ニヨル))又早吹乱序謂之眞序、次荒序、八帖ノ帖之別拍子各一破拍子十六丁吹四反今世吹二反物畧時一反、後半帖加拍子、終帖頻合拍子七十二。尾張濱主曰、高野天皇殊好此曲仍奏前例、還入時吹沙陀調入有　勅吹以安摩爲入音聲古老所傳ナリ。

一春鶯囀之事

落句ノ春鶯囀トハ序ノ十三目ノ大鼓ヲ夕(四字乙)由(下案)五ヿ中夕上(一案)十蓮由五中夕工火五由ケ。丁中夕火夕リ火加様ニ吹ナリ。入破ヲ反付テ吹トハ一反吹テ終ノ六穴ニ拍子ヲ四アテ、始ノ丁(一九上)六ノ手ヲ捨テ次ノ夕ノ穴(上)反付テ吹ナリ。終ノ二句ヲ序ニ吹ナリ。

一七躰三差口要　(案笛之所ニ有之少々相違之間又載之)

連詞ハ(商調)(乙)ニヨル、操　乱序　乱聲　序調子　大嵩操(大曲拍子也四ケ大曲等也)　中嵩操(中曲拍子)

戰(○字云曳ノ誤)累操

也普通等拍子也　小嵩操(小曲拍子也扶南等小樂拍子ナリ)　中絲(○絃ノ誤)操(延夕只拍子ナリ採桑老等ナリ)　中大曲操(甘州躰拍子也清上樂等ナリ)

三差事　囷同箇所ニアリ

校云……八 朱線　嵩炭〔〇吹ノ誤〕操 火只拍子也 倍臚躰也

─ ─……大曲
─ ─……中曲
ニ ニ……只拍子
─ ─ ─ ─……小曲

仲炭〔〇吹ノ誤〕中只拍子也 輪鼓褌脱躰也　中小由操 普通早拍子ノスコシ延タル 皇麞急躰ナリ

一九品万秋樂口傳事アレトモ更ニ無謂間不載之

一以万秋樂法華經ニ宛樣

一巻前半帖　二巻後半帖　三巻破　四巻二帖　五巻三帖　六巻四帖　七巻五帖　八巻六帖。囷此當樣モ

雖信トモ妙法ノ句南無釋迦佛ト云句有然者取宛テモ其謂歟

當之付六帖有ニ吹樣ニ秘說也。日藏上人渡唐之時傳之以唱哥於我朝管絃選ヵ故唱哥万秋樂慈尊万秋樂ハ自四帖以下相違序少々相違事也。

一三說万秋樂者　慈尊　大和　絃哥是ナリ。慈尊者序三帖ノ說ヲ吹テ破ヨリ始テ五帖半帖マテ中曲ニ吹テ其ヨリ六帖至マテ大曲ニ於世吹也。序吹ハ末三手ナリ。又說ニ第八第九ノ大曲ヨリ於世吹云事也。第八第九ノ大鼓トハ五帖ノ反付ナリ。五六ノ帖ヲスル時必序三帖

ノ說アリ。序三帖ノ說トハ前半帖中半帖後半帖也。內敎房ノ說ナリ。
大和万秋樂トハ自破始テ六帖ニ至マテ中曲ニ吹テ序吹終三手ナリ。又說破ヨリ始テ五帖ニテ中曲ニ吹テ六帖ノ始ヨリ於世吹ニスルナリ。此モ序吹ハ普通ナリ。又說破ヨリ六帖マテ中曲吹ナリ。絃哥トハ破ヨリ始テ六帖至マテ只拍子ニ吹終也。無序吹又說一帖ヨリ五帖マテ只拍子ニ吹テ六帖ハ大曲ニ吹也。

一蘇合香事

付序ニ有說、第一之說云ハ如普通、第二之說ト云者序吹畢テカコ拍子宛時一ノカコ拍子二ヲ序ニ吹加テ次ノ工ヨリ拍子ヲ可宛也。五拍子如常七拍子ハ和琴ノ秘曲也。又十二拍子ノ奧ノ序吹ニ拍子ヲ打事アリ、狛光久カ影拍子ノ說トテ秘說

一付三帖有說、反付ノ說三アリ。譜ニ記奧ニアル反付ハ第一ノ說、中ニアルハ第二ノ說、始ニアルハ第三ノ說ナリ。乍三スル時ハ如此一ヲスル時ハ中ニアル反付ノ四ノマクリヨリ反付也。三帖ノ反付ノ說ヲスルトキハ四帖ヲ略スルナリ、セサルトキハ四帖必有也。籠拍子ヲ打時ハ四帖ニ不打、四帖ニ打時三帖ニ不打也。此ノ外說譜ニ記セリ。又七拍子ノ處古

樂ノ如ク大鼓ヲカイテ打コトアリ。極タル秘事ナリ。又此帖ノ七拍子ノ所ヲ八拍子ニ打事アリ、一具ヲ皆々只拍子ニスルコトアリ。

一付四帖有三說云事、序吹、樂拍子、只拍子是也。譜ニ記リ。延說斂說ト云ハ三說ノ外也。又鬼道之說ト云事アリ。四帖ノ始ノ切ヲ一反吹テ始エ返付、始ノ一句ヲ序吹ニシテ吹手ヨリ拍子ヲ宛奥ハ如普通序吹ハ第四ノ說ト譜ニ付タル由ノマクリヨリスル也。是疫病消除ノ說云也。又鬼道ノ說トモ云鬼退散ノ說トモ云ナリ。是蘊合ノ家秘說ナリ。又只拍子ニ有二說、始二反只拍子ニ吹テ三帖ニ反付テハ樂拍子ニ於世吹ナリ。又始ニ反只拍子ニ吹テ三帖奥ニウツシテ太鼓拍子二ノ處ノ由ノマクリヨリ樂拍子ニ於世吹ナリ。是深秘說ト云也。序吹ハ鬼道ノ說ノ序吹ヨリ上ニ一六几此ヨリ吹ナリ。又四帖ノ延說之時ハ四帖ノ始ノ切二反ヲ始ノ切ノ奥ノ一拍子二拍子吹加ヘシ、能々可ニ心得一ナリ。又只拍子吹付ル所ヨリ樂拍子ニ成ナリ。四帖ニメ籠拍子ヲ打ニハ廿六ノ說也。大コニメ說ナリ。

一付破只拍子ノ說ト云事アリ。一反只拍子ニ吹テ二反ノ喚頭ヨリ樂拍子ニ成也。又反付二處アリ、喚頭道行。

一付急有說只拍子ノ說ト有二說、始ノ切ヲ一反只拍子ニ吹テヲクヲ樂拍子ニ吹ナリ。是ハ普通ノ說ナリ。又說一反更ニ只拍子ニ吹テ、二反喚頭ヨリ於世吹ナリ。蘇合ノ秘中ノ深秘是ナリ。御遊ノ說第三反ノ喚頭譜ニ付ナリ。又唐急古唐急ト云說アリ。八拍子打三度拍子ニ上ニハ唐急ト云、四拍子ニ打カキ太コニ打ヲハ古唐急ト云ナリ。

秋云。此說々アサハカニ人ニ不レ可レ見。此內尤秘事多之。又笛ノ詞ニテ大略說々ヲツケタル也。然ニ笛ヲヨクノ\可ニ心得一ナリ。樂道ノ第一也。穴ノ位案譜已下悉習傳テモツヘシ。隨分ノ笙ノ說々皆笛ノ詞ニテ書之。

聖德太子碼碯記文

校云此文ノ傍訓ハ朱書

本朝代終　百王盡威　両王諍位　二臣論世　兵乱不窮　正政不收　王命不用　悪政爲宗
竭神祇威　無祭礼法　王法爲臣　破之不用　正法爲禪　毀之不崇　佛法滅故　王法即竭
上者爲下　謀之加怨　臣者爲民　乖之不隨　王法犯故　爲失両法　異國君王　欣祈變レ生
生日域夷　爲レ侵王法　輕賤勅許　謀犯王位　堪落王膳　成武會物　爲失正法　歸達磨教
出正法家　好與魔法　沒正法物　加與レ禪家　倒弓箭賓　成禪形頭　盡レ弓箭器　奪レ蒙古國

已上百六十字也

義貞軍記云

自レ昔至レ今マテ文武二ニ分テ其徳如ニ天地一、一モ缺(底欽ニヨル)テハ收レ國事不レ可レ有。サレハ公家ニハ文ヲ以テサキトス、詩歌管絃ノ藝是也。常道ニハ武ヲ以テ基トス、弓馬合戰之道是也。而我等苟モ勇士ノ身ト生レテ、忝累祖之名ヲ續ハ、尤此道ヲ窘ムヘシ。依レ之代々家々敎來リ、時々人ノ語傳ル事ヲ如レ形記メ、後鑑ニ備天筆ヲ執テ迯レ思ヲ。是偏ニ親疎ノ嘲ヲ不レ顧、但併子孫之心ヲ爲レ勵也。

私云、右詞尤也。其家ニ生タル者諸道ニ通ス、當家モ音律同軍中樂、御當家頼義義家幷義光ニ傳タテマツリ侍以來又軍義ハ少々家ニ傳之則義光ニ傳申上者御當家之御流也。

一可討敵月日時(朱トキ)幷方角事

春ハ庚辛日、夏ハ壬癸日、秋ハ丙丁日、冬ハ戊巳日、土用ハ甲乙日也。但三日、五日、九日、十一日、十五日、十七日、廿三日、廿七日、廿九日ヲ可レ除。殊ニ小ノ月ノ晦日、敵討事不レ可レ有、出テ歸事ナシ。次一日、二日、七日、八日、十三日、十四日、十九日、廿日、

廿五日、廿六日是ヲ上吉トス。又日ニ二時、夜ニ二時、人死スル時也。知ニ此時一可レ寄。此時ニアラスハ敵エラレカタシ。是ヲ兵法ノ占トモ、知死期トモ云ナリ。用心ヲスルニモ、此時ヲ知テキフクカタムヘシ。又敵ヲハ玉女ノ方ニ向テ敵ヲ討テモ鬪神ノ方ヘ可レ引。鬪神、指神、斗加神ノ方ニ向テ敵ヲ討事努々不可レ有。大將軍并天一遊行之方ヲモ愼シメハ空亡（ハ國志云ニヨル）神コトニ大節也。

一陣可取事

我身多勢ノ時ハ、山河ヲ前ニアテ、無勢ノ時ハ、山河ヲ後ニ當ト云ヘリ。但是モ事ノ躰ニ可レ隨歟。一篇之義ヲ不レ可レ存。

一兵具事（裏義貞記之内）

旗ハ絹布、人ノ好ニ家ノ先規ニ可レ依歟。長ハ八尺、或ハ一丈。又ハ一丈余、神ノ御名思々、又家ノ文斗モ、旗ノ竿ハ長一丈二尺、或ハ二尋片脇トモ云ヘリ。上矢ノ鏑、竹之根ヲ式トス。又一説ニハ㮶トモ云。羽ハ中白、一説ニハ一ヲハ鵯ノ羽ヲハ鵠ノ羽トモ云ヘリ。大將軍ハ四五、侍ハ二指也。藤鬼ノ鐙ノ驗弓ノ鳥打ニ長藤ヲ卷コト是大將軍驗ナリ。已上

此三ヶ條ハ八幡殿奥州合戰ノ時被レ定レ之ヲ畢。次ニ鎧ヲ着スル程ノ時ハ、弓手妻手ニ小腹帶ヲ懸ナリ。手綱ノ中ニ鐶ヲ入ヨ、手綱ヲ爲レ不レ被レ切ナリ。又鎧スル程ノ時ハ、神佛ノ御前ニテ不レ可ニ下馬一。況ヤ爲レ人礼ヲセス。又戰ニ出ル時酒ヲ飲事アリ。此ハ藥ヲ服セン料也。名字ハ宗肝要ニアリ。左ニ盃ヲ取、右ニ銚子ヲ持テ、立ナカラ盛ヘシ。盃ヲ折敷ニヲク事、居テ酌ヲトル事禁忌ノ義ナリ。能々可レ愼シ。肴ニ有レ義。銚子ニ有ニ子細一。又馬ハ少カラントヲモヘ、下乗易カラン爲ナリ。又當家ニハ栗毛駮ヲ不レ乗、上野國一宮ノ御神馬ナレハ、此毛ノ馬ニ乗ニ依テ其咎アル輩數輩アル故ナリ。又鼠ハ夜ノ戰ニ吉ト云ヘトモ、朝日雪野ナトニ惡ケレハ、好テ不レ可レ乗。但アマタ有中ニハ可ニ用意一。又河原毛ハ何ノ瘴〔○群本癖ヲ正トス〕一ナキハ不レ可レ有。中ニモ晴之時不覺ヲスル事アリ。但至テ吉馬ハ河原毛ノ中ニ可レ有。又刀ハ長一尺二寸、廣一寸二分、厚六分、中子二寸八分（一尺二寸十二神將。一寸二分ハ十二因緣。六分ハ六大。二寸八分ハ二十八宿也。）小刀ハ長六寸、中子三寸、ケヌキ可形有子細事也。在ニ口傳一、太刀ハ二尺七寸、漢ノ高祖ノ三尺ノ劔ト云ハ、實ニハ二尺七寸也。（廿七宿ヲ表也）長刀ハ二尺三寸、柄ハ其人ノ耳ノ下ノヒクニ齊スヘシ。已上ノ具足等ハ、能々其手ヲ習テ、得失ヲ可ニ心得一歟。太刀ハ馬上ニテ九

徳、歩立ニテ十徳ナリ。長刀ハ馬上ニテ十徳、歩立ニテ九徳ナリ。加様ノ子細委ク口傳ヲ可レ究。又人ヲチライ誅事、人近カラン所ニテ先頭ヲ誅ヘシ。不レ可レ立レ音故ナリ。人離ナラン所ニテ先スソヲ可レ誅。聲ヲハ立トモ爲不迯也。

一王相死囚老之事　王相ニハ吉、死囚老ニハ悪シ、死ハ最悪老ハ次ニ悪シ、囚ハ次ノ悪也。

其次第

雙王春	黄相	一死	平囚	盤老
黄王夏	一相	平死	盤囚	雙老
平王秋	盤相	双死	黄囚	一老
盤王冬	雙相	黄死	一囚	平老
一王土用	平相	盤死	雙囚	黄老

一湖（マヽ）滿乾

一、二、十五、十六日　子午時乾始卯酉ノ時滿始

三、四、五、十七、十八、十九　丑未ヽヽヽ　辰ノ戌ヽヽヽ

六、七、廿、廿一、廿二　刁申〻〻〻　巳亥〻〻〻

八、九、十、廿三、廿四　卯酉〻〻〻　子午〻〻〻

十一、十二、廿五、廿六　辰戌〻〻〻　丑未〻〻〻

十三、十四、廿七、廿八、廿九、卅　巳亥〻〻〻　刁申〻〻〻

一民百姓ハ田畠ヲ作リ年貢ヲ專トスヘシ。私ヲ本トセサレ。君モタミヲ憐タマウヘシ。然間春夏ハ軍ヲ興サス、先民ニ時ヲ得サスルヲ專スト云〻

一當家ニ傳テ可發音律習之事　先第一口傳將軍鎧ヲ着給次第十八色也。一〻ニ有二音取一。

（校云、此處ノ旁書ハ凡テ朱ナリ）

一番手綱（大音取）　二番小袖（一竹音取 練貫 黃色）　三番大口（同 精好）　四番髪乱（両等取）　五番（一竹音取 白布 八尺五寸）　六番弓懸（一竹二度音取）　七番鎧直垂（音取）　八番脛巾（小音ハヽキ）　九番結（一竹コ、纐纈）　十番髄當（小音スネアテ）　十一番頰貫（小音）　十二番脇立（小音又大音）　十三番蓋（一竹）　十四番鎧（大音取）（有口傳）　十五番刀（大音取同）　十六番太刀（同口傳）　十七番征矢（音取）數　十八番弓（一竹二度）度〻ニ観スル事有二九十八ト習之　口傳在之

已上如是ハ八幡太郎殿陸奥合戰之時着給

一音取之事

校云此處の一線は凡て朱なり

春ハ雙調音取凢合凢戌亻具丮十禾上具

一竹之音取乞・一・凢ㇳ亻具丮・一・乞・十ㇳ上具・又上・比・亻・上ㇳ十具

夏ハ黄鍾調音取乙合乙]八戌七具丮亻・凢・工・一リ・乙ㇳ色亻一ケ第乞乙具。小音取一竹圏乙・亻・凢・

一・乙ㇳ第乞亻具又乙・凢・工・一・乙ㇳ第乞亻具

土用壹越調音取凢合乙戈・下・亻ㇳ丮下・乙凢ㇳ亻具。小音取乙・下亻ㇳ八具丮下・乙凢ㇳ亻具

秋ハ平調音取一合一七戈下具丮一戈丮・乞・十ㇳ丮下・一・乙ㇳ第七八具小音取一竹圏七・亻・十・七ㇳ第乙

一八具

冬ハ盤渉調音取下合下戈言具丮下戈丮乙・凢リ・下ㇳ色七一ケ第一下具乞丁。小音取一竹圏工・凢・下ㇳ言具丮

凢・工・一ㇳ第下七具

一陵王音取

凢合（朱）凢]戈一]合丮一七戈乞丁亻禾凢合丮亻第戌乞乙丮具一]七丮具一七戈乞丁下・乙ㇳ凢合丮凢丮ア具凢戌亻具乙丁

一大食調音取コト有口傳　位火也

一合一七」戈乙イ上具乙上・戈イ・美才・下合乙イ戈下合乙下戈イ丁乙才几合乙乙」八戊七具几丁

小音取一竹イ・美・下・七才第乙丁八具

一陣取之様、先古ハ乱声在之畢今ハ楽斗也。

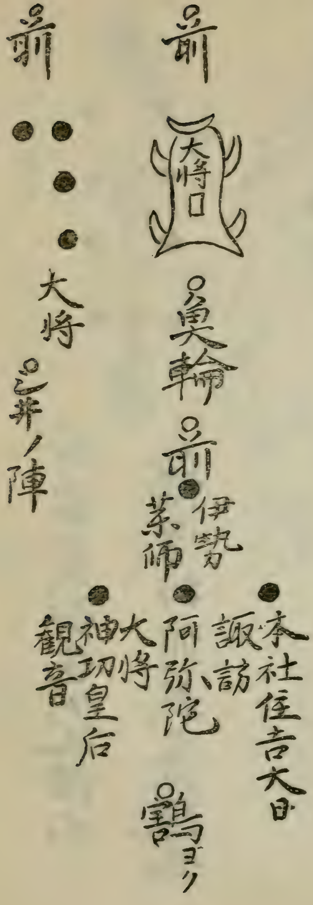

御當家御佳例之陣也
八幡宮神前柱ニ在此陳也

〇ソンシヤウ〔〇仏尊勝〕王ノ陣

皈寄セスヘキ道其方釼印ニテ九字ノ一字入テフサクヘシ此字叶廿一反唱之

一時作ル文ウワ矢ノカフラヲヌキ、ヱヒラヲタ、ヰテ打ツカヒ、太將ノ左ノ脇ヨリツクリ始テ、三度（ホン字）ケラク／＼ソワカ滿ヘシ。王ノ調子ヲ取ヘシ。

一籤ニハ五丈練貫ヲ一尺三寸切テ三ニワリ笠シルシニメ殘ヲハタツヘシ。ヌキタテ一丈二尺也。タツ物ニハ太刀ヲヌキ、サカ手ニ以テカラウト（唐櫃）ノ蓋（フタ）ノ中ニ置テタツ也。笠シルシハ刀ヲサカ手ニ以テタツ也。笠シルシノヌキヤウヲモ手ヘマクリテ針ヲ下タヨリ上ヘサシ出メヌキ留ルトコロヲモ針ヲ上ニテトムルナリ。笠シルシヲハ袖ノ耳ノ糸ヨリ十一メニ付ル、委クハ口傳ニアリ。

一幕布ノ長サ二丈五尺、ヲノアキ一尺二寸（丈數）ナワマセノ／＼ナラハ、ヲモマセ／＼、一色ナラハ、ヲモ一色也。マクツクシノ長サ一尺五寸サキキリコヒヲハ一尺サケテ打地ヘハ一尺斗數一條ニ六本。

〔校云、此行ノ旁訓朱〕

一臨（ヒヤウ）兵（トウ）鬪（シヤ）者（カイ）皆（ヂン）陣（レツ）烈（ザイ）在（ゼン）前（ノゾメル ツハモノ タヽカウ モノ ミナ オンニ ツラナリ アリ マヘニ）

陣ニアレトモ敵ハ〔闕ナシ〔イ〕ニテ補〕ヤフレテ身方ハ〔○以上三字〔イ〕ニテ補〕進ナリ。臨兵トハ五六方ヨリセメ寄ル兵也。我身ヲ討ントテヨスル兵ナリ。皆陣ゝ遠ク圍ヲナス。サレトモ我身ハツ

ラナリ、ツ、カナク助リテ、敵ノ前〔𫝶ニアツ〕アリナカラ討レス。又敵ノツラナリタル陣サケヤフレテ、我身ハタスカルト心得ルナリ。
又臨兵トハ五方六方ヨリ寄來敵ナリ。我身ヲ討ンタメニ陣ニ臨ム兵ナル故ニ臨兵トハ云也。闘者トハ今正ニ打向テ吾ニ弓ヲ引太刀振者ナリ。皆陣トハ上ノ遠立ル兵モ近付タル敵モ陣頭ヲ破テ、吾ノミ命ヲ存スト云也。烈ノ字ヲ破トヨム倍トモ字ヲ從トヨム如也。烈ツラナル破ル、トヨム也。前ハ前ニ進ムト云也。

一酒ヲノム次第、サカナカチ栗打鮑コフ一キレナリ。盃打敷ニスヘス、ツクハイテシヤクヲ取事キンキノ儀ナリ。

一六韜(リクタウ)吽々(ウンウン)ミ泮(ハン)ミミ九字ヲ唱ツ、クルナリ。

一出陣之時祝之次第

梅干ク、ミテノムヘシ。此三サカツキ一番ノニテ三トノミテ、クハヘテ又三トノムヘシ。カクノコトクノミ候ヘハ九トニテ候。下ノ三メニ魚道ヲ入テ上ニカサネテヲカムタメナリ。ウチアワヒニテモ、コフニテモクイソムル也。是ハウチ勝テ祝ト云

心也。歸陣ノ時ハ梅干アルヘカラス。酒クワヘテノマス、只三ト吞ナリ。コフハ五キレナルヘシ。

シヤクスル者ニクワハ候ハンスルヤウ、能々チシヘサスヘシ。

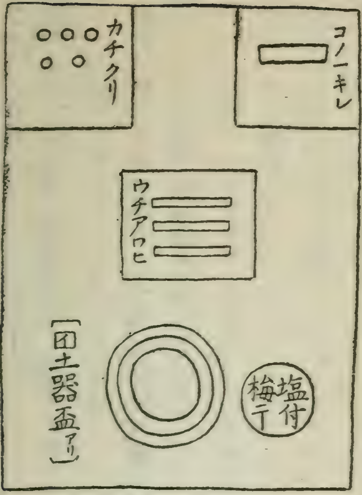

右說ゝ悉有口傳之
努ゝ不可有外見者也
此時有樂口傳在之

一鳴弦ノ數之事此調子事

一闇夜ニ矢ヲ放事

一城中ノ氣ヲミルコト同機ヲ聞事

一大將香爐ニ火ヲ用事

一出陣之時馬ノイナヽクヲ聞テ調子ニ合事

一狗馬仙翁千午將軍 先音取次樂有口傳之

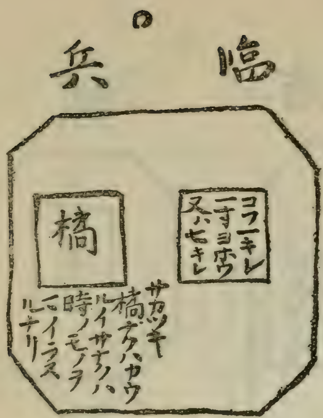

闘。

数七

者。皆

同中ニアリ

°陣

打鮑

七本

°烈在

アラメ
一寸ヨウ

カウノモノ
セ又ハ一

○前

数ハサタイラス

○行

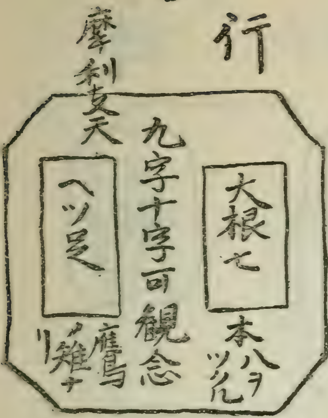

右如此御祝言出陣時大將御心中可被觀九字十字者秘事可有師傳之

右尊氏將軍天下ヲ打取給御時御出陣ニ是ヲ御用仍家々軍陣之祝始斯也。

貞治二年十月　日

是源家頼義安部貞任、宗任御退治之時モ如斯。

新田左中將義貞用之

一陣取諸神勸請事

先合掌ノキヨムルト念ノ

三反
唵アニタニセンツハラタラモンソワカ

唵サラハタ、キヤタハンナマナナウキヤロミ三反可滿

九万八千軍神可來給

一合戰出時太刀刀弓ニ神魂ヲ入事、太刀ヲヌキ壇ニ立テ心經一卷幷眞言南無地國一心婆娑

号百反可滿必ズツルキトナル幷ニ弓ハ南無皈命月三月心ソワカ

一合戰ニ出時甲ヲヌキテ置キ、兩手ヲ以テテヘンヲ、サヘ、南無父母一切シユミ大通婆娑

哥トナヘテ出ヘシ。

一陣疫病ヲ留事水クム所ヲ加持スル也。鈠印ニテ九字ノ文七反次未敷蓮華印。

唵シヤクケンラヘイソワカ五反幷此文千反唵ソソテキソワカ、

此水ニ入札アリ。樂道唯受一人ノ說トス、受二師說一ヘシ。

蘇合四帖只拍子口ニ反ノ譜ヲ書テ入テ。（朱ヲ以テ書之圖）其故ハ疫病消除ノ說ト云事在之。則當曲ハ盤涉調也。水ノ音也。尤可レ秘レ之。又醫家ニハ藥在之畢。

一陣取ノ時先幕ヲハシラカシテマク、シヲ立時咒アリ。則振梓ノ法ヲ可レ用、是當家之口傳也。其謂者ホコヲ取テ神祇先靈ヲ供祭其鎭詞ニ云（是ハ舞ノ所ニアレトモ重テ載之）

天長地久。政和世理。（有口傳）王家大平　雅音成就

一天雲殊靜　四海波尤澄　十雨不破壞　五風不鳴枝

右之意趣者山神水神野神其所鎭主靈佛ヲナコメマイラスル事也。舞樂儀式陣ヲカタトレリ。皆其謂アリ。尤可レ秘レ之〱

一破陣曲事

蘭陵王入陣曲ト申、荒序者、陣中向敵テ用之。又打取テ破陣之曲ニモ用。悉天下靜謐シテモ用、帝王御位ニモ用之、陪臚者、合戰之吉凶ヲサトリ勝負テシル樂ナリ。此時舍毛之音口傳在之。秦王、太平者陣中ニハ不レ用レ之ヲ。天下泰平時之樂也。散手者陣取カタメテ大將ノ陣ノ柱立ノ時用レ之。皇帝者必御即位ノ樂也。平人ノ爲ニハ不レ吹レ之。皆口傳在レ之。

一八幡社例事

高祖父母ヒヲホチノチ、ハ、之テ也。內シヤク暇十日
服一月外シヤクナシ。

曾祖父母ヒヲホチヒウハノコト也。內シヤク暇廿日
服三月外シヤクナシ

祖父母ヲホチウハノコト也。內シヤク暇卅日服五月
外シヤク暇同服三月

父母チ、ハ、暇五十日服一回

養父母ヤシナイチ、ハ、姓ヲカヘ跡ヲツキナハウルハシキ父ノコトクタルヘシ。若アトヲモツカス、我身モウルハシキ父ヲタノミタルニハ暇五十日服ハナシ。又ウルハシキ父方ノヲチヲ父ニタノミタルニ
ハ暇卅日
服五月

繼父マ、チ、ナリ。
同宿シタルニハ暇十日服一月、他所ニアルニハイツレモアルヘカラス。

繼母マ、ハ、ナリ。イトマ服イツレモナシ。

妻　暇　日、服三月ハシメノ妻ノコト也。後々ノ妻ニハイツレモナシ。

夫　暇卅日、服一回ヲモイモノニテアリトモ何人モ皆暇服同コトナルヘシ。但サラレテ夫シテ後ハイツレモアルヘカラス。サラレテモ夫セヌ程ハ服暇アリ。

子　嫡子ニハ暇廿日服三月庶子々子同　女子ニハ不可謂嫡庶暇十日服一月

孫嫡子暇十日服一月　末孫暇三日服七日　彥ニハ　イツレモナシ　ヲチニハ　內シヤク暇廿日服三月　外シヤク暇一月

大ヲチ大ヲハ　イツレモナシ　ヲイメイ男兄弟ノ子ナラハ暇三日服七日　姉妹ノ子ナラハイツレモナシ

兄姉弟妹（　）內シヤク暇廿日服三月、ハラカワリタルモ同父カワリタルニハ暇十日服一月

従父兄弟　イトコ內シヤク暇三日服[illegible]日。但姉妹ノ子ナラハイツレモナシ外シヤクイツレモナシ

五十日ノ忌ヲハキク日ヨリイツクニテモ五十日ノ暇也。五十日ノ內ニテモ後ニテモ、キク日ヨリ忌五十日也。服過ヌレハナシ。ノコリアラハソノフンハカリナリ。五十日ノ中ヘ入タル人ハ忌ノキイツクニテ五十日ノハツルマテハ同忌ノ人ナリ。

輕服ノ暇他所ニテソノ日數ノ內ニキ、ツレハ一日ニテモノコリヲ忌ヘシ。日數皆スキヌレハ半分ヲイム也。輕服ノ忌ノ內ヘ入タル人ハ、出テ七日ハカリイミノキテキヨクナル。人ノ死タル所ハ卅日ノ忌ナリ。其內ヘ入タル人七日イミノキテ社參スルキヤウフクノイミ同事

重服之人五十日スキヌレハ山上ニテハノモル(マヽ)入堂ハ百日已後門ヨリ外ノ入堂ヲハスル

重服モ輕服モホカニテキ、テ、フクハ過ヌレハナシ、アライミハカリナリ。

同火ハアライミノ程ハ、カル服ノ程ニナリテハハ、カラス。

產ノ事卅日也。產所ヘ入タル人トテアラハ、神事中ハハ、カルヘシ。三日忌ノキテハハ、カリアルヘカラス。

鹿事、八幡ノ生レハ不レ食、他所ノ人七十五日、又百日トモ申、同座事、クイノキテ後卅日クウ程ハ、其宿ヘモ入ヘカラス。食ハテ、三七日已後宿所ヘハ入ヘシ。又合火事クウ程ハハ、カル、クイハテ、ハ憚ナシ。

カラ蒜之事、八幡ノ生レモ食也。七十五日已後社參同火三七ケ日、又合火ノコト、食程ハ

ハ、カル、クイハテ、ハハ、カリナシ。

青蒜之事、卅日已後社參同火七ケ日、今熊野卅五日也。アヲカラヒル、イマチト日カスアルヘシ。

四足鳥皆七ケ日同火ノサタナシ。ニラ、葱皆七ケ日同火ノサタナシ。私云。大ミ子ニンニクサタナシ。アサツキ同。又野ヒルチモト云同

月水ノ人ト、マリテ後七ケ日、妻ノハラミテ帯已後ハ夫モ妻モ不參。但所司神人ハ參。

馬牛犬猫鷄之死タル七ケ日ハ、カル、產三ケ日。

以曾祖父龍秋書本寫置者也　幸秋判

舞裝束之事

或人云。舞樂人之裝束ハ尤存知スヘキ者也。唐裝束コ、ニハ襲裝束ト云、左右ノ色ハカワレトモ具足ノカス同事也。袍、半臂同緒アリ、忘緒ト云下襲、表袴、下袴大口也紅單衣近來只袖單帶金又石甲、踏懸、襪、糸鞋、沓、此姿之時ハ折烏帽子チキテ引立天樂屋等ニハ着スルナリ。略儀ヲ存スル輩不ニ引立一之。公役等皆用ニ此裝束一也。

蠻繪事　興福寺ニハ蠻繪装束ヲ用、彼寺ヲモテ根本トス。古老相傳云、彼常樂會ハ釋尊ノ御報恩ナリ。此装束則服衣ノヨシナリト云々未タ本文ヲミサレトモ、申ツタウルトコロ、カクノコトシ。此装束ヲ用ル所、春日御社大般若會九日、長谷寺、法隆寺、信貴山、多武峯、笠置寺、東大寺、藥師寺、本ヨリ彼寺ニ調被レ置ナリ。此外醍醐寺樂人ハカリ 左女牛樂人ハカリ、　又天王寺樂人ハカリ、　コレヲ又舞人ハ唐装束ニテ樂人ハカリ着也。

襲装束左廿具右廿具嗔物八具コレヲ一具ト云ナリ。左袍イロヤマブキ、色々ノイトヲモツテ、クワンノ文ヲヌウ、靳ノウスモノ四丈二尺二寸、ヌイタテノ定余分ヲ加之、四丈二尺七寸身ニ各一丈二尺仍一丈二尺二寸ニタツヘキナリ。前四尺三寸四尺四寸ニタツヘキナリ。ヒロサ一尺七寸五分、後七尺七寸七尺八寸ニタツヘシ。ヒロサ二尺五寸大頸四尺三寸、ソテ三尺四寸二袖ナリ。四尺六寸ニタツヘシ。袖高一尺六寸五分、ウチタレ二尺大袖一尺二寸、ハタ袖六寸、クヒ二尺五寸、但一幅ヲモテ二組靳ニアツヘシ。二尺六寸ニタツヘシ。高二寸、ソメレウクレナイノハナ廿兩、クチナシ少々クヒカミ、

半臂面ノレウノアヤ二丈三尺五寸加余分定二丈四尺ハカリニタツヘシ。身ニ各四尺六寸五尺

八寸ニタツヘシ。前ヨリクヒヲイタスヘシ。前三尺五寸、後二尺八寸、カタミ一尺二寸、コ
ノホカ踊(〇蹈ナリ)二寸、クヒ二尺、大クヒ二尺八寸、二尺九寸ニタツヘシ。ラン一丈九寸ハ
カリ、コレヨリ緒ヲイタスヘシ。ヒロサ四寸五分、ウラレウノ絹面ニヲナシ。ソメクサ、
スワウ十兩。織文折(マヽ)(〇新ノ誤カ)金薄百四十四枚打下定、ヘリレウノアヤチノニシキ一尺八寸
六ワリ、頸新長三尺八寸ハカリ、ヒロサ三寸、衫新、ナカサ七尺ヒロサ三寸、フセクミノ
イト一丈二尺ヒロサ四分ハカリ、地紙下襲面新綾(或唐)綾四丈二尺二寸(袍寸法ニヲナシ)四丈二尺七寸
ニタツヘシ。面ムラサキムラコ色々ノイトヲテモ、カラクサノヲリエタヲヌワシム。紫六
十兩、ヘリノニシキ赤地二尺以之外縁ヲヲサシム、錦一幅ヲモテ十二破定青地二尺、フセ
クミ三筋、各長二丈五尺、ヒロサ三分許、ヌイモノ、イト二兩二分、雲鴈之地幷背界セス
ヌウトキカクノコトシ。此兩所ヲ畧スルトキハ二兩ナリ。ウラキヌ四丈二尺二寸、白練濃、
中倍中絹四丈二尺二寸、但端袖ニハ入ヘカラス。表袴面綾(或唐綾)二丈四尺、ムラサキノ糸ヲ
モテ丸文ヲヌウヘシ、長三尺二寸タツ也。腰一丈一尺(末頂)一尺一寸足繼上弘一尺三寸腰幅
ウラキヌ一丈四尺色紅或ハ濃色(或白)中倍絹一丈四尺ヌイモノ、イト一兩二分練紫

縫物善悪有二儀、上品之時無藝晴令縫之、仍絁糸一兩二分、略定時者片袴六丈晴所秤〇
許ヵ]令縫之仍絁糸三分許歟

大口絁絹三丈五尺四幅弘服定長三尺單衣紅練張絁絹三丈紅六十兩但多分單宜歟若然者絁絹八尺
也。紅花廿兩許

甲錦二尺六寸、赤地一尺三寸、青地一尺三寸、裏絁絹四尺許、フセクミ絹堀物金物金銅伏輪、
中紙廿枚白布二丈杼淡已上三種下地絁

革帶

踏懸 錦一尺六寸青地緣絁赤地面絁、金物丸文四枚面料半文十六枚四角絁軟錦文廿四枚緣絁片面
各六枚定伏組糸、白布、紙廿枚杼淡已上三種下地絁

糸鞋 襪絁絹

已上大概ハカリナリ。

已上一具分薄物四丈二尺七寸、綾九丈七尺三寸、平絹十四丈九寸中絹五丈六尺シャク三寸、糸縫
物絁七兩下襲背并雲鴈地縫者六兩也袍三兩ト襲二兩二分背并雲鴈地ヲ除糸二兩也。表袴一兩

二分晴所許ヌワハ一兩假令紅コキウスキ、紫ノコキウスキ、青コキウスキ、ハナタコキウスキ、ハシコキウスキ、黄、白、已上糸等分ニワクヘシ。黄ト白トハコキムラサキニマサルヘカラス。假令同色各二分、彼三色ハ三分ハカリ歟、此裝束ヲ着シテ舞ヲ奏事号ニ之比良万井、

右袍モヨキ色ヌイモノ左ニ同シ。半臂寸法左ニヲナシ。但文ニヲイテハ銀薄ヲ用ヘシ。又頸幷衫錦青地ヲ用ヘシ。下襲面綾青村濃ハ裏薄青色、其外事左ニヲナシ。但緣錦次青地ヲ爲外ト表ノ袴左ニ同。但以二青糸一ヌウヘシ。大口、單衣、甲、踏懸左ニヲナシ。但錦以青地被用許也。糸鞋、襪已上左ニヲナシ。

平舞事此襲（〇孝云裝ヲ加フベキカ）束ニテ舞ヲ云也。

皇帝、玉樹平立、承和樂、北庭樂、万歳樂、三臺、裹頭樂、五常樂、甘州、傾坏樂、賀王、太平樂但有面帶釼持桙、春庭樂、喜春樂、桃李花、央宮樂、感城樂、清上樂。

襲（〇裝ヲ脱セルナラン）束着トイヘトモ甲冠等改着スル舞

團乱旋但多分無甲仍郊着怚（〇「恒」ナルベシ）甲舞之　春鶯囀同前　賀殿同前　蘇合同前　輪臺、已上甲等大畧襲裝束ノ甲ノ緇

入ヘキナリ。

皇麞着冠綏持楚但童舞ノ時採中用中間、取出着之

汎龍舟多分童舞也舞間甲ヲトリカウル事アリ。冠着甲ヲキスハ天冠ヲカウヘシ

安摩冠纓ヲ用ヘシ

右舞

地久、延喜樂、仁和樂、長保樂、石川、敷手、進曾利古平立、白濱、登天樂、甘醉樂近來如絕

新鳥蘇甲牟志、古鳥蘇箏釵冠綏　進走禿面帽子、退走禿面帽子、皇仁面鳥甲帽子　胡德樂面帽子

已上

明德五年常樂會日記

依室町殿御下向被執行之

三月

十五日天晴　常樂會被執行、曉天有集會乱聲地下伶人數仕之云々、辰一點出仕。自寺家安摩面六十枚并揷頭花左櫻右欵冬送樂屋。次寺務僧正御房長懷權別當僧正御房長雅御出仕。次自東西樂門納衆甲衆各四十人出仕着座東西幄前床二行　次自中門經莚道梵音衆錫杖衆各四十人出仕着座

東西幄奥床二行。次伶人列立中門軒下舞人二人左英葛右行職笙國秋、藤秋、定秋、量秋、篳篥季村、季
種、季英、季長。笛、景繼、景房、景秀、景親。打物二人、先三部各一節、同音二度每度振桴
於舞臺前莚道行職勲仕之東樂門振桴正葛西樂門大頭晴清勲仕之。次中門伶人奏黄鍾調〻子笛同調子一反
號軒調子是也次奏安城樂此間菩薩天童於堂前備供花。自中門經舞臺至堂前樂人次第引列至舞臺階
下列立東西二行以上首爲先供花終後如元歸立中門下止樂歸立時又以上首爲先探物次第也次兩樂門同時發音樂東樂門陵王破延吹地下
伶人勲仕之先規也。西樂門狛桙京都伶人笛篳篥各二人參仕以此樂備小供如供花菩薩天童備堂前終後止樂次東西樂
本儀也。依無人重弁一人參仕笛則俊篳篥眞右重弁勲仕之也
門大皷鉦鼓等同時寄樂屋第三間前立之。次東樂門陵王破重奏之但樂門所作人依無正躰於樂屋奏之舞人二人正葛元葛
懸一皷舞臺下於庭打之事終止樂。次蘇利古、狛桙舞人六人久景已下舞臺前左右莚道二行也次爲舞但急許也次大
行道如供花列立中門下以中上首人數同前供花先吹笙調子笛音取吹出安城樂東西樂門同發音樂如供花陵王破狛桙等也
先中門伶人次第行列先舞人左英葛右行職懸奚婁先行經舞臺至堂前右方、行道之樣、先於寺務前一
曲打之行職打之次出西脇門經金堂西至講堂在橋經講堂後又至金堂東在橋入東脇門經東廻廊軒下

至東樂門作小輪經莚道於西金堂前作大輪、又西門經廻廊軒下至金堂前經舞臺左右引合如元
列立中門下衆僧着座之後止。左方行道様自舞臺至堂前出東脇門作小輪又入脇門（但今度不作輪直經東廻廊軒下至東樂門作小輪歟）
經東廻廊軒下至東樂門作大輪、又入同樂門經莚道於西樂門作小輪又入同樂門經廻
廊軒下出西脇門至金（西同橋）經講堂後又至金堂東（同橋）入東脇門至金堂前經舞臺如元、列立中
門下（如右）行列次第右方先樂前一人次舞人（右行鐃左英葛）一人懸奚婁次中門伶人次納衆甲衆梵音衆錫杖
衆、次樂門伶人次菩薩蝶等也。左方同前（菩薩次鳥也其外同前）次梵音衆登樂聖明樂（笙吹出調子笛音取吹出之）僧衆列立
堂前之後止樂、衆僧退下時有舞咸城樂（一帖先々二帖也）此間自東西樂門入葉籠幷酒肴於樂屋、則
於樂屋勸盃錫杖衆登樂長保樂破如先、僧衆列立堂前之後止樂、衆僧退下有舞延喜樂、次分
經樂應天樂菩薩、天童等置御經於僧衆前、終後止樂。次同經奉納時又奏同樂、奉納終時止
樂。次菩薩以乱聲出有音取（聊取黄鐘調音）次童舞淸上樂（五拍子）登天樂終後伶人以下悉自中門退出（後如本）
夕座羊〔囝半〕尅事始先權別當御出仕之時奏乱聲御着座之後止之。次寺務御出仕時同奏乱聲
御着座之後止之。則笙吹一越調々子笛音取。次安樂塩、以此樂舞奏進覽。眞村持之參堂前
（一者役也、置舞奏於堂起座時止樂。則次安摩調子辻方說聊有相違）安摩一人（陵葛今日安摩一者役也雖然陵葛舞之）二舞一人（國朝）次皇帝（序十六拍子六帖許也。）一二五 六人舞

之序間自堂前可取面之由以 新鳥蘇 六人。次自東西樂門入造花幷酒肴於左右樂屋。次有衆徒僉儀
中綱被仰間取之大鼓定秋
可有羅陵王荒序云々 項（〔頂ノ誤〕）而事始舞正葛 始度所作四方破二返囀三度髮取手 踵廻大膝卷一段等舞之横皮被懸之 笙量秋 器太子丸 第二度被
召堂前横皮 一被懸之 笛景秀 器トモスリ始度 同横皮被懸之 大鼓景繼、鉦鼓定秋、一鼓俊葛、勤仕之 此所作人自宗町
殿御點也。納曾利 一人忠興 久景可舞處老躰之間不 舞之。仍舞之横皮一 次喜春樂 破二帖 長保樂 六人 三臺急二反 皇仁、太
平樂、狛桙、春庭樂 一帖、白濱、北庭樂 一帖、林哥終後退出之。
御舍利、還御樂、還城樂破、地下伶人勤仕之 三官 役云々

校云、此處ノ旁行ハ朱書

出仕伶人、左 舞 立從上 眞村、同同 俊葛、同從下 則俊、同同 正葛、將監 康俊、同將監 元葛、將監 行職、將監 眞右、同兵衞 英葛、少志 近重、
右 從上 久景、將監 忠興、兵衞 久乙、少志 忠信、笙 從下 國秋、同 藤秋、同 定秋、同 量秋、將監 氏秋、同 爲秋、兵衞 家秋、少志 茂秋、
同 幸秋、同 益秋、篳篥 季村、季種、季英、季長、重井 八幡十節衆今度被入請向 面目至也未彼輩入淸向事無之 笛 從下 景繼、
同 景房、同 景秀、兵衞 景親、少志 景淸、少志 景廣、西京右舞人 晴淸、晴員、行員、是經、是勝、行綩（〔統
ノ誤ナラン〕）、寺侍、國朝、爲玄、久宗、笙一、則秋依所勞不及出仕、其上在田舍、裝束事讓給

左青右黃 左右舞人叙留人卷纓老懸樂人不懸老懸卷纓斗也。朝座程寺務以下依御着座金堂正面西
間、仍以右爲上首 不以余所 笙、篳篥、笛等第一第三着右裝束自左樂屋渡右列立 中門下供花行道等時也
第二、第四等着左裝束自右樂屋渡左列立 同前 笙供花行道等外清座左樂屋了 夕座時寺務着座正面東、雖然强
不改裝束也。
樂屋事東西四間南北一間 廣間也 床三行立之 左右同之 一床一座左右一者座也 紫端疊二帖敷之其外薄疊敷之 中床一座
樂人着座一二床次第左舞人樂人等任位次騎取着座三床左舞人末輩幷寺侍等着座 南向 二三座
着座人 北向
右方樂屋大略同前。但三床西京伶人幷寺侍等着座了。
左方三床一床者鞨鼓座也。雖下﨟此所作人着此座右方一間前柱二本、三鼓二懸之一者黑筒
也。所作人如一鼓懸之乍立樂屋前二人同打之。此黑筒爲名物之間面々替々打之。量秋登天
樂打之 十六日甘州答舞時也 大鼓寺侍打之。皇帝、賀殿百拍子等、大鼓定秋打之。團乱旋量秋打之。
十六日法華會朝座巳尅事始、寺務御出仕。次衆僧着座儀如昨日 但納甲梵錫悉自中門出仕 次如昨日伶人列
立中門下乱聲三部各二節同音一度 每度振桙今日英葛懃仕之 樂門同振桙 役人同昨日 次笙吹黃鍾調々子、笛水調

〻子一反次泛龍舟、以此樂備供花如昨日樂人進莚道次第同昨日供花終後如元列立中門下止樂。次小供次第同昨日但樂東喜春樂破南塡破次寄大鼓鉦鼓立之如昨日次一鼓一曲有之。舞人二人同昨日今日者於舞臺上打之。樂喜春樂破如昨日於樂屋奏之。次會利古六人一行以端爲上首塡破次蝶、次大行道如昨日樂泛龍舟次梵音登樂重光樂次第昨日同衆僧退下時有舞央宮樂一帖先規四帖也次錫杖登樂都爵志次第同前衆僧退下時有舞綾切此間入自中門菓籠幷酒肴、次分經、河南浦先薫香、次分經、次奉納、次以此樂於中門下有舞。晴員鯉切爲玄蘇摩勤仕之。次菩薩今日以道行舞出次童舞汎龍舟五拍子五常樂急許也先規序破廿有之雖然被略之

事終面々自中門退出了。

夕座羊尅事始。先權別當御出仕有乱聲。又寺務出仕有乱聲。次舞奏進覽如昨日但樂一德塩安摩二人則俊正葛二舞爲玄久宗次團乱旋三帖被略之序間可取面之由自中綱被仰之間取之古鳥蘇、次自東西樂門造花幷酒肴入左右樂屋、次有衆徒僉議可有賀殿百拍子幷還城樂三曲之由云〻仍先賀殿百拍子地久。次自堂前可有寶冠之由、仍有寶冠散手眞村被召堂前御衣被懸之序破各一帖番四人秉俊、行賴、英葛、近重貴德久景鯉口被召堂前御衣被懸之次還城樂則俊納蘇利久乙青海波、八仙、傾坏樂、散手、賀王恩、綾切、甘州、登天樂事終面々退出法會次第樂屋次第等同昨日。仍略之畢。

右會式久不被行。雖無用記嚴重會此道繁昌事在之加披見者。尤可爲才覺者歟。仍載之〔此記量秋自筆寫之〕

續教訓云

左之舞傳來レハ次第尤可存知者也。昔人王二十代允恭天皇之御時、高麗舞人此朝ニ渡レリ。シカレトモ、テナシ傳ル人ナクテ、ムナシクスタレテ、第三十代推古天皇之御時即位二十年正月百濟國之聖明王舞師味摩子ヲワタサレシカハ、聖德太子アマチク天下ニ勅ヲイタシテ、妓樂舞ヲ始トシテ鼓ヲウタシメ、自餘ノ舞曲トモヲナラハシム。舞樂此御時ヨリ始レリ。第四十五代奈良ノ御門聖武ノ御時此道サカリニ興セラレシカトモ、サシテ其氏トサタメヲカレス。雅樂玄蕃等ノ寮ニ傳ヘテ勅要ヲツトメキ。其後尾張濱主トテ舞樂ノ大祖アリキ。五十四代仁明天皇ノ御宇承和三年四月ニ遣唐使ニ付テ唐朝ニ渡テ本舞ノ紕繆ヲ直之。龍笛ノ底ヲキワメキ。同六年八月ニ歸朝ノ後兩道コトニサカリナリ。濱主ヨリカミ七八代ハカリアリケレトモ、日記ホノカナルユヘニ其名ヲシルシカタシ。彼濱主ノ弟子ゝゝゝ其名ヲ失ヘリ。其弟子大戸眞繩、其弟子大友信正、其弟子狛光高ニテ侍ル。先祖衆行モ濱主ノ舞タリシカハ、大略舞曲ヲキワメシカトモ、此信正又當道ニ長セリシユヘニ又彼流ヲウ

ケタリキ。則六十六代一条院ノ御時寛弘七年左方一者ニ補セラレニシカハ、公私ノ諸役ヲ奉行シキ。（注已後之記略之。）

凡嫡家狛光近ヲ野田判官トイヒ三男之流則近ヲ辻子判官ト云。仍彼兩人ノナカレヲヨヒテ、野田・辻子トㇳ申ナリ。昔ヨリ今ニタカヒニトヒトフラウ事如此。後代モ定テサコソ侍ラメ。

抑左舞ハ唐朝ノ所作ヲモテ本トス。其外胡國、林邑國、蠻國、新羅國、呉國等ノ曲又左ノ舞タリ。而ニ或ハ本國ニテ絶タル曲モアリ。又我朝ニテスタレタル類モアリ。其ノコリタルトコロ當家他家ワツカニ三十余曲ナリ。一越調ニハ本十五ノ大曲侍リケレトモ、十二曲ハ已ニ絶テ日本ニハ三ケ曲ノミアリ。平調ニ又七ケ大曲アリケレトモ、一曲モ我朝ヘハワタラス、只名ヲシルハカリナリ。彼五六余ノ曲ノ內、狛家ノ嫡流光季ノナラヒ傳ルトコロハ

皇帝、團乱旋、春鶯囀、玉樹、兩背垂說（已上唐朝舞）賀殿（唐倭合舞）、承和樂、北庭樂（日本舞唐朝舞）已上壹越調曲、安摩（二様天竺曲）羅陵王（唐朝舞）已上沙陁調曲、蘓合、万秋樂、青海波同序（天竺唐土等）秋風樂（日本舞）已上盤涉調曲、喜春樂（日本舞）桃李花（唐舞）（以央宮樂分舞様也）感城樂、央宮樂（日本舞）已上

黃鍾調曲、春庭樂日本舞二様雙調曲、三臺、萬歲樂二様甘州、㟢頭樂唐舞已上平調曲、頹坏樂、打毬樂唐舞散手二様天竺委太平樂唐舞賀王日本舞已上大食調曲、秦王唐舞乞食調曲。已上廿八ケ曲也。而ニ光眞ノトキ辻家則近ニアヒテ、五常樂唐舞ヲナラウ。其上近眞又妓女ノ舞師ノレウニ太神是光ニアヒテナラヒツタウ。愚父霍田入道カトキ天王寺伶人、太秦公渿如本（スミ）ニアフテ、皇麞ノ曲ヲツタウ。此外狛定氏ニ拔頭ヲハナラヒ幷ニ和束兵衛、狛則季カ末葉（虞恭図ニヨル）狛時葛カヤウヲサヘナラヘリ。加之大神定茂ニアヒテ還城樂ヲ習傳へ、壬生判官多久行ニアヒテ採桒老ヲナラヘリ。予其アトニテ件曲トモヲカシケニナラヒツタヘ侍リ。又予カ時陪臚ハ招提寺僧隨法坊ニウケナラヒ、河南浦ハ興福寺ノ伶人玉手淸葛ニナラヒ、胡飲酒ハ思カケヌ源家ノ舞ノ譜ヲツタヘモチタリ。是等ノ一人舞ハカノ家々面々侍ルウヘハ、イトミ舞ンレウニハアラス。道ヲスクナラヒ、我スマシキ事ナレトモ、ヲホツカナク侍リテ、家々ノ人々ニアヒテ習ツタヘテ侍ルナリ。後代ノタメニ、ミナヲホヘタル分ヲ譜ニシルシヲキ侍レハ、ヲノツカラ末ノヨニ、カノ家々ノ人不慮ノ外ニタエハツル事モアラムトキハ、此相傳ヲモテツタヘカヘサムニハ、公ノ御タメ、道ノ爲ユ、シキ事ニテコソ侍ンスレ。

貪忠時方一度ニコロサレテ、道ノ皆絶タリシカトモ、ツタヘシナカレミリ、ウツシナラハセテコソ朝要ニモカナイ侍リケレハ、例ナキ事ト思ヘカラス。諸道ヲヒロクトイトフラヒ、モノヲシリタルヲモテ此道ノ長トハスヘキ事ナレハ、モラサスヨロツウカ、ヒシルヘキナリ。

樂吹号序事

或人云、樂吹ノ物ヲモテ序ト号スル事アリ。安ホトノ事ナカラシルヘキ者也。蘇合序始二拍子ノ後ニ樂吹ニテ侍リ、同三帖四帖五帖當時吹トコロカクノコトシ。春鶯囀、颯踏一帖ハ序二帖也。仍号中序。同二帖ハ序三帖ナリ。然而皆樂吹也。此事世常人不知之團乱旋序二帖、同三帖、始九拍子ハ皆樂吹也。輪臺舞ノトキ早ク吹ヲ序ト号ス。或人云ク、序吹ノモノヲモテ破ト号スルハ皇帝五六帖也ト云々。

舞曲古今相替事

或云、周倫ノ二ノ道古今相替ル次第ハ尤存知シテ持ヘキ事ナリ。昔ハ左右ト云事ヲワカス侍リケリ。サレハサシテ何ノ氏ト云名ヲモサタセス、聖武天皇ノ御時此道ヲ御興行アリシ

ニハ、ミメヨクスカタアリサマノアシカラヌヲエラヒアツメテ、此道ニテメシツカハレキ。雅樂寮ト云ハ、カヤウノトモカラヲアツメラル、ツカサナリ。中古多好茂、狛光高ナトノ比ハ、多氏タチマシリテ輪臺、青海波ヲモマヒ、蘇合等ノ曲マテモ舞タル事侍ル也。又大〔遺天［イ］ニヨル〕神氏ノ舞人モ、本ハ宗ト左之舞人ノスエニツラナリキ。乃至紀氏舞人マテモ如此アリキ。然而今ハ多氏ニハ相傳ノ子細アリテ、胡飲酒、採桑老ハカリヲ舞、大神氏ニハ還城樂ノ曲ヲ舞、又皇麞、泛龍舟、清上樂、五常樂、鳥舞ナトハ紀氏ヨリ大神氏ヘ傳ヘテ、後ハ彼氏ノ舞トス。紀季方カトキ、大神是則ニツタヘワタシ畢。是則又是行ニ傳ヘ畢。狛光高、寬弘七年ヨリ宣旨トシテ左右一者ヲ定置レテ後、狛氏ノ首官ヲ左ノ一トシ、多氏ノ首官ヲ右ノ一トシテ、兩家相對奉公ヲイタスモノナリ。笛工モ古ハ横笛吹、狛笛吹トテ各別ニ侍リケリ。而ヲ雅樂允、戸部正近カ時ヨリ左右ヲ相兼テ侍ルナリ。笙モ調子吹、樂吹トテ各別ニテ侍リケレトモ［朱］當家先祖市佐豐原時光時ヨリ樂調子ヲ相兼テ侍ルト。

英秋當道相傳事　貞和三年正月九日中時許生
量秋記之［印］

一歳時事

メノトニイタカレテ啼ケル時、樂ヲタニモ聞ケレハ啼ヤミテ、トロ〳〵トナリテ、子イリニケリ。スカサント思トキハ必ス樂ヲ吹ナリ。祖父龍秋ノ名ヲハ付給ケリ。我名ヲユツリテ付ル也ト云々。其後二歳ニテ八幡社參シテ、高良ノ松童ニテ名ヲ付畢。是モタカハス松若ト付、アリカタキ不思儀事也。

二歳時事 同四年

笙ヲキタル所ヘハイヨリテ、笙ニトリ付テ吹ケレハ、無子細ナリケリ。八幡ニテ名付。

三歳時事 同五年

笙ノ竹ノ名ヲヨミヲホヘケリ。文字ヲモコレヨリシテヨミシリケリ。

四歳時事 曆應元年

唱哥ニテ五常樂ノ急ヲ習テウタイケリ。不思儀事也。

五歳時事 同二年

樂八習テウタウ也。二月廿八日左衛門少武(〇志ノ誤ナラン)ニナリ畢。又我カ吹タルホトノ樂ヲハ、目六ニカキ、譜ヲカキ、拍子ヲサシケリ。サウヰナカリケリ。

六歳時事 文和元年

樂廿ヲホヘテウタウ也。七歳ニテ當家ニハ笙始ヲツケタル間、ソレヨリサキニハ笙吹事ナキニヨリテ、竹名マテウタウ也。此年ノ十二月十二日ニ父成秋關東へ下向早鎌倉殿左馬頭殿基氏御笙御師ノタメニ將軍家御自筆ノ御書ヲ下サレテメサル、間下向畢。又我吹タルホトノ樂ヲハ、笛ニテモ篳篥、琵琶、箏ニテモ吹引スルヲハ、三手トモキカス何樂トソキ、シリケル。

七歳時事 同二年

十二月廿日笙始、祖父龍秋教始給ケリ。笙ハ將軍家々御笙達智門ニテ吹畢。同日ニハカマキ有之、叔父信秋之ハカマヲキル。其後關東ヨリ鎌倉殿之御ヒタ、レヲ給キセラル也。將軍家ヨリ笙始目出思食御馬一疋引下サル、眉目之至也。松若丸引出テ立タルヲ、祖父御代官ニ志師秋ヲリアヒテウケトル也。右舞人久成、笛吹景朝、景茂、久景右舞人嫡家也ヲハシメトシテ面々來キタル也。中御門宰相家宗重同少將殿宗泰有入御酒宴、詠曲トモ有之、久成立テ舞畢。引出物遣之。三寶院御弟子ノ御方ノ寶智院殿ヨリ御訪有之。武家大高伊与守殿ヨリモ訪アリ。下鴨ノ社

務ヨリモ有之。

八歲時事同三年

正月ニ將軍家へ參ス志師秋兩人參、御前ニテ五常樂急ヲ吹畢。御感アリテ御小袖一重下サルヽナリ。志ニハ銀鋺一下サル。閏十月ニ父隱岐將監成秋關東ヨリ上洛シ畢。下向シテ上洛マテハ、トリツメテヲシユル人モナクシテ、樂ノカスモミチユカス。父上テヨリヒキツメテヲシユルナリ。松若申ケルハ、陵王破、太平急、キヽトリタレトモ、イマタ不吹候。フキテキカセ申サムト申テ吹ケリ。氣入、手ツカヒ、拍子合スコシモ心ニカヽル事ナク、言語道斷ナリ。其外樂ヲヲシユルニ、モト吹タル人ノワスレタルヲ習カコトクヲシユル所ヨリモサキノコトハヲ吹ソヘケレハ、習事シンクサラニナシ。タメシスクナキコトヽ申アヒケリ。大皷ヲ打タキヨシ申ケルホトニ、ヲシヘテ侍ケレハ、拍子合ニコノ〳〵アヒノ〳〵ト打ケレハ、キヽツタユル人ハ、フシキノ事ニソ申ケル。樂ナラス、ヨムコトモ、カク事ニモタメシスクナキ程ニソスキタリケル。

九歲時事同四年

樂六十三吹タリケルホトニ、祖父仰云、樂カスト申、器量ト申、イマハ秘曲不レ可レ有ニ子細ニトテ、六月廿日蘒合被授畢。將軍家ヨリ御馬一疋下給面目至也。細川相州ヨリタンシ十帖ノ上ニ、ソメカタヒラ二スヘテチクリ給ルナリ。師阿闍梨兼秋次男也ヨリモタンシ十帖ニ、チヤワンノコキ一スヘテチクラル、ナリ。父成秋衣一出也。祖父引出物ニハ馬一疋、衣一、タンシ十帖。叔父信秋扇ノ上ニカタヒラ一、父成秋タンシ十帖ニカタヒラ一、引出物如此ナリ。其後悦事セントテ、將軍家近習ノ人々山下左京亮舍弟四郎左衛門尉、曾我兵庫助、村上掃部助、其外面々ニ被來、秘曲相傳之由關東ニ被聞食テ鎌倉殿ヨリコトサラ秘曲始テ目出思食ケレハ、ヌシニニアヒテ侍ハトテ、御笙始ニアソハサレタリケル小笙ヲソ上セラレテ下シ給ケリ。面目無極者也。此蘒合序十二拍子五拍子ヲハ習テヲクヲハキ、トリテ吹之三帖五帖破急ハモト習タリ、タ、四帖ハカリ相傳スル也。四帖ヲ一反ウケワタス、ウケ、ル時ニハシメテ習様ニモナカリケレハ、フシキニトモ思テ、トコロ〳〵ヲホユルカトトヒテ、吹ケキカント申ケレハ、ヤカテ吹ケリ。コトハノ一モチチス、ホト拍子無ニ相違ニスルリト吹ケレハ、タメシモナキ事カナトテフシキカリケリ。父成秋此四帖ヲ相傳シケル時、一反ウケワタシ

テ吹ケルニ、二所オホヘサリケルヲナヲサレテ、二度メニハ無二相違一吹タリケルヲコソ、フシキノ物カタリニハ申ケルニ、是ハチウコヘタル事ニテソ侍リケル。祖父御所所ニテモ申サレケルハ、カヽルモノハ、他家ニモ、當家ニモイマタウケタマハリ及ストソ申サレケル。十月廿一日マテ六調子吹畢。樂七十三吹之。此內春鶯囀、序、同鳥聲、菩薩序、庶人三臺コレハ一手モ不習シテキヽトリ畢。此外イツレノ樂モ大旨半分三分二ニハミナ〳〵キヽトリ畢。又空調子ヲキク事、ナニヽテモツキナラシ、ウチナラシケルヲ、コヘノヒヽキノタヘヌサキニ聞之、十度ニ七八度ハタカハス。タマ〳〵ハツレヌルモ、ソハノ調子ヲ聞侍ル也。將軍家天神講、其外所々ノ樂ニ出也。ミル人コトニイタヒケカリ、フシキカラスト云事ナシ。又父成秋關東下向畢。霜月廿八日立。

十歲時事 延文元年

父關東ヘ下向之後ハシミ〳〵ト取ツムル人モナケレハ稽古モ不沙汰也。サリナカラ樂カスハ次第ニミチ行ケリ。祖父關東ヘ申下ケルハ、松若丸、萬秋樂事器量ト申、樂數ト申、イツレノ秘曲ヲ相傳ストモイタハシカラヌ事ニテハ候ヘトモ、年齡ィ心ニカヽリ候。イカ程モ

冥加ノ候ヤウニトオホヘ候。今年ハ斟酌候ヘカシト存候ハイカヽ候ヘキ。左右ヲキヽ候テヲスヘ候ヘキヨシ仰下サルヽ也。成秋御返事ニ申、仰コレモイカヽト存候ツルニ、カヤウニ承候半入候。万秋樂ハ明年ニテアルヘク候ト申上也。サル間、万秋樂ハ相傳ナキ也。又八月始テ哥ヲヨムナリ。中御門宰相殿同少將殿龍秋師秋面々ヨミ侍也。

十一歳時事同二年

樂カス次第ニ道行六月中ニテハ百十五吹レ之。七月四日成秋自二關東一上洛（寳路[不]ニヨル）。同廿六日ニ万秋樂ヲ相傳セサセ畢。祖父ニタンシ十帖、小袖一重、馬一疋出。叔父信秋タンシ十帖小袖一。父成秋馬一疋。其後酒アリ、御所女房上ラウ御入アリ。又次ニ中御門少將殿、團乱旋有二御相傳一。其夜自二内裏一山科中將殿御承ニテ松若丸、成秋被召畢。兩人參上。先松若丸吹セラレケリ。平調々子、三臺急、万歳樂樂拍子。此樂ヲ仕畢。頗有二御感一面目之至ナリ。次成秋ニ六調子ノ形コトノヽク調子一ニ樂ソヘテ可仕之由被仰下之間仕畢。又次日廿八日山科殿御承ニテ種々有二御感一、コレホトノ面目ハアラシト人々申ケリ。同十月十五日八幡放生會ノ御繩ニ付童ニテ淨衣ヲ着、同十二月廿七日元服、エホウシヲヤ祖父龍秋モトイヲ

トリアクル事、叔父信秋シソク師秋引出物、祖父小袖一、太刀一振。叔父扇ニソメ物スヘテイトコ師秋カマクラシカケ一スチ、返引出物、祖父ヨリ扇ノ上ニキヌ一ヒキ、冠ヲハ白內裏下給畢。面目ノイタリ也。

十二歲時事同三年

正月十六日八幡宮御節出仕始、束帶八幡神人依レ鬧籠一朔日ニハ無レ之。自二十六日一年始神事也。同廿五日將軍家天神講元服以後始參。右舞時打二鉦鼓一、陵王、乱聲、乱序以下打レ之。鉦鼓始也。同六月十五日但十八日延引今熊野六月會ニ祖父御代官ニ出仕畢。同廿三日甘州只拍子相ニ傳之一、父成秋ニ習畢。同七月七日禁裏御樂元服之後始參。所作カラ頗有ニ御感一。同九月日皇帝、團乱旋、一度ニ相ニ傳之畢。

十三歲時事同四年

三月廿五日任二右兵衞尉一。同廿九日內裏御樂ニ龍秋、信秋、師秋、景盛、英秋、イマタ御樂ハシマラサルサキニ有ニ出御一テ御簾ヲアケラレテ、英秋、兵衞尉ノ拜賀ニ樂可レ仕之由直ニ蒙レ勅。仍千秋樂ヲ一人仕畢。其後御樂始ル。同九月十五日內裏御樂、鉦鼓始テ打レ之。同十

月二日内裏御樂大皷始テ打レ之。十二月十日、内裏御樂𨫼皷始テ打レ之。
十四歲時事同五年
七月八日蘓合四帖口拍子相傳訖、ツイテニ甘州只拍子奧書ヲ書入畢。
十五歲時事康安元年
四月十日荒序相傳、祖父入道殿龍覺所被レ授也。叔父信秋奧書モトル、曲ノ主斯道棟梁タル間取レ之也。父成秋奧書モ取レ之。但十一日取レ之畢。如レ此十五才ニテ道極ル事故兼秋幷英秋也。此兩人之外更上古ニモ無レ之、況ヤ末代ニヲイテヲヤ。雖レ有事共以堪能無二比類一者也。右之記者量秋自筆ニ被二書置一之心、於二末代一守レ之、幼少之時如レ形モ道ノ次第傳授之年齡可二存知一可レ恐二後生一ト侍者、又若器用者モ可二出來一然者涯分稽古可レ敎之事也ト思給歟。
一康安元年五月十一日被レ召二成秋一條々有二御尋一也。御樂之御息入事有二御尋一、中上云、御樂之御息入者、御息頭ヲシタ、カニテイト被レ遊候ハントテ、御息ヲ作テ被レ遊候程ニ事ヲ作タル樣ニ候テ承惡候。只ウラ〳〵ト可レ被遊候。

一御手仕ハ如何ト被ニ仰下一、申上云、今被レ遊候御手仕ハ御息ト同時ニ移候。今ノ御息入ニテハ加様ニナラテハ難レ被レ遊候。大方ハ息ノ末ニ移候ハンスル指ヲ上テ、今度ノ息ト同ク可押候。御息入直リ候ハ御手仕モ如レ此可レ有候。

同六月十四日又被レ召

一先度申上条々御沙汰之次ニ竹移事有ニ御尋一。申上云、竹移ハ旬ニテ候也。被レ遊候ハ如ニ樂詞一候旬之竹ニ移候時御息ヲ不レ可レ被レ添候。

一殘樂之時ハ可レ被レ責歟ト被ニ仰下一。申上云、强ニ可レ責ニニハ不レ候。責候ヘハ事ヲ作リタル樣ニ候。聞惡ク存候。殘候ヘハ被レ候程ニ、自然ニ息モ入候テシタ、カニ聞ヘ候。又責シトタシナミ候ヘハ息被レ作候テ猶ワロク候也。其間ヲ御心得候テ可レ被レ遊候。

一御息ヲ可レ被レ入之樣如何ト被ニ仰下一。申上云、吹息吸息更ニ別ナル樣ニ不レ可レ有候。吹出テイツクヨリヨハク成トモ聞ヘ候ハテサルカラ末細ニ可吹候。古記ニモ息入ハ如笙姿可吹ト申テ候也。凡惡キ樣色々ニ候。或ハ物折返ツ、ケタル樣ニ吹、或息頭ヲツヨク吹候ハントテ、二重ニ息ヲ入レ、又息頭ヲアヤフムヤウニ吹、又舌ヲマケテ、ツワキヲハキ入ル樣

ニ吹、或ハ中フクラニ吹、又後ツヨニ吹、又ワナメカシナント吹候。此等皆惡キ樣ニテ候。只ウラ〳〵ト可レ吹候。大略當流ノ息入ヲ學ヒ候ハントテ癖出來候也、眞向ニ稽古仕テ功入候テ圓ク成候ヲ比候テ學ヒ候之間ヤカテ損候也。

同九月三日又被レ召。

一仰云、此間申入条々雖レ有二御稽古一キラ〳〵シク御直アリトモ不二思食一、猶所存ヲ不レ殘委細ニ可二申入一之由被二仰下一。申上云、先々モ如二申入一候。御息頭ヲテイト被レ遊候ハントテ御息ヲ作リテキフク被レ遊候、御胸ノ程ヨリ御息出入候之樣ニ承候。凡息ハ腹ヨリ出入スヘキニテ候。唯胸ナントヨリコシラヘテ吹候ヘハ、一旦ハ聞ヨキ樣ニ候ヘトモ、次第ニ息少ク成候テ損候也。可レ入ル息ヲ作テ不レ入候ヘハ、息身ノ内ニ殘テ苦シク候也。此樣ヲヨク〳〵御心得候テ可レ被レ遊候。

一調子ノ句頭コトノ合竹何ト可レ被レ遊ソト被二仰下一。申上云、合竹ヲ被レ遊候ハントテノ御息ヲ、後ツヨニ張テ、合竹ヲイキ〳〵トツヨク被レ遊候ハ、ヤカテ可レ有二御直一候。

一竹移未御快之由被二仰下一。申上云、如先度申入候被レ遊候竹移如二樂詞一候。竹移ト申候ハ

句ニテ候。或ハ十乞十一下一下凢ナントノ時ニテ候ヘハ、移候ハントテハ、息ヲ張テ下テ聊トク放テ句ノ乚テ息ノ終ニ不レ押候。加樣ニ候ハ句ト可聞候。何モ可レ被レ遊候、其內ノ善惡ヲ可ニ申入ニ之由申上、何モ御心地付タル由有レ仰テ雙調々子、鳥急、賀殿急、被レ遊調子ノ句頭ノ合竹御息入竹移何ノ御癖モ悉被レ遊直、言語道斷殊勝也
本云、成秋如レ此記置之由申、持來之間、則書ニ寫正本ニ爲レ入ニ見參ニ進ニ覽　禁裏ニ之處被ニ召置ニ畢。後代稽古之輩、常可ニ披見ニ候。更不レ可レ有ニ餘本ニ、可ニ秘藏ニ不レ可ニ外見ニ者也。

七調子渡韓神

壹越調

乞由十十乞乞由十十乙乞火十乙凢乙火凢一凢一凢二段乞十十乙凢乙凢一凢乞〻一乞十乞一凢
一凢十乙十乙十乞十火十火乙凢乙凢

校云以ト右傍ノ点スペテ朱ナリ

平調

一火乞乞一一火乞乞〻由下一火乞火下乙下乙工乙工乙二段一乞乞下乙下乙工乙一〻工乞〻
火一工乙工乙乞〻下乞下乞一乞乞下乙下火乙

下無調

工一一工工ゝ一一ゝ乞工一羞下羞下凢下卩下 二段 工 一一羞下羞下卩下工ゝ凢工一

工凢下凢下一ゝ羞一羞一工一一羞下羞下

雙調

凢七七凢凢七七行七凢比行十行十乙十乙十 二段 凢比比行十行十乙十凢ゝ乙凢七凢乙十乙

十七ゝ行七行比凢比七行十行十

黄鍾調

乙ゝ凢凢乙乙ゝ凢凢一乙凢一乞一乞下乞下乞 二段 乙凢凢一乞一乞下乞乙ゝ下乙

凢ゝ乙下乞下乞凢卩一凢一凢乙凢凢一乞一乞

盤渉調

下ゝ乙乙下下ゝ乙乙工下乙工一工一羞一羞一 二反 下乙乙工一工一羞一下 羞下

乙ゝ下羞一羞一乙ゝ工乙工乙下乙乙工一工一

上無調

羨ミ火下下羨羨ミ火下下ミ火凢羨火下火凢工凢工乞工乞工二反羨火下下火凢工凢工乞工羨ミ乞
羨下ミ火羨乞工乞工下ミ凢下凢下羨下下凢工凢工

納蘓利急　平調

乙凢火工一ミ一工乙延乙工火凢羨ミ羨凢火工一ミ下羨一ミ羨一羨延工乙羨下下羨火下乙延下
工火一工下下羨火行下延。嗄頭工乙羨下下羨火下乙延

皇仁急　平調

一百ミ乙ミ十ミ下百乙ミ十下十百乙ミ乙凢一百ミ二反一羨十下百十下十一十。下十百一下十一百十下十十下
乙百ミ凢工凢一工凢十百下十十下乙百ミ

加利夜須　平調

十。下乙ミ一ミ一凢凢由工一乞一ミ工凢十下乙一由凢乞ミ十下乙ミ十下乙ミ一火十下乙ミ一由
凢乞ミ十下乙ミ十下乙ミ一火十下乙ミ凢乙凢乙凢ミ乙ミ十由下乙凢乙ミ凢由工一乞一々工凢（反付）
十下乙一由凢乞ミ十下乙ミ十下乙ミ一火十下乙ミ一由凢乞ミ十下乙ミ十下乙ミ十下乙ミ一火

十下乙ミ一由几乞ミ十下乙ミ十下乙ミ一火十下乙ミ三反十下乙ミ。嚏頭几由工一乞一々乞几
由工一乞一ミ工几十下乙　一々乞十

六調子姿

壹越調　山河の落タキルカコトシ。又云、障子ニスナヲ打カクルカ如シ。又云、スイシヤウノス、ヲイタシキニ打コホスカコトシ。

平調　班緣ヲヒキノヘタルカコトシ

大食調　萩原ノ中ニセイタカ男ノハカマノコシハサミテ、ツユニヌレサルカコトシ。

雙調　鐵樹ノキムクヨク花ノハラケタルカコトシ。

黃鍾調　春ノ霞ヲヘタテ鶯ノ聲ヲキクカコトシ。

盤涉調　靑柳ノ春風ニナヒケルカコトシ。

一蘓合香說日記口傳云、

蘓合香ト云香之字ハ昔天竺ニ香樂ト云者カ傳ニ仍香トハ云也。香樂ニ五人子アリ、太郎子ハ木姓成ニ仍雙調曲、春三月甲乙卯（キノエキノトノウ）方ヲ讓ル、則此色靑本地藥師如來之化身也。

（校云以下傍訓朱書）

二郎子ハ火姓成ニ仍黃鍾調曲、夏三月丙丁巳午（ヒノエヒノトノミムマ）方ヲ讓ル、則此色赤本地寶生佛也。

三郎子ハ金姓成ニ依平調曲秋三月庚辛申酉方ヲ讓ル、則此色白本地阿彌陀佛也。四郎子ハ水姓成ニ仍盤涉調曲冬三月壬亥亥子方ヲ讓ル、則此色黑本地釋迦佛也。加樣ニ付屬スル時、五郎子違乱ヲ致ス時、四季ニ十八日之土用ヲ作テ土姓ト定メ、戊己丑未辰戌方ヲ取テ中央トシテ讓レリ、則彼壹越調也。本地大日如來ノ化身也。五人ノ子ノ中ニモウトカラス思シニ仍秘藏由成ニ蘓合香ヲ讓トスル時、彼ハ土姓、此曲ハ水姓也。是ニ仍中ニ留シ樂ヲ彼ニ傳爲ニ一越調トシテ六ニ留ルナリ。故ニ一越調之コトハ次ニ常ニ盤涉調ニ似タリ。盤涉調之コトハ次ハ常ニ一越調ニ似タリ。ヨク〳〵是ヲ可レ秘ス　香樂カ蘓合ヲ傳シ時ノ唐土ノ御門ハ秦ノ始皇帝之御時也。

玄宗皇帝之御時アラタメラレヌ。序本ハ廿拍子ニテアリシヲ嶋繼歸朝之時八拍子ヲ忘テ今十二拍子ヲ傳ヘリ。

疫病消除ノ說トハ一条院之御時晴明一条之小路ヲ反時香色之直垂ヲ着セル少冠者一人行相リ。蘓合香之四帖ノ只拍子ヲ吹ケリ。其時晴明ハ疫病ヲ祭テ返ケリ。其時ヨリシテ消除ノ說ト云有之。此四帖只拍子吹タル少冠者ハ本地熱（厩勢行ニヨル）田大明神ニテヲワシマス。又

行疫神説トモ云、四帖ニ六説ト者、先三帖吹、五帖吹、序吹、只拍子吹、蹋跪吹、八拍子吹是ヲ六説ト云也。消除ノ説トハ自始皆只拍子、自余ハ皆譜ニアリ。三帖ニツイトヲリノ説トハ序ニ吹笛ヲ拍子ニ吹テ奥吹通シ、又本ノ處ニ返テ序ニ吹留ルヲ云ナリ。又二返説トモ云。又三反説トハ二反ノ説ノ時ノ序吹ヲ拍子ニ吹テ始ノ帖第一ノ反付テ反ヲ本ノ序ニ吹留ヲ云也。〔朱〕當家唯受之内

又破ニワタフノ説ト云事アリ。破二返只拍子ニ吹テ急ヲ樂拍子ニ吹也。急ニ第三反ノ嗄頭トハ始一反、次ニ嗄頭一反、又第三反時ヨリハ嗄頭吹加テ始ヨリ吹ヲ第三返之嗄頭ト云也。御遊ノ説トハ急ヲ嗄頭ヨリ吹ヲ云也。又説、破ヨリ嗄頭エウツルヲ云事モ在之〔朱〕同

唐急小唐急ト云説アリ、唐急トハ皆只拍子ニ吹ナリ。小唐急トハ始二反ハ只拍子、終數反ハ樂拍子ニ吹也。序アリ、何ノ序ニテモ約束也〔朱〕同可秘之

蕤合香説日記傳云、蕤合香ハ草名、万秋樂ハ本名、彌勒自ニ釋尊ニ袈裟付屬時、蕤合草ヲ座トシ、万秋樂木ノ本ニシテ付屬セラレシ間、二曲ヒトツニ申傳。ソカウ草ハ此ニハチクサト云也。蕤合ニハ四帖、万秋樂ニハ五六帖ヲセラレシ間、コトサラ秘藏スルナリ。

萬秋樂　天竺波羅門僧正傳記。

万者、是則万法一如之儀、實相眞如之一理周遍法界躰是也。秋者、理智冥合身金剛前有情金剛後無量壽量遠本修因感果佛報身壽是也。樂者、三昧六通樂身對機說法法身應化用事理教法淨万機水隨緣月明時之樂有舞者喜〔子壽子ニョル〕賜歌舞四弁新樂者詮表位也。序者、都率嵩綺袈裟付屬開演義破者說法文句所謂（因當家唯受口傳之内タルヘシ穴賢ゝゝ）

菅三品の終焉のきさみちかつけりけるに、善知識の上人をよひにやりたりけれは、身はまいらすこもおなしとなり、いまはかうこおほさむこき、淨土の詩を一首つくり給へこいへりけり。そのまゝにあんしける程に、極樂の荘嚴心にうかひて、たちまちに聖衆の來迎にそあつかりたまひにける。其機根をはからひて上人もかくすゝめけるにや。

ちかくは壬生二位家隆卿八十にて天王寺にておはり給けるこき、三首の哥をよみてそ廻向せられける。臨終正念にてその心さしむなしからさりけり彼三首の内一首に云、

　契あれはなにはのさこにやこりきて波の入日をおかみつる哉

寶日上人こいひし〔寶て〔イニョル〕〕人の無常の古哥三首を日所作に詠して往生の素懐をこけにけ

るも、其ことはりたかはすこそおほゆれ。

私云、かやうの風情見いたし、聞とゝめて書之は、いか程も有へし。この人たちの時節までは如此のつとめにても、さもこそと覺へ侍る。佛のさためたまふ年季ちかはすは三百年已來の衆生一向に右に記趣にて往生せむ事あるへからす。この義分つねに申事也。よく／＼分別すへし。圉此内萱三品ノ御事ハ一向分別權化御事也、殊ニ年季遙也

無常の哥つねに詠吟して、人間のはかなきことを人をすゝめておとろかし、我もつねになけくこゝろは宗によるへからす。無常は佛法の塩梅と申也、いかにも／＼心にかけて思へし。

寶日上人の物かたりの並に云。

又もとよりたけき人の家にむまれぬれは、養由か藝をつき李廣かあとをつたふるほか何事をかまなひならはむとおもへとも、それしも文をかねうたをこのむたくひいと／＼いみしくこそ

清原滋藤ハ其身征夷使軍監の職にいたりしかとも、文のかたにたくみなりけり。或時の落句につくれり。

校云、傍訓ハ朱書、下同ジ

一文一ハ武倶迷（トモニ）レ道（フ）爲（ニ）レ我邯鄲（カンタン）歩漸（ヤウヤク）窮（キハマル）

この人忠文民部卿将軍の宣旨を給て將門をついたうの爲にあつまへ下けるとき、友なへりける、するかの國清見關にいたりて、うみのはたにやとりたりけるに、

漁舟火影寒燒レ浪　驛路鈴聲夜過レ山

といふふるき詩を詠したりけれは、おりふし心すみて將軍なみたおちにけり。此詩は杜荀鶴樂（〇樂衍ナラン十訓抄ガトアリ）臨江驛に宿てつくれりける、たひねのよはの思ひに、おなし心やかよひけむ、けに心すこし。

鎌倉右大將父子ともに代々の撰集に入給へることそ殊にやさしけれ。中にも右大將都へのほられたりけるに、吉水前大僧正なにともおもふはかりはえこそなときこえられたりけれは返事に、（按此僧正は慈鎮和尚御事也。右大將ハ頼朝御事也。）

みちのくのいはて忍はえそしらぬかきつくしてよつほのいしふみ

とよまれたる、おもしろくたくみにこそ。

おほよそ武士といふは、みたれたるよをたいらくる時、これをさきとするかゆへに、文に

ならひて優劣なし。朝家には文武の二道をゝきて左右のつはさとせり。文事あれはかならす武備となり。かゝりけれは、もろこしにも後漢の光武王は武将廿八人をえらひさたあられ、麒麟閣にをきて勲功をそしるされける。舜帝の時八說（〇「愷」ヲ誤リシカ）八元とつけて、十六族の文士をえらはれしかことし。源順か右親衛源将軍始讀二論語一時

職列二虎牙一雖レ拉二武勇於漢四七將一、學拙二麟角一遂味二文章於魯二十篇一。

こそかけりける。文武ともなるこゝろなり。又唐太宗の隋の世をとりて、まつりとをさため給ける時、魏徴房玄齢勅問にあつかりて、守文草創のふたつをわけて、文武のすゝみしりそけるとをそ、おの〳〵心のひくかたに付てあらそひ申ける。すへて弓箭の道は、敵にむかひて勝負をあらはすのみにあらす、うちまかせたるとにも其德おほくきこゆ。

文治二年八月十日あまりのころ、ふしみの齋宮野宮におはしましけるに、群行もちかくなりぬとて、中御門右大臣、花園内大臣なと、さるへき人々にはかにまいりあわれたりけり。夜ふくる程に月のくまなさをみすてかたくて、おの〳〵いてもやられぬ折しも、女房しやうのことを、つまおとやさしくかきあわせつゝ、みもすそかはの御いてたちもむけにちか

くなりぬ、伊勢までたれかおもひおこすへき。うちみたれたる御遊なとはこよひにこそこいひいてたれは、まことにしかるへきこととて、右大臣催馬樂うたひ、内大臣は琵琶ひきて、みすの中のことのねいといひしらす、樂ともかすをつくしける程に、内大臣あすはからきものいみなれは、あけぬさきにとていてられけれは、右大臣なかへをきたにすと詠してそたゝれける。かへるもとまるもたかひになこりおしかりけり。

孟嘗君たのしみにのみあきみちて、ものゝあはれをしらさりけり。雍といふ人わりなく琴をひく、きく人なみたをおとさすといふ事なし。君かいはく、雍門よく琴をひくとも、われはいかてかなかんといひて、ひかせけるに、まつ世の中の無常をいひつゝおりにあへるしらへをかきあはせて、いまた其こゑおはらさるに、涙をゝとしてけり。豪士賦序に陸士衡がかける

槁葉俟二微風一以隕風力蓋冥。孟嘗遭二雍門一而泣琴感曲已未

又橋在列か出家の後友におくる序代に孟嘗君之多樂猶泣雍門之微琴とかけるも是ナリ。一

秦穆公のむすめ哢玉はたくひなく簫を愛し、周靈王太子王喬はこのみて笙をふく。或は鳳

にともなひ、或鶴にのりてふたりなから仙をえてさりにけり。すへていとたけの妙なるこゑ治世にかなひ佛事をなすといへり。

瑤琴治世音といふことを以言かつくれる

雲調黃德軒丘遠風奏南薰舜 道興

（校云、時刻ノ意ナラン。但ト訓抄ニハ「きさき」トアリ）

唐高宗のきさ見則天皇后のかき給へるにや

皇禹聞泉臺之聲遂登仙錄。帝軒張洞庭之樂早叶眞源。

か丶れは音樂をは仙家人中にもこれをもて遊、佛土天上にもこれをさきとすとみえたり。これら管絃の德をしるす。行成卿は道風か跡をつきてめてたき能書なりけり。いまた殿上人の比、殿上にて扇合といふこと有けるに、人々珠玉をかさり、金銀をみかきて、われをさらしといとなみあへりけり。かの卿はくろくぬりたるほそほねのたかきに黃なるかみはりて、樂府の要文を眞草ませてところ〲かきていたされたりけるを、うへめして御覽して、これこそいつれにもすくれたれとて、御文つくゑにそをかれける。またかの卿のむまこに師中納言伊房とておはしけるも、いみしきてかきなり。春日大明神の示現によりて、すそろ

に御經藏といふ額を一枚かきておきたまひたりけれと、たゝいまうつへき經藏もなければ、いまあるやうあらむとておきたりける程に、帥もうせたまひて後、はるかにとし月へたゝりて後、おもひのほかに公家より、このやしろに一切經を安置してまいらせらるゝとき、たれか額をはかくへきとさたありけるに、この帥の子孫の中より、かゝると有てかの帥のかきおけるかくありとて、とりいたされたりけるをうたれたるこそ神慮に叶給ふ、さて有けることゝやんことなくおほゆれ。むかし佐理大貳任はてゝのほられけるみちに、伊与國三嶋明神の詫宣ありて、かのやしろのかくをかゝれたりけるもめてたかりけり。成通卿としころまりをこのみ給ける、其德やいたりにけん、あるとしの春まりの精かゝりの柳の枝にあらはれてみえけり。すかたはひんつらゆひたる小兒の、とし十二三はかりにて、あを色のから裝束して、いみしううつくしけにそありける。何事をもこのむ程ならはそこをきはめて、かやうのしるしあらはすはかりにこそせまほしけれとも、かゝるためしはいとありかたし。されは學者ハ牛毛のとし、得者ハ麟角のとしともあり。又するこゝのかたきにはあらす、よくするとのかたきなりといへりけりとおほゆるためしあり。

一琵琶の玄象ハ唐の琵琶の師劉次郎か琵琶なり。深草御門の御時、掃部頭貞敏か唐へわたりて、ひわならひけるときえたるひハ也。撥面にくろき象をかけるによりて玄象といふとぞ。むかしより靈物にて、内裏燒亡のときも、人のとりいたさぬさきにとひいてゝ、むくの木の大葉のすゑにそかゝりける。

顯基卿世をのかれて上醍醐にこもりゐられたりけるに、たいこの大僧正琵琶の三曲といふなる物を老法師にひきてきかせ給へ、けふあすまかりかくれなむするに、さばかりのたうとき人かくねんころにあつらへ給ふと也と思ひて、或時三曲はしめよりと〳〵くこれをひく。僧正よく〳〵きゝて、あくひたひ〳〵して、あはれはなそのより時〻まうてくるめくら法師の、極樂のあまりしたりのをとこてひきはへるはたうときものを、其曲は傳へ給へるにやときこえられけり。とかくいふはかりなくて、いまたえこそとはかりにてやみにけり。楚山にえたりし玉璞も、良工にしられさりしあひたは石にとならす。呉坂をすきける騏驎も、良樂にあはさりしほとはしほをこそおひけれバ、いかなる秘曲なりとも、まことにきゝしらさらむためにはゝよしなきことにこそ。かの廣澤の僧正の理觀、眞言のひま〳〵に流泉

啄木をひきて心をすまし給けむにはにたまはさりけり。

私云案
されは末代にはなき樂道の者、人前にて我道なれはといひて、人も所望せぬに、無謂大樂ともをわかおほえたるを高名と思ひて、わりなくふかむ事一定きとしらすば更ニ面白もおもはれし。かへりて道のあさけりになりぬへし。もし又古風をもうか丶ひたる人の、人のむかし物かたりめきて、神さひたる心つかひしたる人も有ぬへし。さやうの前にては、時の調子にあひたる小樂一二ふき一竹の小音取なと少々吹て笙をさしをき／＼、ものふかく思ひ入たる躰にふるまふへし。これを道のものといふにや。

唐太宗ノ臣王珪(ケイ)か云、人臣學業なけれは心賢なりといへとも昔の詞古のふるまひをしらす、豈大なる任をつかさとらむやといへり。かるかゆへに蘓秦ハもゝをさしてねふりをおころかしてまなひ、薫生はかたひらをたれてほかをみすしてつとめり。又太宗貞觀三年にはしめて孔子の廟堂をたて、周公旦と孔子とを先聖(センシヤウ)とし、顏回を先師とせり。これ文をおもくしたまふ故なり。しかれは則史書全經をもまなひしり、詞花翰藻(カンサウ)をもかねたしなみて、舊記にくらからす、古跡をはちすして君道にもかなひ、身德にもせんことまことの至要なり。

但又つきさまの人は、させるさい藝たらされども、こゝろをきてのかしこく、成敗のさか〳〵しき世に有みちにとりて第一の能なるへし。さま〳〵の藝能もまつ心操（シンサウ）をとゝのへての上のとなり。されは相經にも無盡の相ともをいひて、おはりには但貧福にありとかけりとかや。

慈悲すへて刑のうたかわしきをはかろきにつくへきよしの法令のさためあるとかや。されはおかすこころのとかなをきはまらすして、其うたかひのこらむたくひにおきては、君のため世のためさせるくるしみそしら〔○ら衍カ〕り有ましくは、公私につけて、そのつみをなためかろめむことひとつのとく政なるへし。あまねき慈悲なるへし。楚（ソ）國の王纓（エイ）をまきらかして、臣下のとかをかくしたまひけむ世に

楚荘（サウ）王ノコトナリ

こえたる御歎なり。又夏禹王の御心はつみをおこなはれされは天下いましめかたし。おこなはむとすれは、人のいたみしのひかたしといひて、つねになけきたまへりき。時務策（シムサク）といふ文に、夏禹つみになくと申たるは是也。

又殷成陽(イノセイヤウ)ハ四の罪三をのそきて一をおこなはれけり。四面乃綱三面をさくといへり。其心
［以下傍訓朱］史記ニみえたり。されは我朝には嵯峨天皇御時より死罪をハとゝめられにけり。かやうのと
もとよりそのしなあかれるはことはりなり、くたれるもののなかにも所のなさけ有ありけ
り。

又大江公資大外記を所望しける時僉議ありて、拝任よろしかるへきむね諸卿さためけるに、
かのおとゝの意見にいわく。公資は相撲を懐抱して秀哥あんせんほとに、公事令ニ闕如一歟
云ゝ人々わらはれけり。其詞によりて本意をとけす。たひ〳〵ろ様の事ありけるにや。か
の相撲は冷泉院の御時の一品宮女房、もとの名は乙侍従也。公資、さかみの守たるとき妻
とするによりて其号あり。夫婦ともに哥よみなりけり。

十訓抄ト云作不審可尋之、定テ家ノ人ノ御作ト覺タリ圏

又或文のおくに、抑なにはのとの葉のよしあしにつけつゝ、むかしいまの物かたりをあつ
めみるに、その身はさなからこけのしたにくちにけれは、わつかにうつもれぬ名はかりを
しるしとゝむるあはれさに、なきは数そふ身の有さま思ひつゝけられて、いつ身のうへに
とのみ心ほそし。夢なり幻なり。古今さりてかへらす。有とやせん。なしとやせむ。舊友

かくれて殘りすくなし。かの文選といふ文に人荏々として日々にわたるとは有こそまことにことはりなれ。つねなくうつりゆく世中をきゝみるに、たきついはせの河波のすみやかになかれゆきてとまらさるにことならす。かゝれは哥にも、なかれてはやき月日なりともよみ、詩にも又水かへる夕なし、流年のなみたとも作り、法文には人命不㆑停過㆓於山水㆒ともあるやらん。しつのおたまきくりかへし、むかしをいまになしかたきならひにて、わか世も人のよもたゝあたなるかりのやとりなれは、かゝる筆のすさひまても、いつかむかしの跡といはれんとあはれにあちきなくおほえてなむ。

今度近年よみをきし愚哥の百首ともをかきあつめて、四百首有けるを淸書して、去秋の比より前內府家へ御點申請侍內、併後の忘かたみなれは少々かさねて書入之

霞　　一字題百首之中

あさな〳〵野なる草木のめも春に遠さかるをや霞といふらん

雹

染つくす四方の木のはのちりしよりみそれに殘る村時雨哉

朝
人の身は朝かけ過る白露の有と思ふもいく程のよそ
夕
けふにあけて昨日と過しおこたりの我身につもる夕暮の空
關
ちる花の雪にも駒のすゝまぬや春にやすらふ逢坂の關
枕
後の世を思ふねさめにそはたては法をもつけの枕ならまし
閑居埋火　又百首中に
いける世のかひこそなけれおこすへき道も思ひも家にうつみて
共僞戀
まことなき身のおこたりをかこちても人にうれしきとのはもかな
和琴

是も又むせふ名にたつ河霧や氷るはかりの瀧のしらへに

楊貴妃

聞し野の面影遠く尋ぬれはよもきかつゆに有明の月

浦嶋子

あけぬとも又あひみむと思たにみつのえつゝき短よの月

歳中立春　　禁裏御着到題ト畢御點卅六首中

一とせに又もきにける春霞かすみてくれしそらもかはらて

残花何在

鶯も風のやとりはしらすとものこらは花に鳴てをしへよ

盧橘子低

花さきてみならぬたにも有物をうへてみるへき庭の橘

紅葉出垣

一枝はゆかし色そと折てみむしめゆふかきのもみち成とも

月照網代

石はしるうちの早瀨の網代木（[底]ナシ[イ]ニヨル）に氷てかゝる月のしら波

氷留水聲

こちはてね世にあはぬ水の調をはきかし氷の下むせひつゝ

眺望山雪

さこまてはつもらぬ雪の山のはにたれみよしのゝ春を待けん

臨期變戀

いまハこてこくへきひもをゆふつけのねなくに歸わかれやはある

時々驚戀

このまゝに忘はてねこ思ふらん心の程をおころかすかな

後朝切戀

世には又さらぬ別の有物をなくさめかたきしのゝめの月

披書恨戀

なへて世にたれこしらせすかきかへは思心の一筆も哉

　絶經年戀

いくこせをふる野の小篠かりそめに出にしまゝの露の中道

　憂喜依人

入をまち出るをゝしむ人の世の宿をはわかし山のはの月

一音樂吉日事

甲辰　乙巳　丙辰　丁巳　天生人日也利爲吉事　建日可歌儛　閉日不可以哥樂

（宋）樂ヲ作リ音ヲ開唐ニテモ古今ナキコトニイワレシ者也

右（師曠乙卯日死不可作音樂恒例不憚之始謂初學

一無行經云、貪欲即是道癡恚（〇恚ノ誤）亦後（〇復ノ誤カ）然

此貪瞋癡ノ三ハ貪ヨリ二ハチコルナリ。貪ハ婬ヨリ生ナリ。婬欲則菩提ノ種ナリ。此三ヲアリノマヽニヲケハ悉迷界ニシツミハツルナリ。然ヲ於末代南無妙法蓮花經ト請持奉レハ、取モナチサス此貪欲即解脫トヒラケテ、本同妙ノ御行躰ニヒトシクシテ、次生ニ妙覺ノ位ニノホルヘシ。如此ヒラクレハ煩惱即菩提ナルヘシ。人コトニ善惡不

ニナント押テ申ハ、ヤフレ法文トカヤニテ侍歟。詞ハアレトモ心チシラテハ信心ノサマタケナルヘシ。

臘月月迫之刻万端短促みきりなれとも、かやうのことハりを聽聞して、一分の信をも增侍る事、返々ありかたき法談なり。何今生の不足可歎哉。愚身ハ天下第一ノ福力ノ者也。可仰〳〵。

一無樂相傳事

或人云ク、舞樂ノ作リ傳ヘ尤存知スヘキ叓也。散手一說、安摩、伎樂、蘓合、万秋樂一說、青海波一說、是等ハ天竺ノ曲、菩薩、道行、乱聲、迦陵頻、抜頭、倍臚、此等ハ林邑國ノ曲。胡飲酒、此ハ胡國ノ曲。又蠻國ノ曲。打毬樂、太平樂、褁頭樂、玉樹樂許、蘓合急、喜春樂一說、万歲樂、汎龍舟、河南浦、秦王、皇麞、皇帝、團乱旋、春鶯囀一說、甘洲、三臺、陵王一說、天竺 還城樂、桃李花、賀殿樂許 五常樂 傾坏樂 採桑老 輪臺、秋風樂ノ一帖、放鷹樂、蘇芳菲、蘓莫者一說。此等ハ唐土ノ曲。承和、北庭樂、賀王、央宮樂、感城樂、清上樂、秋風樂二三帖換頭、釼氣褌脫号猿樂說此等ハ我朝ニテノ曲。

一切々斷絕舞事

或人云、此等ノ舞ノウチ舞絕タル切々アリ。尤存スヘキ事也。皇帝序本四十拍子而ヲ八拍子ヲ忘ル間十拍子ヲステ、今三十拍子ナリ。團乱旋入破本六帖或四帖、而ヲ當時ハ二帖アリ。颯踏本四帖當時二帖アリ。春鶯囀序本二帖當時一帖、鳥聲本四帖今二帖。賀殿破本三帖今二帖。承和樂序絕畢。破六帖之內二帖絕畢。陵王破本三帖或四切今二切、三臺序四帖絕畢。破本三帖今一帖絕了。万歳樂本五帖之內三四帖絕了。叅頭樂本五帖或四帖今三帖アリ。甘洲本七帖今五帖アリ。皇麞遊聲絕畢。序一帖同絕畢。散手序本三反今二反アリ。傾坏樂序一帖絕破本三帖今一反絕畢。賀王本五帖今二帖絕了。還城樂破本七反今五反絕畢。放鷹樂七反或五反今ハナキカコトシ。蘇芳菲七反今ハ無カ如シ。喜春樂序三帖今ハ二帖アリ。桃李花序四帖絕畢。破六帖舞絕畢。仍今ハ央宮樂用之。感城樂五帖今二帖絕畢。河南浦六反今ハ無カ如シ。淸上樂四反當時僅ニ一帖許歟。汎龍舟六帖同前。蘇合序本ハ廿拍子、而今八拍子忘畢。同二帖絕畢。颯踏二帖絕畢或忘云々破五帖、今二帖絕畢。万秋樂序本二帖或九帖ト云々而今所殘一帖半。輪臺本七反今樂四反舞二反。秋風樂本五帖今三帖アリ。採桑老本

五反今四反、

京極大相國（宗輔公。）右舞ハ資忠殺害セラレテ後洛陽タエハテヽキ、貴德出入ノ躰ハイ誠ニ比類ナカリシモノナリ。左舞ハツタエアリテタユヘカラサルニ、近來ソレモ故ナクタヘタル也。先蘇合急ニ左手ヲ高ク天ニ打テ起テ見シ手今ハ不舞之。陵王ニ小膝卷舞之定印ムスヒテ撥ヲ取手タエ畢。手与撥差ス手絕引畢云々。

永正八年

十二月

三日晴今日御遊御習礼也。先日所蒙催也。未尅許着直衣參內（不重大帷弁上結依爲內々儀共以用少略之儀）小御所南面爲其所東面懸御簾尅限　出御之後中務卿親王西面遣戶令着東第（虛東[行]ニヨル）一間給（北面。）次四辻大納言（季經衣冠）同入西間着第二間按察使（俊量衣冠）予兵部卿（重治衣冠）四辻宰相中將（公音衣冠）等各於御眼路令蹲居着座（一列北面）次藏人中務丞諸仲御笛筥（二管入之）傳藏人頭（實胤朝臣）取廻持參御前又取廻置定退。次基規朝臣置笛筥於俊量卿前（取廻作法同上）此事雖非管所作人置其第一人前兩樣歟。但絃之置樣似無其便、此作法可然歟、次言綱朝臣抱琵琶參進置中務卿親王御前（言綱朝臣与基規朝臣言綱爲上首筥上首殿上人置之例歟。但以中務親

王御前爲上首存氣味歟 次範久時等置季經卿前。次橘以緒執和琴置公音卿前。次以範久召殿上人隆康朝臣、資數等參進候南簀子（兼敷圓座東上北面）次取下笛筥、其儀取拍子被押寄筥、予以右手引寄聊副（底制〔イ〕ニヨル）左手置前取笛（件笛以頭爲前可謂倒歟。但上古之圖如此有子細歟取樣頗可有故實予非普代不存故實無人請曇以今案取之向後隨得所見可改者也）置膝上（持右手） 以左手取笛筥右之端押遣、兵部卿前重治卿取笛（笙歟） 空盖留座下。次主上令吹雙調子給、重治卿奉應之、二句之後予吹音取、聊差置、卽吹出調子。次唱安名尊。次鳥破（只拍子）、予故實無案內之間、每々請季經卿氣色吹出之。次席田、次鳥急、次賀殿急（殘樂三反）。次中務卿親王令彈將律御調給音勢微妙歟（〇孝云適ノ誤カ）、耳矣。次 主上令吹出平調々子給、重治卿奉應之、併如前。次予吹音取調子聊差置吹出万歲樂（只拍子）。次唱伊勢海（此名讀樣聲各有差別仍尋按察卿イセノ件三字各上聲ウミ此二字落ナリ） 次予吹五常樂急（殘樂三反） 事畢後殿上人退。次取上笛筥、其儀兵部卿引寄筥入笙押上予傍、予以左手引寄聊副（底制〔イ〕ニヨル）右手置前入笛（如初盛以頭爲前） 以右手取筥之左端押遣按察卿前、按察卿入拍子、件笛筥被用打亂筥之間、頗短。仍笙拍子各以末餘之處返入時以本餘之盛樣頗見苦者歟（後尋此儀失念云々）。次樂器各本役撤之。次入御各蹲居。次自下﨟退在之東面簀子下敷打板（統秋、景範等着座階下勸盃無之）次於便宜所天酒一兩反之後有天酌、所作人所役殿上人之外祗候之近臣等各參進。及昏色出禁門歸蓬屋。

此御笛笙他之物被假用也

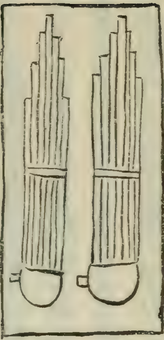

大唐

太子丸

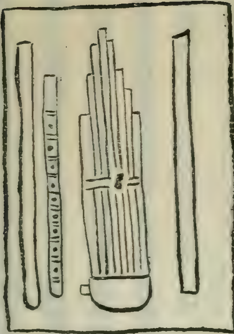

小キモノカ

折乱笙

拍子　按察使俊量

付哥　隆康朝臣　音數
季經卿兼之

笙 御所作 兵部卿重治　　笛 予
琵琶 中務卿親王　　箏 四辻大納言季經
和琴 四辻宰相中將公音
呂 安名尊 鳥破 席田 同急 賀殿急　　伊勢海 五常樂急
律 万歳樂

右之記者甘露寺〔親長息元長歟（付箋）〕中納言家今度置記給旨拜見之時可申請由約束申入重而申出此書物ニ載之。此儀式可爲已後例歟。上之御所作者及數年連ミ申上之間不及是非。取分今度之御所作殊勝無極者也。惣別御拍子合者今少早樣ニ愚存在之、爲御習礼之上者向後可申沙汰時致覺悟可所存申者也甘露寺殿今度御所作殊勝也。非希代御事ナレトモ御故實已下無殘所。仍御記ヲモ申請者也

孝道口傳

管絃ノウツハモノヲシタヽメシヤウコンスル事先我道ニツキタレハ琵琶ヲ申ヘシ。丁ツ絃ヲカケンニハ比巴ヲ我丁ヘニヒカンスルヤウニヲク。クヒノ方ヲ左ニテ先四ノ絃ヲカクフ

ク〔露ス図ニヨル〕スノアナヨリトヲシテ、シタノ方ヲハナカクヒキトリテ、ノコリヲシモノ方ヨリ絃ノシタヨリトリテ、フクスノ上ナカヲノシタヨリカミヘサシトヲシテ、フタスヂニナリタル絃ノ中ヨリサキヲトリイタシテ、ワナノカタヲシトメノアナヘヲシイレテ、左ノ手ニモチタルカタヲヒケハ、ワナノカタハツマルナリ。サテナカキ方ヲハハムスノカイラウヒノサキニアテ、キルヘケレトモ、三四ノ絃ナトヲハナカナカラスヘシテムスノアナニイレテ、サキヲヒキトリテ、カメク、リニスル也。三ノ絃モコノ定ナルヘシ。次ニ二ノ絃ヲカク。サキノコトクフクスノアナニサシトヲシテ、シタノ方ヲナカク、左サマヘヒキトリテ、ノコリヲ又絃ノシモヨリヒキマワシテ、フクスノ上ヘノ絃ヨリシタウラヨリサシトヲシテ、左カラミニ四反スレハ、カラミメ七ニナリテ、ノチシト、メニヒキマワシテ、カラミノシタヨリ、シモヘサシトヲシテ、左ノカタヨリ又ヒキツメテ、アマリノヒタリハ又カイラウヒノサキテアテ、キリテ、テムスノアナニサシイレテ、サキヲマムスヒニシテト、ムルナリ。一ノ絃是ニヲナシ。

箏ノ絃ヲカクルヿ、ナヘテミナ人シリタルコトナレハ、コマカニ申ニヲヨハヌトモ、フト

絃中絃ヲノ〳〵四スチホソ絃五スヂヲ、シモノシト、メヨリトヲシテ、ヲト、メニカラミ
ツク。ヲト、メヲハシヘト云人モアリ。カラミツクル事ハ、ホカニハカメク、リニシタル
人モアムメレトモ、コナタニハカメク、リニハセス。カメククリニ廿ムスルヤウニシテ、
ワナニ一マトヒシテ、ヲト、メヲワナノナカニサシイレテ、ヒキカタムルナリ。ヲト、メ
ヲスルコトハ、タンシ、ウスヤウ、イヅレニテモヒ子リマキテ、箏ノコウニアテ、、ヲシ
カタメテ、ナガサ五分ハカリニキルナリ。サテスヘノシト、メノアナヨリミナヒキトヲシ
テ、マヅ、カシハガタノ中ニアテ、七ノ絃ヲハル。次ニ一ノ絃、次ニ巾、次四、次十。コ
ノ、チハカミヨリシタイニハカライテ、ヲナシマクハリニハルヘシ。ソレニトリテ中ハス
コシアハラナルヤウニテ、ハシハスコシコマカニマクリテハリタルカ、ミメハヨクミユル
ナリ。マトウ事ハナヘテ人々シリタル事ナレハ、コマカニ申サス。シタ二マトイ、ウヘ
一マトイ也。又サホトノ事口傳ナカルヘキ事ナラ子ハリヤクシツ。スヘヲヲサムル事カシ
ハカタノニシキノウヘシモノカトフク所ニウルワシクハヲサムル、サテ後フタツニワク。
カミ七スヂ、シモ六スヂ、左手ノヒトサシヨリコユヒマテ四カ中ノフシニアテ、ワケテ、

タムシ、ウスヤウナドヲホソクキリテ、フタトコロユイテ、シタウラノアナノウラノヲニサシハサム。カミノカタノハ三四五ノ絃、下ノ方ノハ、九十斗ノ絃、コレガナカヘサシハサミテ、ウラウヘノハシヲハイタス也。ホムタイハ三所ヲイウ事アレトモ、ソレハイタクシケ、レハ、二所カヨキナリ。マコトシキハレニテハ、アキヲ、ツク。マキヲスルヤウハ、カミノカタノニハフト絃、下ノカタノニハ中ヲモチテマクナリ。ソレガナガキヲ一スヂニテ、ソレモ左ノ手ノヲヨヒ四カナカノスチニアテ、ハハヘリワケテ、ソノウヘヲ右サマニマキワタス。コマカニヒシ〳〵トマクヤウアリ。又スコシアハラニマクヤウアリ。マキハテ、ノチ、カミノカタノハ四ノ絃、シモノ方ノハ十ノ絃ニコトヲハリタルスヘカタムル所ニカタム、カシハカタノイノメハナカニコメテ、絃ノシタニヲクナリ。コトヂヲツ、ム事、ウスヤウニテモ、ダムシニテモツ、ム。ホカノ人ハクシナトツ、ムヤウニツ、ミケナリ。コナタニハコトヂヲ中ニナラヘヲク事、ウラウヘニ五ツ、中ニ三チカヘテヲキテ、三ニヲシツ、ミテ、シリカシラヲ、コトヂノアタルホトニヲシヲリテ、ハサムヤウ、上ハ三四ノ絃、下ハ十斗ノ絃、ツ、ミカミノサキノアマリヲ、シタヘイレテ、ヒキトリテ、等

ノ中ノホトニヲク。コトヂツヽミタルウヘニ、絃ヲヽク事ハ、ユメ〳〵ナシ。ツヽミタルウハカヘ、シタカヘ、ミユルカタヲアラハニナシテ、キリクチノミユルカタヲスヘノリウカクニムクルナリ。絃ノシタニアマリヲサシカウ事、フトヲノカタハシタ、ホソヲノ方ハウヘニナスヘシ。絃ハルツヨサハ、平調ニアハセテ、二ノ絃ハコトノ上下ノリウカクノ中ヨリ五寸ヲスヘヘヨスヘシ。巾ノ絃ヲバ、リウカクヨリ八寸、シモサマハコマカニテ、上ハアハラナルヘシ。ヲキモノヽツシニヲク事、三カイナラハ、上ノコシニ笛ノハコ琵琶、ナカノコシニ箏、下ノコシニ和琴。四カイナラハ、上ニハ笛ノハコハカリ、次琵琶ニテ、下サマハヲナシ。ムクル事ハヤカテムカイテ、ヒキサマニヲク。笛ノハコハ上ヲ奥ニムケテ、比巴ノフクラミノ方ニヲクヘシ。四カイナラハ、ハコ一上ニヲカムニハタ、中ノホトニテアルヘシ。袋トモノ事、等ノウルハシキ袋ハ、ニシキフタノヲヌイアハセテ、コウノウヘ、ヒキチカヘテ、クミノヲナカサ五尺ハカリアルニテ四所ユウ、上下ウヘ、ヲリカヘシテ、龍角ノウチ上下中二所アハセテ四所ナリ。ツ子ノ袋ハ二ノ袋ニカハラス、ウルハシキ人シラス、小ケ殿ニシテカセヲハシマシタレハサタメテヤウアラム、伏見トテ目出カリシ御コ

トノニテアリキ。比巴ノ袋モ箏ノヤウニテ、サシイレテユイタルソウルハシキ。比巴ノスカタニテヒホカケタル略シタルヤウナリ。ウルハシキニハ、ヲ二所、袋ノナカサハ、ハンスノサキユイタルノコリ一尺四五寸ハカリアルヘシ。ヲハ、ハンスノサキト、クヒノツキメノホトナリ。袋ノアキメハ一ノ絃ノ方ナルヘシ。箏ノ袋ハホソイトノ方ニアキメアルヘシ。笙ノフエ笛トノ袋ハミナヲナシ事、紙ナトニツ、マム事モヲナシ事ナリ。笛ノ箱ニ具イル、ヿ、中ニ笙ノフエムカイタレハ、左ノ方ニ笛篳篥、右ノ方ニ太笛狛笛ナリ。ナカサヲナカニ拍子ハ丁ロナル方ヲ上ニムク、ヒロキ方上笛節アル方ヲシモニヲク、ソレヲ上トシリタル人ハヒカヿナリ。ヒチリキハ舌ヲ上ニヲク笙ノフエハ管ヲシモ也。

柱ヲツクリツケム事、柱ニハヒノキヲス。モトハヒサコノフルキエヲツクリケリ。ソレモシ水ニヒタリテ、アフラケノナケレハニヤト古人イヒキ。サレトイマハタ、ヨクカレタル木ノ、カタクテシロキカヨキナリ。ヒサコノエハヒモノ木ト云テ、目コマカニ、アカクヤワラカニテトクモツヒ、又キシ〳〵トナリ、又ナカ〳〵アフラキリタルモアレハワロシ。フルヤノ具ニ、ナケシ、ケタ、ウツバリナドノ、ヒサシクカレタル、一定ヨキナリ。カタ

マサトイヒテ、キリクチノメヲスヂカヘニツクル也。琵琶ヲ返風香調ニシラメテ、一ノ柱ヲヲキテ、ハチアツルトコロヲ、アラクカケハ、タカキハハシキウテラル。ソレカヒメカスハシキウテラレヌホトニツクル。二ノ柱モ、一ノ柱ヲキテ、絃ヲヲシアテ、又カケハ、ソレモハシカレヌホトニツクル。三四ミナヲナシ。サテツクリアツメテミナアルヘキサセキニヲキテ、四ノ柱ノシモヲ絃ヲ、シツメテミレハ、一ノ絃ヨリ四ノ絃マテムラモナク、サ、ヘタルモナク、スキタルモナク、ツクリテ、四ノ絃ヨリ三ノ絃ヘ甲乙ニシラメテ、四ノ柱ヲ乙上同音ニツク。又上ク同音ニツケテ一柱ヲ乙八同音ニツケテ、一柱ト二柱トノアヒダ、スムホウヲトリテ柱ノヲモテナカラガホドヲチカク三ノ柱ノアヒニシ、又ソノホト四ノ柱ヘミシカクツクルナリ。ヲナジヤウニツクルト、カツラノ方ニハイヘドモ、ソレハコエノアハヌナリ。下ム同音ニ三柱ハツク、十也同音ニ二柱ヲハツクルニ、ヲナジマクマリニシツレバ、十ム少サカルナリ。ソノユヘハ絃ヲフカウチシイル、ニシタカイテコエハタカウナリ。一柱ヨリ二ノ柱ハ、イマスコシ、フカウイルナリ。三ノ柱ハマシテイマスコシイルニヨリテ、イマフムナカヨリモスキタルホドツク、次第ニ四ノ柱ザマヘコマカニ

ナルカリモカナイテ音モタカハヌナリ。ソクヒヲヨクヨク子ヤシテ、水子ヤシヲセテツタヘシ木ノメニムクル方アリ。ウヘノ方目サキヲ一ノ柱ヲハ四ノ柱ノ方ヘムク、ヒカムスルヤウニ、クヒヲ左ニヲキテ、一柱ノ方ヲミレハ

此定ニ四ナカラツクヘシ。カツラノ方ニハタカイタリ

カクアリ。コレハイツレカヨシアシトイウヘカラ子トモ、コナタニゾンズルヤウハ柱ハ音ノキハヲタ、スモノナリ。柱ノヲモテノウチノ方ヲキハニスベキニテアルニ、木ノホソキメハカタキモノニテアレバ、音ノキハノキハヤカナルベキニヨリテスルナリ。木ノ目ノサキヲアツルガユヘニテアリ。トノカトハ音ニイラヌ方ニテアリ。コレハイクホトノコトニテカハアルヘキヲ、心サシノイタリハカヤウニスヘシ。經信ノ方ニモ、フルクハサヤウノサタマデナカリケルヲ、カツラノ少輔ト云人セメテモ孝博ガ方ニタガハムレウニチカイテ、イヒイタシタル事ナリ。比巴モトハタ、一スヂノナガンノ、スヘニナリテ、ヒキヤウノトモカクモアルコトハ、一人ガ弟子トモ、、スヘサマハサノミコソアレハ、ヒキヤウコソアラメ、柱ノツクリヤウ、絃カクル事マテカハルベクモナキニ、絃カクル事モ、カツラノ方ニハ一絃八カラミ、二ノ絃九カラミ、三ノ絃ヲハナカラヲバカ

ラミテ、ナカラハヒキナラヘテト妙音院ヘハ申サレケルホドニ、ソノヤウヲカケントセラレケレトモ、ヲ、カタカナハサリケルニテ、ヨロヅハ時ノ人ヲシハカリケリ。絃ノアマリモ、上三ハシモヘムキ、四ノ絃ハ上ヘムクト申ケルトカヤ。コナタニハミナシモヘムケテカクルナリ。人トハバカヤウノ事イサトイウヘシ、イタクサカシガラデアリナン。

已上琵琶箏之絃ヨルヘキヤウ 圏孝道口傳他家事ニテ無用ナレトモ載之

或人云、人の世に有ならひ、慵慢をさきこしてよく穏便なるはすくなし。或は自由の方にておたやかならす、これはわかかいふんをはからず。さしもなき身をたかく思ひあけてあるしをもかろしめ、かたへの人をもさぐるなり。あるは偏執にてかたくし、これは我おもひたることをのみおもひて、いまの世にしたかハすのみあるは、おりふしにゝぬことあり。これは内々よくなれにしかはこおもひて、はれにいてて人をならし、もしはうちこけあそふこころにましはりて、われはいまたみたれぬまゝに事うるハしく、ひもさしかためて人をしらかし、その座のけうをさますなり。あるは才能につけたるそしりあり、これはものをしり、才のあつきによりて、よろつの人をあなつるなり。或はあいちやくに付ておろか

なり、これはわか主よりほかはめてたき人なし、わか妻子はかり、みめこゝろたらひたるものあらしなと思ふなり。或はすきにつけてわらはるゝあり、これむかしの人はヿに心すきて、花月をもいたつらにすくさゝりけり。いまは時世あらたまりて、おもしろきヿも、それにのみしみかへりてはこゝろ一をやり、人めにあまる難あり。或はふるまひにつけたるひかヿあり、これはたちゐのありさまのめたゝしく、おこかましきなり。おほかたかやうのヿはけうまんをもとゝして、心のすくなきよりおこれり。これによりてつゐに生涯をうしなひ、後悔をふかうす。かゝれはたとひ身をよしとあんし、むかしをいみしとしのひ、ものをおもしろしと思ふとも、人めをはゝかり、世のそしりをつゝしみて、こゝろに心をまかすましき也。されはある經には、心の師とハなるとも、心を師とせされととかれたるこかや。をよそまつしきものゝへつらはさるハあれとも、とめるものゝおこらさるはかたけれは、みな人のならひなれと、身のいたり、徳のおもからむにつけてもよくしつまり、おたやかなるおもひをさきとすへし。

列子傳ニ云文ニいハく、狐丘〔丘兵［イ］ニヨル〕といふ人孫叔敖にかたりて云、人に三のあたあり、

これをしるや。叔敖いはく、なにをかいふ。答云、爵のたかきは人これをねたむ。官のおほきなるは主これをにくむ。祿のあつきはあたこれにおよふこといへり。九條殿右大臣を拜したまひけることきの表の文云、

家好ニ儉素ニ不レ奈ニ龍洞之愁一　祿致ニ陳紅ニ恐乖ニ狐丘之誡一

こ文時卿のかけることかや。おほかた世にあるみちのわつらはしく、ふるまひにつれここ、うすきこほりをふむよりもあやうく、はけしきなかれにさほさすよりもはなはたしきものなり。

　このならひにはにさる事なれとも見出たるまゝ

公任卿家にて三月盡の夜人々あつまりて、くれぬるはるをおしむこゝろの哥をよみけるに

長能

　心うき年にも有かな廿日あまり九日といふに春のくれぬる

大納言うちきゝて、思ひもあへす春ハ卅日やはあるといはれたりけるをきゝて、長能講せらるゝをもきゝはてすいてにけり。さて又のとしやまひをして、かきりなりときゝて、と

ふらひに人をつかはしたれは、よろこひてうけ給はりぬ。この病は去年三月盡の日、春ハちものくはれ侍らさりしよりかくなりて侍なりと申て、さてその日うせにけり。大納言こ三十日やはあるとおほせられ候しに、心うきことかなとうけ給りしか病となりて、そのこのほかになけかれけり。これはかく程あるへしとはおもはさりけめとも、さはかりおもむはかりある身にて、なにとなく候とく難せられたりけるいとふひんなりかし。

弁内侍日記に

寛元四年正月廿九日とみのかうちとのにて御讓位なり、その程の事とも數々しるしかたし。いと〳〵めてたくて弁内侍

けふよりは我君の世となつけつゝ月日も空にあふかさらめや

三月十一日官廳にて御即位、はるの日もこゝにうらゝか成しに、さま〳〵のきしきともいはんかたなくめてたし。人々のすかたともめつらかにみえ侍りしかは弁内侍

たまゆらににしきをよろふすかたこそ千とせは今日といやめつらなれ

七月七日きかうてんの夜、頭中將まさいゑ事とも奉行す。あさかれゐにてこうたふの内侍

こゝちたてられてちとかきならしていたされしこそいとおもしろかりしか。頭中將の奉行からにや、こよひの雨もしめやかにふるなと人々おほせらるれは少將內侍

しめ〳〵とこよひの雨のふるまひにきやうの人のけしきをそしる

なと申せは、大納言殿とにけうしてわらひたまふもおかし。

十一月十四日の夜雪いとおもしろくみちたえてつもりにけり。夜番にて花山院宰相中將もろつく、頭中將なと候けるも院の御所へまいりにけれは、人々淸涼殿へたちいてゝみれは、たけにさえたる風のをと、さても身にしみて面白きに、月はなをゆきけにくもりたりしも中々見所あり。大宮大納言きんすけ、万里小路大納言きんもとなとまいらせ給て、南殿にてよもすからなかめたまひけるが、曉かたとにさえたりけれは、うへのをのことも殿上のおりまつめしけれとも、つきたるよし申けれは、ひろ御所のきたむきにて、かれたるはきのえたなこをり松にせられけるときゝし、いとやさしくて弁內侍

霜かれのふるえの萩のをり松はもえいつる春のためとこそ見れ

同記[歷]

卯日はせいそたうのミかくら也。中宮の御かたへまいるみちにて、人々きかはやとありし

かとも、攝政殿候はせたまひていとくちをし、清涼殿のかたへたちいてたれは、職事とも
たちならひたり。又きぬかつきかさなりて、さらにみちなし。常の御所のもとに人々のろ
うともにたきものなとして、ほのかにきゝしかは大宮大納言ひわ、花山院大納言ふえ、兵
衞督ひやうし面白ともいへは中々なり。弁内侍

雲ゐより猶はるかにやきこゆらん昔に歸る朝倉の聲

寛元五年元日のはいらいのけいき、ここにめてたくて弁内侍

けふそとて袖をつらぬるもろ人のむれたつ庭に春はきにけり　右大將殿九條殿忠

七日白馬の節會なり。はるの日かけもうらゝかなるに、ないへんよそをいゆゝしくみえし
かは弁内侍

とねりめす春の七日の花のひかりいく万代のかけかめくらん

其夜白馬のわたるを見て、弁内侍

ひきいれてうちもたゆまぬ駒のあしはやくこのよはふけやしぬらん

建長二年正月三日殿上えんすいなり。このたひはちもくに貫首もあがるへしときこえしか

は、四條大納言ことに忠つくすへきよし奉行したまふ。御所もこじこみより御覧す。さねた
か、つねたゝ、これもこなこころゐあるひと〳〵てをつくしてはやされしかは、兩貫首十度
はかりまいりたりし。興ありてみえ侍りしかは弁内侍

みたれつゝうたふちくはの松の色に千代のかけそふけふのさか月

やかて皇后宮の御かたへまいる。みち〳〵おもひの津にふねのよれかしこはやし〳〵まい
りし。二まにてみ侍しいこおもしろくて弁内侍

しはしまてたちよる波にことゝはむ思ひの津にそ舟よはふなる

同年号三年正月十七日、ゆきいみしくふりたるあした、鳥羽殿へ院の御幸なりて、此御所
の女房まいるへきよしありしかは、ひこつくるまにこうたう、少將弁、いよ、四條大納言
のりくしてまいりたりし。せはさかきりなし。衣のそて、はかまのすそもたゝまへいたに
こほれのりたり、みちすからのゆきいまもふるめり、いこおもしろし、鳥羽どのゝけいき、
山のこすゑこも、みきはの雪いひつくすへからす。爲氏うちかねたるをきかせをハしまし
したりけるにや、御所につゑを御ふこころに入て、わたらしをハしまして、これにて爲氏

けふうちかへせ、たゝいまつかひにやらんするを、こゝにてまちまうけてかまへてうてことおほせとあり。少將内侍ようゐしてまつほと、思ひもいれすとをるを、つえのくた〳〵とをるとほとにうちたれは、御所を始まいらせて、公卿殿上人とよみをなしてわらふ。さもそにくうちにせさせ給ひて、にけのきしもをかし。そのゝち北殿へ御船よせてめすほとのはれ〳〵しさかきりなし。いりあひうちて後くわん御なる。たゝかやうの御遊はかりにてやみぬるもくちをしくて、御車にめす程、御太刀のをにむすひつく、少將内侍

あらましのこしをかさねて白ゆきのよにふるみちはけふそうれしき

還御の後、御まくらに御たちおきたりけるを御らんしつけてそ御返し侍し。しろきうすように、

あらましのとしつもりぬる雪ふれと心とけてもけふそおほえぬ

かやうにここならん御哥の返しはともち申つへしと按察三位殿おほせられしかは、たゝ心のうちはかりに、弁内侍

としつもる雪とけしきはけふそへに心とけてもいかゝみゆへき

私云、この第三句けふそへにといふ詞、敦忠のくれさらめやはと侍る哥のほかには、

あまたきこえす。仍載之

五月五日、三條の中納言もとよりれいのうつくしきくすたままいらせて、いとみたれて、そそうなるよし申されたれとも、いとうつくし。むすひたるよもきのつゆにふかきこいふもしみえしを、兵衛督殿、この心いはゝやとありしかは、弁内侍

あやめくさそこしらぬまのなかきねにふかきこいふやよもきふのつゆ

返し、中納言

あやめくさそこしらぬまの長きねをふかき心にいかゝくらへむ

ひろ御所よりみやれは、かつらこいふものゝ、あやしのすかたしたるが五六人、かたみこいふものひちにかけてまいる。あひもおほやけのそかし、とみるもいとおもしろくて、弁内侍

かつらよりあひつるをとめひきつれていかて雲ゐのひなみしるらん

月あかきよ仁壽殿の露臺のはしらに、しろきうすやうにかきて、をされたりけり。

よのつねの月も光やまさるらん千こせの秋の露のうてなは

弁内侍は露臺ののきあひのひまもりたる月は猶めつらしく、おもしろくこそこて

雲の上やいつくはあれこのきあひのひまもる月の影そさやけき

八月十七日、はきの戸にて宮内卿すけこのここ、勾當の内侍この左衛門督殿（のふたりの宰相中將の）ひ女は、宰相すけこの（さぬきよの女）、侍從内侍殿ここ（たかしけの卿女）、ひろ御所にてこきつねひわ、すけやすふえ、つねたゝ、これもこ、うたうたはせなこしてきかせおハします。かやうの事よそにきゝ侍し、くちをしくて、少將内侍

とのねにかよはぬものは心なりうらやましきハみねのまつかせ

弁内侍

なこてわかつゆのかこをかけもせてなかはの月のかけにもれけん

十月十六日、新大納言（さねふち）夜番にまいりて、れいの番なこはをのつからなれこもまいり給ぬれは、いこさひしくゐ給ひしに、きりみすのほこにたゝすみて、なのめならすしみかへりたる聲にて、わさこならすなにこなきさまに、からかみをよき程にうたひすてゝ、い

てたまひしと少將のもとより申つかハして侍しかは、弁内侍

きかはやな山とにはあらぬからおきの身にしむ風は秋ならすとも

返し、少將內侍、

やまとにはあらぬものからからおきの返々も猶そわすれぬ

神泉池なるしろき蓮花を資繼とりてまいりたりしを、かさねよとおほせありしかは、弁內侍

はちすはの露のかす〳〵かさねてそにこりにしまぬ色もみるへき

六百番歌合見侍に旅戀

左持 故郷を出しにまさる涙かな嵐の枕ゆめにわかれて　定家

右〔果〕 あつまちのよはのなかめをかたらなむ都の山にかゝる月かけ　信定〔果〕慈鎮和尚也

判云、左の故郷を出しにまさるとをき、あらしの枕夢にわかれてといへる微言殆難及侍を、右の都の山にかゝる月影といへる、感涙やゝこほれて勝負既不分明、大かたは此旅戀題の宜侍にや、つかひとに哥の宜みえ侍程に、老涙與〔匿と四ニヨル〕筆共にそゝきて、いよ〳〵い

かなる僻事こも か申侍らん。

一代々大鼓所作少々載之

文永六年二月十六日常樂會、團乱旋、蘓合、萬秋樂之大鼓、狛近康打之。團乱旋如常。蘓合三帖打ソンシ畢。同破大鼓中半一ヨリ加三度拍子、同第二反頭ヨリ加三度拍子、第三反頭ニ籠ヲ打万秋樂序夕說打破二反頭ニ加三度拍子、只拍子打鶯拍子歟。

正應元年七月十八日二條殿御講太鼓豐秋　萬歳樂五拍子加之。陪臚八拍子說打之三度拍子ヲ交テ搔之。御笙初拍子付之。廻忽ノ六拍子所三拍子加之第二反第二ノ拍子ヨリ加之

永正二年正月廿五日入破大鼓繁榮鞨鼓覺惠、抑入破大鼓三度拍子上、颯踏ハ不上、是モ可上歟。又鞨鼓六拍子ヲ八拍子ニ來ニ打了。是モ入破鞨鼓ニ可打ニ不打不審云々

同年四月廿五日、出羽殿御講有之、蘓合一具十二拍子四帖　抑三四帖籠拍子打畢。四帖序吹ニ大鼓二打之。五帖序吹第二ノ大鼓一略之畢。人々打ソンスルト思ケナリ。當座ニテ重茂ニ對テ、カヽル說打タル之由申畢。大鼓豐原豐秋

元亨三年七月七日於禁裏七夕御樂有之。蘓合一具并四帖只拍子說有之。抑四帖序吹ニ成始

ニ大皷一加打。其時五帖ノ序吹第二ノ大皷ヲ不打。同只拍子第四第五第九第十搔三度拍子打之畢。同急第二反ノ始ロ一反不加後ノ反ヨリ加三度拍子。採桑老樂拍子古樂搔ニ加拍子、千秋樂四拍子說打之、笙第二付之加一拍子大皷兼秋

嘉曆二年正月十六日節會皇帝在之、遊聲終一拍子打之畢、四帖籠拍子打之、大皷景茂

同四年正月十六日節會皇帝一具有之、遊聲終ニ一拍子打之、一帖籠拍子打之。大皷龍秋

元弘元年二月廿八日、內裏舞御覽御習礼、秦王有之。樂拍子四反、只拍子三反、加還城樂搔三度拍子ニ加之、奧三拍子序吹。

同年三月六日北山殿舞御覽、萬秋樂序三帖、奧序二拍子、笙ヲヲカス。太神氏如說於世吹成、鞨皷久經、太皷久俊、鉦皷久春。

同八日後宴舞法水院殿舞御覽。胡飲酒序二反破七反、第二反末二拍子ヨリ加拍子、大皷龍秋

貞和元年ナリ歟康永二年九月廿七日仙洞三寶院兒被召、內々舞御覽。胡飲酒久景之歟松夜叉丸序二反、破七反、第二反末ヨリ加拍子、大皷信秋。

同四年正月廿五日北野御講平調大皷朝榮、陪臚八拍子說打之。仍拍子付笙嘍頭ヨリ烏搔樣

掻之。

貞和元年十一月廿三日竹林院大納言殿御樂在之、平調脐臚大鼓八拍子說朝榮打之。仍龍秋初拍子付笙、惟秋不付之、以後シテ付之、惟秋八拍子說ヲ不存知歟。

同六年卯月廿九日仙洞舞御覽有之。蘓合一具有之、只拍子大鼓四五九十山鳥掻ニ三度拍子不交、皆加掻拍子、舞人早ト所望之間、早吹口二反、後成樂拍子、又其時參向樂拍子一曲、樂早成テ後大鼓二拍子、以後掻拍子一度三度拍子一度加之、樂　大鼓信秋

延文四年九月十五日禁裏萬秋樂一具有之。序大鼓一說打之。第三帖凢丄一乞下ニ、此兪大鼓不打之シテ工乞一。此一ニ打之。凢工一丄凢凢乞行美下ニ。此以後普通也。大鼓大神景茂。

同六年四月四日洞院殿有御樂、甘州只拍子說有之。抑今夜甘州只拍子可成樂拍子所可爲何說候哉由被仰合、切日說此間連々常用之、今夜メツラシク一說アリタキヨシ被仰候間景茂信秋令談合テ二反ノ第三大鼓ヨリ樂拍子說可用之之由申入候之間、卽此說也、成樂拍子後加三度拍子、大鼓成秋羯鼓可爲何樣哉由景繼不審、景茂談信秋、如此拍子ノ樂何モ只拍子之時用古樂也。然者此樂如此可用之歟由申成樂拍子後可打羯鼓歟由申間隨此儀用之也。

貞治元年七月七日禁裏七夕御樂、万秋樂一具有之。後半帖大鼓一說打之幷序吹後半帖凢丄火
一乞下（此下大コ不打シテ）工乞一〇（此一ニ打之此外ハ不相違ナリ）序二拍子說、乞由一ヽ。下乙凢凢ー工一リ一リ乞
凢丄一ヽ〇二拍子如此 大鼓俊葛。

同五年十月十九日北野殿妙音講（行幸成）甘州只拍子有之、樂拍子後加三度拍子了。三臺破末二
加之不審、大鼓狛葛榮。

同六年九月廿三日禁裏御樂有之。鋧氣褌脫、鞨鼓普通ニ皷搔之、大鼓二反ヨリ加一拍子。何
モ無念也。大鼓國秋鞨鼓景茂。

同年九月廿九日禁裏御樂蘇合一具序十三說打之、然間五帖序吹第二大鼓略之畢。篭拍子四
帖計打之。大鼓信秋。

應安元年（至ナシ石ニヨル）四月六日仙洞御法事講甘州只拍子事、可被用何說由就ニ內外ニ被尋下之
間、於仙洞御沙汰今度始度タリ。先可被用常說（切日）（如本）歟由申入了。然間被用此說也。三反殘
鞨鼓新樂打之。大鼓自第二反頭加三度拍子。大鼓信秋、鞨鼓景繼。

同二年七月四日於禁裏御樂有之。喜春樂破只拍子說有之。抑今度可有喜春樂破只拍子事衆

日ニ被仰下之間、以英秋申入畢。於當流者聊秘之。其謂ハ始終拍子非普通御樂已前對景茂笛說始終拍子事相尋處ニ笛吹樣聊違笙說。笛ハ始大皷當七、普通笙ハ當六。其謂ハ笙初拍子半拍子也。終拍子初ニマタケテアタル故也。如甘州只拍子。但今夜ハ一反被用之。笛吹樣初拍子比乙乙ニ十由下乙比終比一乞乞　笙吹樣初拍子比リ乙ニ十由下乙比終比一乞乞ニ乞　如此一反之時加拍子事末四可加之由英秋ニ申含了搔三度拍子也、大皷英秋。

按云傍点ハ朱ナリ

應安三年三月廿四日禁裏舞御覽。蘇合四帖只拍子幷春庭花有之四帖只拍子第四第五第九第十加搔三度籠拍子、三帖不打、四帖斗打之。春庭花第三度加搔三拍子、第四反加三度拍子、末二反如此加之。太皷英秋。

同廿六日仙洞舞御覽。採桑老有之出間大皷三打說有之。樂屋出時一、放杖時一、二拜終一、已上三所 此大皷可打所々相尋之間如此由申。大皷國秋。

永德二年二月將軍家御懺法講有之。輪臺、青海波別々吹說用之。輪臺一反之時末四加三度拍子。大皷定秋。

同年八月將軍家御懺法講有之。春鶯囀入破加拍子一反也。自半帖廻忽終拍子如加之三度拍

子了。大皷定秋。

應安四年十月十五日於北山殿法華講（新院御幸）万歲樂大皷廿拍子之時者、中半十拍子加之常說也。雖然非如舞樂、如此御前管絃等中半雖不可有子細末五拍子可宜歟由景茂、信秋談合。仍被下知間末五拍子加三度拍子了。大皷英秋。

應永廿七年卯月廿四日仙洞御懺法講結願、蘓合一具四帖只拍子有之。第四第五第九第十加搔三度拍子、簓拍子三帖不打、四帖斗打之。序十三說打之。然間五帖序吹第二大皷略之畢。急間拍子所三度拍子加之畢。大皷幸秋。

私云、此時代後、祖父（治秋）已下度々打物在之審ニ不記之擇之ニイトアリ、仍不載之。右曲中之大皷於末代可成心得。四帖只拍子ノ搔三度拍子ハウタテハ不叶哀也。曲之中秘曲之間大皷一說ナクテハ也。序十三說又尤秘事、コレ一度ニ打事珍重、急ゝ間拍子之所三度拍子又ナヘテノ人不知之。其代コロハ少々覺タル仁モアルヘシ。此三說一度ニ可打事禁裏ニアラスハアルヘカラス。隨分之忠功也ゝ。

一師延カ竹シ（ヒ）靡々（ハ朱）樂　此事不知人。仍或云、此靡々字注ニ散也。周易ニ吾與（ト（朱））レ尓（シテ（朱））靡々。文帝紀

爲酒醪(ラウ(朱))以靡(ニニータノサク(朱))穀者多注散也㊟注ノ心サケヲ多ツクル者アルニヨツテ米サムスル也　靡ノ心サムスルトアルモ悪心之。

永正九年正月朔日例年十首哥よみて三條前内府家御點中當年御點五首

こうはい

ふる雪に色をかへても梅の花たつぬる人に猶にほふらん

はなさくら

色にそむ人の心の花櫻うろつふこてもよそにやはみん

ふゑ

ふえ竹のいつの世にかわきこえあけむ獨傳て殘る調を

あや　㊟舞ノ入アヤハ文ノ字なるへし然とも装束の袖あやなれはかやうにつゝけていひかけても心あるさまそとての御合點歟

むかしをも思ひそかへすあかてみる日も入あやの舞の袂は

いこ

なにゝさてむすほゝるらん桒まゆのいこはしき身こ思ひこけこも

一小一條左大將濟(ナリ(朱))時卿の六代にあたりて、宗像(ムナカタ(朱))宮内卿師綱こいふ人有けり。白河院につか

〔校云、此處ノ旁訓朱書〕

へけるか、させる才幹はなかりけれとも、ひとへに奉公をさきとして、わたくしをかへりみぬ忠臣なるによりて、ちかくめしつかはれけり。そのしるしにやありけむ、陸奥守になされにけれは、かのくににくたりて撿注(ケンチウ)を行けるに、信夫郡司にて大庄司季春といふものこれをさまたけゝり。國司宣旨を帶してをさへてとけんとする程に、すゑはるふせきとゝめむかために、こゝろみにつはものをむかふるあひた、合戰に及て、國司方に人あまたうたれにけり。國司おほきにいかりをなして、事のよしを在國司某衡〔清衡子歟〕にふれけり。このとおこしにこそせさせたりけれ。國司のこれほとたけくて、たゝかひすへしとまてはおもはさりけれは、もとひらさはきて、季春をよひて、いかゝあるへきといひあわせけるに、主命によりて宣旨をかへりみす一矢はい候ぬ。このうへはいかにも違勅のとかのかれたまふへきにあらす。季春か頸をきりてはかりそ國司の心にはしつまり給はんなれは、われはしらすかほにて、すゑはるか一向のとかになして、とくきりて身をやすくし給へしといひけれは、まとにこのほかハたいらくへきちからなくおほへて、なさけな〔〇十訓抄なけき〕から國司の返事に申けるは、例なき撿注をおこなはるゝに付て、すゑはるとの樣を申のぶるはかりかと

こそそんし候つれ、かくほとのらうせきいてきたるこ申て、あまりあり、ことにおそれ思ひ給へり。基衡つゆしりをよはす侍は、はやくけんみを給て季春かくひをきりてたてまつるへきむねを申けり。かくはきこえつ、つら／＼これをあんするに、季春代々つたはれるうしろみなるうへめのとこ也。主人の下知によりてしいてたるとゆへ、たちまちに命をうしなはむこと、せちにいたましくおほえければ、とかくあんしゆくらして、我妻女をいゝしたてゝ、よき馬ともをさきとして、おほくのこかね、わしの羽、きぬぬのやうのたから物をきせて、われはしらぬよしにて、季春か命をこひうけさせむか爲に國司のもとへやる。妻女目代をかたらひて、するはるかさりかたく不便なるやうを、ことはをつくして、かれか命をこひうけゝり。目代このことをとり申に、國司おほきにはらたちて、する春國民の身にてかくほとのひかことをしいてたる、公家にそむき宰吏をあなつる、そのとかすてに謀反にわたる。たからをたてまつれはとて、なためゆるさむこと、君のきこしめさんそのおそれはなはたおほし。人のそしり又いくそはくそ。このことさらに申すへからすとそいはれける。むかし殷紂の西伯をとらへたりけるに、閎友（ハ夭ナリ）のともから、善馬以下のたからをた

てまつりにけり。これハそれにもよらさりけれは、かの妻中かねて返にけり。其後撿非違所書生を實撿使にさしつかはすによりて、基衡ちからをよはす。なく〳〵季春ならひに子息舍弟等五人かくひを切てけり。さてこそ國司しつまりにけれ。國のものこものいひけるは、季春か命をたすけむかために、國司におくる所のもの一万兩のこかねをさうこしておほくのたからなり。當國一任の公貢にもすきたり。是をみいれ給はす、女にもかたそられすして、つゐにためしをたて給へる、國司の憲法たとへをしらすこそほめのゝしりける。かゝりけれは、國しかしなからなひきしたかひて、おもふさまにをこなはれけり。吏務の感應前ゝの國司よりもこよなうおもかりけり。後に君きこしめして、いみしく御感ありけるこそ。

校云以上傍訓朱書

良暹大原よりふしみの修理大夫のもとへものこひにやるとてよめる。

大原やまたすみかまもならはねはわか宿のみそ煙たえたる

大宰大貳高遠ものへおハしけるに、みちに女房車をやりてすきけるか、牛飼童ののろいとをしけるをきゝて、かの事をとゝめて、たつねきかれけれは、ある殿上人の車を女房達の

かりてもの語せられけるか、約束のすきて道のこをきを腹立しけり。大貳いはれけるは、女房に車かすほこの人なれは、主はよもさやうのなさけなきこはおもはし。をのれかふたうなりけりこて、うしかひをしはらせて、主のもこへやりて、わか童をもちて、この女房車をは、いつくのうらにても、おほさむにしたかひてつかまつれこそおきてられける。すき人はかくここそ有けれ。この人はかなくなられて後に、ある人の夢に

故郷へゆく人もかなつけやらんしらぬ山路にひこりまよふこ

こなかめてゐ給へりこみえけり。いかなるこころにむまれ給にけるにか、あはれにおほつかなし。

基綱卿こしたけて後、帥に成てくたられけるこき、白河院こしたかくなりて、はるかにおもむく心ほそくおほしめす。琵琶の秘事こもたれ人にかつたへおける、きこしめしをくへきなりこ仰られけれは、時俊、重道なこにかたのこく傳をきて侍れこも、そのうつわ物たらす侍れは、むまこにて候小女に、秘事そこをはらひて、をしへをきて侍り。もしきこしめすへき事あらは、かれをめすへしこ申てくたりにけり。そのゝちつくしにてかくれ給に

けれは、法皇かしこくそたつねをきてけるとおほしめしいて丶、かの小女をめして、比巴きこしめすこと有けり、いまたいろなりけれは、かうしいろのはかまに、にひいろのきぬこりきて、かきあはせより三曲まてかすをつくしてひきたりけり。いとめてたかりけり。年は十三にていとちいさかりけれは、かの比巴ひきのむかしかたりおもひいてられて、あはれなりけり。この小女はおはりの守高階爲遠かむすめ、師のむすめのはらなり。後に侍賢門院にまいりて、おはりとてゆけり。としたけてのちはあまになりて、大原にそすみける。三條院の御師の爲にめしけれとも、こもりゐてのちなりけれは、いまさらにとてまいらさりけり。このおはり女房にてわか丶りけるときより道心ありけり。止觀よまんの心さし有て、歩行にて、こめのわらは一人をくして、大原の良仁ひしりのもとへゆきつ丶、ならひよみけり。あるときさき／＼のやうに來迎院へまいりたりけるに、例時のほとにて、御堂の局にいれて、れいしはて丶、あはんとて有ける程、この女房心のうちに思ふやう、ふかく學問の心さしあるによりて、身をやつしてつねにまうつるに、心さしをあはれみて、をしへ給こそはうれしけれとも、ひしりの御ためあしきなとやたち給はむすらむ。もしし

からはゆゝしきつみにてありなむかし。さらはかくまうつるとは、いまはさなくてやあるへきなこ、あんしるたりける程に、れいしはてゝ、障子をひきあけておはして、たゝいまこゝろのうちにおもはせ給こと、學文の退心さら／＼あるへくも候はすこいはれけり。權者にておはしけるにや。さて女房つるに出家して、こゝにはすみけり。

十月はかりに月のあかゝりける夜、經信卿をむねこして、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶、樂人三四人、宰相中將隆綱絃者にはあらねこも、すきものにてこもなふ。少將俊明なこおの／＼車に乘て、五節命婦よをそむきてゐたるさかの家にゆきにけり。しはの戸をいりてみれは、ものあはれなるいたやさこころ／＼あばれたる軒のしのふを分てもる月の、みすのうちまてくまなきに、かうそめのき丁をしいてゝたいめしたるもののけしきよりたれもこゝろすみけり。その秋風樂三反、蘇合みなつくして、万秋樂の序より五帖まてありけるに、なみたおこさぬ人なし。このうちこしあきらなにこにもすへてなかさりければ、いぬめの少將こいはれけるを、こよひは人にもすくれて、袖をしほるはかりなり。たかつな、こしあきらこもにたちてまひける。樂おはりて、ゐんせん、きやうせんとに調子をひ

く、むねこしの卿あるしのあまきゝこれをひく。つねのふの卿ちやうけいびはをひく。人々なみたにむせふ氣色、樂のこきにはすくれたりけり。夜あけにけれは、日いてうこするまて、かへりもやらすそありける。このあるしは五節の命婦にて麗景殿女御の女房なり。堀川右大臣顯宗御女困いみしきすき物にてあさゆふとをさしおく事なかりけり。そのつもりにてかきならすよりあはれさきたちて、なみたをこすこなん有けり。

校云以下傍訓朱書

周武王殷紂をうたむかために、義兵をあけてかのくにへむかひ給しこき、孤竹のふたりの子三の理をたてゝ、いさめをなすこいへこも、呂望かはからひに付てつゐに紂をほろほす。これは紂か心のおこれるによりて、國これをそむくあいた、天の授人のあたふるこきなれは、子細におよはす。晉文公、父獻公のいかれるをおそれて、他國へうつり給けるこき、途中につかれふして行歩にをよはさりけり。介子推是をたすけてもゝのしゝむらをさきたてまつるによりて、ちからつきて、にけのかれて、のちつゐに獻公の跡をつけり。唐國の齊の閔王の后は宿瘤こ云ふ賤民の女なり。野に行て桑をこりけるを、王狩に出て見給に、桒をのみこりて王の御行を一月たにもみさりけり。あやしみてゆへをこひたまふに、

わか親の命によりてくハをとる許也。みゆきをみるへきことおやのをしへにあらすと申けり。いかにもたゝものにあらすとしりて、たちまちにいさなはせ給けれは、家にかへりて父母にこのよしを申て、ゆるされをかふりて後、宣にしたかふへしと申せり。卓王孫か女に卓文君ときこえし人、家とめりけれは、もてなしかしつきける有さまなのめならす。かたち人にすくれて、まゆは遠山のことし、むねはたまかとそみゑける。時に司馬相如と云けるもの、身はまつしけれ共、才にとめりけり。又琴をもよくひきけり。文君これにめて、かの男ニあひにけり。父母いさむれともきゝいれすニ相如かまつしき家にゆきて世をわたるあひた、文君かゆくゑをしらす。さりける程に相如つゐによにつかへて文園の令となりていみしかりけれは、父むすめのとかをゆるしけり。これ又すきのみちなれは一すちにさためかたし。惟高親王聽琴詩云、

相如昔シ挑ニ文君ニ得タリ　莫下使ニ簾中ニ子細聽上

或書にいはく、妻ハ齊なり。云心ハ上一人より下庶人にいたるまて夫の心にひとしきかゆへなり。その心もしそむく時は家ほろふといへり。しかれはめおとこの中はたかひにやはら

かにへたつるおもひなくして、あしきとはともにいさめ、よきことをはたかいにすゝめて、この世には家をおさむることをみたゝす後のよハみちすゝむる善知識となるへし。

唐（山谷ニアリ）に陶答子といふものありけり。三年のうちに家おほきにとみさかへたり。その妻みこり子をいたきてなきかなしめり。しうとめ大にいかりて、これをとゝむるに、妻こたゑて云、其能なくして官有を嬰害とす。功なくして富あるを積殃といふ。昔楚令尹叔敖家はまつしくして、國はとめりし、福子孫につき名後代にあらはれき。いま能なくして、とみさかへたること後害をかへりみさるへし。われきく、南山に玄豹あり、七日の霧にかくれて、をのれか毛衣のしほれんことをおしみて、あへてくい物をもとむる心をわすれたり。このゆへに害をのかる。犬にいたりてはひとへにくい物をのみおもふゆへに、ゐなから害をまつなり。これすなはち答子ににたり。このゆへに泣とそこたへける。答子つゐに害にあひにけり。か様の妻にともなへらんおとこは、さりともたのもし。

昔季札呉王の使として物へ行ける道に、徐君ト云友あり。あふて物云けるほとに、徐君、季札かはける劔をのそむけしきありけれとも、詞にいてゝいはさりけり。季札これをさと

りて、あたへんとおもひけるか、使節をうけ給はれり、歸さまに与こ思ひてさりぬ。いく程へすして歸さまに尋に、徐君はやはかなくなれるよしをこたへければ、心のうちの約束をたかへさらむために、かのつかの木枝に、その劍をそかける。〔○かけける十訓抄〕これは信士なれともとからおなしきによりて、籏〔○廉ノ誤〕者の篇にかきくはふ。紀齋名か德行崇の詞云 アワレナル古事ナレハ或書ニ見出テ載之。

秋霜三尺吴札懸劍於蒼柏之煙　曉浪一聲元礼移棹於綠蘋之月

或人友たちに刀を約束して、久おくらさりければ、かくよめる。

なき跡にかけたる太刀も有物をさやつかのまに忘はつへき

樂天かき給へることあり。

一鼠得仙生羽翼　衆鼠見之有羨〔底美イニヨル〕色　可憐上天猶未半　忽作烏鳶口中食

〔校云以上傍訓朱書〕これをうらやましきにや、憂喜ともにふかうせさるためし一の證なり。

一蘇合之留リ所一越調事者當家秘之事此抄物ニ載之。口傳一向別コトナレハ傳テ可知也。

中〳〵於末代口傳シテ殘コトモヤアラムスラムト覺侍ナリ。

桃李花ノトマリ平調ノ音コレモ予ニ尋シル仁アマタアレハワフ〳〵モ可殘歟。是者樂ノ末絕タルニヨッテ、現ニ殘所平調音ニテ留ニソト覺侍、然間樂ハ平調音ニテトマレトモ、音頭ノトムル音ハ黃鍾調音ニテトムヘキナリ。

釼氣褌脫ハ下ニテトマル、コレヲ桃李花ニ思カヨハシテ盤涉調音ニテトムル者アルヘシ。大ニ無口傳ノ人ノスルハサナルヘシ。予存命ノ中ニモ少々サヤウニ申者アル歟、不可說之。

下無調音ニテ下トハカリ一息吹ヲ習トス蘇合モ凡ト一音ニトマルヲ習トス。コレモ一息ニトムルニ口傳アルコトナリ。

菩薩序ハ黃鍾調音ニテトマル、コレモ末絕タルナルヘシ。然ハトムル時ハ桃李花ニ順シテ一越調音ニテトムヘシ。破ハモトヨリ宮ノ位ニテトマル間不及是非。

右之口傳悉ニ師傳如此於末代自見又者譜吹ノ者愚意ノヲロカナルニテ了尚(如本)〔不簡〕シテ、我口傳ハサハ候ワスナトアラソヒ云ヘシ。豐原氏口傳事者予カ記タルヲ後生者可申替事者一言謬說ト思ワルヘシ。其爲ニ明ニ書載之。

吾國の松浦佐夜姫と云は、大伴狹手麿か妻也。夫御門の御使に唐へわたるに、すてに船に乘て行時、その別をゝしみて、高山の峯にてはなれゆくをみるに、かなしひにたへすして領巾を脱て、みるもの涙をなかしけり。これより其山を領巾麾峯と云、肥後國に有、松浦明神とて今におハします。此さよ姫のなれると云つたへたり。此山を松浦山ともいひ、いそをはまつらかたとも云也。万葉集ニ此心を哥に

遠つ人松浦さよ姫つまこひにひれふりしよりをへる山の名

すへて凡夫はさるとにて、佛神によく信をいたしたてまつるへし。不信のもの昔より災殃にあたる類これおほし。

延長八年六月廿六日神なり、おそろしかりける時、淸涼殿の未申の柱の上に神火いてきてもえけり。大納言淸貫卿の上のきぬに火付て、ふしまろひおめきさけへともきえす。右中弁希世朝臣はかほやけて柱のもとにたうれふす。此二人はつねに佛神をかろしむる故に、此天にあたるよし貞信公かたり給けり。是茂朝臣弓をとりむかひたりけれと、立所にけころされぬ。美ぬ〔匠兼好[石]ニヨル〕、忠兼は鬢やけて死ぬ。紀蔭連はほのほにむせひて悶絶す。こ

れかきりある天下の禍なりけれこ、佛法を信し奉ほこの人は、其所に有なから、ここゆへなかりけり。貞信公は時平の御弟にておはしけれこも、このかみに同意し給はす。ここに天神の御ことをなけき給けり。其故に當座におはしけれこも、いさゝかのわつらひなし。かゝれはにや正曆三年二月四日御詫宣には、吾西行の時故貞信公は右大弁にてふかく我遠行をなけきて、さらに兄大臣の謀計に同せさりき。互消息の狀をかよはして、つゐに慇懃をむすひき。かの家の子孫たえすしておほく朝家にみてり。我ため志あらんこもから、なんそ守護せさらむや、とのせられたり。誠時平公以下の同意、光卿、定國、菅根朝臣、そのすゑたえてきこえす。時平公は延喜九年四月三十九にて薨給、御女の御も、御孫の東宮もうちつゝきうせ給にけり。一男八條右大將保忠卿は承平六年十月十四日四十六にてうせ給、三男本院中納言敦忠は天慶六年三月七日卅八にてかくれ給、二男富小路の右大臣顯忠のみこそ、ふかく天神をおそれかしこまりて、毎年に庭て出て天神を拜したてまつり、ここにおきて、けむやくをもちゐ給けり。大臣にて六年おはしけれこも、前駈(センク(朱))をもめし具し給はす、かたのここく後車はかりそ有ける。ひかくしのまに桶にひさこをうちくして、水を入

をきて、御手ゑすましけり。其故にや有けむ、右大臣右大將從二位をへて康保二年四月廿四日にそ六十八にてうせ給にける。正二位をは後におくられけり。かの家の人なれとも、佛道に入君達はこゝなかりけり。時平はすへて奢る人にておハしけるにや、伯父國經大納言の室は在原棟梁の女なりけるを、たはかりとりて我北方にし給たりけり。敦忠卿の母なり。國經なけきけれとも、世のきゝにはゝかりて、ちからをよはさりける。

思ひ出るときはの山の岩つゝしいはねはこそあれ戀しき物を

此哥は國經卿の其ころよみ給けるとそ。古今集にハ讀人しらすといれり。

又平兵衛佐定文の妻本院侍從をもさまたけられけり。定文消息をたにかよわさす成にければ、かの女のわか君のとし五許なるか本院の西對にあそひけるかいなにみせたてまつれとてかきつけゝる。

昔せしわかかねとのかなしきはいかに契りしなこりなるらん

返し

うつゝにてたれ契りけむ定なき夢路にまよふ我わかれかは

〔校云、傍訓すべて朱〕

雨　杜子美

一山雨不レ作レ泥　江雲薄爲レ霧

春雨　何得之

睡起不レ知ニ風色暮一、北窓花氣濕ニ人衣一、春雨有ニ五色一、洒來花旋成

陸放翁

小樓一夜聽レ春雨、深巷明朝賣レ杏花

夏雨　孟叔異

剛道是晴還未レ信、簷聲和レ月落ニ芭蕉一

東坡

急雨蕭々作レ晩涼、臥聞榕葉響ニ長廊一　微明灯火耿ニ殘夢一半　濕レ簾帷浥ニ舊香一云々

雪聲　同

試向ニ靜中一閑側レ耳、隔レ窓撩乱撲ニ春虫一

雪カ〔○折字ガ雪字カトイフ意ノ注〕

寒松瘦竹元清勁、昨夜分明聞ニ折聲一

夜雪　杜子美

暗度南樓月、寒深北渚雲

對雪

隨レ風且開レ葉、帶レ雨不レ成レ花

對火翫雪　白樂天

火ハ是臘天春、雪ハ爲ニ陰夜月一

浦嶋子乃篋事有由緒哥　圏万葉九長哥

春の日の　かすめる時に　すみのえの〔すみの之或本圏〕　岸にいてゐて　つり舟の　こをよふみれは　いにしへの　事そおほゆる　水のえの　うら嶋の子か　かつほつり〔堅魚圏〕　たいつりかねて〔鯛圏〕　七日ま

て　家にもこすて　海きはを　すきてこき行　わたつみの　神のをとめに　たまさかに
いこきわしらい　かたらひの　となりしかは　かきつらね　とこ世にいたり　わたつみの
神のみやこの　なかのへの　たへなるとのに　たつさはり　ふたり入ゐて　おいもせす
しにもせすして　なかき世に　ありけるものを　世中の　しれたる人の　わきもこに
つけてかたらく　しはらくは　家にかへりて　父母に　ことしつけらひ　あすのこと　われ
はきなむと　いひけれは　いもかいへらく　とこ世へに　又かへりきて　けふのこと　あハ
んとならは　このはこを　ひらくな夢と　そこらくに　かためし事を　すみのえに　かへ
りきたりて　家みれと　家もみかねて　里みれと　さともみかねて　あやしめと　そこに
おもハく　家いてゝ　みとせの程に　かきもなく　家うせめやと　このはこを　ひらきて
みれは　もとのこと　いゑはあらむと　玉くしけ　すこしひらくに　しら雲の　はこより出
て　とこ世へに　たなひきぬれは　たちはしり　さけひ袖ふり　ふしまろひ　あしすりし
つゝ　たちまちに　心きえうせぬ　わかゝりし　かはもしはひぬ　くろかりし　かみもし
らけぬ　ゆく／＼は　いきさえたへて　のちつねに　命しにける　水（不審）のえの　うらしまの

作者不見

子のいゑ所みむ

こゝよへにすむへき物をつるきたちわか心からおやのこのきみ

右浦嶋か子の心には、三とせの間と思ひしか、故郷にかへるにいたりては、数千年をへたることをしらさりけり。この玉くしけをあけさらましかは、二たひ仙郷にかへることもやあらまし。故にあけてくやしき事にのち〳〵にも哥によめるなり。或記に水江浦嶋子は、雄略天皇廿二年に仙郷にいたりて、淳和天皇天長二年に故郷にかへれるよししるせり。天長の世比の事ならは、万葉集の哥にはあるへからす。猶〳〵たつぬへし。

夏のよはうら嶋か子の箱なれやはかなくあけてくやしかるらん

校云以下傍訓皆朱書

松浦佐用媛領巾麾山事　　憶良

栗前ニ侍同事ナレトモ一説少替取合テ可見之

こをつ人まつらさよ姫妻戀にひれふりしよりおへる山の名

右欽明天皇の御時大伴佐提比古遣唐使もろこしへわたりける時、其妾さよ姫、名殘ををしみて、まつら山にのほりてきぬのひれをふり、その舟をまねきしによりて、其よりその山をひれふる山とは名付侍る。其事を山上の憶良かよめるなり。後人追加の哥、

万葉集にあまた在之。
うなはらの奥行舟をかへれとかひれふらしけむ松浦さよ姫

菟名負處女乃息墓事 付生田河ノ水鳥事

万九墨
いにしへのさゝたおのこのつまこひしうない乙女のおきつきそこれ（ヒツキト日本紀ニヨム墨）
同墨
あしのやのうなひ乙女のおきつきをゆききくにみれはねのみしなかる
同墨
つかのうへの木の枝なひけりきくかとちぬおとこにしよるへけらしも

右三首なから長哥の反歌也。哥の心ハむかし津の國あしやのさとにうなひおとめといふ女あり。そを二人の壯士いとみあらそひけり。おとこの名ひとりをはちぬおとこといひ、ひとりをはうなひおとこといひけり。おとこの心さしいつれもひとしかりけれは、女せんかたなくして、おやにいとまをこひて、つゐに自害してうせぬ。其時ふたりのおとこもおなしく自害しけれは、其所の人、これをはふりして、女のつかをは中につきて、ふたりの男のつかをあひならへてつけるを、うなひおとめのおきつきとハいへり。おきつきはつかの名なり。万葉に息槨とかけり。棺槨に入なからうつみける

にや。万葉十九の巻にも又長哥あり。その哥には、つかのうへに黄楊の小くしをさしつれは生つきて有けるよし見えたり。福麿か哥に、つかのうへの木の枝なひけるもその心をよめるにや。又花山院つくらせ給へる大和物語にも此事みえたり。其物語にいへる事は、むかし津の國にむすめありけり。それをよはふおとこ二人なむ有ける。ひとりは和泉國の人、姓は智努となむいひける。かくてそのおとこともとしよハひ、かほかたち、人の程たゝおなしほとになむ有ける。心さしのまさらんにこそはあはめとおもふに、心さしの程たゝおなしやうなり。くるれはもろともにきあひぬ。物をこすれは、たゝおなしやうにおこす。いつれまされりといふへくもあらす。女おもひわつらひぬ。おやありてかく見くるしく年月をへて、人のなけきをいたつらにおもふもいとをし。ひとりにあひなは今ひとりは思はたえなむといふに、女こゝにもさおもふに、人の心さしのおなしやうなるになむ思ひわつらひぬる。さらはいかゝはすへきといふに、そのかみいくたの川のつらに、女ひらはりをうちてゐけり。かゝりけれは、そのよはひ人ともをよひにやりて、おやのいふやう、たれも御心さしのおなしやうなれは、

このおさなき物なむ思ひわつらひ侍る。思ひ給ふやうは、この川にうきて侍る水鳥をい給へ。これをいあて給へらむ人にたてまつらむといふことにいとよき事なりといひている程に、ひとりはかしらのかたをいつ。ひとりはおのかたをいつ。いつれといふへくもあらぬに思ひわつらひて女

すみわひぬ御身なけてん津の國の生田の川は名のみ成けり

とよみて、このひらはりは河にのそきてしたりけれは、つふとおち入ぬ。親あはてさはく程に、このよはふおとこふたりもやかておなし所におち入ぬ。ひとりは女のあしをとらへ、ひとりはてをとらへてしにけり。おやいみしくなきのゝしりてとりあけてはふりす。おとこ共のおやもきゝつたへてきにけり。この女のつかのかたはらに又つかともつくりてほりうつむ時に津の國のおとこのおやのいふやう、おなし國のおとこをこそ同所にはせめ、と國の人のいかてかこの國の土をはおかすへきといひて、さまたくること、いつみのかたのおや、いつみの國のしほ舟にはこひて、こゝにもてきてなむつゐにうつみてける。されは女のはかを中にて、左右になむ男のつかとも今にあ

なる。さてひとりのおとこのおや、かれかきたりけるきぬはかま、ゑほしおひゆみやなくひたちなとをも入てそうつみける。いまひとりのおやはおろかにや有けむ、さもせすそ有ける。かのつかの名をはおとめ（毛武本）つかとそいひける。ある旅人此つかのもとにやとりたりけるか、人のいさかひするをこのしけれは、あやしと思ひてみせけれと、さる事もなしといひけれは、あやしとおもふ／＼ねふりたるに、血にまみれたるおとこまへにきてひさまつきて、我かたきにせめられて、わひしく侍り、御はかししはしかしたまはらむ。ねたきもの、むくひし侍らんといふに、おそろしとおもへとかしてけり。夢にやあらんと思ひたれと、たちはまとにとらせてやりてけり。とはかりきけは、いみしうさきのことにいさかふなり。しはしありて、はしめのおとこきて、いみしうよろこひて、御とくにとし比ねたきもののうちころし侍りぬ。今よりはなかき御まもりとなり侍へきとて、この事はしめよりかたる。いとむくつけしとおもへとめつらしき事なれは、とひきくほとに夜も明にけれは人もなし。朝にみれはつかのもとにちなとなかれ、たちにもちつきてなむ有けるといひ傳侍る。

校云以上旁訓朱書

一葛城王賜レ橘姓事

たち花の實さへ花さへ其葉さへ枝に霜をけときはのき

右聖武天皇の御時、井手左大臣諸兄公いまたかつらきおほきみと申侍し時、御前に有ける橘をたまはせて、すなはち姓にめされけるより橘氏ははしまりける。其時の御製万葉集に載侍し。

葛木久米路の橋事

かつらきやくめちにわたす岩はしのなか〳〵にてもかへりにしかな

右くめちのはしの因縁は、文武天皇の御時に、かつらきの江の優婆塞といふ人あり。姓は賀茂氏、名ハ小角といへり。大和國葛城の上の郡の人なり。卅余年かつらき山の岩屋の中にゐて、藤の皮をきて松葉を食てをこなひしか、孔雀明王咒ならひてあやしき驗をあらはして雲にのり、仙人の城にもかよひ、鬼神をもしたかへて水をくませ、薪をこらしむ。あるときかつらきのみねより吉野のかねの御たけの間にはしをつくりて、かよいちとせむと思ひて、かつらきの明神一言主の神にこれをわたせといふ。うれへ

なけゝこのかれんかたなし。わふ／＼大なる石を運てはしをつくる時、ひるはかたちみくるしこて、よる／＼わたさむこいひけれは、行者いかりをなして、咒をもて神をしはりて、谷の底にをきつ。文武天皇藤原の宮におはしまし、時也。かつらきの神宮人につきて申さく、役のうはそく國をかたふけむこす。いましめらるへきよしを奏す。御門おころき給て、使をつかはしてからめむこし給ふに、空をこひてからめられす、わつかに母をめしこられしかは、行者母にかはらむこていてきたり、則からめこりて文武三年つちのこのゐのこし五月に伊豆の嶋になかしつかはす。流人こ成なから、或は海の上をありき、ふしのたけにかよひなこしけるこなむ。後にハもろこしへもわたりけるにや。道昭和尙の勅をうけて、法をひろめにもろこしへわたりし時、かの行者にあひたりこいへり。一言主の神ハ行者にしはられて、今にいまたこけすこいへり。

一言主のわたしもはてさるによりて、くめちのはしは中はたえてなこ哥にもよみ侍り。

一土佐國に穐間寺こ云山寺あり。件の寺の住僧を當國の在聽相語て云、吾大般若書寫の大願あり。汝助成結緣すへし。用途はさたし与へし、傍輩をかたらひて、書へしこ契て年序

をへけり。其後またく用途のさたにをよはす。しかれとも此僧善縁のしからしむることを悦て、自力をはけみて漸々に其功をおへけり。仍件の在聽にかの御經こそいてきましませ、用途は後にもたふへし、あつらへかかせたる輩おほく侍り。今にをきてはまつ供養をのへしとて、道儀をかさり講讃する所に、俄辻風出來て、かの經卷をことことくこくうに吹上けり。聽聞にきたりあつまる道俗、あやしみをなす所に、しはらく有て、經卷みな白紙となりて地にをつ。たゝ四句の偈のみ帋ニ顯現せり。

其文云

檀那不信故、料紙還本土、經師有信故、文字留靈山。

右兵衞督敏行の不淨にて人のあつらへける經をあまたかけりけるをは、清淨の料帋を書かしたりとて、文字をはあらひおこしてれうしをは帝尺宮に納られけり、文字をあらひすてたる水、くろき大河となりて敏行の冥途のあたと成けることそよしなけれ。結縁はいみしけれ共、不信ならはそのかひなかるへし。

私云、馬龍遺龍の事にはかはりたる事也。如此のきとくも時代による事なり。末代はかやうのきとくハ惡魔の所行にて、實にはあるましきなり。下種益の法花經ひとり衆生

をたすけ給へし。よく／＼たつね明て覺悟をなすへき事なり。

一只拍子之譜見樣樂拍子之時一延テモ三延テモアレ、每所一延テ小息ナルベシ。拍子ノソハニ由ノ字ツケタル所ハ一息ニ吹ヘシ。又拍子ノアタルヤウハ早四拍子ノヤウニ延所ニハ拍子二ツ、アタルヘシ。

校云譜ノ傍ノ●ハ朱筆

落合破第三ノ大鼓ノ一リニ● コレハ一延テ小息ニニタル拍子ノサシヤウナレトモ 只一ニイキ吹テ一行美下ト吹ヘシ。第十メノ大鼓一リニ● コレハ一延テ小息ニアラス、只一一ト延テ吹ヘシ。第十三大鼓之几リニ● コレハ一延テ小息ナリ。第十八メ又小息ニアラス、二延ナリ。樂ノ終ノ几又小息ニ吹ヘシ。二延ニ非ル也。末代師傳ヲ受スシテ譜吹ヲセン者アヤマルヘキ事此事ニテ覺知ヘシ。此ヲハリノ几ハ一延テ二息ナリ。急ニ吹ツラスル所少アヒヲ、キテウツルニ小息ニ吹テ、急ニフキカケテコ、ロムヘシ、大ニ心ノ拍子モ樂ノアヒソウモ替コトナリ。其ハ堺ニ入タル者ナラテハ吹タル味ハ不可覺事也

泛龍舟始大鼓後乞●由美下乞●由一● 此ノ美ハ拍子ナシ。次ノ下ニ拍子アタル間、下モ只一息ナ

レトモ拍子アタルナリ。延八拍子ハ下下ト吹。後ノ下ニ拍子アタル者也。他ノ竹モ同前、然ヲ乞由美下ト吹アヒタ如此ナリ。仍筆秋之息毎ノ譜ニ此所ニ口傳アリトテ三所ニ小ク朱點ヲ合タリ。是ヲ祖父治秋口傳アリシニ乞由下下ト吹ヲ、上ノ下ヲ美ト吹ト心得ツレハフキヨキナリ。可穏之。

央宮樂第四ノ大鼓後比ニ一ニ比ニ此一ハ三ナルヘシ。此ノ一三ノ中ノ一ニ拍子アタルナリ。

採桑老第二ノ大鼓ノ下ノ事行美下リ下下下リ下美美乞乞如此ナリ。只行美下下ノ後ノ下ニ大鼓アタリテ後下三ヲ延中タルト心得ツレハ吹ヨキナリ。常ニアル樂ナレトモ樂ニ才覺ヲ入テ、ヨク〳〵思ヒラカヌハ、人ノ不審スル時、我モ始テ唱哥シツナントシテ答モノナリ。道ノ者ニトリテハ無念ノ事ナルヘシ。

五常樂破ハ中八拍子ナリ。吹ヤウ一ノ風情アルコトナリ。始ノ調ニヤカテ拍子アルヘシ。一ニ乙ミコレヲ同ホトニノヘカケテ工丸コレヲ少早吹テ乙ニト延侍ハ則中八拍子ノフリニ

終マテフカル、ナリ。
輪臺又中八拍子ナリ。ハヤクフクニハ風情サノミキコエス。延輪臺ニ吹時又ハ管絃之時ユ
ルノ\ト吹トキ、イカニモナライノキコユルニテ侍也。乙由(朱)行美ト延カケテ吹テ、下由乙
トカルノ\トツイテ吹ニ乙ニ執心セス、次ノ下ニ早クウツルヤウニ心サスヘシ。サレハト
テ又早ク急ナルハワロシ。コレニテ樂ノフリキコヘテ、終テヲ拍子調ヘシ。
蘇合序ノ一行美下(朱)(朱)(朱)ノ所、兼秋每息ノ譜三所ニアリ。當時不用之、末代不審アラソヒ云ヘ
シ。二所ナルヘキナリ。又龍秋自筆譜ニハ下ニ一下ニト一所アリテ、行美下(朱)(朱)トナシ。又
コレヲ用ント云ヘシ。必行美下(朱)(朱)ト吹ヘキナリ。コレハ誰モ覺タル事ナレトモ他家ノ事ハ
不知、當家ノアリサマコレシキヲ只アラソフヘシ。フカキコトハシラサルニテ、中ノ\キ
ヨノ\トサタスルニ不可及ト覺タリ。ナケカシキ事此等ニテ大カタシラルヘキナリ。
又執心アリテ、事ヲサタシアキラメントスル者ノ爲ニハ、抄物ノ一紙モ大切ナリ。無數奇
ナル者ノ道ヲウチヤリサマニ思ナシタル者ニハ、中々家ノ記、故人ノ說ナントメツラシキ
古事ヲ見テ、口傳モセス事ノカタハシナントヲホヘ、人ノ前ニテモサタシ、結句ハ吹ナン

トスルコトアルヘシ。其ハ道ノサマタケナルヘシ。只末代ノ者ニハ常說ノヤワラカナル譜ヲ一部アタヘテ、一カトナカランカ、カヘリテヨカルヘシ。殊ニ打物ナンドハ只稽古ニヨテ秘說モ心ノマヽニウタル、モノナリ。初心ノ時ヨリ打物ヲ心ニカクル者ハヲノツカラ樂ヲホユルコトノ大カウナリ。大方樂ノ返付數反ノヤウ是非ニ覺スシテハウタレヌ物ナリ。然者若年ヨリ心カケテ可沙汰事也。

已上心ニウカムマヽ書付侍、隨分之指南也ト云ヘシ。

〔校云、傍訓返送リ假字スベテ朱書、下モ同〕

一伏見翁者、不レ知ニ何許人一。或曰從ニ竺土一來。翁臥ニ和州平城菅原寺側崗一。三年不レ起、又〔衆人〔イ〕ニヨル〕不レ言。人呼爲ニ啞者一。時ニ擧レ首見ニ東方一。天平八年行基法師迎ニ婆羅門僧菩提一、歸ニ於菅原寺ニ設レ供。二人甚歡。乃執レ箸爲ニ拍板一、二比丘互舞。于レ時翁俄起〔寂滅〔イ〕ニヨル〕入レ寺、又作レ舞。而歌曰、時哉時哉緣熟哉。三人相共舞、如ニ故舊一。蓋頃年作ニ啞態一者、爲レ發ニ此言一也。時ニ擡レ頭望レ東者、見ニ東大寺營構一也。其臥所、自ニ從翁之居一名ニ臥見崗一、因而名レ翁焉。

元亨釋書十五卷　菩提佛哲伏見翁同傳

同並ニ有之（朱）

釋菩提南天竺國婆羅門種也。遙聞支那五臺山文殊師利靈應。發本國、駕小舟入唐。即登五臺、山中逢一老翁。問曰、法師何之。提曰、山頂拜文殊。翁曰、文殊不在也。見託生日本國。語已翁不見。提乃赴本朝。天平〔聖武（朱）〕八年七月行基法師奏曰、當迎聖僧。聖武帝詔禮部、鴻臚、雅樂三僚一向難波津。基率一百沙門、共官僚於海濱調音樂、莊儀仗待之。須臾西海波面小舟泛々漸近、有一梵僧〔菩提佛哲（朱）〕基迎笑。執提手共語如舊識。始梵言、基能應。後和語、提亦和、甚歎密。勅館大安寺東坊。十月賜時服、天平勝寶〔孝謙（朱）〕元年、東大寺銅像成。詔提爲開眼導師。三年四月爲僧正。時號婆羅門僧正。天平寶字四年二月二十五日化。

大和物語には昔大納言なりける人の御門にたてまつらんとてかしつきける女を、となりなりけるもの、とりて、みちのくにへいにけり。あさかのこほりのあさか山にいほりむすひてすみける程に、おとこのほかへゆきたりけるまに、立いてて山の井にかほをうつしてみるに、ありしにもあらすなりにけるかけをはちて

淺香山かけさへみゆる山の井のあさくは人をおもふものかは

と木にかき付て、みつからはかなくなりにけりとしるせり。

歳初喜皇甫侍御至困
湖上新正逢二故人一、情深應レ不レ咲二家貧一、明朝別後門還掩、修竹千竿一老身。

感春困
遠客悠々任二病身一、謝家池上又逢レ春、明年各自東西去、此地看レ花是別人。

送元二使安西困
渭城朝雨浥二輕塵一、客舎青々柳色新、勸レ君更盡二一盃酒一、西出二陽關一無二故人一。

三月晦日贈劉評事困
三月正當三十日、風光別レ我苦吟身、共レ君今夜不レ須レ睡、未レ到二曉鐘一猶是春。

秋思困
洛陽城裏見二秋風一、欲レ作二家書一意万重、復恐怱々説不レ盡、行人臨レ發又開レ封。

訪隱者不遇困
籬外涓々澗水流、槿花半照夕陽収、欲レ題二名字一知二相訪一、又恐芭蕉不レ耐レ秋。

一或人云、君となれる物は拙ものなりとも不レ可レ嫌。文云、山はちいさき塊をゆつらす、この故に高とを成す。海はほそき流をいとはす。このゆへに深とをなすといへり。明王の人をすて給はぬ事、善工の不嫌木をにたとふ。曲をも短をももちいる心なり。又人くひものを嫌とあれは、其身かならすやすともあり。かたへ大人は賤を嫌へからすとみえたり。

凡いこをしけれはこて、謬（アヤマリ）て賞をもすこさす、悪けれはこてみたりかはしく不加刑して、あまねくひこしき悪を施すへしこ也。又一度の過ありこも重きつみをゝこなふとよく思ひはからふへし。麒麟こ云かしこき獣も、をのつからひこつまつきのあやまりなきにあらす。人こても爭か其理をはなれん。しかれは文に云へるかとく、過を許してただ賢才をみるへし。其過あまたたびにをよばゞ、なだむるにちからなし。但君をはかりて身の悪をかまへ、かたへをあさむきて、其祿を望むやからをは深しりぞくべし。其故は佞（ネイ）人朝にあれは、忠（チウ）正のものすゝまずこいひ、讒諛（サンユ）の甚しき孔墨（コンボク）のさまをもまぬかれかたし、などもきこゆれは、不忠の輩はさらになさけのかぎりにあらず、たゞ不覺ならむものゝこがをゆるし、のうのなきこもがらをもあはれみはごくむへしこなり。

一仁德天皇はみこせの間御つきものをこゞめて民の竈にきはへるとを悦給、延喜のみかこは冬夜御衣をぬきて四海の民を思やるに、我ひこりあたゝかなるべからすここそおほせられけれ。是又賢王聖主のあまねき御めぐみを黎元黔首（レイケンキンシユ）までにおよほし給ふ事、むかしいまかはらさるゆへ也。君は民を以て躰こすこ云、王は兆民（テウミン）を子こすこも云へり。後京極攝政

かくこそ讀たまへりけれ。

おほふへき袖こそなけれ世の中よ〔因に〇月清集ニ「世の中の」トアリ〕まつしき民のさむきよな〳〵

中にも太女?十七條の憲法には、國にふたりの君なし、民にふたりのあるじなし率土の民御門を以あるしとす。つかさどる所の宮司みな御門の民臣なり、何に敢ておほやけともに百姓を収さらむとのせられたり。みたりかはしくあなづりかろしむべからず。

みをつくし并よもきふ〔注〕
一あくるとしのきさらぎに春宮の御元服のとあり。十一になりたまへと、ほとよりおほきにおとなしうきよらにて、たゞ源氏の大納言の御かほをふたつにうつしたらむやうにみえたまふ。おなし月の廿よひ、御國ゆつりの事にわかなれは、おほきさきおほしあはてたり。人のくににもことうつり、世中さたまらぬおりは、ふかき山にあとをたえたる人たにも、おさまれる世にハ、しろかみもはちす、つかへけるをこそ、まとのひしりとはしけれ。さるためしもありけれは、すまひいてたまはて、太政大臣になり給。御歳も六十三にそなり給。世の中すさましきにより、かつはこもりゐたまひしを、とりかへしはなやき給へは、御子ともなと、しつむやうにものしたまへるを、みなうかび給。とりわきて宰相中將、權

中納言になり給ふ。五月五日に、いかにあたるらむと、人しれすかすへ給て、御つかひいたしたて給ふ。かならす其日、たかハすまかりつけとのたまへは、五日いきつきぬ。おほしやる事も有かたうめてたきさまして、まめ〳〵しき御とふらひもあり

うみまつやときそともなきかけにゐてなにのあやめもいかゝわくらん

御かへりには

かすならぬみしまかくれになくたつはけふもいかにとゝふ人そなき

あわれとなかやうにひとりこち給ふを、女君しりめにみをこせて、うらよりをちにこく舟のと、しのひやかにひとりうちなかめ給。この御心とり給。にしのつまとに夜ふかしてたちよりたまへり。月おほろにさしいりて、いとつゝましけれと、はしちかううちなかめたまひけるくひなのいとちかうなきたるを

くひなたに驚かさすはいかにしてあれたるやとに月をいれまし

をしなへてたゝくゝひなにおとろかはうはの空なる月もこそいれ

日くれかたになりゆく。ゆふしほみちきて入江のたつもこゑおしまぬほとのあはれなるお

りからなれはにや、人めもつゝます、あひみまほしくさへおほさる。

　つゆけさのむかしににたる旅衣たみのゝしまのなにはかくれす

一、もしほたれつゝわひ給しころをひ、宮こにもさま〳〵おほしなけく人おほかりしを、ひたちの宮には、あさちは庭のおもゝみえす、しけきよもきはのきをあらそひて、おひのほるむくらは、にしひんかしのみかとをとちこめたるそたのもしけれと、くつれかちなるめくりのかきを馬車なとのふみならしたるみちにて、春夏になれは、はなちかうあけまきの心さへそめさましき。もえいつる春にあひたまはなむとねんしわたりつれと、よそにのみきくへきなりけり。かなしかりしおりのうれはしき、たゝわか身ひとつのためになれるとおほし、かひなき世かなと心くたけて、つらくかなしけれは

よのうきことは見えぬ山ちをこそはたつぬなれ。う月はかりにはなちるさとを思ひいてきこえ給て、忍ひてたいのうへに御いとまきこして出たまふ。日ころふりつる雨いますこしそゝきて、おかしきほとに月さしいてたり。むかしの御あるきおほしいてられて、ゑんなるほとの夕月夜に、みちのほとよろつのことおほしいてゝおはするに、かたもなくあれたる

いへの、木たちしけく、もりのやうなるをすき給、大きなる松にふちのさきかゝりて、月かけになよひたる風につきてさこにほふ、なつかしくそこはかとなきかほりなり。たちはなにかはりておかしけれはさしいてたまへるに、柳もいたうしたりて、ついちもさはらはみたれふしたり。みし心ちする木たちかなとおほすは、はやうこの宮なりけり。いとあはれにて、をしとゝめさせ給。れいのこれみつはかゝる御しのひありきにをくれねはさむらひけり。めしよせてこゝはひたちの宮そかしな。しか侍ときこゆ。こゝにありし人は、またやなかむらん。とふらふへきを。よもきふの露けさになむ侍、つゆすこしはらはせてなむいらせ給へときこゆれは、

たつねてもわれこそとはめ道もなくふかきよもきのもとの心を

ひとりこち給てなをおり給へは、御さきの露を馬のむちしてはらひつゝいれたてまつる。あまそゝきもなを秋のしくれめきてうちそゝけは、御かさささふらふ。この下露ハあめにまさりてときこゆ。

あさかほの巻图

一ゆきのいたうふりつもりたるうへに、いまたちかつく松と竹とのけちめおかしうみゆ。

夕くれに人の御かたちもひかりまさりてみゆ。時〳〵につけても人の心をうつすめる花もみちのさかりよりも、冬のよのすめる月に雪のひかりあひたるそらこそあやしう色なきもの ゝ身にしみて、この世のほかのことまて思ひなされ、おもしろさもあはれさものこらぬ物なれ。（清少納言枕草子の事也案）すさましきためしにいひをきけむ人のこゝろあさゝよとて、みすまきあけさせ給。月はくまなくさしいてゝ、ひとつ色にみえわたされたるに、しほれたる前栽のかけ心くるしう、やり水もいといたうむせひて、池のこほりもえもいはすすこきに、わらへおろして雪まろはしせさせ給ふ。むかしいまの御ものかたりに夜ふけゆく。月いよ〳〵すみてしつかにおもしろし。め君

　氷とちしいはまの水も行なやみ空すむ月の影そ流るゝ

おしのうちなきたるに

　かきつめて昔戀しき雪も夜にあはれをそふるをしのうきねか

此まきのはしめに

みかうしまいらせ給て、あさきりなかめ給ふ。かれたるはなとものなかにあさかほのかれ

これにはひまつはれて、あるかなきかにさきて、にほひもとにかはれるをおらせ給て、

みしおりのつゆわすられぬあさかほの花のさかりは過やしぬらん

秋はてゝ霧のまかきにむすほゝれあるかなきかにうつるあさかほ

予記之但己父之口傳ナリ（栄）

一樂の遊聲は、舞のいつる時に用事なれは、調子とおなし心なるへし。拍子はやくては舞のいつる作法ちかいて風情なきことにて、舞人のきらふとなり。されはこといひて、又延ものなりとて、樂のほとをわすれて、のへふくも又こゝろゆかぬとなるへし。されは師說をうけさるものゝさたせむには、かやうの事大にかはるへし。調子とおなしかるへきと口傳あれはよく心得分へし。入時入調をふくには、前の品立はのへてこれにて舞いつるなり。入にははやくふきて入、これにて心得へし。急ある樂の舞の入に、急入といふにハ、はやくふきたる樂にて入なり。入さまには舞人のさのみよしをつくり、風情あるにはあらすかし。道行入急入とて二說あり。其時道行の拍子も出入ニ延と、又さのみ延さることの心得又あるへし。入調子のやうにははやくふかねとも、入時の道行は少出時よりも拍子はやくふくなり。又曲によるへし。皇帝なとは遊聲いき／＼ともの／＼しく吹へきなり。武舞にてあ

れは其心あるへし。是にて余は心得へし。又講延なとに樂數多入時、蘓合なとに道行序五拍子はかり三帖破急別々ニすれハ樂五あるへし。おく七拍子、四帖五帖稀ゆへにこれをのそくなり。此事常に予もあひしと也。此時は道行舞の時よりも拍子はやくふく也。かやうの口傳たしかに覺へきとなり。惣而舞立ははやくあれはとて遊聲道行はやくふくは無故實なり。前に云かことし。講談の樂は延たるにてあるへしと心得て、道行なと用に、延てあなかちにふくは又故なし。たゝ常の管絃の拍子なるへし。返々これにて萬事その骨法を案へし。

一打物ヲせむに、まつをのれか身躰をよく習て、五躰を正直にもちてとうつくりを習へし。うつふ大かたとうのすゑやう、ひさのくみやう、ひちのもちやうにてうたるゝものなり。よく〳〵きあふのき、左右へかたふき、ひちをすゑなと身躰みたれてはうたれぬものなり。よく〳〵口傳を覺へし。青石をするにも隨意に身をもちて、身躰をそう〳〵しく、こゝろをちらして、みたれかはしけれは、手のうちちかひて石とはちのかねとのあひかはるへきなり。かやうにあれはかならすあらくなりて、色くろみそむするものなり。身躰をしつかに、こゝ

ろをゆる〳〵こもちて、うてをやわらかにひさのうへにもたせて、石のつかをつかみて、ゆひのさきまて心をつけてするへし。されはこいひて、又これを大事こ心得て、身をすくめ、こゝろをつめてすれは、又石いてこぬものなり。ゆう〳〵こいそかす、又けたいせす、心にかけて、しかもいそかぬやうにするへし。水をおほくいれて、はちのはたへあかるはわろし。ちこつゝさいさいに水をいれくはへてするへし。さて石たまりたらは、かならすすりつけてせめて、三日も五日もおくへし。かねふきいてゝ、色うつくしくなる物なり。さひのあかるにて有なり。それを水よき程に入て、やわらすりおこして、黄にはぬるへし。堅き石をは、すりたる石のおほきをもつてすれは、すりよきものなり。石か石のあひになりて、はちのかねにあひそふ心なり。やわらかなる石をは、すりたる石すくなにてつねに水をいれてするへし。手のうちのあたゝまりたるに、猶やわらかなるは、おりやすき物なり。それもこまかにたにもをりてしかるへくは、きらふへからさる事なり。はやくおり候はかならす石のあらきこてほめぬなるへし。これしきの事は口傳にもあなかちせぬ事なれこも、末代人の心あらめに道をさたせむには、かやうの故實をうしないて、しかもかたの

こゝく道のものこてせむ時にまこふへきか不便さに、書をくにて侍也。石筆は鼠のはしり毛たるへし。〔案〕又口傳ニ、石ヲスルニヒチヲ身ニ付ハ、ウテクヒヤワラカニテ吉、サナケレハウテクヒニチカラアリテワロシ。是石ヲスル第一ノ口傳ナリ。ハチヲ用ニ石トハチトノアヒヲハ左ノ手ニテ近ク遠クハカラヒテ石ニ宛ヘシ。

右如此事於此道に無盡期子細なり。子孫の者眼を開てせめて此抄物はかりをなりこも前後をうち返し〳〵まもるへし。於末代はこゝかけぬ程には可用者也。殊更此帖のはしに注したる事こも、一大事の說こもなり。外見あるましきこゝこも也。そのつゝきに、ゆへなきよの道又は哥道の事なこ交書入侍、詮なきにたれこも、始より此抄物の本意なるへし。末代の人の性氣ものに數寄ず、すれこもたいくつの心あり。せめて此抄物一をまくらこゝをきて、見之者道のかたはらに、目にもあたるわさこなりて、自然一分の得解もあれかし。第一には後生こいふ事は、人の心になけかぬものなり。心あさき人の、なにのわけもなき心ゆへこいこうしくかなしきわさなるへし、今生一端の道をさへかやうに書たてぬれは、すてに廿帖になれり。是は常道常家の口傳相承の中には半分にはすくましきわつかなる事用捨のものなり。かやうに大事なる事也、ましてや佛の衆生をかな

しみ思食て、一大事の因緣をたゞへを以てしめし、現にしめし、種々ニ法を說て、人の心をこゝのへさせ給哉末世相應の法をのこされて、我等をたすけ給はんこの御方便をきらひて、法花經たもちまいらせぬものやはあらむ。たゞ人は貴賤によらす身をは思ひこかさる物なり。佛のいましめをうたかはゝ、たれかいふ事を可信哉。南無妙法蓮花經了

永正第九曆二月廿一日於閑窓書終之可憐之〳〵

豐原朝臣統秋

南無妙法蓮華經

豐原朝臣統秋華押

體源鈔　十二ノ末

斑婕妤（ハンセウヨ）（朱）　孝成帝后

列女傳ニ云ク、ハ斑況女也。孝成帝ノ時婕妤タリ。賢才通辯ノ帝常ニコレト同輦辭メ曰ク、古ノ圖畵ヲ觀ルニ賢聖ノ君ハ皆名臣アリテ側ニアリ、三代ノ末主ハ女嬖ア（區テ㋑ニヨル）リ、コレニニタル事無ヲ得ンヤ。太后コレヲ聞テ喜テ云、古ハ樊（ハン）（朱）姫アリ、今ハ班（區ナシ㋑ニヨル）婕妤アリ、後ニ趙ノ飛燕カ姉妹寵アリ。婕譖云ク、耶ヲ狹兇（ソテ）咀ス上乃チ考問（カンカヘトフマウ）（朱）辭ノ曰、妾聞ク死生命アリ富貴天ニアリ。正ク修シテ尚未ニ福蒙ス邪トメ以テ何ナカ望トスル又鬼神知事アラハ不臣ノ訴ヲウケシ、若シ其レ知コトクハ是ヲ訴メ何ノ益カアラン。上善ニ其對ニコレヲ憐閔金百斤ヲ給

或云、班婕妤ハ漢ノ武帝ノ后ナリ。李夫人等ノ美女出來テ、ニ此等ニ心ヲ移テ、、ガヲホヘサガリタリ。而ニ思沉テアルホトニ、身ノ内ノ熱ク苦キマ、ニ何カスヘキト思フニ、蛾眉山ヨリ月ノサシ出ヲミテ、白衣ヲモテ打輪ヲハリテ月ニニタルモノナリトテ愛スルカ月清涼（區渡㋑ニヨル）ノ徳ノアルヤウニ打輪ニモスヾシキ徳ヲ具シタリ。而ニ打輪ニニヲハリテ

愛シケルニ、仙人トナリテ鸞ニ乘テ出ケルニ、仕ケル女房達戀悲ミアイラセテ、カタミニハ何ヲカセント申テ歎ケレハ、打輪一ヲ捨アシ／＼ケルヲ今ハリ傳テアル也

漢書ニ云、孝成帝班婕妤初テ位ニ卽シトキウツサレテ後宮ニ入ル、始ハ少使タリ、俄ニシテ幸セラレテ婕妤タリ、後趙ノ飛鷰寵サカリニシテ婕妤寵ヲ失ト云々

飛鷰　孝成帝后

列女傳ニ云、趙ノ飛鷰初テ生ル、ヲ父母アケス、而ニ三日マテ死セス、父母恠テ乃チ取ヲ是ヲヤシナウ。サカリニナルニ及テ阿陽公主ノ家ニ属シテ歌舞ヲマナフ、帝貧シ微行公主ノ家ヲ過ク、見テ祝〔イ悦〕フ、シハラクアリテ立テ后トス、女弟ナリ、又昭儀タリ、貴ヲ後宮ニ傾タリ、飛鷰善ク舞テ體カロシ、故ニ飛鷰ト云

明帝　顯宗ト申

高祖十代之孫・光武皇帝第四之子、母ハ陰皇后ト申、在位十八年八月壬子東宮前殿ニ崩ス、年四十八。顯節陵ニ葬ス。後漢二代之王也。

永平十八年元年戊午ハ日本垂仁天皇八十七年ニ當レリ、八年乙丑歳至〔〇金ノ誤〕人來ト夢ニ

御覽ノ同十年丁卯摩騰法蘭ト云二人之人漢土ニ來レリ、佛法是ヨリヲコルナリ。

王喬　又名喬化

後漢書ニ云、王喬字子晉河東人ナリ、顯宗ノ時ニ葉(セウ(朱))縣ノ令タリ、喬神仙術アリ、月ノ朔望晦コトニ常ニ縣ヨリ臺ニ詣テ朝ス。帝其來レル亟シハ〳〵ニシテ車〔(寫)東(イ)ニヨル〕騎ミヘサル事ヲアヤシム。蜜(マヽ)ニ大史ヲシテ是ヲ伺ヒ望ス、言サク、其曉ニイタルコトニ雙鳧アリテ東南ヨリ飛來ナリ。此ニ鳧ノ至ヲ伺テ羅(アミ(朱))ヲ擧テコレヲ張ル、但シ一雙舃(クツ(朱))ヲエタリ。

蔡邕　(囲)月令章句アリ、樂器事載レ之

後漢之世ノ人ナリ。長笛ヲ作ル、又琴絃九絃ニ成人也。

蔡琰(エン(朱))

蔡琰別傳ニ云、琰字文姬中郎將祭邕カ女也、年九歲(六イ)邕夜琴ヲ引絃ヲ絕ツ、琰カ云、第二絃也。邕又一ツノ絃ヲ絕テ以テ問之、琰カ云ク、第四ノ絃ナリ。邕コトサラ曰ク、汝サマ〳〵中ヲ得耳、琰カ云ク、昔シ季札風化ヲ覗テ國ノ存亡ヲシル、師曠律ヲ吹テ南風竟サル事ヲサトル、コレヲモテコレヲ推ニ何ヲ以カ不ㇾ知ナリ

靈帝

明帝五代ノ孫肅宗章帝ノ玄孫解瀆侯ノ萇子(マヽ)ナリ、母ヲ董夫人ト申、在位廿二年崩年卅四、

文陵ニ葬ス、後漢十一代之王也。

建寧四年 元年戊申ハ日本成務天皇卅八年ニ當ル 嘉平六、光和六、中平五、光喜一 堅箜篌ヲ好シ人也

相服

靈帝ノ臣ナリ、箜篌ヲ作ル人

陳禪

後漢ノ世ノ人、高麗樂渡スモノナリ

魏武 五代間四十七年

琵琶ヲ作ル人魏之韓疾ト云シ物ハ三尺ノ劔ヲ帶シタリシ也。其劔ヲ口ニ呑テ魏王ノ頸ヲ切テ自ラ王ト成リシヲ魏之武王トハ云ナリ。

宋孝武帝 又云宋世祖孝武帝ト云諸侯王ナリ

諱駿孝 年号ヲ立テ建元々年トス、元年ハ甲午世合テ三年年号ナリ。即後魏ノ文成帝即位

三年與光元年ニアタル、日本安寧(マヽ)天皇元年ニ當ル。大明八

晉　十三代間百廿二年

西晉四帝　五十一年　東晉九帝　八十一年

阮咸

竹林之七賢之其一也。字仲容又竹林之高士ト云。箏琵琶（毀上人之圖）等ヲ引人、任達ニシテ不拘叔父籍ト竹林ノ遊ヲナス。顏延年カ五君之詠ニ曰、仲容ハ青雲之器ナリ

竹林七賢者　嵆康字叔夜　阮籍字嗣宗　阮咸字仲容　向秀字子期　劉零字伯倫　王戎字濬仲　山濤字巨源

校云傍訓朱書

晉平公

師涓

箜篌ヲ引シ人、又琴引

師曠

陳後主

宣帝之嫡長子、又云陳高宗之嫡長子諱𤣥賓字元秀、隋高祖大定三年辛丑歳ヲモテ陳後之至徳元〔底九、イニヨル〕年トス。日本敏達天皇即位十二年ニ當ル、在位七年、大定九年己酉歳アテ也。

即此年ニ當テ隋之煬帝ノタメニホロホサレヌ

隋煬帝　三代間三十八年

隋高祖第二ノ子諱廣、小字阿𪊲、母ヲハ文獻獨狐皇后ト申、在位十二年大業十二年元年乙丑八日本推古天皇即位十三年ニ當ル　隋代二代之王ナリ。大業元年三月發江南男女百余万開通濟渠、江南造龍舟鳳艒黄龍赤艦樓船數万艘八月壬刁上御龍舟幸江都舳艫相搆二百余里。同二年二月東（マヽ）賀發江都。同六年三月幸江都。同七年二月乙亥上自江都御龍舟入道濟渠遷幸涿（マヽ）都。同十二年七月甲子幸江都宮。隋恭帝元年義寧元年丁丑煬帝ヲ尊太上皇トス。唐之高祖神堯皇帝武德元年戊刁宇文化ノタメニコロサル。或太宗ノタメニヲロホサルト云々。宇文化ハ太宗ノ御名ナリ。

太子傳ニ云、推古天皇廿六年戊刁御歳卌七、秋八月高麗ノ王使貢ニ方〔底万、イニヨル〕物ヲ因以テ言ノ曰、隋煬帝興ニ三十万衆ヲ攻レ我ヲ我ヲ返テ爲レニ我ガ所レ破、故ニ獻ニ俘虜貞公普通二人及鼓吹弩拋石ノ之類十物幷土物駱駝一疋ヲ。

暦錄附ニシテ云、隋煬帝都大興太上皇爲ニ宇文化及將軍ノ名ナリ囲等ニ所弑ニ於江都ニ恭帝遁（ノカル）ニ位ヲ唐王ハ、唐ノ高祖神尭皇帝受ニ隋禪リヲ即ニ帝皇ノ位ニ政（マツリコトハシマ）元（ハンイ）武徳ヲ隋滅ヒ唐興ルト云ヽ

唐太宗　又云大宗文武大聖皇帝 廿代二百八十九年

高祖神尭皇帝之第二之子ナリ。謚曰文廟、諱世民母ハ大穆皇后竇氏、在位二十三年金風殿ニ崩 年五十二、或五十三 八月昭陵ニ葬ス唐代二代ノ王ナリ。

貞觀十八年 元年丁亥、日本推古天皇廿五年ニ當ル 七年癸巳破陣樂ノ舞ヲ制ス十九年玄奘法師經ヲ迎テ歸ル 高宗皇帝上元年謚ヲ政〔○改ノ誤〕テ文武聖皇帝玄宗皇帝天寶八年ニ謚文武大聖同十三年增謚文武

此帝ハ七徳アリ、一ニハ武藝、二ニハ文才、三ニハ正見、四ニハ政治、五ニハ至道、六ニハ承應、七ニハ慈顧也。又魏徴ニヲクレサセ給テ後、世間ニ迷テ御ス間、俄ニ一人ノ宰相出來テ御意ニ叶テ奉仕三年、其後去ナントスルトキ流沙東ノ地苴〔○畠カ〕ト紫ノ仙衣一重トヲ獻テ申云ク、昔ハ漢家〔原字亻ニヨル〕ニ奉（ツカヘ）テ强仕ヲ專ニシキ。今ハ仙洞ヲ背テ帝代ニ奉シテト云テ失畢。是則魏徴カ化テ來レルナリ。其後ニ泰山ト云處ヘ行幸アリ。是泰山府君ノ在所ナリ。還御ノ道ニ青衣童子アテ一巻ノ書ヲ捧テ云ク、アヒカタキハ賢王ナリ。此書ヲ奉

ラントテ奉ヲ之視テコレヲ見給ニ、前ノ百王ノ間ノ理乱ノ相ヲ明ニ書タル㕝ナリ。故ニ大宗文皇帝流沙ノ東道ヲ工テ横ニハ四海安危ヲ皆カミ竪ニハ百王ノ理乱ヲ悉クシリ給キ。其仙衣ノ夏ハス、シク冬ハアタ、カニシテ、火ニ入トモヤケス、水ニ入トモヌレス極タル重寳也。

長孫無忌　長孫ハ姓、無忌ハ名ナリ

貞觀七年十一月爲宮(マヽ)ト太政大臣也　同十六年七月爲司徒是モ太政大臣也　房喬爲司空。廿三年六月甲戌　高宗即位之間爲大尉是モ太政大臣也　及褚遂良遺沿轉政、高宗十年顯慶四年四月謀反、戊辰忌ヲ黔州ニ流ス。

魏徵

太宗之臣ナリ

馬順

太宗之樂人ナリ

高宗皇帝　又天皇大聖大洪孝皇帝

太宗皇帝第一ノ子(或第九)諱治字爲善、母ヲ文德皇后ト申、長孫氏ト申、貞觀十三年六月(甲戌)即位、卅四年十二月(丁巳)夕正觀殿ニ崩ス(年六十五、或五十四)、諡天皇大帝、乾陵ニ葬ス、唐代三代ノ王ナリ。既高宗天皇ト号ス、八載諡ヲ改ト天皇大聖トス。十三載今諡ヲ增

永徽六(元年庚戌日本孝德天皇六年當)　顯慶五　龍朔二　麟德三　乾封二　總章二　咸亨(〇咸亨〔石〕ニヨル)四

上元二　儀鳳三　調露一　永隆一　開耀一　永淳一　弘道一

張文成

太宗高宗等ノ臣極タル美人好色ナリ。即則天皇后ノ蜜夫ナリ。高宗廿九年儀鳳三年九月、年七十三諡懿

則天皇后　又則天大聖皇后　又順聖皇后

尙書士䕶ヵ女ナリ。文士䕶后年十四太宗選爲才人、後爲后、高宗幸感業寺見而悅之入宮、立爲昭儀、進号宸妃、立后、唐代四代ノ女王ナリ、諱曌姓ハ武氏名ハ工部在位二十一年

制聖一年(甲申八日本天武天皇十三年ニアタレリ)　垂拱四　神功一　聖曆二　久視一　大足四(〇一誤ナラン)

中宗皇帝　又中宗孝和皇帝ト申

高宗ノ子ナリ　諱顯母ハ在位五年崩　唐代五代之王也。
神龍一乙巳日本大宝三年ニ當ル　景龍四
此帝ノ母娠(ハラミ)給ヘリ、高宗ウラナワセラルヽニ皆女子ノヨシヲ申間玄弉三藏ニ勅シテ女ヲ轉シテ男トナスヘキヨシ祈申サセラル、間、赤キ雀后ノ閨ニ入ル。高宗玄弉ニ問ニ男トナルシルシ也ト申。即男子ナリ給フニ、其聲尙女聲ナリ。高宗玄弉ノ弟子ニツケテ佛光子ト名ク。而ニ高宗崩シテアトツクヘキ人ナキユヘニ位ニツケタテマツル、コレヲ中宗ト申ナリ。
王孝
中宗ノ宰相ナリ
玄宗皇帝　又云玄宗至道大聖大明孝皇帝　笛吹霓裳羽衣舞作
高宗ノ孫睿宗ノ第三子ナリ。諱隆基、母ヲ昭成皇后ト申竇氏ナリ。大極元年壬子改テ延和ト云、又改テ先天ト云、在位四十四年唐代六代之王也
大極一　又改延和又先天壬子八日本元明天皇和銅五年ニ當ル
天宝十四此歳ノ十一月安錄(マヽ)山カタメニ蜀山ニウツサレ給フ。肅宗元年、至德元年丙申太上

皇トス。同御宇八年宝應元年壬子神龍殿ニ崩年七十八秦陵ニ葬ス

楊貴妃

弘農之楊玄琰カ女ナリ。姓ハ楊、名ハ太眞、玄宗納テ后トス。琵琶引舞妓ナリ。此ミミハ馬嵬城ノ大鬼物也、化シテ美女トナレリ。天子是ヲサトラスシテ愛ス。驪山宮ニミユキシテ霓裳羽衣ノ舞ヲセサセテ御覧アリ。天寶十四年ノ冬安祿山カタメニコロサレニキ

葉法善

隋之煬帝大業十二年丙子ノ歳ニ生レテ唐ノ玄宗開元庚申歳死ス年百五歳

代宗皇帝　又代宗睿聖太文孝皇帝ト申

肅宗之太子、諱豫、母ヲ　在位十七年崩、唐代九代王ナリ。

廣德二元年癸卯日本孝謙天皇天平宝字七年ニ當　永泰一　大暦十四

德宗皇帝　又德宗聖神文武皇帝ト申

代宗之子諱母ヲ　在位廿五年崩年

建中四元年庚申日本宝龜十一年ニ當　興元一　貞元廿

白樂天　又大原白居易ト申
文道之大祖ナリ　委細万秋樂ノ篇ニアリ
武宗皇帝
、、子諱炎、母ヲ　在位六年崩年
唐代十六代ノ王ナリ。會昌六年元年辛酉日本承和八年ニ當ル
季德祐
武宗ノ宰相ナリ、褭頭樂ノ作者也。
馬融
ーー夢ニーノ林花ノ錦繍ナルヲミル、夢ノ中ニ此ノ花ヲツミテ湌トミル、子フリサメテ天
下ノ文帝サトラスト云コトナシ。時ノ人繍嚢ト号ス。武陵七十二仙傳ニミヘタリ
越王勾踐
此人ハ越之國ノ王ナリ。呉王夫差トテ呉ノ國之王ト敵ニテナンアリケル。其故ハ兩國ノ境
ニ會稽山ト云山アリ、件ノ山ニハ山アユト云モノ猿ノヲホキサナルカアユ一ニ縑千疋ナト

ヲル也。其アユノヲホカルヲトラムトテ昔ヨリ兩國ノ中惡クテ、トモスレハ合戰ヲスルナリ。或時兩國ノ王此山ニテ合戰ヲシケルナリ。呉王ハ勢モヲホク威モ勝リタリケレハ、越ノ軍破レテ勾踐イケトリニセラレニケリ。范蠡計コト〔の ニ消息ヲ魚腹ニ入テ商人ヲ作テ遣シテ見シムル狀ニ云ク、命ヲ存テ降ヲ乞テ出ヨト云々、勾踐降ヲ乞テ向ケレハユルサムトシケルヲ呉王ノ臣伍員ト云字ハ子胥ト云サテ伍子胥ト云ナリ賢キ物ニテ、呉王ヲ諫テ云ク、勾踐ハ賢君ノ種ナリ、范蠡ハ良臣ナリ。若是ヲユルサレナハ君ノ爲アシカリナン、呉ノ越ヲ持タルハ腹ノ病ナリ。天ノ与ルヲ取ラサレハ殃ヲウク、願早ク欲シ給ヘトイヒケルヲ不用シテ遂ニユルシテケリ。サテ輿ニ乘ルトキ少〔底サ少ニヨル〕キ物ヲフマヘテノラムトスルニフマレテ其物息ヲフキイタシタルカ雲トナリテ上ルヲ惟テ、立返テミレハ一ノヒキカヘルナリ。以之思ヤウハ、少キ物ノフク息スラ天ニノホル、我思立ハナトカ怨ヲ打サラント思テ出ニケリ。其後呉ト越ト中吉ナリ、又兩國和義シテ件ノ山ニ銅ノ七重ノ塔ヲ立テ面金ニヌラムトテ金千兩銀千兩日本國ヘ兩國ノ王自書テ乞ニツカハシタリケレハ、日本國ノ王コレヲツカハサレタリケレハ、思ノコトクヌリテケリ。カクハアレト越王ノ心ハナヲトケスシテ爭カ呉ヲホ

ロホサムト思ナリ。越王ノツハモノニ大夫種(タイフショウ(朱))ト云物、呉王ノツハモノニ大宰嚭(タイヒ(朱))ト云モノヲ
カタラヒヨセテ、多ノ寶ヲトラセテ、其心ヲ取伏テ告テ云ク、汝呉王ニ申サン〔匿レ[乙]ニヨル〕
ヤウ、越ノ國ハ國ユタカニ寶多シ、若我ヲセメ給ハスハ此國ヲ奉ラン、我身ハ君ニシタカヒ
テ僅ニ一郡ヲ給テ身ヲ安クシ命ヲ全クセン。若是ヲ用給ハスハ此國ヲヤキウシナイテ命ヲ
ステ、アヒタ、カワン、此國ニ人スクナシトイエトモ、心タケキ物ナキニシモアラ子ハ、君
ノタメモヨシナカルヘシトイヒヤリタリケレハ、呉王キ、テアコトニモトテ軍ヲト、メテ
ウチトケニケリ。伍員ハイカニモ越王ツイニ呉ノタメニアシカリナント申ケレトモ、大宰
嚭カ申事ニツイテ聞給ハ子ハヨシナシトテ伍員ハサシイツル事モナクテアリケルニ、越ノ
國ニハイカニモ先倍員ヲホロホサムト思テ大宰嚭ニテ讒言スルヤウ、伍員カ世ヲホロホサ
ムトスルヲハ君シリ給ヘリヤトイヒケレハ、呉王汝イハ子トモ我モシリタルソトテ伍員ヲ
トラヘテコロサムトス。其時ニ伍員カ云ク、我死ナン後眼ヲ取テ呉ノ東門ニカケヨ、我君
ノ我コトヲ用スシテ遂ニ越王ニホロホサレンヲミムトイヒケレハ、呉王イヨ〳〵イカリテ
伍員胥カ子ニ伍尚伍奢(シヤ(朱))トテ二人アリケルヲモコロサムトテ早ク文ヲカキテ汝カ子ヲヨヘト

セメケレハ、我死ニ至ルトモ君ノ仰ヲハソムカシト云テ、ナク〳〵文ヲカキテ云、兄伍尙ハ孝ノ心フカケレハ定テ來ヘシ、弟ノ伍奢ハ孝ノ心アサケレハアヤシミテヨモ丁ヒラシ、ツイニ君ノ敵トナラント云テ死ヌ。誠ニ伍尙來リケレハ頸キリテケリ。伍奢ハ來スシテ越ノ軍ニトモナヒテケリ。伍員カ眼ヲハイヒヲキシ事也トテ呉東門ニカケテケリ。伍員ウセニケレハ呉ノ國ヨハクナリヌ。則越ノ軍呉ヲセムルニ呉ノ軍大ニヤフレヌ、伍奢一陣ニスヽミイテ、コハクタヽカヒテ呉ノ軍ヲヲトシテケリ。呉王ハカリニ出タリケルカ、越ノ軍ステニシコミ入テ呉ノ城已ニヤケヌトキヽ、テイソキカヘルニ、呉ノ東門ヲスクトテ伍員カマナコハコヽニカケタンナルモノヲトテ取テ面ニ袖ヲホヒテコソスキケレ。則越ノ軍行向テ呉王ヲ打テケリ。寃魂志ト云文ニハ伍員又ハ公孫聖ト云呉王伍員ヲコロシテ疋山ノ麓ニステヽ後其所ヲ行ニ、足スクミテアユハレサリケレハ、伍員カ靈ノスルニコソト恐テ大宰嚭ニ告テ云ク、我ハスヽム事アタワス、汝サキニユケ。又コヽロミニ公孫聖トヨヘトイヒケレハ、三度公孫聖トヨフニ三度コタヘタリケリ。其時ニ呉王ノ云ク、蒼天〻〻寡人ツヒニカヘルヘケムヤトイヒテ命ヲハリヌト云ヘリ。

史漢書ニ云ク、大宰嚭カ讒言ニヨリテ屬鏤ノ釼ヲ伍子胥ニ給テ此ヲモテ死ト云ニ、伍子胥天ニ仰テ祈云ク、讒臣ノ世ヲミタラムトスルヲシラスシテ還我ヲコロサムトスルヤスカラヌ事ナリ。我君ノ父ノ王ヲ世ニアラシメタル事ハ偏ニ我力ラナリ、今ヘツラヘル物ノ中ニツイテ忠アル物ヲコロサル、カナシキ事ナリト云テ、其家ノ物ニ告テ云、我死ナハ我カ眼ヲクシリテ呉國ノ東門ノ上ニヲケ、越ノ兵ノ入テ呉ヲホロホサンヲミンレウナリト云テ、自頸ヲハヲテ死ヌ、其後ホトナク越國ヨリ軍ヲコリテ呉國ヲワロホシツ。眼ヲクシリテヲナント云事誠ニミルヘキナラヲトモセメテノイキトヲリニタヘスシテイカメシキ心ナリ。則三十六丁ニ構ヘタル古蕪臺モ皆滅ニキ。又屬鏤之釼トハ釼ナリ、チリハカリモ人ノ身ニアタリヌレハヤカテ切ルモノナリ。漢朝ノ習ニテ臣下ノ家ニアルヲ强ニ召寄ヲトモ釼ヲ遣テ是ヲ慫ニ頸ニアテ死ヲト云事ナリ。

サテ范蠡カ計ニテ忠ノコトク呉王ヲ打ツ、越王ノタメニハ又ナキ物ニテアルヘキヲ尙イタリテ賢キ人ナレハ、越王ニ書ヲ奉テ申ケルヤウ、君ウレヘアラントキハ臣ハヲミヨ、君ノハヲミハ臣死ヨト申ヲキテ侍レハ、命ヲスツヘカリシカトモ、其ヲステサリシ事ハカク君

ノ歆ヲ打ントナリ。今ステニ大事ヲトケツ、大名ノシタニハ久クヲルヘカラス、飛鳥ツキヌ
レハ良弓□（〇コノ下脱文アルベシ）願ハヲノレニイトマヲ給ヘトナンイヒケル。越王ヲシテユル（マヽ）
シ給ハサリケレトモ、君ニ項長鳥口ノ相イマス、是賢人ヲ害スル相ナリト云テ、ヒソカニ妻
子ヲヒキヰテ舟一艘ニノリテ五湖ト云水海ニウカミテサリケレハ、キヽツケテカナシヒウ
レヘテ、ハルカニミヲクリ給ヘハ、雲ノ波ニホカクレテ齊ノ國ニワタリニケリ。越王センカ
タナクテ金ヲモテ范蠡カ形ヲイテ會稽山ニシテコレヲマツリケリ。勾踐ハ後ニツイニ呉ノ
タメニウタレニケリ。越ノ國ニテハ范蠡トイヒ、次ニ齊ノ國ニイタリテハ鴟夷子皮（シイシヒ（朱））トイヒ、
後ニ陶ノクニヽイタリテハ朱公トイヒキ。國コトニ千兩ノ金ヲミテリシ人ナリ。十九年ノ
間ニ三度千金ヲイタストイヘリ。本ハ太伯星化シテ東方朔トモナリ、樣々ニ身ヲ變シ世ニ
在コト一万年ノ間也。後ニハ況命山ニ登ニキ。五湖トイハ大湖、丹陽、、青草、、范蠡（ハンレイ（朱））、、
謝陽、。或ハ青草、洞庭、、范蠡、、青松、、大、（朱）青松トモアリ
又伍子胥死ニテ大江ニステラレ、又其靈水神トナリテ白馬ニノリテアラハルトイヘリ。
又呉王越王ノタヽカヒノ時、或臣越王ノモトヘ酒ヲ一樽モテマイリテ、御喉カハキ給ラム

トテマヒラセタリケレハ、我ニトモナウ軍ハ皆我ニカハラムトスルモノ也、我一人呑ヘカラストテ河ニ此酒ヲナケ入テ、ソノ流ヲツハモノニミナノメトテノマセラレケレハ、ミナユ、シキ酒ニテナンアリケル、心サシノイタルユヘナリ。イクサイヨ／＼チカラツキテ呉王ヲ打落シ畢。又或記ニハ此酒ノ事光武皇帝ノ事トモイヘリ。

向子　又向子期ト云

晉書ニ云、向秀字ハ子期清悟ニシテ遠識アリ、嵆康鍛ニ善シ秀コレカ佐タリ。相對テ欣然ス、後ニ康誅セラレ季思舊賦ヲ作ル詞ニ云、隣人笛ヲ吹者也、聲ヲ發ニ寥亮タリ。追テ想疇昔遊宴ノ好ナリ

伯牙　琴引

列子ニ云ト琴鼓志之倚山ニアリ。鍾子期カ云ク、善哉峩々トメ太山ノ如シ、志之流水ニアリ、鍾カ云ク、洋々トメ江河ノ如シ。鍾期カ死ニ及テ伯牙絃ヲ絶テ又琴ヲ鼓ス、知音ノ永ク絶タルコトヲ痛ナリ

戴逵　琴引

晉書ニ云ク、ー字安道譙國之人ナリ。善琴ヲ皷ク武陵王晞是ヲ召ス、逵使者ニ對テ琴ヲ打破テ云ク、戴安道王門ノ伶人タルニアタワス、晞怒テ更ニ其兄逑ヲ引、逑欣然トシテ琴ヲ擁往ナリ。

嵆康（ケイカウ）（朱）　字叔夜　長一丈或八尺云〻

譙國之人也、笛ヲツクル、七賢之其一也。極タル美人ナリ。山谷カ云ク、叔夜カ人トナレル巖々トシテ孤松ハ獨リ立ルカ如シ、其醉コトナリ塊然トメ玉山ノクツレナムトスルカ如シ。柳ヲ庭中ニ値（○植ノ誤ナラン）テ歌（○影ノ誤ナラン）ヲ愛セシ人ナリ。

公主

烏孫國ノ王也、漢之世之人也、五臣注ニ云、烏孫ノ王馬ヲ漢ニ獻シテ公主ヲ倚（トヒシコヲ）子カウ、則江都王建ノ女ヲシテ公主トシテ以テメニアワス、琵琶ヲ作ル人ナリ。

趙壁

五絃ヲ彈シ人ナリ

晏龍

瑟ヲ作ル人ナリ
井伯益
琴ヲ作ル人ナリ
蒼皇
瑟ヲ作ル人ナリ
高漸離
筑ヲ撃シ人ナリ
倉龍
簫ヲ人シ人ナリ
暴辛公
塤ヲ作ル人ナリ
大忠連
貴養成

大忠連カ子　廻忽ノ作者ナリ
五常公　五常樂ノ作者也
礼儀公　五常樂ノ作者也
音生公　皇麞ノ作者也
陳與公　喜春樂ノ作者也
班蓋蘊　胡飲酒ノ作者也

蠻國

大唐ニ四夷アリ、東夷、南蠻、西戎、北狄是也
此國南ヲモテ蠻國云、彼國之王ノ姿ヲウツシテ胡飲酒ヲ作ルナリ。

胡童

胡國之童ナリ。漢朝之北國ナリ。又胡塞ト云、又胡城ト云

合管青

春鶯囀之作者也

昭于山

右大略樂器ヲ作リ樂之作者也。又其代ヲ爲知載之モアリ。猶見出ニ隨テ可注之。定テ文字分明ニハ侍ラン後見之人可書直者也

京極大政大臣宗輔公は蜂をいくらともなくかひ給て、何丸か丸と名を付て、〔○十訓抄ニヨルニ中略ナリ〕何丸それかし〔○「さしてこ」十訓抄ニアリ〕こいはれけれは、そのまゝにそ振舞ける。出仕のときは車のこしうへの物見にはらめきけるをとまれとの給けれは留けり。世には蜂飼の大臣殿とそ申ける。不思儀の德おはしける人なり。漢の蕭芝か雉をしたかへたりけるにことならす。此殿の蜂をかひ給を世人無益のとこいひける程に、五月の比鳥羽院にて蜂の巣にはかに落て御前におほくとひちりたりけれは、人々さゝれしとてにけさはきけるに、相國御前に枇杷の有けるを一ふさとりて琴爪にて是をむきてさしあけられたりけれは、蜂のあるかきりとりつきてちらさりけるをつけなから御ともの人々をめしてやはらたひてけり。院かしこくそ宗輔か候てこ御感ありけり。

一條院御位の時賞方中將の祭の試樂にをそく參て、かさしの花をたゝはらさりけるに、追

て舞人にくはゝるとて竹の臺の下によりて呉竹の枝をゝりてさしたりけるめてたきよし人々ほめあひけり。これより後試樂のかさしには竹の枝をさすとそ。

同院雪いと面白くふりたりけるあした、はしちかく出させ給て御らむしけるに、香爐峯の有さまいかならむと仰られけれは、清少納言御前に候けるか、申事はなくて御簾を巻上たりけるを、今の世までもいみしきためしにいひ傳たり。香爐峯の事唐白樂天老後此山のふもとに一の草堂をしめて栖給けるとき詠に云

遺愛寺鐘欹枕聽　香爐峯雪撥簾看

彼清少納言は天暦御時梨壺五人の哥仙清原元輔女にてや大和とのはゝ家の風吹傳たりけるうへ心さまわりなく優にて、おりに付たるふるまいいみしきとおほかりける。是のみならす、其比は源氏物語つくれる紫式部、赤染衛門、和泉式部、小式部内侍、小太君、伊勢大輔、出羽辨、馬内侍、江侍従、乙侍従、新宰相、兵衛内侍、中將にてやさしき女房ともあまたありけり。御門の賢王にておはしましけるゆへにや才臣智僧よりはしめて道〻のたくひに至まて皆その名を得たりけり。中にも中納言ときこえしは齋信、公任、行成、俊賢也

四皓の世に仕たらむも此人々にはいかゝまさらんとそみえける。僧には横河の慈恵大僧正、廣澤の寛朝僧正なとおはしけり。内裏にて五壇の御修法ありけるに慈恵ハ不動之尊と成寛朝は降三世と現してすこしも本尊にかはり給はさりけり

私云、この事末代不可信法花經六難九易をみまいらせていよ〳〵不審なき事也。是程のきとくは物の數にもあらす、劫火の中にかれたる草を荷持て燒さるもきとくにあらす、末代に法花經を如說たもたむ人をさしてかたきとせよといましめ給なり

円融院まさしく此事を御らむせられける兩僧正つたはりて此時の人なりかゝりけれは御門も我人をえたる事延喜天暦に超たりとそ御自歎有ける此之時一のふしき有けり上東門院の御帳のうちにいぬの子をうみたりけるを、思ひかけす有かたきとなれは、大におとろかせ給て、江匡衡といふ博士にとはれけれは、答申されけるは是めてたき御吉事なり。犬の字は大のそはに點を付たり、其點を上につけては天なり、下につけては太也。そのしたに子の字を書つゝくれは天子ともよまるへし、太子むまれさせ給て天子にいたらせ給へき瑞相也とそ申ける。其後はたして皇子御誕生ありて程なく位に付給後一條天皇これ也。匡衡風

月の才に富のみならす、か丶る心はせふか丶りき同御門うまれさせ給時上東門院とのほかに御煩ありしかは、御堂殿さはかせ給て、御前より障子をあけて出させ給て、こはいか丶すへき、御誦經なとかさねてあるへきなりと被仰あひた、御詞いまたをはらさるに勘解由相公有國卿いまたわかかりける時申ていはく、御産ハすてに成候ぬるなり、かさねて御誦經にをよふへからすと申程に、女房はしりまいりて、御産すてに成ぬと申けり。事落居の後有國をめしていかにして御産なりぬとはしりけるそとこひ給に、障子は子をさふとかきて候に、ひろくあき候ぬれは御産成候ぬと存候つるなりと申けり。

抑匡衡四代にあたりて中納言匡房といふ人有けり。帥に成て江帥とそいはれける。才智先祖をつけり。宇治關白平等院建立の時、地形の事なとしめしあはせんか爲に土御門左府を相伴せ給たりけるに、大門の四足北向ならてはそのたよりなし、大門北むきなる寺や有ととはせ給けれは、右府覺さるよし答申されけり。匡房卿いまた無官にて江冠者とそありけるを、車の尻にのせてくせられたるを、かれこそか丶る事はうるさく覺て候とてめしいたしてとはれけれは申やう、天竺には那蘭陀寺戒賢論師の住處、震旦には西明寺円測師の道

場、日本には六波羅密寺空也上人の建立、是みな大門北向也とぞ申ける。宇治殿とに御感ありけり。江帥又めてたき相人なりけり。清隆卿因幡守の時院の御使として來れり、帥持佛堂に入て念誦の間なれは、御使を椽にすゑて明障子を隔て是に謁す。清隆御使なり、きくわいのとかなと思なから數尅問答して歸參とき、障子をほそめにあけてよひ返て後官ハ正二位中納言命ハ六十六そよといふ。はたして詞のことし。又勅定によりて法花八軸を一夜の内に案誦せられたりけり。たゝ人にあらさりけるにや。

唐の后あしき瘡いてきてその國のくすし力もおよはさりけれは、日本に雅忠と云いみしきくすし有と傳聞て、是をわたさるへきよし唐の御門より申送給へりけるに、やり、やらずのと公卿の定有けるに、人々の申やう心々にてさたまりえさりけるに、民部卿經信とはかりまたれてまいりて事の次第きゝて、唐の后しなん日本になにくるしと只一詞いはれたりければ、此意見につきてわたさるましきに定にけり。さて返牒をは匡房そ承てかゝれける

雙魚難達鳳池之浪　扁鵲豈入鷄林之雲

此句をは和漢ともにほめあへりけるとそ、反正(ハンシヤウ(ママ))天皇かくれ給て後、御弟允恭(インギヨウ(恭))いまた皇子に

ておはしましけること久く篤疾に沈けれども、群臣あながちにすゝめ申によりて位に即給にけり。其後使を新羅につかはして彼國の明醫を迎寄て御病をつくろはせらるゝに程なく瘉給にければ殊に賞して本國へ返やられにけり。其例をきゝおよびて異國よりも申送けるにや

野宮の哥合判者は源順なりけり。女房をあまたかたせたりとて、男のかたより、霜かれの叟草とはなのれども女郎花には猶なひきけりとなんいひたりける、これは

花色如蒸栗、俗呼爲女郎、聞名戯欲契偕老、恐惡衰翁首似霜と順かゝけるによりてかくよめるにや、いと面白く同難なれどもあやしくおほゆかし。粟むせるとはいかにとか聞つかぬやうなるに　魏文帝與鍾大理書之詞云

美玉白如截肪、黑譬純漆、赤擬鷄冠、黄侔蒸栗

校云傍訓すべて朱

とあるをみるにこそさることありけりとおほえていみしけれ。惣哥判はその才學はさることにて、しなもたかく世にも重せらるゝ人のすへきとこそ

上東門院の御方に箏引人今参したりけり。院紫式部にこの女房にことひくよしはなれぬ名

付よと仰事ありけるに岩こすと付たりけれは、殊にほめさせ給けり。ことちのさきに絃のあたる所をハいはこすといふによりてなり。かの名をはしれる人いとまれなりとそ

京極大殿の御時白河院宇治に御幸有けり、餘輿つきさるによりて今一日御逗留あるへきよしを申さる。明日還御あらは花洛は宇治より北にあたりて日ふたかりのはかりそ。このためいかゝといふに殿下御遺恨深所に行家朝臣申て云宇治は都の南にはあらす、喜撰か哥に

我いほは都の辰巳しかそすむ世をうち山と人は云なり

とよめりしかば、なにのはゝかりかあらむと申されけり。此旨を奏問有けれは、其日還御のひにけり。殿下御感あり、人又美談とす。

成範（ナリノリ）民部卿（サクラ町ノ中納言）とありて後めしかへされて内裏に参たりけるに、昔は女房入立まて有し人のいまはさしけもなかりけれは女房の中よりむかしを思いてゝ

雲の上はありしむかしにかはらねとみし玉たれの内（うち）や戀しき

とよみて出たるを返事せんとて燈爐のきはによりける程に小松のおとゝ参給けれは、恐て立のくとてとうろのかきあけ木のはしにてやの文字をけちてそはに その文字はかりをかき

て御簾の中へさし入て出られけり。女房とりてみるにそ文字一にて返事をせられたりける有かたかりけり

平等院僧正行尊は出世の貴のみならす世間の心はせもいみしかりけり。鳥羽院御持僧にて常は内裏に候につれ／＼なりける日、花園左大臣有仁宰相中將宗輔樂人時元をめしてよもすから御遊ありけり。主上御笛、大臣琵琶、中將箏、時元笙、女房和琴、大臣共人中務少輔忠宗を庭に召て篳篥つかまつる。平調より大食調にこりなくつくされけり。千載の一遇成とそ宰相中將申ける。此僧正并に法性寺座主仁實御前に候、御遊のなかはに玄上の三絃きれたりけるに、僧ふところより琵琶の絃を取出て被奉ければ大臣これを取て夜もすから引て曉かたに人々まかりいてにけり。

昔し宇多法皇大井河に御幸の日泉大將烏帽子をゝとしたりけるに、如無僧都三衣箱よりゑほしを取出たりけるにおとらすこそきこゆれ。

近比の哥仙に民部卿定家、宮内卿家隆とて一雙にいはれけり。その比われも／＼とたしなむ人々おほかりけれと、誰もこの二人にはおよはさりけり。有時後京極攝政宮内卿を召て、

此世に歌讀おほくきこゆる中に、いつれかすくれたる、心に思ふやうあり、有のまゝにの給へと御尋ありけるに、いつれともわきかたくさふらふとはかり申て思やうありげなるを、いかに〳〵とおなかちにとはせ給けれは、ふところより帖帋を落してやかてまかりいてけるを、御覽すれは

あけは又秋の半もすきぬへしかたふく月のおしきのみかは

とかきたりけり。これは民部卿の哥也。かねてかゝる御尋あるへしとはいかてかしらん。もとより面白てかきつけてもたれたりけるなめり。これらは用意の深たくひなりる。堀河院御時勘解由次官顯宗とていみしき笛吹ありけり。ゆゝしき心をくれの人にてぞ有けり。院笛きこしめさむとてめしたりけれは、御門の御前と思に憶してわなゝきてえ吹さりけり。ほいなしとて相知女房に被仰て、わたくしに局の邊によひてふかせよと被仰けれは、月の夜かたらひ契てふかせけり。女房のきくと思にはゝかるかたなく思さまに世にたくひなく目出かりけり。御門感にたへさせ給ハす日比も上手とはきこしめしつれとか許は不思食いとこそめてたけれと被仰たるに、さは御門の聞召けるよと忽にをくしてさはきけるほ

こに墜よりおちにけり。扨安樂塩と云い名ハ付にけり。昔秦舞湯か始皇帝をみたてまつりて色變し身ふるひたりけるは逆心をつゝみ得さりけるゆへなり。顯宗何のゆへによりてかさしもあハてけむかいとおかし。天德哥合に博雅三位講師を勤する所にある哥を讀謬て色變し聲わなゝかれたるよし彼所の記にみゆるやうのこと上古のよき人もちからをよはさりけり。

藤原惟規はすき物なり、父越後守爲時にともなひてかの國へ下りける程におもく煩ける

　宮こにも戀しき人のあまたあれはなをこのたひはいかむとそ思ふ

とよみたりけれとも、いとゝかきりにのみみえければ、父のさたにて、ある山寺より善知識をよひたりけるが、中有の旅にやすらはてたゝちに淨土にまいり給へき樣はなといひきかせけり。中有とはいかなる所そと病人とひければ、夕くれの空に廣野中へゆきたるやうにて、しれる人もなくてたゝ獨心ほそくまとひありく也。倶舎には

　欲レ往ニ前路一無ニ資糧一求レ住ニ中間一無レ所レ止なと申たると云けるを聞て、その野には萩女郎花荻薄なとおひて松虫鈴虫なくにや、さたにあらはなにかくるしからむと云、是をきゝ

てあまり心つきなく覺ければ、此僧立走ていにけり

壬生忠岑宣旨によりて春哥たてまつりけるに、白雲のおりゐる山とよみたりける。躬恒後にきゝて殊に難し申ける。其後ほどなく世の中かはりにけり

堀川院御會に右大辨忠長に題をめしたりければ夢中郭公と云題をたてまつりけるに、これまたいくほどをへず院かくれさせ給にけり。

同御時中宮の御かたにて花合といふ事ありけるに越後守長實が哥に玉のみどのといふ事をよめりけるいま〳〵しきことゝ云ける程に宮やかてうせさせ給にけり

治部卿能俊卿は白河院鳥羽殿御會に月の中なる月をこそみれとよみて天變の少將といはれけり。中納言親經は後鳥羽院の詩哥合に月ハ自ニ家山ニ送(朱)ノレ我來(朱)レと作て山送の辨とそ付られける。かやうの事よく心得へし。同異名なれどもさむるうつゝの中將、待よひ小待從など付たるはいうにおほゆ。また越度もさる事にてさしすぎ、をこびたるふるまい、めにたちてあやうきと也。源氏物語にあるかとよ。柏木の衛門督の妹近江の君さしすきかたはらいたかりけむこそおかしけれ

師頼卿多年沈淪籠居せられたりけるか、中納言に拜任の後初て釋奠の上卿を勤に作法進退の間事にをいて不審をなして粗人にとはれけり。其時成通卿參議列座して云年來御籠居の間公事御忘却か、うるはしくおほしめさるゝ條尤道理也と云〻師頼卿返事をはいはす頤を獨うちて云入ニ大廟ニ毎ㇾ事問云〻、論語文、成通卿閇口、後日に人にあひて云、思ひわく事なく不慮のことはを出す後悔千廻云〻、此心は孔子大廟いりて政に隨時、毎事に彼令長にとはすと云ことなし。是をみて人孔子を禮を不知となんしけれは知て問は禮也とこそ答給ける、かの人の身にはさこそくやしく思ひ給けむかし。禮はつゝしみていたれるなりといへり。

大江匡房記云、和哥の道にとりて往年六人の黨あり、所謂範永、棟仲、頼實、兼長、經衡、頼家等也。年へてかの輩皆逝去して頼家許のこりたりけるに、爲仲といふもの奧州より頼家か許へ哥をゝくるに、君と我となましるにいきのこるよしをよめり。頼家怒て云、爲仲そのかみの六人黨にいらす、いま君と我と纔に生殘よしやすからぬことゝ返哥に不及けり。遍昭寺にて山家秋月と云事をよみ給けり。其仲に範永朝臣藏人たる時の哥

すむ人もなき山さとの秋の夜は月の光もさひしかりけり

とあるを件の懐帋の草案共を定頼中納言とりて公任卿の出家して籠居せられたりける北山長谷と云所へみせにつかはしたりけれは、範永か哥をふかく感歎して此哥のはしめに範永誰人にや和哥其躰をえたりと自筆にて書つけられたりけるを範永き丶て感にたへす、その懐帋をこいとりて錦の袋にいれて實物として持たりける。これこそ稱美のかひありてきこゆれ。かやうの事は能いたる人のすへきことそ

或人云、其職ニヰテハ其事ヲツトムヘシ。其人ニシタカヒテハ其ノコトヲ、クルヘシ。タノシクシテハヲコルコトナカレ。マツシクシテハヘツラウコトナカレ。人ノ短ヲイフ事ナカレ、己カ長ヲアラワスコトナカレ。高人ニ陪テハ歯ヲイタス叓ナカレ、衆ニ交テハタワフレヲナスコトナカレ。人ニ施シテハ思コトナカレ、施ヲウケテハ忘コトナカレ。慢人ニハカウヘカラス、僻人ニハ答ヘカラス。其口ヲ桃李ノコトクニスヘシ。忠臣ヲ以テ國ニ奉リ、仁愛以テ家ヲ顧。將ニ秋竹ノ節ヲ盡ハ誰カ温樹ノ花ヲ語ハム。松柏草ヲヒス、蓬蒿麻ニアルヘシ。運ヲハ北叟カ馬ニタトヘ、迷ヲハ南司ノ車ニ丁カス。かやうの事を見るには

いかにも心のみちのよかるへきなり。諸善諸悪は心よりをこるへし。心にこゝろをまかせすは、さらにあしきことあるへからす

論語ニ云、耕（タカヘ（朱））スト キハ餒（ウヘ（朱））ソノ内ニアリ。學スルトキハ祿ソノ中ニアリ

晏子云、其父ヨケレハ身必スハカル、其角ヨケレハ身ヲノツカラソカル、甘泉ハ必スツキ直木ハ必キラル。

漢書ニ云、天ノ与ヲトラサレハ反テ其咎ヲウク、時至レルヲ行セサレハ反テ其禍ヲウク

淮南子云、小徳ニシテ寵ヲホキハ一ノ危ミアリ。材下ニシテ位タカキハ二ノ危ミアリ。身大功ナクシテ大祿アルハ三ノ危ミナリ。

孔子云、薬酒ハ口ニ苦シテ病ニ利アリ、忠臣ハ耳ニ逆テ行ニ利有ヲ

淮南子云、日月明ラムトスレトモ浮雲コレヲ、ホフ。河水清ムトスレトモ沙石是ヲケカス、人性平ムトスレトモ嗜欲コレヲ害ス。

要覧云、病ハ口ヨリ入リ、禍ハ口ヨリ出ツ

禮記云、敖ハ長スヘカラス、欲ハホシマヽニスヘカラス、志ハ滿ヘカラス、楽ハキワムヘ

カラス。

周易云ク、上位ニ居テモ驕ラス、下位ニ在テモ憂ヘス、水濕（ウルフ（朱））ヘルニナカレ、火ハ燥タルニツク、雲ハ龍ニシタカヒ、風ハ虎ニシタカウ。

書ニハ言ヲツクサ、レ、言ニハ意ヲツクサ、レ。

貞觀政要云ク、愛スルトキハ則其惡ヲシラス、憎ムトキハ遂ニ其善ヲワスル。

禮記云、愛（ウツクシク（朱））トモ其惡カランヿヲシレ、憎（ニク（朱））ムトモ其ノ善ヲシレ

立ルニ授ルトキハ膝マツカス、坐スルニ授ルトキハタテラス

食スルモノヲハ人ノ左ニスヘ、羹ヲハ人ノ右ニスヘヨ

菓ヲ君ノ前ニ給ラムトキ、其サネアラハ其フトコロニセヨ、天子ノタメニ瓜ヲ削（サク（朱））トキハ副（（朱）ヨツサキ）ニセヨ、國君ノタメニハ中ヨリサク、庶人ノタメニハ齕

或人云、君ノ爲ニハ副（中ヨリワツ（朱））ス、諸侯ノ瓜ハ華（ヤツサニ（朱））ス〔朱〕副中ヨリタツ華八ツサキニストアリ

又云、君子ノ瓜ハ華シ、諸侯ノ瓜ハ副ストアリ

嘉肴アリトイヘトモ食セサルトキハ其ウマイコトヲシラス、至道アリトイヘトモ學セサル

時ハ其善コトヲシラス
孝經云ク、其父ヲウヤマヘハ則子悅フ、其君ヲウヤマウトキハ則臣ヨロコフ、其兄ヲウヤマフトキハ則弟ヨロコフ
覆(ヲホフ(朱))テ外ナキハ天ヨリ其德ニアラスト云コトナシ、載(ノセ(朱))テ棄(スツル(朱))コトナキハ地ヨリ其物ヲイスト云コトナシ。天地ハ一物ノ爲ニ其時ヲ狂(マケス(朱))、日月ハ一物ノタメニ其明(アキラカナルコト(朱))ヲクラクセス
毛詩云ク、貴キ者ヲハ賤キ者是ヲニクム、富ル者ヲハ貧ル者コレヲニクム、智アル者ヲハ愚ナル者コレヲニクム
婦ノ長舌ナルハコレワサワヒノハシナリ。
漢書云ク、人一世ノ間ニ生スルコト白駒ノヒマヲスクルカコトシ。
智者ハ千慮ニ一失アリ、愚者ハ千慮ニ一德アリ。
淵ニノソミテ魚ヲチカハンヨリハ、シカシ退テ網ヲムスハンニハ
水至テ淸メルニハ則魚ナシ、人至テ察ナルトキハ則徒(トモカラ(朱))ナシ。
顏氏云ク、上智ハヲシヘサレトモ成ル、下愚ハヲシウトイヘトモ益ナシ。中庸ノ人ハヲシ

ヘサレハシラス、學ナモノ(ワ?)ハ牛毛ノコトクナレトモ成スモノハ猶シ麟角ノコトシ 〔案〕九牛ノ一毛

家語云ク、樹シツカナラムトスレトモ風ヤマス、子ヤシナワムトスレトモ親マタス。

勇子云ク、其源ヲニコラシテナカレノキヨカラムコトヲノソミ、其形ヲ曲ケテ影ノウルワシカラムコトヲ、モフ

莊子ニ云ク、富ルトキハ則事ルコトヲホシ、壽チナカキハ則耻ヲホシ。

要覽ニ云ク、網羅ノ鳥高クトハサル事ヲ怨ミ、懸鉤之魚ウヘヲシノハサル事ヲウラム。

舟船ノ海ヲワタル必ス棹(カク)檝ノ功ニヨル、鴨鶴ノ雲ヲ凌ク必羽翮(シヤ)〔區翮〔イ〕ニヨル〕之用ニヨル

火ノモユルコトヲニクムテ薪ヲソヘテ其ホノヲ、ヤメムコトヲノソミ、池ノ濁ヲ忿テ波ヲカイテ其流ヲスマサムコトヲ、モフ

呂氏春秋ニ云ク、船ヲキサミテ釣ヲモトメ、株ヲ守テ兎ヲ待

文選云、流レ長キ時ハ則渇(ツキ(朱))カタシ、根深クシテハ則カレカタシ

高天ニ跼(セク、マリ(朱))、厚地ニ蹐(ヌキアシ(朱))ス

シラミ頚ニキテクロク、麝ハ栢ヲ食テカウハシ

管ヲモテ天ヲウカヽヒ、蠡ヲモテ海ヲ測ル。皮クチヌレハ毛ヲツ、川カレヌレハ魚死ヌ

水ニウフトモ盗泉ノ水ヲノムコトナカレ、悪木ノカケニヤスマサレ。

顔氏云、幼シテ學モノハ日出ノ光ノコトシ、老テ學モノハ灯ヲトツテ夜行カコトシ。

或書ニ云ク、犬馬之心ヨリモツタナク、龜雀ノ性ヨリモヲロソカ也。

胡馬北風ヲ思ニ越鳥南枝ニ巣。

富貴ナルトキハ他人合(カナウ(朱))、貧賤ナルトキハ親戚離(ハナル(朱))。

甘ヲ論スルトキハ則辛ヲ忘ル(ヒン(朱))、丹(アカキ(朱))ヲ好ムトキハ則素ヲ非(ソシル(朱))

史記外戚傳云、虵任テ龍ト爲トモ其父ヲ變セス、家ハ化テ國ト爲トモ其姓ヲ變セス。

西域第十云、韓子云、理正ナルモノハ其言ヲ直ス(タヽシウ(朱))、言餝(コトハカサレル(朱))モノハ其理(コトハリ)ヲ昧(クラク(朱))ス。

或文云、智者ハ物ニ任テ意ニ任セス、故ニ取捨違順ノ咎ナシ、愚者意ニ任テ物ニ任セス、

故ニ取捨違順ノ咎アリ。一心ヲモテ百君ニ事ウヘシ、百心ヲモテ一君ニ事ヘカラス

至要抄之中大用ヲ抜入之　白居易作畢コレハ不審也人ニ可尋之

校云ツケカナスヘテ朱

太山本不レ高　微塵積漸高　碩學忽不レ悟　功勞積自悟　雖ニ性鈍一勿レ退
好自爲ニ宏才一　雖ニ家貧一不レ怠　勤亦爲ニ富貴一　利而疎學者　還劣ニ于鈍根一
鈍而勤學者　猶勝ニ于利根一　智是如ニ珠玉一　隨レ琢弥增レ光　落日寂々昏
引聲而閑覆　殘月皓々曙　澄心而暗誦　雖レ受レ訓不レ持　是如レ畫ニ流水一　雖
レ持レ書不レ知　猶如ニ文厨子一　暗然何過レ日　常可レ見ニ要書一　春始徒不レ耕
秋終不レ得レ收　若朝空不レ學　老夕寧得レ貴　至ニ老躰一雖レ恨　甍々有ニ何
益一　及ニ暮齡一雖レ悔　暗々有何詮一　金是財不レ財　終以成ニ他物一　智是寶ノ
亦宝　後必成ニ佛因一　一字之恩德　尙重レ於ニ千金一　一言之敎訓　實勝ニ於万玉一
謹侍ニ師君前一　敢不レ背ニ其命一　敬在ニ父母傍一　愍可レ隨ニ其意一　欲レ保
レ世恐レ世　欲レ顧レ身愼レ身　耳与レ目愁媒　口与レ舌禍門　朝夕膳如レ常　夏ツ
冬衣任レ有　食是爲レ除レ飢　何飽食成レ患　酒只爲レ用レ藥　何醉レ飮成レ病　衣ハ
爲レ隱レ身　何好レ美嫌レ疎　年齡更無レ若　鸞鏡影漸衰　日月常不レ春　鶴髮頭
頻變　雖レ若勿レ嫌レ老　若是老之始　雖レ新勿レ猒レ舊　舊又新之終　雖レ誇ニ現

常ニ隨テ釋尊ノ教ニ恭シク可レ願ニ來生ノ財ヲ如レ求ニ今生ノ榮ヲ勿レ忘ニ後世ノ苦ヲ勿レ忘レ後世ノ樂ヲ
校云以上朱傍訓

誦ニ一乘經ヲ不レ乘ニ妙法車ニ誰出ニ三界宅ヲ

一淨名經云、〔朱〕不定教　衆含音ノ一音也ト云ヲ筆ニタトヘテ沙汰シ侍ヲ天台破シ給、仍テ一音寺ノ僧ト異名ツケ給天台者不思儀ノ一音ト定給コトハ〔朱〕譬ニ鹿ト兎ト川ヲワタルニ同川ナレトモ深淺ト思ヘリトアリ　佛以一音演說法衆生隨類各得解トナリ。

一、一年强半在城中ニ贏得兒童語音好　東坡詩

贏贏、贏　秦姓　本履足下ト云ハコレヨリナリ　〔朱〕秦ノ穆公ノ臣也介推トモ云
介之推ニハシマル

一若以小乘化乃至於一人我則隨慳貪此事爲不可こいふことを　日蓮大菩薩御哥

蘆の葉のすかたは船に似たれとも難波の人をゐこそわたさね

郭公

時しらぬ山は富士のね郭公雪きえぬとて五月わするな

私云、二首なからさても句法こいひ、哥のたけこいひ勿論權化の御ことわさことはいひなから殊勝なるものかな

日霽聖人御哥

泊瀨山みねの檜原もうつもれて雪の下なる入相のかね

一八相者

生天、下天託胎、出胎、出家、降魔、成道、轉法輪、入涅槃。

八苦

生老、病死、五蘊、盛苦、求不得、怨憎、會苦、愛別離苦。

一所迷八苦　能成八相

一白銀円鏡 煬帝姫　赤銅八葉鏡 白タウユウ

鏡像円融三諦不ロ決難知

明喩即空像喩即假鏡喩即中

一、疏記十云、問フ若シ因テレ謗ニ墮セハレ苦ニ菩薩何カ故ソ爲ニ作シムルレ苦ノ因ヲ一答フ其レ無ケレハ二善因一不トモレ謗セ

校云
カナス
ベテ朱

亦墮ス因テレ謗ニ墮ソハレ惡ニ必ス由テレ得レ益ヲ如ニ人倒レ地ニ還テ從リレ地起ルカ一

弘決一云如キ善住天子經ニ文殊告ニ舍利弗ニ聞テ法ヲ生シレ謗ヲ墮スルハ地獄ニ勝リ下於供ニ養スル恒沙

佛ナ者ノニ雖レ墮ス地獄ニ從リ地獄ニ出還テ得ツ聞コトヲ法ヲ

前の御尺は無用の法をときをきてはうさせて地獄におとさるゝはほさつの利益にあらしとふしんしたるを、答ていはく、はうせねともぜんいんなければはちこくにおつへきなり。これはうかむともなき衆生なるべし、とてもおつるならは、法をはうしておつるをは年記をさして千劫とあり、後ニハはうしたるかえんになりてつるに佛法を聞て佛になるへきなりといふとを地にたをれたるものやかて地をゝさへてたつにたとへたり。けにも地にたをれて又地をちからにたのみてたつ心きとくに叶心なり。後御尺も同心なり。かやうのとはりをよく分別して佛法を仰信申へし。只これ程までは人しる事なり。法の邪正を分て可信法花經と他經との事は中〳〵なり、迹門本門の分別の事也。能々尋申てつねに日蓮大士の御恩德を忝思ひたてまつりて南無妙法蓮花經と唱たてまつるへし

一カヘリ聲ニ青柳ヲウタフト云ハ律聲ヲカヘリ聲ト云、朝倉カヘシト云ハ、アサクラノ哥ヲ催馬樂拍子ニウタフヲ云、神樂ハ一越調ナルヲ催馬樂拍子ニ琴ヲシラフル

一妓樂十二菩薩所作事

花ム菩薩 揩鼓 振鼓 圑奚鼗鼓　三昧王菩薩 方磬　珠宝王菩薩 鐃鈸　徳藏菩薩 笙竽

金藏菩薩 簨簴　金剛藏菩薩 琴　日照菩薩 鞨鼓　定日在菩薩 大鼓

月光菩薩 三鼓　光明王菩薩 琵琶　仙海恵菩薩 箜篌　宝藏菩薩 横笛

一萬秋樂配七品様次第序ハ弥勒品也。破見佛聞法品也。二帖ハ聞者佛種品也。三帖ハ聞離悪心品也。四帖ハ勸發品也。五帖龍女成佛品也。六帖ハ慈尊陁羅尼品也。私云、弥勒ノ作給ナレハ序ヲ弥勒品云也。破ヲ見佛聞法品ト云事ハ見佛聞法之縁一定成佛ト云義也。二帖ヲ聞者佛種品ト云コトハ是ヲ聞者佛種殖置ク義也。三帖ヲ聞離悪心品者是ヲ聞者自然憎遠。〔不違〕悪心離義也。四帖ヲ勸發品者此帖ヲ聞者親至縁者可成佛也。五帖ヲ龍女成佛品者根缺ノ女人ニモ是傳置テハ成佛無疑云義也。六帖ヲ慈尊陀羅尼品者是万秋樂依テ肝心クルニ陀羅尼品ト云也。此灌頂已後ノ口傳也。六帖ニ六七八十一ト云説有リ、委細ニ譜ニ見タリ。灌頂以後口傳也。六帖ニ終二拍子ヲ序吹ニスル事秘中秘也ト云々

又萬秋樂ヲ拍子毎ニ帖ニ拍子十八有因位?九品果位ノ九品合二九十八ト作也。彼ノ万秋樂ヲ

傳ニ置五十六億七千万歳後弥勒出世給奉生値必ス說法利生益可預也

妙音院殿ノ被仰也、一說慈尊者一帖ヨリ至マテ四帖ニ中曲吹、五帖ノ返付ヨリ大曲吹ヲ慈尊万秋樂ト云也。大和万秋樂者從一帖至六帖ニ中曲吹、是太和万秋樂云也。紘哥万秋樂者從一帖至テ五帖ニ吹テ只拍子、六帖ヲ大曲ニ吹也。說多シト雖トモ委旨ハ譜ニ見タリ。

又万秋樂ハ釋迦佛弥勒ニ付屬袈裟ヲ給シ時万秋樂ト云木ノ下ニノ蘊合草ト云草ヲ座ニノ袈裟ヲ被付屬之是最秘事也。万秋樂ヲ弥勒作ルコ木ノ名也。蘊合香ト云草此ニハ千クサト云也。万秋樂ト云木此ニ菩提樹ト云フ、故蘊合香ニハ四帖ヲ秘シ、万秋樂ニハ五六帖秘事ハ袈裟付屬ノ時蘊合ニハ四帖万秋樂ニハ五六帖ヲセラレタリ。又云、日藏上人藏王權現ノ御誓ニテ六道ヲ廻シ時至テ都率天ニ奉値弥勒ニ此万秋樂ヲ令傳受給シ也。而ヲ大國尾張濱主傳受我朝ニ來、濱主ハ文殊化身也是則慈氏弥勒古名也。一蘊合香ノ十二拍子ニ三說序ト云事有、一說ノ序ニ五拍子七拍子ト云說同事也。四帖ノ只拍子ヨリ三帖ニ返付處ヨリ樂拍子ニスル樣有秘說也。同四帖ニ七拍子ト云事有、五十一句ヨリ初ノ說ニ返付也。急ノ只拍子ニ三返ノ喚頭ト云事アリ、一喚頭ノ返付ヨリ樂拍子ニスル是世流布ノ說也。一喚頭一返吹テ二返ヨ

リ樂拍子ニ吹說、一說ハ喚頭ヨリ樂拍子ニスル說有、秘中秘也。能々可秘也。
一蕪合万秋樂譜渡ノ様本尊ニハ尺迦弥勒妙音菩薩ヲ奉懸備花香禮盤ノ上ニハ隨志ニ物ヲ敷キ其上ニチクサヲシキ袈裟ヲ懸菩提ノ下ニメ尺迦弥勒妙音ノ名号百反宛唱至礼拜ヲ南無妙法蓮花經成佛得道頓證菩提出離生死祈念メ此秘曲ヲ令傳受也。是蕪合万秋樂ヲ灌頂已後ノ口傳也。能々是可秘之。
私云、荒序以後ト云コト兩曲ノ叓ニハアラス譜渡様人ニ可受事道ヲキワメスシテ如此譜渡スレハ、道ノ冥加ナキ事也。尺加如來當來弥勒ニ袈裟付属儀式心中ニ思出タテマツリテ併現世ニハ樂道ノ冥加アリテ後生ニハ佛ニ可成ト云事ナリ。此抄物ニ在々所々ニ書付侍コトクニ昔ハ万秋樂ヲ一度聞タル者三悪道ニ不落由タシカニ注付ラレタリ。其謂尤有ヘシ。末代ニハ一向其義分ニテハ成佛アルヘカラス。右譜渡ニ唱タテマツル題目モ常代相應ノ導師日蓮大菩薩之御ナカレ代々御弟子ニ成ウケタモツト申テ常宗ニ成テ申題目ハ文字モカワラネトモ功徳ニナリ他宗ノ唱ル題目ハクトクニナラス、人ノ不審カルヘキ事ナリ。能々此事諒明テ可信之。

一春鶯囀譜渡様本尊ニハ阿弥陀觀音妙音ヲ奉懸備花香ヲ梅花鶯チスニ佛ニ奉供此令曲傳也。右ノ口傳モ此曲ニ子細アルヘキ事ハ尤也、キライタテマツルニハアラス、阿弥陀ヲカケ可申事ハ其人ノ信所歟、無謂。

一桃李花譜渡様本尊ニハ花香如右赤白桃花ヲ可供佛ニ奉ルヘシ。名号至礼拜令傳受也。

一蓮花樂譜渡様本尊觀音妙音赤白蓮花佛ニ奉供令備花香成礼拜ヲ唱名号若蓮花ナキ時ツクリ花ヲシテ可奉之

一秦王破陳樂譜渡様本尊ニハ不動毗沙門妙音也。備ニ花香ヲ成礼拜奉供養物具傳此曲也。

一皇帝團乱旋譜渡様本尊ニハ妙音菩薩不動毘沙門也。備花香ヲ唱名号ヲ成礼拜銀ノ盤金鉢ニ玉モリ本尊ニ奉供正地敷錦ヲ題ニ笛置ク令傳受此大事也。惣ノナケシ殿上無ラン家ニテ努々不相傳此曲コトサラ無極秘事也。余ノ大事ハ隨志許スト云トモ能々有志守テ器量可令傳受也。彼ノ口傳ハ世ニ知人少也。雖知此口傳ヲ合他人カリニモ可物語也。狂言綺語ノ戯ト不可習是爲後生菩提所令相傳者也

一廿五万秋樂次第極他人不可見也

金聲萬秋樂　只拍子破マテ
慈尊一首樂　只拍子付第五說二帖マテ
見佛聞法樂　樂拍子付第三說三帖マテ
元老萬秋樂　自破此帖マテ樂拍子付第二說四帖マテ
昜陁萬秋樂　樂拍子同說付
立朗万秋樂　只拍子第六說ニ付五帖マテ
慈尊陁羅尼樂　第三說入只拍子五帖マテ
天地和合樂　卽二帖マテ
菩提樹下樂　卽二帖マテ
一乘法華樂　卽二帖マテ
唱哥萬秋樂　卽五帖
神仙萬秋樂　卽六帖
落天萬秋樂　五六帖計ヲ連吹慈尊終

慈尊万秋樂　序破二三四五六帖各拍子十八序三返

大和萬秋樂　說時者序三返半帖後大鼓三下付返

赤白萬秋樂　序不吹大曲ニ切之ニ吹無序吹

弥陁引攝樂　序破計但シ破ノ終ヲ大曲吹有序

蓮華萬秋樂　六帖計二反無序

仙哥萬秋樂　二三帖計ヲ連テ吹大曲無序吹

慈尊功德樂　序六帖計吹

宮商萬秋樂　四帖マテ樂拍子四帖自半帖大曲　異後白河院御說

九品萬秋樂　序三品破六品有詠有序

絃歌萬秋樂　六帖マテ皆只拍子吹又說只拍子ノ時ハ二三四帖只拍子ニシテ四帖ノ第八第九ノ自拍子樂拍子成也大曲

大和萬秋樂　六帖マテ八拍子吹之四帖ノ第八第九ノ自拍子大曲吹延說短說者五六帖ニ兩ニ品ニ打三度拍子也

慈尊武德樂　譜ニアリ

已上

猶ヲ十八萬秋樂可有五樣万秋樂可有三說有自余心靜事也。 妙音院殿被タリ仰、三說者先慈尊
万秋樂一帖ヨリ至マテ四帖ニ中曲吹、五帖ノ返付ヨリ大曲ニ吹ヲ慈尊万秋樂ト云也。 次ニ大和
万秋樂者一帖ヨリ至マテ六帖ニ中曲吹是ヲ大和万秋樂ト云也。 絃哥万秋樂者一帖ヨリ五帖マテ至マテ只
拍子ニ吹テ六帖ハ大曲吹也。 是ヲ絃哥万秋樂ト云也。 三說トハ此云也。

十二萬秋樂次第

絃哥萬秋樂　大和万秋樂　慈尊万秋樂　金性萬秋樂　曻陁万秋樂　神仙万秋樂
仙歌萬秋樂　唱歌万秋樂　元老万秋樂　見佛聞法樂　菩提樹下樂　慈尊功德樂

此十二萬秋樂云也。 妙音院殿五樣万秋樂者
慈尊功德樂　大和万秋樂　宮商万秋樂　九品萬秋樂　曻陀万秋樂　此ヲ五樣ト云也。
日藏上人廿五萬秋樂傳　同上人從弥勒都率ニテ傳之大國來ル自大國尾張濱主傳之我朝來也。
蘓合香ト云草ハ此茅草云也。 萬秋樂云木此菩提樹ト云木也
寶ニ自懐中ミ外不可出者也。 穴賢ミミ此曲尾張濱主大唐ヨリ習傳也。 濱主ハ文殊之化身
也。是卽慈代作弥勒其名也（原秘中深秘覽(マヽ)錄第八師長朝臣）

蘸合香相傳第一

彼樂者中印土ノ樂也。中印土云ハ中天竺ノ名也。其後彼國ノ王ヲハ阿育王ト云、彼王病惱之時爲藥蘸合香ノ葉求ルニ卽求メ得タリ。彼ヲ服メ病惱ヲ立處ニ去ヌ。祝テ此曲ヲ作ニ依テ蘸合香ト名ク。彼葉ヲ以テ甲トス。然間此曲ヲ知ル者ハ必ス煩ヲノカル。仍此ノ曲ヲ秘ス。

彼ノ蘸合香ハ木ト說モ有リ。實ニハ草ナリ。穴賢〻〻

相傳第二

蘸合香云事　天竺ヨリ香學ト云人傳テ大國ヘ來ニヨテ蘸合香共云儀アリ

其コロ大國ノ王秦ノ始皇ノ御時也、遙ニ絕テ有シヲ又玄宗皇帝ノ御時ニ蘸合ハシルサルミ也。此香學ニ五人ノ子アリイ本ニハ六人共ニ香學五人ノ子各五調子ヲ付屬ス、四郎子ニ二性人也、猿間一越調ヲ付屬ス、王戊已ニ當レリ、コレ此中ニ蘸合香最第一ノ秘曲ナリ。盤涉調ノ調子ニ至テ蘸合香ヲ付屬セントスルニ盤涉調ノ樂也。此盤涉調之秘曲蘸合香ヲ大郎ノ子ニ付屬セントスルニ歎中構、我大郎ノ子ナリ、猿間一越調ヲコソ付屬セラルヘキニト歎申、此香學此ヨシヲ聞テ、ユハレアリ、サリトハ云ヘトモ無力、舍弟也トイヘトモ二性

ヲ覺悟ノ物ナリ、猿間一コツ調ヲ付屬ス、大郎余リ歎申斗其ユハレ有間思食當ヘキ事アリトテソカウ香ノ具足皆吹留ル處ニ、一不思儀ノキトクヲ讓給フ、吹留ル處皆六ニ當ルナリ、寂秘〻〻、又終ヲスル事寂後臨終ニ及テ正念不乱序ニ吹事アリ。

又空ノ理ヲ着ノ序ニスルト云儀モアリ。又我朝ヘ渡事和尓アノ嶋繼ト云人渡ナリ。舞同之。

蘇合相傳第三

序多ハ廿拍子ナリト云ヲ今ハ八拍子ヲ忘テ十二拍子ヲ傳來也。ソレヨリ十二時ニ當テ十二拍子トハ云ナリ。又第一ノ秘曲ハ四帖ヲ以テ疫病消除ノ說云事一條院御時精明祭ヲシテ返リシニ行合人此曲ヲ唱哥ニメ口付ル事アリキ。此人是只人ニアラス、住吉ノ大明神ト云奉ルナリ。香色ノ御直垂也。ユヘイカントナレハ精明カ名譽名ヲウシナハシカタメ、又神國ノ名ヲモヲラシカタメ彼是難儀ニ思食此疫難ヲ精明カ身ニウケニ既ニ死セン事治定ナルヘカリシヲ、住吉大明神ノ御メクミトメ四帖御唱哥ヲ以テ他方世界ヘ消除シ給了、依テ此ニ精明ノ病惱ヲノカル、其ヨリ殊ニ名譽ノ名ヲアク、如此事共一々ニ精明御夢想アリ。

相傳第四

此曲ニ四帖ヲ殊ニ秘スル次第アリ、此四帖ハ釋迦佛寂滅道場ニシテ始テ正覺ヲ成給フ。倶尸那城菩提樹ノ下ヽメ滅後ノ御時唱ヘ給フ時、袈裟ヲ迦葉ニ付屬シ御坐合ト云草座シ給イ、此曲ヲ作セ給テコトニ四帖ヲ秘也、袈裟ヲ迦葉ニ讓リ御坐時ノ音樂ニテ有間四帖ヲ袈裟付屬ノ樂ト名ツク、猿間、樂ノ中ニハ四帖肝心トスル可秘之、形瘦神ノ說ト云事有、又南天ノ合乾達ト云管絃ノ先達今ノ瘦病消除ノ說ト云ヲ神將蘇民ノ說共云ヘリ。又神王除病ノ說共云、又ハキリ竹ノ說トモ云、又兩頭ノ說共云ヘリ。

蘓合香ニ御衣ノ說ト云事アリ。又御遊ノ說ト云事アリ

相傳第五

此香ノ文字ハ宇治ノ宝藏ニ蘓合ノ冠(甲歟)ヲ納ム、取出テ舞ヲ立テントスル時見失テ時ニノソンテ尋ヌ程ニ遲參アリイカント舞人シタリケンアサマシトテモイ待ケル處ニ、緣ノ下ヨリ是ヲ尋ヲ出ス。冠ニ唐草生貫ク事カキリナシ。卽唐草ヲツケナカラ舞畢。舞ノ程万座香薫スル事カキリナシ、此ヨリ香ノ文字ヲ加フ。此事ハ延喜ノ帝ノ御時ナリ。是ニヨッテ今ノ冠ニ唐草ヲ書ハ此因緣ナリ。是家秘事也。

萬秋樂相傳第一

万秋樂ヲハ舞人ノ家ニハ号中大曲ト。樂人ノ家ニ号准ト大曲ニ、會要ト云文ニハ大和万秋樂ト云。貞保親王ノ家ニハ慈尊万秋樂ト云。大臣源信ノ夢ノ說ニハ都率万秋樂ト云。日藏上人ノ說ニハ慈尊來迎ト云。博雅譜ニハ慈尊万秋樂ト云。狛光季說ニハ唱哥万秋樂ト云。又金商万秋樂共云。大神惟季說ニハ元和万秋樂ト云。又宮商万秋樂共云。一番ノ序吹ヲハ弥勒奉敬トモ云。見佛聞法樂共云。半帖ヨリ序吹ノ說アリ、此ヲ弥勒ヲ奉敬共云舞ハ絕タリ。身隨万秋樂共云。又絃哥万秋樂アリ、一六々說ト云事アリ、破ヨリ六帖マテ六拍子打ニ物ニ?時テ秘スルナリ。堀川院ノ御說ト名テ豐原氏ニ殊秘藏ス。

相傳第二

此萬秋樂ハ日藏上人渡唐之時、唱哥ヲ以テ傳テ後歸キ我朝ニ其後管絃ニ移スナリ。然ニ唱哥ヲ以傳ラレシ間此曲爲名サル間慈尊ト唱哥ノ曲ト不違也。惣テ万秋樂ニ種々異名多アリ。妙音院ノ御時若御前尼ト云シ人ハ京極ノ大政大臣宗輔ノ息女ナリ。彼ノ人自手笛ヲ吹御傳受在テ其曲說ヨリ分テ無子細秘說ニ定ラレ畢。身存知荒記ナリ。是ハ都率來迎樂也ト定ム。仍

十種供養ヲスル時必ス合掌ノ樂此ヲ用也。子細多ト云ヘトモ詮ヲ取也

私云、如此之功德深重之樂也。サレトモ於末代法花經ヲ如說ウケ持スハ余經ノクトク音樂結緣モアルマシキ由在ゝ所々ニ載之能々分別シテ法花ノ大海ニ流入シテ樂道ヲモ可貴也。

校云カナヅケ朱

圓頓者、初緣ニ實相ニ、造レ境卽中、無レ不ニ眞實ニ、繫ニ緣法界ニ、一念ニ法界ニ、一色一香、無レ非ニ中道ニ、已界及ニ佛界ニ、衆ニ生界ニ亦然、陰入皆如、無ニ苦可レ捨、無明塵勞卽是菩提、無ニ集可レ斷、邊邪皆中正、無ニ道可レ修、生死卽涅槃、無ニ滅可レ證、無レ苦無レ集、故無ニ世間、無レ道無レ滅、故無ニ出世間ニ、純一實相、ゝゝ外更無ニ別法ニ、々性寂然名レ止、寂而常照、名レ觀、雖レ言初後無レ二無レ別、是名ニ圓頓ニ止觀、

當レ知身土一念三千、故成道時稱ニ此本理ニ、一身一念遍於法界

一南宮者　貞保親王御事云々

一長秋卿監歟者皇太后宮權大夫唐名云ゝ博雅三位事也

一胡蝶樂破急 延喜六年八月太上法皇覺童相撲之時忠房朝臣作之　敦實親王作舞

一蘓志摩〈又云蘇〉利　神泉雨御祈、奏此曲＼号庭巡舞

一延喜樂　延喜八年亭子院前栽合　左近中將藤原忠房朝臣作、式部卿親王作舞

一鷄鳴樂　或譜曰、楚國音聲云、四面楚哥此曲歟

一泛龍舟　隋煬帝作　幸江都宮作　明暹笛譜云、讚法花經之樂也。水調曲、會要云、南呂商時号水調

一拾翠樂破急　承和大甞會時豐樂殿前作海濱奏此曲、集砂石殖樹木成山阜之形敷漂布散萍藻、像、海渚〻禮引船其上擬飛帆之隨波、戴舞童於其中似海人之拾藻曲早即撤復元又笛作清上舞作尾張濱主

一散吟打毬樂　唐高宗御製奉供養五臺山文殊

一菩薩　龍吟抄曰、此僧正波羅門菩提并佛哲師所持傳也。以此樂先登五臺山欲供養文殊師利菩薩白頭翁相向云。文殊師利爲日本衆生化生彼國行基菩薩、因之婆羅門來是國相逢行基、其時百歲老翁有二人一者自生眼晴不見、自生其腰不立、又乍二人言語不通、而二菩薩相向

傳是樂、陸開腰立各舞悅、婆羅門云、是二人不知誰人、行基菩薩答云、功利天々人靈山同聞衆、故今日向聖人覺知云々。百歲翁其名或日秋篠、舞出時或稱已亂聲

一本朝書籍目錄

神事六　帝紀十

右日本紀已下六部國史也卅三

公事卅四　政要八十五　氏族九　地理四　類聚八　字類十一　詩家六十三　雜抄八　和歌別有目錄　和漢五　管絃廿二

梨園舊風一卷　東遊笛譜一卷

梁塵秘抄廿卷後白河院勅撰　龍吟抄　三五要略妙音院太政大臣撰　三五要錄十二卷同撰　仁智要錄同撰　仁智要略箏譜同撰　糸管抄十卷北院御室御撰　殘夜抄孝道抄　類聚樂錄　類聚箏譜　桂譜

三五中錄十二卷孝時撰　宣陽殿竹譜大田丸撰　南竹譜貞保親王撰　長竹譜博雅卿撰　綿譜賴吉撰

懷中譜惟季撰　風俗譜一卷　催馬樂譜二帖　神樂譜二卷　醫書十　陰陽十　人々傳四十八　宣位廿七　雜々十四　雜鈔名斗分廿七

假名ナハカリ分五十四アリ卷帖數カヽス

已上

囲本云
永享十一冬清大外記業忠依仰注進之

松野後家尼御前御返事

法華經第五卷安樂行品云、文殊師利此法華經於无量國中乃至名字不可得聞云ミ

此文心ハ我等衆生ノ三界六道ニ輪廻セル事或ハ生レ天或生レ人或生レ地獄或生レ餓鬼畜生等無量國受生無邊ノ苦樂ニ相シカトモ一度モ法華經ノ國ニハ不生、適生レタリシカトモ南無妙法蓮花經ト唱ル事夢ニモナシ。人ノ申ヲモ不聞、佛取レ譬ヲ給フニ一眼ノ龜ノ浮木ノ孔ニ値カタキニ譬給ヘリ。心ハ大海ノ中八万由旬ノ底ニカメト申大魚アリ、手足モナク鰭尾モナシ、腹ノ熱事ハ鐵ヲ(朱)燒ケルカ如シ。背甲ノツメタキ事ハ雪山ニモ過タリ。此魚ノ晝夜朝暮ノ子カヒ時々尅ミノ口スサミニハ、腹ヲヒヤシ甲ヲアタヽメント思キ。赤栴檀ト申木ヲハ聖木ト名ク、人ノ中ノ聖人也。余ノ一切ノ木ヲハ凡木ト申ス、愚人ノ如シ。此栴日ノ木ハ此魚ノ腹ヲヒヤス木也。アワレ此木ニ乘テ腹ヲハ穴ニ入テヒヤシ、甲ヲハ天ノ日ニアテヽ、アタヽメハ

ヤト申也。自然ノコトハリトシテ千年ト申ニウカフ龜也、シカレトモ此木ニ値事難シ。大海ハ廣シカメハ少シ、浮木ハ希也、縱ヒ余ノ浮木ニハ行合トモ旃旦ニハ不値、縱ヒ旃旦ニハ合トモ、龜ノ腹ヲエリハメタル樣ニカイ分ニ相應シタル浮木ノ穴ニ難値、縱ヒ穴有トモ廣シテ我身隨入ナハ甲ヲアタ、メ難シ、誰カ復取上クヘキ、又穴セハクシテ腹ヲオトシ入トスレハ波ニアラヰ落サレテ大海ニシツミナン。縱ヒ不思議トシテ旃旦ノ浮木ノ穴ニ適行合タレトモ我一眼ノヒカメル故ニ浮木西ニ流ルレハ東ト見ル、故ニイソキ乘ント思テオヨケハ弥遠サカリ、東ニ流ハ西ト見ル、南北モ亦復如是、浮木ニハ遠サカレトモ近付ク事ナシ。如是シテ無量無邊劫ニモ一眼ノ龜ノ浮木ノ穴ニ難値事ヲ佛說給ヘリ。此譬ヲ以テ法華經ニ難値喩フ縱値トモ難キ唱題目ノ妙法ノ穴ニ値事ヲハ可得心大海ト者生死海也、龜ヲハ我等衆生ニ譬ヘ手足ノナキヲハ善根ノ我身ニソナハラサルニ譬ヘ、腹ノ熱ヲハ我等カ瞋恚ノ八熱地獄ニ譬ヘ、背ノ甲ノ寒キヲハ貪欲ノ八寒地獄ニ譬ヘ、千年大海ノ底有ヲハ我等カ三惡道墮テ浮ヒカタキニタトヘ、千年ニ一度浮ヲハ三惡道ヨリ无量劫ニ一度人間ニ生テ釋迦佛ノ出世ニ難値譬ヘ余ノ松木檜木ノ浮木ニハ易値旃旦ニ難ヲハ値余ノ一切經ニハ易値法

華經ニハ難値譬タリ、縱旃日ニハ値トモ相應シタル穴ニ値カタキヲハ縱法華經ニハ値トモ肝要タル南無妙法蓮華經之名字ノ唱ヘニ奉値事ノカタキニ譬フ、東ヲ西ト見、北ヲ南ト見ル事ハ我等衆生カシコカホニ智惠アル由ヲシテ勝ヲ劣ト思ヒ劣ヲ勝ト思ヒ無ニ得益法ヲ有ト得益見之機不叶法ヲハ機ニ叶ヘリト見叶ヘル法ヲハ不叶云、眞言ハ勝、法華ハ劣、念佛ハ叶レ機、法華經ハ不叶見ル是也。サレハ思ヒヤラセ給ヘシ、佛月氏國ニ出サセ給テ一代聖教ヲ說給シニ四十二年ト申シニ始テ法華經ヲ說セ給フ。八ケ年カ程一切ノ御弟子皆如意宝珠如ナル法華經ヲ持ケトキ。然トモ日本國ト天竺トハ二十万里ノ山海ヲ隔テ候シカハ、法華經ノ名字ヲモ聞事无リキ。釋迦佛御入滅ナラセ給テ一千二百余年ト申セシニ漢土ニ渡給テ未渡日本國ヘハ、佛滅度一千五百余年ト申ニ日本國ノ第三十代ノ欽明天皇ト申セシ御門ノ御時百濟國ヨリ始テ佛法渡ル。又上宮太子ト申人唐土ヨリ始テ佛法渡サセ給テ、其ヨリ以來于今七百余年カ間一切經幷ニ法華經ハ弘ラセ給テ自上一人至テ下万民ニ有心人ハ此經ヲ一部或一卷或一品ヲ持テ或ハ父母ノ孝養トス。サレハ我等モ法華經ヲ持ト思フ、然トモ未唱口ニハ南無妙法蓮華經トハ似テ信タルニ如シ不信ニ譬ハ一眼ノ龜ノ難クハ値旃日ノ聖木ニハ合タレトモ未タ龜ノ腹ヲ

入穴ニ如シ、不レハ入穴ニヨシナシ、須臾ニ大海沈ミナン。我朝七百余年之間此法華經弘ラセ給テ、或ハ讀人或ハ說人或供養スル人或持人稻麻竹葦ヨリモ多シ。然トモイマタ阿弥陀ノ名号ヲ唱カ如ク南無妙法蓮花經ト勸人ナク唱ル人モナシ。一切ノ經一切ノ佛ノ名号ヲ唱ルニ凡木ニ植ルカ如シ、未タ旃日ナラ腹ヲヒヤサス日天ナラサレハ甲ヲモアタヽメス。但目ヲコヤシ心ヲ悦シメテ實無シ、華サキテ菓ナク言ノミ有テシワサナキカ如シ。但日蓮一人計日本國ニ如テ是ヲ唱ヘ參ル事去建長五年ノ夏比ヨリ于今廿余年ノ間晝夜朝暮ニ即南無妙法蓮華經ト申事ハ一人也、念佛等ヲ申人ハ千万也、予ハ無緣ノ者也、念佛ノ方人ハ有緣也、高貴也、然トモ師子ノ音ニハ一切ノ獸音ヲ失フ、虎ノ形ニハ犬恐ル、日天東ニ出ヌレハ万星ノ光ハ无シ跡形モ法華經ノナキ所コソ弥陀念佛ハイミシシカリシカトモ南無妙法蓮花經ノ音出來師子ト犬トノホユルカ如ク、日輪ト星トノ光クラヘノ如シ。譬ヘハ鷹ト鴙トノヒトシカラサルニ似タリ。故ニ四衆倶ニソネミ上下同ク惡ム、讒人國ニ充滿シ、奸人土ニ多シ。故ニ劣ルヲ取テ勝タルヲ惡ム、譬ハ犬ヲハマサリ師子ヲハ劣リ星ヲハマサリ日輪ヲハソシル、然間邪見ノ惡名世上ニ流布シ、ヤヽモスレハ讒奏シ、或ハ罵詈セラレ、或ハ刀杖ノ難ヲ蒙

リ、或度々流罪ニアタル。五巻ノ經文少シモタカハサレハ涙雙眼ニ浮ニ悦一身ニ余レリ。爰ニ衣ハ身ヲ隱シカタク、食ハ命ヲ支ヘカタシ。例ハ蘇武カ胡國ニ有シニ雪ヲ食ヲ持テ伯夷カ首陽山ニ栖シニ蕨ヲ折テ身ヲタスク、非ンハ父母ニ誰カ問ヘキ、非ンハ三宝御助ニ爭一日片時モ存スヘキニ未レタ入見參ニモ候人ノ加樣ニ度々御音信ノ侍ルハ何事ニヤアヤシクコソ候ヘ。法華經ノ第四第八ノ卷ニハ釋迦佛凡夫ノ身ニ入替テ法華經ノ行者ヲハ供養スヘキ由ヲ說レテ候。釋迦佛ノ御身ニ入給フ歟、又過去ノ善根ノモヨヲスニヤ、龍女ト申女人ハ我法華經ニテ佛ニ成テ候ヘハ末代此御經ヲ持マイラセン女人ヲ守ヲセ給ヘキ由誓セ給シ、其故ニテ候歟、貴候々々。

（まぼろし匡）
一十日よひの月はなやかにさしいてたる雲まのめつらしきに、大将の君おまへにさふらひ給。はなたち花の月かけにいときはやかにみゆるかほりも、おひかせなつかしけれは、ちよをならせるこゑもせなむこまたるゝほとに、にわかにたちいつるむら雨のけ色いとあやにくにて、おころ〳〵しうふりくるあめにそひて、さと吹風にとうろふきまとはして、そらくらき心ちするに、まことをうつこゑなとめつらしからぬふることをうちすし給へるもおり

からにや
柏木巻
一衞門のかむの君かくのみなやみわたり給ふと、なをおこたらてとしもへぬ。たれもちとせの松ならぬ世は、つゐにとまるへきにもあらぬを、かく人にもすこしうちしのはれぬへきほとにて、なけのあはれをもかけ給人あらむをこそは、ひとつ思にもえぬるしるしにはせめ、なとつれ〳〵に思つゝくるも、うちかへしいとあちきなし
今はとてもえむ煙もむすほふれたえぬ思ひのなとやのこらん
あはれとたにのたまはせよ心のとめて人やりならぬやみにまとはむ道のひかりにし侍らんときこえ給侍從にもこりすまにあはれなることともいひをこせたまへり。心くるしうきゝなからいかてかハたゝをしはかりのこらんとあるハ
立そひてきえやしなまし、うきとを思ひみたるゝ煙くらへに
をくるへうやはとはかりあるを、あはれにかたしけなしと思、御かへりふしなから、うちやすみつゝかい給ふ、ことの葉のつゝきもなくあやしき鳥のあとのやうにて
行まなき空のけふりとなりぬとも思あたりを立ははなれし

ゆふへはわきてなかめさせ給へなごかきみたりて、心ちのくるしさまさりけれは、いたう
ふけぬさきにかへりまいり給て、かくかきりのさまなむこもきこへ給へ。いかなるむかし
のちきりにて、ここいごかゝるここも心にしみけむこてなく〳〵いさり入給ぬ。汝かち、
にこいさめまほしうおほしけむかし、人〳〵すへりかゝれたる程に、宮の御もこにより給
て、このひこをはいかゝ見給や、かゝる人ならすてゝそむきはて給ぬへき世にやありける。
あな心うこおころかしきこえ給へは、かほうちあかめておはす。
たか世にかたねはまきしこ人こはゝいかゝいはねの松はこたへん
あはれなりこ忍てきこえ給ふに、御いらへもなうてひれふし給へり。御前の木たちいたう
けふりて、花は時をわすれぬけしきなかめつゝ物なつかしく、御前ちかきさくらのいこお
もしろきを、ここしはかりはこうちおほゆるもいま〳〵しきすちなりけれは、あひみむす
ここはこくちすさひて
時しあれはかわらぬ色ににほひけりかた枝かれにし宿の櫻も
わさこならすすしなしてたち給ふにいここう

この春は柳のめにそ玉はぬくさき散花の行ゑしらねは

一 立正安國論　天台沙門日蓮勘之

旅客來嘆曰、自近年至近日天變地夭飢饉疫癘遍滿天下廣迸地上牛馬斃巷骸骨充路招死之輩既超大半不悲之族敢無一人然間或專利釼印是之文唱西十敎主名或恃衆病悉除之願誦東方如來之經或仰病即消滅不老不死之詞崇法華眞實之妙文或信七難即滅七福即生之句調百座百講之儀有因秘密眞言之敎灑五瓶之水有全坐禪入定之儀澄空觀月若書七鬼神之號而押千門若圖五大力之形而懸万戸若拜天神地祇而企四角四堺之祭祀若哀万民百姓而行國主國宰德政雖然唯摧肝膽弥逼飢疫乞客溢目死人滿眼臥屍爲觀並尸作橋、觀夫二離合璧五緯連珠三宝在世百王未窮此世早衰、其法何癈是依何禍是由何誤矣。

主人曰、獨愁此事憤悱胸臆　客來共嘆屢致談話夫出家而入道者依法而期佛也而今神術不協佛威無驗具觀當世之体愚發後生之疑然則仰

圓覆而吞恨俯方載而深慮倩傾微管聊披經文世皆背正人悉歸邪故善
神捨國而相去聖人辭所而不還是以魔來鬼來災起難起不可不言不可
不恐、客曰天下災國中難余非獨歎衆皆悲之今入蘭室初承芳詞神聖去辭災難
並起出何經哉聞其證據矣

主人曰、其文繁多其證弘博○金光明經云、於其國土雖有此經未嘗流布生
捨離心不樂聽聞亦不供養尊重讚歎見四部衆持經之人亦復不能尊重乃至
供養遂令我等及餘眷屬無量諸天不得聞此甚深妙法背甘露味失正法流
無有威光及以勢力增長惡趣損減人天墜生死河乖涅槃路世尊我等四王并
諸眷屬及藥叉等見如斯事捨其國土無擁護心非但我等捨棄是王亦有無
量守護國土諸天善神皆悉捨去既捨離已其國當有種々災過喪失國位一切人衆
皆無善心唯有繫縛殺害瞋諍互相讒諂枉及無辜疾病流行彗星數出兩日並
現薄蝕無恒黑白二虹表不祥相星流地動井內發聲暴雨惡風不依時節常
遭飢饉苗實不成多有他方怨賊侵掠國內人民受諸苦惱土地無有可樂之

處。已上
大集經（月藏十）云佛法實隱沒髮髮爪皆長諸法亦妄失當時虛空中大聲震地一切皆
徧動猶如水上輪成壁破碎落下屋宇悉圮坼樹林根莖枝葉華菓藥盡唯除淨居天
欲界一切處七味三精氣損減無有餘解脫諸善論當時一切盡所生華菓味希少亦
不美諸有井泉池一切盡枯涸土地悉鹹鹵?敵裂成丘澗諸山皆燋然天龍不
降雨苗稼皆枯死生者皆死盡餘草更不生雨土皆昏暗日月不現明四方皆亢
旱數現諸惡瑞十不善隱業道貪嗔痴倍增衆生於父母觀之如麞鹿衆生及壽命
色力威樂減遠離人天樂皆悉墮惡道如是不善業惡王惡比丘毀壞我正法損減天
人道諸天善神王悲愍衆生者棄此濁惡國皆悉向餘方已上　仁王經云國土乱
時先鬼神乱々々故万民乱賊來劫國百姓亡喪臣君太子王子百官共生是非天
地恠異二十八宿星道日月失時失度多有賊亦云我今五眼明見三世一切
國王皆由過去世侍五百佛得爲帝王主是爲一切聖人羅漢而爲來生彼
國土中作大利益君王福盡時一切聖人皆爲捨去若一切聖人去時七難必

起ラン已上。　藥師經ニ云、若刹帝利灌頂王等ノ災難起ム時ハ所謂ル人衆疾疫難、他國侵逼難、自界叛逆難、星宿變恠難、日月薄蝕難、非時風雨難、過時不雨難ナリ已上。　仁王經ニ云、大王吾レ今マ所ノレ化スル百億須弥百億日月一一ノ須弥ニ有リ二四天下一其ノ南閻浮提ニ有リ二十六ノ大國五百ノ中國十千ノ小國一其ノ國土ノ中ニ有リ二七ノ可キレ畏ル難一一切ノ國王爲ルカ二是ヲ難ト一故ニ云、何イカナルヲカ爲ルヤレ難日月失レヒ度、時節返逆ノ或ハ赤キ日出テ黒キ日出テ二三四五ノ日出ツ或ハ日蝕ノ無レク光リ或日輪一重二三四五重輪ニ現ル爲ニ一ノ難ト也。二十八宿失度金星彗星輪星鬼星火星水星風星力星南斗シュ北斗ト五鎮大星一切ノ國主星三公星百官星如レ是ノ諸ノ星各ヽ變現ルヲ爲ニ二ノ難ト也。　大火燒キレ國ヲ万姓燒ケ盡キ或鬼火龍火天火山神火人火樹木火賊火アラン如レク是變恠スルヲ爲ニ三ノ難ト也。　大水漂ニ沒シ百姓ヲ時節返逆ノ冬ハ雨フリ夏ハ雪フリ冬ノ時ニ雷電霹靂ヘキレキシ六月ニ雨ニシ氷霜雹ハウヲ雨ニシ赤水黒水青水ヲ雨ニシ土山石山コクヲ雨ニシ沙礫石セキヲ江河逆流レ浮ヘ山ヲ流サンレ石ヲ如レ是變ル時ヲ爲ニ四難ト也大風吹キ殺シ万姓ヲ國土山河樹木一時ニ滅沒シ非ル時ニ大風黒風赤風青風天風地風火風水風如是變ル時ヲ爲ニ五難ト也。　天地國土亢陽トシ炎火洞然ノ百草モ亢旱トノ五穀不レ登ミノラ、　土地赫トノ萬姓滅盡セン　如レ是變ル時ヲ爲ニ六難ト也四方ヨリ賊來テ侵シレ國ヲ内外ノ賊起ラン火賊水賊風賊鬼賊アテ百姓荒乱シ刀兵劫起セム如是恠時爲ニ七難ト也。　大集經ニ云、若有テ國

王ニ於無量世修トモ施戒恵ヲ見テ我カ法ノ滅ヲ捨テ、不擁護如是所ノ種ル無量ノ善根悉皆滅失シテ其國ニ當ニ有三ノ不祥ノ事一者穀貴、二者ハ兵革、三者ハ疫病ナリ 一切善神悉ク捨離シテ之ヲ其ノ王ノ教ニ令メ人ヲ不隨從セ常ニ爲ニ隣國之所侵嬈 暴キ火横ニ起リ多ク惡風ヘキ雨メ暴水增長シテ吹ニ漂シ人民ヲ内外ノ親戚其レ共ニ謀叛セム其ノ王不久シカラ當シ遇テ重病ニ壽終後ハ生地獄ノ中ニ及至王 夫人太子大臣城主將師群守官モ亦復如ナラン是 已上 夫四經ノ文朗ナリ万人誰カ疑ン而ニ盲瞽之輩ッ迷 或之人妄ニ信シ邪說ニ不弁ニ正教ニ故天下世上於諸佛衆經生シ捨離之心無シ擁護之志ニ仍善神聖人捨國去所是ヲ以 惡鬼外道成シ災致ス難矣 此御抄ヲ能拜見シテ當世ノ躰ヲ可見、少モ不相違事也。常ニヨミテ人ニキカセム爲ニ少載之奉ル也。

一十四夜月詩　淸樽素瑟宜先賞、明夜陰晴不可知

一十余年ト人ニチキリテ遲ク來テ其女他人ノ子ヲ生タルヲ見テ

自恨尋芳已較遲、昔年曾看未開時、如今風擺花狼藉、綠葉成陰子滿枝　杜牧

一門外若無南北洛、人間可免別離愁　平圍　平圍　許渾待〔〇詩ノ誤カ〕

一問花々答風簷外、人亦坐來非故人　南汀

一草鞋非濕、笠非重、日暮只憂難路分　東沼
右詩ハ醍醐菩提院ニテ山路櫻雪圍

一四時此地人如織春見櫻花秋見楓（按）扇面鞍馬寺天隱

私云（按）此抄物如此在々所々樂故實已下載之雖然初心之時者是非ニ迷前後藏知所詮其樂之名ヲ見其下ヲ披常可見之

樂之略頌云　大用ヲ見テ樂說ヽ異名作者ヲ能爲知之ニ略シテシハ〳〵ヲ書之

平調

三臺　序二帖依秘不傳之急ニ戀句ト云詞在之

萬歲樂　只拍子ニテ有舞自半帖於世吹中帖曲ト云

皇麞　古遊聲并序有之絕畢答ノ名ナリ

裹頭樂　天皇御元服蜂拂ノ樂也（按）蜂古事十二卷ニ載之此樂ノ才學ノ爲之

慶雲樂　兩鬼樂ト号八幡宮ヽ遷之樂也

永隆樂　唐人名也　甘州國名金翅鳥之聲

五常樂　仁義礼智信也　廻忽六カコノ所突拍子說

陪臚樂者波羅門僧正傳舞者上宮太子爲敵守屋臣奏此曲云ヽ

破陣曲舍毛音ト云コトアリ口傳在之
相夫戀　執聟奏此曲　扶南　淵ノ名也
勇勝　昔ハ舞在道行アリ、今ハ不聞時元夢說在之
春楊柳　大陪臚ト云　夜半樂　退出音聲用之
鷄德　國名鷄ニ有五德　小娘子身量纔其長三尺也八十一之時作之
王昭君　南宮從尺八吹傳　感恩多藤花宴ニ退音聲奏此曲古老云祝所祈所奏此曲
老君子　大唐男女誕生時奏　林謌渡物樂詞殊勝之
偈頌　觀音經之偈頌也　八幡修正在之

盤涉調

蘓合香　天竺阿育大王病時作之、一越調音ニテ留コト
口傳四帖ニ疫病消除說之、急ニ三反ノ說急入說有之、三帖ニ返付所三所アリ二反說ナリ四帖只拍
子秘中秘
萬秋樂　百濟國ヨリ渡ル、異名種々在之、廿五ノ異名當家傳之口傳說々此兩曲深重也。仍

略之。

秋風樂　南池院法時作ゝ　舞出品玄入時入調

輪臺　國名也、青海波之序也　青海波平調曲也

鳥向樂　船樂也、參向行道　鷁首ニ向故ニ名之白柱ヲ爲急

宗明樂　御願供養送導師咒願奏此曲昔ハ舞在早

採桑老　別装束　係物アリ、有拜

蘇莫者　舞出古樂乱聲山神出現聖德太子河内龜瀨ニテ馬上ニテ尺八ヲアソハシケルニメテ山神舞法隆寺說也。序大鼓如荒序

竹林樂　大國之葬礼奏之、吉ニ不用之

白柱　德貴子ト云　越殿樂急　退出音聲奏之　下高座時初拍子付笙、安城樂ヲ爲破、以當曲爲急、并道行ト、但源絕早本ハ平調曲也　名林鍾州　又林刕越天

鎮氣輝脫　脫拍子ト云コト有唐拍子物第二付笙ニ一說付初拍子　秘說也但初拍子可レ然其謂ハ第二三ヨリ大鼓加之間秘說ナレトモ付之ヨキナリ

千秋樂　大嘗會風俗也後此調入、前ニ此曲載之

遊字女　吹數反時一度ハ喚頭ヲ吹、一度ハ樂始ヘ返也。異名多之。

黄鍾調

喜春樂　行教法師八幡大菩薩ヲ奉㞐男山石淸水宮ヘ奉遷間依夢想告　喜心樂曲作之ヽヽ

桃李花　舞絶以ニ央宮樂ノ舞令通用之三月三日曲水宴奏之

淨聖樂　又淸上樂淸上我名ヲ付之

泛龍舟　名變暑州必スヽシキ風來有序二帖今ハナシ以當曲爲破以散吟打毬樂爲急當曲水調曲也詞殊勝樂ナリ常可レ吹レ之

散吟打毬樂　三十二相ニ合、但本說有之

央宮樂　春宮始テ立給時奉奏桃李花ニ舞之

感城樂　嵯峨天皇御作歟、有舞

安城樂　中納言安世卿作之号房中樂

聖明樂　太宗樂人馬順作之、本ハ大食調曲也

應天樂　參音聲行道ニ用之

重光樂　重光大臣作之不審

河南浦　承和大嘗會尾張連濱主作之口傳在レ之樂ナリ

平蠻樂　此曲本者平調之物也

海青樂　承和御時行幸神泉苑乘船奏此

拾翠樂　舞絶早、水調曲也。催馬樂合序青柳、破伊勢海

急竹川　序モ破モ不吹之

西王樂　序破

●赤（蓋青イニヨル）白蓮花樂　水調曲　烏急　渡物也

大食調

秦王破陣樂　口序吹早吹アリ玄奘三藏舞給名七德舞
甲装束毗舍門ノコトシ

乞食調曲

傾坏樂　大唐物也。序二帖有絕早。名傾坏醉卿樂

散手破陣樂　凖川神新羅軍ニ現給相撲柱立等用之

　一人舞之在面裝束アリ　序二帖破七帖

太平樂　武將破陣樂　道行ヲ朝胡子、破ヲ太平子、急ヲ合歡塩ト云、大コニ二說アリ

賀王恩　御賀樂也。參音聲用之、皇麞急ヲ爲道行舞出之

打毬樂　玉降ナリ別裝束競馬時裝束也

還城樂　乞食調曲、古記云、此曲唐目錄入双調曲　委者本所ニ可見

放鷹樂（朱）舞アリ　乞食調曲、野行幸奏此曲、船樂用之

天人樂　大田麿所作

輪皷褌脫　大コニ鳥搔月代上ト云是モ盜拍子可有、委細ニ本ノ所ヲ可見說々多之

蒳芳菲　乞食調曲　競馬行幸ニ奏之

拔頭　天竺樂也　佛哲（テツ）（朱）傳之、嫉妬（シツト）（朱）ノ貞ヲウツス

仙遊霞　齋宮群行之時勢田橋上ニテ奏之

庶人三臺　幼主ノ御時被停止子細見一条院御記〻

長慶子　退出音聲、管絃、行幸立樂三様ニ大コカハル

壹越調

皇帝　玄宗皇帝平國即位時令作給、粟田ノ道麿渡之、大鼓大事也。可嗜稽古也

團乱旋　皇帝一度ニ渡ル后宮作歟。大戸ノ眞縄渡之

春鶯囀　天長宝壽樂ト名　合管青作之

羅陵王　沒日還午樂ト云、此曲審ワサト不載之　四方荒序八方〻〻而〔國面〔イ〕ニヨル〕已下説〻

常ニ可見〻

玉樹後庭花　霓裳羽衣ノ曲　但舞ト樂ト別云〻

陳後主所作也、亡國音アリ、三女序ト云コト有、此内ニ亡國音アリト云、只惣ノ樂ニ有子細不可申沙汰曲也、サレハトテ不習吹絶ヘキコト努〻アルヘカラス

泛涼州　玄宗皇帝遊ニ上林苑ニ之時奏此曲花盡開一曲ノ涼州ニ花盡放トアリト草

賀殿　此曲惣名雖号賀殿ト、以嘉祥樂ヲ爲破、以賀殿爲急、以迦陵頻急爲道行、百拍子ト云アリ此説舞共ニアリ、承和御時渡作者アリ本所ヲ可レ見

北庭樂　亭子院御時於不老門北庭作之當曲ニテ入綾ヲ舞本所ヲ可見

承和樂　以年号爲樂名、又冬明樂清上作之、菊合ノ時ノ樂ト畢

胡飲酒　沙陁調曲　勅使三度胡國王也委本所ヲ不見シテハ雖知、大皷已下習アリ舞ニ持桴
ハ笏也

弄槍　昔ハ舞狛桙ヲ樣ナルサホウ持如太平樂躰舞、供花ノ樂ニ用之、十天樂出來之後用十
天樂

十天樂　沙陁調曲東大寺講堂供養日天人十人空ヨリ下テ佛前ニ花ヲ供ケレハ始タル樂ヲ作
テ可奏由依宣旨笛師常世乙魚所作也、ヨテ十天樂ト号

壹弄樂　清上作ニ、舞ハ眞繩作ニ、序ハ絕早

河水樂　此曲雨乞ノ樂也近來登高座樂ニ用之

溢金樂　大田麿作之舞絕早

詔應樂　昔ハ舞有歟名梁州詔應樂

廻坏樂　近來唄師（ハイシ（朱））登樂奏之、古老傳大行道用之

溢河鳥〔酒樂石ニヨル〕 行道用レ之、沙陁調曲、古樂也、序絕早、此朝ヘハ慈覺大師引聲念佛ヲ
横笛ニ吹傳テ令渡給、其音溢河鳥ナリト云々

歌曲子 十六拍子當家ニ用之 或十二、本所ヲ可レ見

迦陵賓 童舞天竺祇薗寺供養日迦陵頻來舞時妙音天奏此曲阿難傳レ之流布ト云々 波羅門僧正
傳之舞時銅拍子ヲツク鳥音マネナリ

安樂塩 沙陁調曲 近來法用ニ用、古樂但カコ可レ打

壹德塩 古樂一說新樂可打鞨鼓、三嶋武藏作之

酒胡子 名醉公子唐人欲飲酒之時吹之

武德樂 漢高祖作之 相撲節時獻舞

新羅陵王 古樂天王寺陪臚ノ破ニ用之音取用陵王音取 破ハ如陵王破、加拍子、急ハ号圓長樂、本
所ニ可見之

菩薩 古樂天竺ノ舞也、波羅門僧正幷佛哲傳之、殊勝樂也、本所ヲ見常ニ吹テ可レ覺樂也

雙調

春庭樂　夏風樂　春庭花ト号舞時大鼓一説アリ始ハ大食調樂、承和御時變調曲トナル、春節會參音聲用レ之、古樂搔一鼓之故也、新古カヲタル樂也、仍カコヲ打レ之
柳花苑　昔ハ舞有異、桓武御時久礼眞茂傳之、本ハ大食調曲也、承和御時双調ニ入、殘樂ハ渡物間本調子ヲ可レ見、如此同事様ナレトモ撰之心常ニ此段ヲ見テ注殘タル處ヲ見ント思テ本所コトニ截旨ヲ披見ノ打返〳〵抄物ヲ見レハ執心モ出來シ、故人先祖心ヲモ見悉ノ忠功ヲモ可レ知、イタツラニ片時モアルヘキ道ニアラス能々可思慮也

一須弥山頂（○喜見城 ○忉利天）　（釈）帝尺マシマス　（東）四天王座外ノ臣ニテ日月此トヲリヲ行動シ給
四方天—○常橋天—○持鬘天—○堅旨（○首ノ誤）天●

一○夜摩天—○都率天（弥勒住給因）—○樂變化天—（○他化自在天（魔王居生）欲界也）—梵衆天—○梵補天—○大梵天（火災コレマテ至（以下同））—○小光天—
○無量光天　○極光天（火災コレマテイタル）　○小淨天　○無量淨天　○遍淨天（風災コレマテイタル）　○無雲天（コレヨリクモナシ風モナシ）　○福生天
○廣果天　○无煩天　○无熱天　○善現天　○喜見天　○色究竟天　○空處　○識處　○不用處（コレヨリ形モナシ色モナシ心ハ）
○非想天（カリアルナリ）

圜四方天ノ人ノ命ハ人間五十年ヲ一晝夜トシテ五百歳也是ヨリ又上一倍ツヽ
久也他化自在天ノ命一万六千歳也悲想天ノ命ハ六万劫ナリ都率天ハ浄土也

一金輪厚三億二万由旬　水輪厚八億由旬　風輪厚十六億由旬廣無數也

一九山皆金輪ヨリ出タリ八海モ内海ハ皆金輪付也　外海付所モアリ不付所モアリ大旨八海也

一八塩海三億一万二千由旬

一九大山八大海也九大山者須弥山及七金山加鐵圍山也八大海者九大山之間海也　文云於金輪上有九大山妙高山王處中而住余八固迊繞高弟七山外有大州等　此外復有鐵圍山印如輪圍一世界ノ

一喜見城之タツミニ善法堂アリ、イヌイノ角ニ円生樹アリ、コノ木ノ影月ノ中桂ト云日ノ中ニハカラスアリ、月ノ中ニハ兎アリ

井蛙抄ト云哥抄物ニ云

後鳥羽院遠所より九条内大臣殿于時權大納言へ被遣勅書を見侍しかは哥事能ヽ可レ有ニ稽古一法性寺關白昔㝡勝寺の額を書、老後ニ門前を過ことに赦ハ〇赧ノ誤面すと云ヽ

妙音院入道仁平御賀の時琵琶を彈す。孝博きヽて中將殿御比巴こそ漸ひわになりにたれと

云〻われは鬼神をも引かへしつへく思ふに、孝博申狀頗無念之由思はれけるに、尾張ニ左遷之後孝博か詞をおもひ合云〻ものゝ道如此相搆て昨今詠の見苦おほゆるやうに可レ有ニ稽古一云〻

又云、中院禪門爲家わかくては此道不堪なり、父祖の跡とて世にましはりても無レ詮出家せんと思たちて、いとま申に日吉社にまうて給けり。その次に慈鎭和尚にまいりて所存のおもむきをのへていとまを申されけるに、和尚としはいくつそとゝはせ給へり。廿五になり侍るよし申。されはいまた是非のみゆへきとしにては侍らす、おもひとゝまりて道の稽古をふかくつみてのうへの事也とおほせられけり。御敎訓によりて出家をも思ひとゝまりて、まつ五日千首哥をよまれけり。よみおはりて父に見せ申されけれは、まつ立春哥十首をみて、なとかやうにいてきたり、宜よしおほせられて見おはられて後、家隆の事也圏壬生二位にみすへきよし被仰けり。つるに道の宗匠として父祖の道をます〳〵おこされたる事慈鎭和尚の恩德也と〻〻

此事を見るに諸道もかやうにあるへき也

若年の時心にもすかす執心なき事にもまた親師匠のをしへあしさまにて道をさとらす、又執心なくして稽古をも嗜すむとして不堪の名をえたる子孫あるへし、然を人の教訓していさむる事あるへきに爲家の御心のやうにけにもとおもはれて五日に千首の詠程のすちよき心さまはそこに器用の心有けるかあらはれさるを時至て、この千首にて露顯したるへし。如此あらむ輩はよし息かいなく手つかひしなく拍子きかす耳さとからすとも執心のさかひふかく思ひ入てよき筋目をまもりてけひこを專にしてみるへし、下は中になり、中は上にのほり上は上々たるへきと定たれは、一分の得解侍へし。只併稽古のしやうによる事也と若輩初學よりよきさかひにおもむくへし。只獨さとらむと思はゝ惡見におちてひかみはゆくとも順路の身とはあらし一大事なりとにかくに數寄といふ文字をはなれてはいたつら事ゝとかく心にとりあつかはゝをのつからよきかたのみちに入へしとなり

和野馬臺

校云カナツケ皆朱

東海姫氏ノ國ハ百世代テ天王 祗司爲ニ輔翼衡主建ニ元功一始ニハ興ニ和法ノ事ヲ終成レ祭ニ祖宗一

本枝周二天壤一君臣定二始終一谷塡二田孫一走魚禾主豺翔葛後干戈動中微子孫昌白龍遊失レ水宥忽奇二胡城一黃鷄伐レ人滄黑鼠食牛膓丹水流盡後天命在二三公一百王流已竭猿犬稱二英雄一皇流二鳥野外一鐘鼓喧二國中一青兵與（起イ）赤土一茫々遂爲レ空

立一云、敎相ニ爲レ三ト一ニハ根性ノ融不融、二ニハ化道ノ始終不始終、三ニハ師弟ノ遠近不遠近ノ文

竹一云前之兩ノ意ハ約ニ迹門ニ後ノ之一ノ意約二本門ニ文

十二調子者十二因緣也五調子者五行五智也

〔校云以下旁書朱〕

正月卯方　鳧鐘調呂　雙上音　（離）
丄リ乙リタ中火乙リ于火五丄リリ（離）
丄リ乙リタ中タ丄火丄リリ

二月辰方呂　雙調曲
工リ六リ丄リ五六丅リ中丄リリ
火火火　リリ　　　　（墆）　火火

反（スミ）黃三月巳方　上無調律　又云角調
丅リ丄リ丅火中火リ丄火五火于リ丅リリ
　　　　　切

四月午方呂　斷金調　黃鐘上無　（離）
タリ于リタ丄于丄于于タリリ（離）

五月未方
黄鐘調　呂　律兼　タリ亍リタ丄亍六火哺丅タリリ

六月申方
壹越調　呂　六リタリ六火了タ丄五火六リリ

七月酉方
平調　曲　律　甲　乙　甲艱乙背哺中甲
亍リ中リ亍六中タ丄亍リリ

八月戌方
勝絶調　呂　（此傍行以下墨）哺　中　塞　六掉
亍リ丅リ五丄中リ丄リ五火哺亍リリ

反墨
九月亥方
下無調　律　又林鐘　五リ丅リ火（スミ）火五亍丅リ中リタ火由五リリ

十月子方
中リ丄リ六火中丄五火乙中リリ　嗹
神仙調　呂　中リ五リ中火タリニ五リ亍乙中リリ
盤渉調上音　五タ中五リニ亍乙中リリ

十一月丑方
盤渉調　律　中リ五リ中火タリミ五亍六中哺リリ

十二月寅方　律
鸞鏡調　「乙リ中リ亍五（ ）中由亍リ乙ロ乙リリ
「是風王也乙塞　「不開タ丄ヲハ
乙リ中リ亍火中リタミ丄リ亍リ乙ロ乙リリ

信濃國ハきはめて風はけしき所なり、是によりてすハの明神の社に風祝といふものをゝきてこれを春のはしめふかくものにこめすへていはひおきて百日のあひた尊重するとあり、しかれはそのとしつゝかなくて農業のためめてたし、をのつからすきまもあり日の光も見せつれはかせおさまらすしてあしといふことを能登大夫資元といふ人きゝてかくのことくうけ給はる、これを哥によまむと思ふと俊頼に語けれは俊頼こたへていはく、無下に世俗の事かな、かやうの事更によむへからす不便〳〵と云間そのむねを存する所に、俊頼後日にこのことをよむ

しなのなるきそちの櫻さきにけり風のはふりにすきまあらすな

尤はらくろき事か、五品後悔しけり

校云　此頁ノ傍訓朱

一後江相公の澄明にをくれてかの後世をとふらはれけるくわむもんにいはく

悲之亦悲莫レ悲ニ於老後ニ子、恨之更恨莫レ恨ニ於少先ニ親とあるこそ前後さういの怨さこそとあはれにおほゆれ江淹か恨賦に平原に人のかはねあり蔓草骨にまつへり拱木に魂をゝさむ民生こゝにいたる、天道こゝに論せむや、僕もとよりうらみたる人也、心おころ

くとこやますたゝ古人のうらみにふして死にしを思なとあるこそいみしくあはれにおほゆれ。それのみならす唐帝やうきひに別し怨は長恨歌といふふみに見えたり、漢皇の李夫人にをくれしうらみいか斗なりけん骨は化して塵となるともこの怨はきゆることなからむなとかふにかゝれたるいとつみふかくこそおほゆれ。をよそいもせの中のうらみのあさからぬためしはいひつくすへからす、ちきりむなしきよはの怨にはふけゆくかねのこゑすゝろにうらめしく、あかぬなこりのあかつきの怨にはすこさぬ鳥のねさへいとうらめし、これらひとへに愛着生死の業なれとも石木ならぬ身のならひにてこの怨にしつむたくひ、むかしいまかすをしらす、たゝ傾城(ケイセイ(朱))のいろにあはさらむとをねかふへきにや。そも〳〵人間は苦の中には怨憎懐(ヲンゾウエ)〔〇會ノ誤〕苦(ク(朱))といへるものゝうらめしき事也。國王大臣もこれをはなれす、いはんやその以下をや。しかれは心にものゝかなはぬ事世のならひそかし、思なしてさてはなくて愚なる人ことはりをかへりみす、さしたるうらみのいてぬるより、心のはやりのまゝにつかさのかれていりこもり、家をすてゝ都をいつるたくひこれあり、その道心にすゝみとをるものならは、浮生のゑいくわ開てもいく程かあらむなれはしかるへきせむちしきとも

悦べき、すゑもこをらすこうくはいしきりにもよをして、あるひハいまさら世にいてゝましはりつかへ、あるひはかうやこかハのくれ〔〕かくれ〔十訓抄〕よりもいつしかかへりぬるこそむけに人わらはれにいふかひなけれ、かゝらむにつけては中〳〵思ひしらすかほにてたゝるたりせば、はるかに心にくかりなましこよその人の心にももこかしくおほゆるためしおほかり、さのみ人のうへなれはしるさす、西行か哥に

柴の庵に身をは心のさそひきて心は身にもそはす成ぬる

こよめるこそけにこおほゆれ

近比鴨の社の氏人にて南大夫長明こいふもの有けり。和哥管絃の道人にしられたりけり、社のつかさをのそみけるかかなはさりけれは、世を怨て出家して後おなしくさきたちて世をそむける人のもこへいひやりける

いつくより人はいりけむまくす原秋風ふきし道よりそこし

なかき怨の心のやみはしはしのまよひなりけむここの思ひをしるへにてまここの道に入にけるこそ、生死ねはむこころおなしく、ほんのうほたいひこつなりけるとはりたかハさり

けりとおほゆれ、この人後には大原にすみけり。方丈記とて假名にかきをけるものを見れははしめのとはに、ゆく河のたえすしてしかもとの水にはあらすとあるこそ

校云文選、十訓抄トモニ此詞ノ句前後セリ

（案）此詞ハ前ニアレトモ重テ書レ之

世閲レ人而爲レ世人苒々行暮河閲レ水而爲レ川水滔々日度といふ文集の文をかけるよとおほえていとあはれなり。しかれともかのいほりにもをり琴つき琵琶なとももなへりけり。念誦のひま〳〵に絲竹のすさめをも思ひすてさりけるこそすきの程いとやさしけれ。その後もとのことく和哥所の寄人にて候へきよし後鳥羽院仰けれは

しつみにきいまさらわかの浦波によらはやよせむあまの釣舟

と申てついにこもりゐてやみにけり。世をも人をもうらむるほとならはかくこそあらまほしけれ

かやうのことわりを見て人は能々身上を思ひさたむへきとなり。しかしなからまことに世をそむき人をうらむる道には思ひたちぬるたよりもありぬへし、同は希代の家に生をうけて其藝をたしなみて朝家神役にも忠節を専として先祖の本意をそむかすありなから末代相應の佛法を分別して身をは山にをかくすとも心は凡夫の不浄なりとも持所の法水

きよからは眞如實相の月はをのつからやさるへし、只こゝしかるへきやうに進退をはその程〳〵につけてよく案調てかくこすへき事こそ

南無妙法蓮華經

豐原朝臣統秋華押

豐原　鳳笙相傳　朝臣

天武天皇

大津王子　持統天皇元年依謀叛被誅廿四
見唐書始作詩賦我朝詩自是始云々

舍人親王　廢帝

栗津王　實知大政官事　舍人親王子云々
依父皇子謀叛配備前國豐原郷後勅免

公連　始賜豐原姓以父配所名爲姓也

岡本宮　配所丹波國
丹波國有子孫

眞連　号土大領母野州大領女

有連　從五位下
龍元

有秋　鳳笙始自少納言行見相傳
村上上天皇御師

公元　便宣旨實龍元子云々
村上天皇御師

時延　從四位下

俊員

時光　笙一者正五位上八幡殿御師

公里　笙一者

公用

公庶　右近府生
保元二九死

光元　右近府生　雅樂屬

公佐

公秀　右近府生

秋秀　少志

季秀

公直　內舍人
於關東死去七十三

公廣　右近將監
住關東建長五二二死七十一

公氏

助光 右舞人被養記
　時忠 雅樂屬
　時秀 雅樂府生
　時道 右近府生 元治元四死
時元 一者 宣堀河院舞師 範参上北面神樂相傳保安四 六廿二死六十六 廿一イ
時廉 內舍人將曹
　時秋 一者 雅樂大夫 箏藥相傳季國師匠也
　　龍秋 一者十八年
　　利秋 從下將監雅樂大夫 建曆二正十一出家 同十八死實光秋子云々
　　佛性 菩提山僧也南都笙統此以後系圖別在之

爲茂 右近府生
則茂 玄蕃允
秀茂 非樂人
公久
　光秀—賴秀
　秦秋 豐秋猶子
　知秋
　季秋 龍秋猶子
時直 府生
元秋 右近府生少志 右舞相傳之 爲山村助高聟
時員 府生
　茂蓮—眞奉 號蒲生野長者
　清眞 號白氣長者—清秀
　茂兼—兼時—爲時

光秋 左近府生

則光 秋イ 利秋弟云々

府生 時行 — 是時

行守

忠秋 一者十四年 左将監 嘉祿二八六死六十才

好秋 一者四十五年 従下将監 叙留初例 文永八七十一死七十九

近秋 従上始将監 猶子 實多好節子 弘安七正十出家 同十一死八十二

女子 — 信秋 右兵衛尉 暦仁元正十六死廿五

嘉元三卅死 七十二才 一者十一年

豊秋 従上右将監

廣秋 左兵衛尉

清秋 従下将監 徳治二七十五死四十八

泰秋 關東猶子 右兵衛尉 — 知秋 關東 左兵衛尉

出仕常樂會 十一才時爲童舞 一者脩秋勅勘間也

兼秋 従上将監 元弘三三八死四十七

宗秋 建武五正廿二死四十九

應永元十一廿八死去八十一 行幸以下爲雅樂寮 供奉任雅樂允法勝 寺大乗會并兩社 笙一者十一年正下

則秋 — 淵秋 少志 永和三七十一死七十(ママ)

里秋 少志出樂所

延文元八廿四死卅三 少志出家

具秋

豐秋猶子
一者廿一年
龍秋
正下主上蘇合万秋樂
御相傳賞
從四位下主上師範賞
延文五正廿一出家法名
龍覺隱岐守貞治二後正九死七十三

右兵衛尉
春秋
正和五十二九死

不吹笙淸秋他界後
藤秋

從下將監
成秋
貞治三三十九死四十三
法名淨音道号淸谿
祗候關東鎌倉左兵衛
督家爲御師範但於
京都死去畢

右將監
佐秋
文和元十二四死廿七才
法名龍信

笙一者廿三年
信秋
筑後守延文四六廿四四十二
從五位上貞治六四三被宣下去
三廿九中殿御會
主上御所作賞五
十才正下應安七
五十七依中風所勞俄
被宣下五十七才從四
位下永和四六廿九宣
下兩代御師範賞
六十一才雅樂頭永德元四廿五宣下從四位上永德二四
五宣下至德元八廿五出家六十七法名道岫道名雲
嚴至德三四十五亥剋他界六十九才

左兵衛尉
師秋
延文五十一三於遠江國死
廿才法名良心

荒序於主上賞讓之
直任將監父信秋奉授
音秋
應安八二四申剋死十九
永和元
法名宗圓

從上至德四正六四十一才　室町殿、主上御元服
御遊御所作賞
英秋
父成秋死去後祗候關東鎌倉殿
御円寂後則上洛廿一才自卅一才參
將軍家御師範筑後守永德元
十一廿六至德四七廿四子剋他界四十一才
法名直英道号菊嚴

定秋—久秋—直秋—用秋—衆秋・從五下
實豐秋　次男

緣秋—繁秋

少志
元秋
猶子關東

少志
季秋
猶子關東實泰秋次男於京都出仕

藤秋—爲秋

少志
繁秋至德四七十六死

氏秋—遠秋—言秋—枝秋

綱秋

慶改
冬秋
實緣秋子—益秋

高秋—堅秋
峯秋—朝秋本弥—淵秋

將監死
元秋

將監死
茂秋

少志死
廣秋

葛秋—武秋

實英秋一男
量秋

同次男
幸秋—友秋

治改
重秋

一者十一年
政秋
元盲秋正下佐渡守永仁卅一十七死六十八

永仁四十二十六死四十九
從下將監
景秋

元常秋一者十三年
顯秋
正下佐渡守元亨二四廿五死六十三

大和守一者十九年
脩秋
從上曆亨二六廿八死

右兵衛尉
持秋
元定秋

少志
光秋早世云々

少志不及當道沙汰
氏秋
猶子實景朝子

左將監
重秋　弘安四三五死四十七

右將監
成秋　永仁元六十五出家
荒序訴訟也

一者他界六十六
國秋
猶子

卿故
益秋──仲秋──照秋

敦秋──右秋

康广九五五他界卅九
從下將監
房秋

家秋

泰秋

明德二二廿
他界三十四
守秋
從下將監

嗣秋

國秋猶子
眞秋

猶子
朝秋
不及當道沙汰

將監
行秋
猶子觀广三死
七十六才

泰秋

右兵衛尉
賴秀
猶子關東

嘉慶元五
從下將監佐渡守
惟秋
猶子實景朝子

貞治卅二廿一死
彈正右兵衛尉
種秋
猶子景朝子

相承次第　荒序相傳幷公宴所作人入之

忠仁公御子
關白
○昭宣公――八條大將　時平大臣御子保忠
昭宣公御子――行見　小野少納言

有秋　天武天皇七代孫始賜豐原姓
村上天皇御師範
豐原
龍元
宇多院御子
敦實親王御子
一條左大臣雅信
內新王御子
六條右大臣重信
村上天皇御子四品兵部卿
親王致平

有秋一男村上御子同御師
公元
使宣旨龍元爲子
村上天皇
三條中納言朝成

公元一男從四位下
時延
俊員

時延一男
時光
左大臣高明御子
帥中納言經房
將軍伊与守
源賴義正四位下

時光一男
公里
— 公用 — 光元 — 公秀 — 秋秀 — 季秀
　　　　　　　公直
　　　　　　　公久
　　　　公佐
　　　　爲茂
　　　　則茂
　　　　季茂
— 公廉
— 後三條院御子
　輔仁親王
　三宮 — 輔仁親王御子始賜源姓
　　　　花園左大臣 有仁 — 齋院長官 有房
— 從三位
　神祇伯 — 宮内權少輔 顯成
— 顯仲子
　宮内大輔 忠季

時光次男
時忠
— 時秀 — 法名信西
　　　　少納言 通憲 — 藤原成景 法名西詣（○普通ニハ西景ト傳フ）
— 時道
— 源滿仲嫡子
　內藏頭 賴光

時光三男
時元 依爲堀川院御師範參上北面

源義家 号八幡太郎 將軍左馬權頭正四位下

源義光 刑部丞從五位下頼義三男 法名念光 荒序相傳号新羅三郎
— 時元 荒序相傳

堀河右大臣 御堂關白三男 頼宗
— 大宮右大臣 俊家
— 按察大納言 宗俊
— 中御門右大臣 宗忠

中御門内大臣 宗能
— 中御門大納言 宗家

自堀河右大臣頼宗公至中御門大納言宗家卿子孫次第相傳但至宗家卿者又受利秋

時直

元秋

時員

時廉

時秋 篳篥相傳
— 利秋
— 按察公通 權中納言通季卿子

光秋

則光

時行
— 行守
— 是時

大宮右大臣息按察大納言
按察大納言 宗俊
　宗俊卿弟
　按察大納言 重通
　　六角中納言 家通
　　　六角中將 敦通
　　　自堀河右大臣至
　　　敦通朝臣子孫
　　　次第相傳

中御門大納言宗家卿曾孫(ヒコ)
荒序所作
中御門宰相 宗雅
　中御門侍從 宗有
宗雅卿弟
中御門三位 宗實
　荒序相傳
　豐秋

堀河院
大納言公實卿子
權中納言 通季
久家
中院右大臣 雅定
　於荒序者相傳于時秋
　知足院攝政殿御子号惡左府
　宇治左大臣 賴長

太宰帥
四條大納言 隆季
　四條大納言 隆房
　　四條大納言 隆衡
　　　四條大納言 隆親
　　四條三位 隆仲
　　　四條三位 隆兼

荒序所作
四條大納言 房名 — 四條二位 隆名

自四條大納言隆季卿至二位隆名卿子孫次第相傳

四條大納言 隆顯 子細同前

四條中納言 隆良 — 四條二位 隆嗣 子細同前

大宰大貳 重家 — 六條三位 經家 — 六條三位 家衡

一條左大將 實有 荒序相傳

六條三位 家淸

近秋 荒序相傳

一條大納言 公藤

右中將 公秋

近秋 荒序相傳

六條三位 盛家 — 左兵衞佐 氏家 — 右衞門佐 家俊

自太宰大貳重家至家俊朝臣子孫次第相傳

忠秋 利秋二男

當淸 荒序相傳 八幡竹法印

好秋

近秋 養子多好節子也

豐秋

廣秋

淸秋

兼秋

宗秋

春秋

則秋 於荒序者相傳龍秋

具秋 康永元八六仙洞御樂所作于時松壽丸

荒序相傳 鴨社社司
祐頼
女子—信秋—源中納言 資平

猪熊殿
近衛關白 家實—近衛左大臣 家通
六角中納言 家通
筑前守 家賢
判秋一男
佛性 南都笙正流
侍從 隆清
中御門大納言 宗家
六條三位 家衡
六角中將 敦通

政秋—景秋—脩秋—惟秋 養子大神景朝子也—國秋
重秋—盛秋
頼秋—持秋
種秋
房秋

二條殿
中院關白 兼基
堀河内大臣 具守
荒序相傳
關東二階堂
宗藤—知藤 關東能登守
宗藤依荒序相傳以弟子之義書入之

猶子關東
知秋

土御門大納言顯定

竹林院左大臣公衡（西園寺大政大臣實兼男）
大宮内大臣季衡（公衡男）
大宮大納言公名（季衡公男）

山本左大臣實泰（太政大臣公守男 洞院）

中院内大臣通重
中院大納言通顯

土御門大納言雅房

春日二位顯範

行秋
泰秋

土御門大納言親房
中院大納言通多

守秋
四條中將隆邦
四條中將隆家（四條大納言隆蔭卿息）
西園寺大納言實俊
大宮中納言實尚
四條中納言隆職
宮内大輔春家（荒序相傳）
刑部卿重顯
堯清（荒序相傳 八幡撿挍号田中）

源中納言具行（荒序相傳同所作）
四條大納言隆蔭（正和四七廿一春宮御樂所作于時侍從）

後光嚴院（荒序御相傳）
内藏頭敎藤
後円融院
今上
中院少將光顯

- 土御門大納言（親房）
- 樹王丸（松殿中納言冬房卿息　元亨二年正月三日朝覲行幸御遊所作）
- 中務卿親王（後醍醐院第一御子　尊良　元徳三正廿九禁裏御講御所作）
- 九條少將（茂家）
- 龍秋（從四位下　實秋三男）— 信秋
- 成秋 — 英秋
- 佐秋 — 藤秋 —（凡名字落歟不審）
- 元秋（猶子　關東）
- 季秋（猶子　關東）
- 定秋
- 氏秋
- 一條宰相中將（公勝）
- 冷泉二位（永季）

信秋
- 師秋
- 音秋

- 鹿苑院殿將軍家（御笙始以來至荒序御相傳）
  - 當今（小松院）
  - 量秋
- 左兵衛督家（義將　荒序御相傳）
- 民部卿（山科）
- 山科三位
- 冷泉三位（永季）
- 中御門宰相（宗量）
- 中御門少將（宗繼）
- 久秋
- 重秋

- 內藏頭（山科　教藤）
- 山科少將（教多）
- 源頼泰（今河）
- 平氏重（高坂）
- 隆惠
- 中御門少將（宗量）
- 內藏頭（教興）

征夷將軍
荒序相傳
鎌倉大納言 尊氏
贈左大臣從一位
本云此御名字將軍御自筆
建武二五廿五
禁裏御講所作于時左兵衛督

將軍家依荒序御相傳以御弟子儀
奉書之同御自筆
左馬頭 基氏

冷泉大納言 公泰
元亨三正十九禁裏所作
于時宰相中將

荒序相傳
四條大納言 隆資
子細同將軍
左衛門督 隆俊

洞院大納言 實夏
康永二三廿九 仙洞御遊所作
于時春宮大夫

一條中納言 實材

左衛門督 隆俊
正平七正廿九禁裏御遊所作

仙洞 荒序兩入調御相傳
當今

荒序御相傳
勝定院殿
將軍家
林光院殿

荒序御相傳
大納言家

荒序相傳
爲秋
同
茂秋
同
幸秋

荒序相傳
花山院大納言 忠宗

荒序相傳
中御門中納言 宗量

山科宰相 教興

持明院三位 基親

中御門宰相 宗兼　文保三七廿三　仙洞所作
　于時侍從
清水谷宰相 成經　元亨三六廿五　仙洞御講所作
二條三位 爲忠
鷹司宰相中將 宗雅
今出河宰相中將 公多
山科中將 教言
九條少將 隆清
鵾社宜
祐泰　元徳二年廿三　仙洞童舞御覽所作
　于時童形賀幸丸

冷泉侍從 永藤
山科中將 教有
荒序相傳
内藏頭 教量
伯少將 資雅
山科少將 嗣教
山科少將 持教

荒序相傳
藤秋
量秋 ― 幸秋
仙洞
當今
重秋 治秋改名
今上 稱光院
中御門少將 宗繼
荒序相傳
葛秋
荒序相傳
遠秋

關東二階堂能登守

知藤 元弘三十二禁裏御樂所作

後光嚴院 今上

荒序相傳 中御門少將宗泰

左馬權頭永季

源盛季

荒序相傳 久秋

荒序相傳 緣秋

統秋

荒序相傳 俊秋 同練習

荒序相傳 山科參議言國

荒序相傳 益秋

荒序相傳 衆秋 同練習

三位義敏 御自筆

代々公私荒序所作事

白河院御宇
承暦四年八月十五日　八幡宮放生會
荒序舞狛光季　笙笛未勘出之

堀河院御宇
寛治五年正月十八日賭弓或說云相撲節會
舞成兼　但荒序吹時雎（闕歟）不知荒序故也　笛惟季　正淸之間未勘之　但荒序四切吹之

鳥羽院御宇
保安元年三月卅日賭弓　荒序
舞光則　如形三切依大雨下也　笛基政

當日淸延訴云、正近男正淸等吹來之、淸延一人可吹之由所申也　殿下知足院殿被召御直盧被仰此由、元政陳答云當曲如形受師說已數年爲朝用依人度々點其節畢、其上元政忝座籍上臈也、其上吹否事兩人間倂可爲天氣歟云々則以頭中將殿元政一人可候笛之由被仰下畢、含恨退入爲後代記之云々

同二年　三月廿日賭弓　荒序
舞光則　如洛蹲依雨被略畢　笛成兼卿　又說元政

非樂人吹之例、件日基政淸延遲參之間、民部卿成兼卿依勅定被吹荒序、但未練之間樂与舞
聊違云々、御前評定如此云々
崇德院御宇
天治元年正月廿九日又十八日內裏賭弓　荒序
舞　光時或說光則依院宣始舞之八方破二反納曾利留早　笙時秋抑時秀荒序吹不足言不審之仍則被止了　笛淸延兩人所作各初度也
同二年正月十八日賭弓　荒序
舞光時八方破二切　笙時秋　笛淸延　太鼓助員　正鼓時秀
一鼓基政
大治二年正月廿日賭弓　荒序
舞光時八方破二反　笛淸延　笙時秀　太鼓助員　正鼓友元
納蘇利忠方近方依弓持舞之
同三年正月七日八幡宮修正撿挍任淸　荒序
舞光時　纏頭色々衣三重馬一疋　笛基政
長承元年正月七日八幡宮修正撿挍任淸　荒序

舞光則八帖破二反纏頭被物三重　笛笙未勘之

山村時高落蹲纏頭一領　次若宮御前陵王冠者同前纏頭

同年八月廿二日　內裏舞御覽　荒序

舞光時八方破二帖乱序悉　笛笙未勘之　次光近陵王破二切无荒序　次則助陵王破二切　此舞御覽偏兩三輩器

躰御覽合斷云ゝ面ゝ殊勝之躰等頻有御感云ゝ

同二年三月六日賭弓　荒序

舞光時八方破二反詠詞嗔序次舞大膝口傳在之尤秘之　笙時秋　笛清延　太鼓則助　正鼓助員　一鼓則友

同七日　內裏舞御覽　荒序

舞光時二四八說破二切　笙時秋　笛清延或說重貞又云助貞　大鼓助種　一鼓元政

次光則陵王如常　納蘇利忠方　次則助陵王破二切　光近陵破二切　納曾利元秋　時高

同廿六日內裏小弓合勝負　荒序

舞光則但五帖許破一切　笙時秋　笛基政　太鼓忠方　鉦鼓近方　納蘇利忠方　近方

同三年閏十二月十四日內裏舞御覽荒序或院舞御覽　勅定日荒序五人御覽云ゝ

一番光則破一切 納蘇利忠方 二番光時破一切 納蘇利近方 三番則助破一切 納蘇利忠節 四番光近破一切 納
蘇利成方 五番藤侍從為通破一切 納蘇利源大夫師仲 次拔頭四位少將敎長 納蘇利元秋時高
同年閏十二月廿四日有市杣一宮御前荒序如形有荒序
舞光近破一切 笛行光 太鼓光時 納蘇利包則
保延元年九月十三日依宿願住吉社 荒序
舞光則破一切 笛行則但乱序破許 太鼓光時
同十月十二日依宿願宇治離宮寶前 荒序
舞光則 太鼓則助
同二年正月廿三日於院御所 荒序
舞光近 笙時秋 大鼓光時 納蘇利忠節 成方
同二年二月九日 內裏舞御覽 荒序
舞光近八方樣 笙時秋 笛基政
同三月七日仁和寺御室舞御覽 荒序

舞光時破一反笛ト中將忠甚打物御室皆打之　或元政云々

同八日聊舞御覽　荒序

舞光近破二切

同十一日　內裏賭弓　荒序

舞光近破二切笙時秋笛清延大鼓光時納蘇利忠節成方

同十二日　殿上賭弓　荒序

舞藤侍從爲通御師光則笛中將忠甚大鼓光時納蘇利源大夫師仲侍從光忠

同三年十一月十九日熊野別當法印長範堂供養荒序

舞光時祿女房裝束一具七重單衣大鼓光近納曾利近方祿同

近衛院御宇

久安元年正月七日依宿願八幡修正撿挍任淸

舞光近　纏頭纈皮三人賜之直ニ各被物一重此外馬一疋被引之云々

同十一月九日　石清水　行幸　荒序

舞光時破二切笙時秋笛清延大鼓清次正鼓菊行納蘇利忠節成方

同十二月四日　鴨行幸　荒序
舞則助破二切　納蘓利元秋忠節
同日上社　行幸　荒序
舞光近破二切　笙時秋　笛清延　納曾利忠光成方
同二年三月廿五日　賀茂一切經會
舞光時破二切纏頭被物　納曾利纏頭各被物一重三重單衣二領　單衣一領
仁平三年三月十四日鳥羽院於熊野山本宮有御經供養
荒序左舞人則助光近季時光朝　右舞人忠節忠光近元近久　笛元政助
同十七日那智御山　荒序
舞則助　笛基賢　大皷少將宗明　納蘓利忠節忠光依別勅入舞忠節一人勤之
去十四日本宮荒序所作人不注之、　那智山所作人同前歟之由存如何尤不審叓也
二條院御宇
長寛二年閏十月廿三日中川山寺　荒序
舞光近　笛狛光久可吹之由頻雖望申不吹之大皷許ニテ舞之

六條院御宇

仁安二年二月十五日常樂會于時寺務内山殿尋範京極殿御子

舞光近武部様政所績皮給之自余四　笙時秋　大鼓利秋　納蘇利忠節而緣青也績政所績皮給之

同三年正月十九日賭弓荒序

舞光近　笙時秋　笛基賢　大鼓包助末二樂不足　納蘇利好方忠光

高倉院御宇

承安三年九月廿五日法住寺殿舞御覽荒序

舞光近八帖賜勅祿　笙時秋　笛基賢　大鼓民部大輔惟成散々打之　納蘇利近久好方

同四年正月七日石清水修正之時　荒序

舞光近　笛基賢　大鼓山城介光俊打之宮寺總所也笛好士也件夜殘大鼓邊平所望可爲今生思出之由泣々申間基賢免早

治承二年正月十八日賭弓　荒序

舞光近卅三才　笙利秋時秋讓　笛宗賢　太鼓兼助

光基不傳此曲間於三薦座時秋讓利秋也

同二月十五日常樂會于時寺務一松林院僧正敎緣仁安元十一八

舞光近纏頭被物三領 笙第二利秋 笛景賢纏頭各一領 大鼓忠節纏頭三領

後鳥羽院御宇

建久七年三月廿六日　賭弓　大内也

舞光重 笙第三利秋 笛宗賢 大鼓季遠右大鼓打遅參之間召渡了 鉦鼓守正

同八年二月十五日常樂會于時寺務中山僧正範玄任建久六十十二 荒序

舞光重 笙第四利秋 笛宗賢 大鼓則茂 笙笛等被召堂前賜纏頭

順德院御宇

建暦二年四月八日依院宣二條大納言定輔家荒序

舞近眞初與卅六才 笙忠秋四十六才 笛宗賢 大鼓兵庫頭家長

建保四年六月廿七日　内裏舞御覽　荒序

舞近眞四方二反 笙第二忠秋 笛景基 大鼓景賢

同五年正月七日依宿願八幡修正　荒序

舞近眞纏頭三重 笙第三忠秋 笛景基 大鼓景賢

但今度荒序五帖二句吹落シテ樂不足七八帖不合舞手散ヽ

同年二月十五日　常樂會于時寺務信憲　荒序

舞近眞　政所縝皮代紅梅生衣一重　笙第四忠秋　笛景賢　大鼓式賢

同夜春日御寶前　荒序

舞近眞　笙第五忠秋　笛景基　太鼓景賢

同年十二月　住吉社禰神主經國宿願入夜奉之　荒序

舞近眞　祿紫衣二紅梅衣二青單衣一馬一疋殺置　笛神主長盛スカシ吹　大旨大鼓許也　大鼓政氏

承久二年九月十九日一院水無瀨殿舞御覽後鳥羽院　荒序

舞近眞　笙第六忠秋　笛前右衛門督藤原親兼　大鼓但馬守源朝臣家長

御笛二帖ヲ被吹落了仍舞疲テ第八帖止了　正二位中納言笛合事無先例神妙ニ舞合了荒序依有感召御前給重御衣黄菊五ニ紅單衣

後堀河院御宇

嘉祿元年十月四日於閑院殿北陣西砌（○砌ノ誤カ）荒序　但舞無之笛大鼓許也

笛式賢　太鼓定賢　如舞時不畧奏之

四條院御宇

仁治元年十二月十三日仁和寺御室御前神殿舞御覽荒序

舞近眞家樣　唐綾一重給之笙藏人侍從藤原宗基（政雅初廿三才）笛景貞大鼓景基

同委細記中御門宰相殿（宗雅）御自筆寫之

十三日（壬申）於御室（仁和寺大聖院神殿）有舞御覽、去夜可有御神樂之由有沙汰、仍地下參候也、而俄止

件儀有舞樂、神殿打幄屋爲樂屋、不立枠大鼓等、只置唐大鼓也、拜殿爲御棧敷（皆垂御簾）舞人多

久行（右近大夫將監右二者）狛近眞（左近將監左一者）同光葛（兵衞尉近眞子志）多久貞（久行子）樂人大神景基（右近將監樂人一者）同景貞（兵衞尉景基子志）狛有久（將曹）正保皆

着襲裝束、候幄屋、下官（直衣）孝行（布衣同着之）桐公殿（直衣）二位光俊卿（布衣）着座（出居也）蘇合（序十二拍子三四五）

破一反急三反以急舞入所作人笙（下官）笛（景基）有久篳篥（正保）比巴（孝行）太鼓（景基）　三条第三拍子加之　自余加拍子如恒仍此条加拍子三所也、四帖不加拍子有存知歟。但三

条初加拍子頗不審可尋知　羯鼓（久行）鉦鼓（久貞）舞（近眞一人）　舞人盡妙節子息光葛搆未練不立實不便歟年齡三十斗也不可說々　新宿德　笛（景貞）有久篳篥（正保）

比巴（孝行）大鼓（景基）　三鼓（近眞）鉦鼓（光葛）舞（久行久貞各盡說畢）　胡飲酒　以林邑乱聲舞出次笙音取同陵王次序二反破七反以破舞入

篳篥（正保）比巴（孝行）大鼓（近眞）鉦鼓（光葛）舞（久行盡說早）　給祿被物出自大鼓右入同左失也給祿懸肩三拜其躰撥ヲ横置手ヲ打違テ其上突額也。祿取吏宗深中納言上座件萃綠（ママ）

美僧也仍被撰仰與先於御棧敷西方進庭中召反舞之欲入皈入取祿進賜之無左右不賜付祿有曲節之故也頃而賜之了舞不出之以前召二度同人召之

陵王以乱序舞出舞珎重謡妙、次囀二度小乱序次笙音取、次荒序、次破二切、次以安摩舞入　笙下官　笛景貞　大鼓景基　一鼓久行　鉦鼓光葛　舞近眞賜祿躰同前但拜時之時突立撥於土也次召景貞賜祿其躰又同前但二拜也又拜之時笛ヲ横ニ持也秘曲等今日盡曲節就中荒序絶久不舞、今日初舞也、仍今朝内々被申合禪定殿下處、不可有違乱之由被申也、荒序吏舞笛笙大鼓冣秘藏由也、順徳院仙洞之時於水無瀬殿有御覧之時、笛親兼卿落二切了、仍天下乱逆之由有謳歌、件時大鼓但馬前司家長　笙忠秋　舞近眞　也、其後絶久無之、先年常樂會欲有此曲之處、故式賢景基相論之間、方大衆狼籍過法、其場死者八九人被疵者不知數、此條景基ハ度々過節早、且順徳院御宇於御前吹此曲節即賜笛安摩ノ燒サシ、今度以件笛景貞吹之、賢未吹之、仍止之間、式賢在生都無之、而式賢逝去之間無敵于相論、仍以景貞令吹之、舞又無可爭之仁、但光經舞之云々未會節

笙已過節了、此曲相傳者當世六七人有之、然而皆末役也、於舞笛者皆經節了、笙忠秋以後頗斷絶、爲道爲世不便吏也、而幸遂此節可悦々々、後日相語師匠敦通入道處、凡感涙難禁、道之宿執可尊、

此舞於御室有御覽例不可勝計、自余秘曲又以同前也、直高野御室當時御室當門代給也於北院有御覽、

此舞近眞祖父光時笛忠基宰相大鼓房印云々且又吉例也此由被申禪定殿下了、

同二年二月十五日常樂會于時寺務室殿円實　荒序

舞近眞　笙近秋初横皮一卅九才　笛景基同　大鼓延賢

同年四月四日於今出河殿御所　荒序

舞近眞　笛延賢　依御定始賜吹之

同三年五月七日於今出河殿御所　荒序

舞光葛初卅三才　笛有久依御定始賜吹之　大鼓中納言實藤　正鼓淡路藏人泰房　一鼓法深房依名孝時春福丸眞葛初十二才　荒序

同十一日於今出河殿御所　荒序

舞光葛第二　笛景基　大鼓中納言實藤　鉦鼓法深房　一鼓久行　春福丸眞葛第二　荒序

同十二月廿日於今出河殿御所　荒序

舞基王今出河殿四方遣　御師光葛祿物鞍置馬一疋大刀長伏輪三衣一色一淡路前司泰房奉宿所被送之　大鼓中納言實藤　鉦鼓法深房　笛有久依御

定始吹之内々也其後大政大臣殿御前ニテ舞之已上三ケ度

寛元二年二月十六日常樂會 寺務法雲院僧正定玄 荒序
舞 第三 春福丸四方纏頭横皮三 笙 第二 近秋横皮 笛 景基同前 大鼓 景貞 鉦鼓 清葛

後深草院御宇

建長元年四月五日開寺龍華會 荒序
舞 第三 光葛四方祿二 笙 廿二才初 政秋祿一 笛 景貞同前 大鼓 第一 景基 鉦鼓 清葛

同五年三月廿九日 醍醐清瀧會 男舞 荒序
舞 第四 光葛祿三 笙 第三 近秋同前 笛 景貞同前 大鼓 眞葛 正鼓 清葛

正元元年九月一日八幡宮寺 撿校宮清法印号善法寺 荒序
舞 第二 光葛纏頭三衣也 笙 第四 近秋衣一 笛 第四 景貞衣一 大鼓 政秋 鉦鼓 清葛 納蘇利 忠茂各衣一 好世

龜山院御宇

文應元年十月廿八日 仁和寺舍利會 荒序
舞 第六 光葛八方纏頭綾衣萠木單衣 笙 第五 景貞一重 笛 第五 景貞一重 大鼓 清葛 鉦鼓 爲清 納蘇利 好繼一重

弘長二年二月十五日常樂會 寺務尊信　荒序

舞 海王丸 四方 朝葛初十六才勲 纏頭横皮三　笙 近秋 第六 横皮一　笛 景貞 第六 同前　大皷 淸葛

同三年三月廿五日東大寺舍利會 東大寺於大佛前行基菩薩舍利會供養勅使下向

舞 海王丸 八方詠詞 朝葛第二 纏頭色々衣　笙 政秋 第二　笛 景貞 第七　大皷 淸葛

文永二年二月十五日常樂會 別當大乘院尊信　荒序

舞 光葛 第七 八方詠詞 横皮三　笙 政秋 第三 横皮一　笛 景貞 第八 横皮一　大皷 仲賢

同四年八月五條内裏舞御覽　荒序

舞 眞葛 第四 八方　笛 景貞　大皷 仲賢　鉦皷 久景

同十一月七日御賀習礼 僧正御前　荒序

舞 若君兵部卿隆親卿息 八方且祿物染物各五給之 大師光葛 小師朝葛　御賀新陵王ハ文永四歳六月廿五日 辛巳 於春日御寶前舞

始奉之、且祿物生衣一領 美麗 光葛給之

同五年正月十三日院御所　荒序 僧正御前

舞若宮八方隆親卿御息御師泊光葛爲御賀所奉授也 笙政秋第四 大皷近秋 鉦皷朝葛 納蘇利若公御師多好繼 笛朝葛 大皷近秋 鉦皷政秋 陵王御師光葛之高名也殊勝ニ奉授之由蒙勅定了

同年閏正月八日禪林寺殿院舞御覽　荒序

舞若公八方 笙四條二位房名 笛花山院中納言長雅仲賢弟子 大皷孝頼 鉦皷光葛 被召御前被賜勅祿櫻重三衣

● 花山院右府入道殿所之若公肩ニ懸之父卿下テ取祿懸自肩一拜其後若公肩ニ懸テ勅祿手ニ入綾手舞之畢同九日公御師光葛於町殿昨日ニ衣懸之東三條院御衣之

同廿五日新院御所一院御幸舞御覽　荒序

舞光葛第八 笛顯成朝臣 大皷範藤 鉦皷朝葛　同廿六日荒序祿被送之奉傳授祿也 吳綿五十兩色々染物十馬一疋鉦鈒一腰衣一具五領單 此外御領一所筑紫吉賀江名

同二月四日春日御寶前　荒序

舞若公八方 笙近秋第七 大皷光葛 鉦皷近氏

同五日若宮御前　荒序

舞若公 八方 笙四條二位房名 大鼓近秋 鉦鼓光葛

文永七年八月十六日　若宮放生會　荒序

舞第五眞葛但光葛老耄之間代官也 八方祿絹二丈五六帖損了 笙第八近秋 絹一疋 笛第十景貞 絹一疋 大鼓光葛 鉦鼓朝葛 納蘇利忠茂 久資 各絹一疋

同九年正月七日　八幡宮修正撿校宮清　荒序

舞第六眞葛纏頭三衣一色々 八方鞍置馬一疋 笙第五政秋 衣馬一疋 笛第十一景貞 同前 大鼓近秋馬一疋 依宿老給之 納蘇利好繼衣一馬 一疋好延衣

同十年二月十五日常樂會別當法雲院實性　荒序

舞第七眞葛 八方 笙第六政秋 笛第十二景貞 大鼓仲賢 納蘇利久資 好世

抑寺家一乘院御退出、今上依御不受々氣無祿而衆徒執(マヽ)中之間同廿日出仕僧綱各裹一領
ツ、被出也、合荒序四樂人答舞各一

後宇多院御宇

建治元年三月廿三日今出河殿御所荒序

舞第三朝葛 祿纒頭木二衣一 八方上野右馬助行宗取之 笙第七政秋 祿二衣 大鼓大納言殿 鉦鼓景秋

同廿八日今出河殿御前 先日朝葛御覽之由傳聞之間依令所望申也 荒序
舞 第八 眞葛祿二衣 八方 笙 三條坊門大助之殿 通顯 笛 第十三 景貞 大鼓 大納言殿 鉦鼓 守保
抑笙御師政秋後日二衣一朱一兩給之
同四月九日今出河殿御所 堂上依仰着糸鞋 荒序
舞 第四 朝葛 四方 笙 第八 政秋 大鼓 常秋 鉦鼓 守保
同二年正月十五日八幡宮御節次 撿校宮淸 荒序
舞 第九 眞葛祿色々衣三 八方單衣一馬一疋 笙 第九 政秋 笛 第十四 景貞 大鼓 近秋
同三年正月廿五日院舞御覽 嵯峨殿壽御臺
舞 第十 眞葛 八方 朝葛荒序可有御覽之由被仰含之處頻申所勞之由間譯之 笙 第十 政秋 笛 第十五 景貞 大鼓 西園寺三位中將殿 鉦鼓 繁貞 壹鼓 朝葛
同四年正月八日八幡宮若宮童舞次 社務行淸 荒序
舞 第十一 眞葛祿衣三色之 笛 第十六 景貞 衣一 笙 第十一 政秋 衣一 大鼓 近秋 納蘇利 久資 好延 各衣一

弘安四年八月十二日八幡宮臨時一切經供養 異國御祈 新院有御幸 荒序
舞 眞葛 八方 第十二 笙 政秋 第十二 笛 景貞 第十七 大鼓 近秋

同七年四月四日八幡宮臨時一切經供養 異國御祈新院有御幸導師西大寺上人 荒序
舞 朝葛 第五 八方破二反 異說等舞之 笙 政秋 第十三 笛 景政初 卅六才 大鼓 眞葛
抑笛吹當日上手二人景延有好闇兩人吹之、但入破初反第一拍子以後吹損了然而舞合畢、
即自半帖吹直了

同八年四月五日闘寺龍花會 荒序
舞 朝葛 祿 第六 八方破二反 笙 景秋初 卅八才 祿一 笛 景政 第二 祿一 大鼓 政秋

同年七月廿一日延暦寺講堂供養 樂頭 久資 左師 右師 久資而童舞眞葛
舞 宗珠丸四方但如形以三帖舞八反畢依卒尒之 眞葛雖敎之後難可難遁之間當座ニ朝葛同時ニ不許者不可叶之由辭申間、衆徒懇可許之由被命申之間、即鐘樓下ニ具行ニ、以三帖八反ニ舞合スル樣敎訓畢
笙 景秋 第二 笛 景政 第三 大鼓 政秋 一鼓 朝葛 納蘇利 八㐱條法師 本マヽ、

同廿九日於法勝寺常行堂被童舞　叡覽荒序
舞宗珠丸八方　眞葛敎之有勅祿衣一領左衛門督公衡取之　笙景秋　第三笛景政　第四大鼓政秋
同九年三月五日西園寺殿舞御覽本院新院女院有御幸　荒序
舞第十三眞葛八方　但六帖ヲ舞落之間樂餘リ賜勅祿三衣紅梅　笙第四景秋二衣　笛第五景政二衣　大鼓朝葛　依勅定打之八方說ヲ打　納蘓利久忠久氏各二衣給之
同十年四月五日闘寺龍花會　荒序
舞第十四眞葛祿二　笙第十四政秋祿一　笛第六景政祿一　大鼓常秋　納蘓利各祿一
伏見院御宇
正應元年二月十五日常樂會別當大乘院慈信今月十八日辞退三月八日御昇任　荒序
舞第十五眞葛髮取手裝束八方祿二反新調也横皮三　笙第十五政秋横皮一　笛第七景政同　大鼓朝葛依衆儀也　納蘓利久忠久氏　各横皮一
永仁二年七月十六日於今出川殿御所　荒序
舞第七朝葛八方八反說破二反髮取手勅祿手祿生衣一領美前右大將給之　大鼓別當殿公顯　鉦鼓侍出羽左衛門大鼓鉦鼓皆々朝葛笙相傳乎
後二條院御宇
德治元年二月十五日常樂會別當大乘院尋覺　荒序

舞 第八 朝葛八方破二反日揺手大巻轉三度於 髪取手長說被召寺務之御前賜横皮之此外次第ニ二給之 笛 秀賢横皮一 依衆儀吹之 大鼓 季貞轉大鼓 打損了 鉦鼓 貞家 散々打了

納蘇利 久忠一人 才政所横皮給之

花園院御宇

延慶三年二月十六日常樂會 別當大乘院尋覺 荒序

舞 第九 朝葛八方破一反大膝巻初段桴返手 蜻蛉返手髪取手三度横皮三給之 笙 脩秋 横皮 初卅三才 笛 景光 横皮 初卅八才 大鼓 季貞 納蘇利 忠有久世

正和二年正月三日八幡宮修正 荒序

舞 第十 朝葛八方破一反 祿三衣色々 笙 撿挍堯淸庄藉樓門東 腋師脩秋色衣一 笛 第二 景光 色衣一 大鼓 賴秋

同四年二月三日春宮御所御㠶內 荒序

舞 第十一 朝葛 八方破二反 笛 御師㝡房 春宮御所作 大鼓 源少將具行朝臣

同年三月十三日北山殿舞御覽 法皇新院女院 有御幸 荒序

舞 第十二 朝葛 八方破二反 笙 脩秋 第二度 笛 景光 第三度 大鼓 孝重 一鼓 久經 鉦鼓 久成 納蘇利 久政 久春 但久政一人可舞之由被仰下處久春頻望申間二人舞了

同五年二月十六日常樂會別當實聰西南院　荒序

舞朝葛第十三 四方破一反 笙兼秋 初卅才 横皮一 笛景光 横皮一 第四度 大鼓季賢

文保二年二月十五日常樂會別當大乘院良覺　荒序

舞初 季貞依衆議以朝葛和談之儀舞之 八方但不分明相傳與之間舞不相似 笙脩秋 第三度 笛景光 第五度 大鼓兼秋

後醍醐院御宇

元亨三年二月十五日常樂會別當大乘院覺勢（〇尊ノ誤）　荒序

舞 葛榮十三才之 平余丸横皮七後日被下之 八方破一反此內笙笛各一 笙脩秋 第四度 笛景光 第六度 大鼓季貞

同年十月一日旬節會　荒序

舞朝葛第十四 八方破一反 笙兼秋 第二度 笛景光 第七度 大鼓季貞

同四年二月廿一日北山殿舞御覽自十九日行幸　荒序

舞八方 第十五 朝葛蒙勸賞以件賞葛榮讓 任兵衛尉早廿余人令超越了 笙兼秋 第三度 笛景光 第八度 大鼓季貞 鉦鼓久成

同年五月三日内裏舞御覽　荒序

舞 第十六 朝葛 八方　笛 後嵯峨院御所作　笙 兼秋 第四度　大鼓 景光　鉦鼓 朝榮　一鼓 龍秋

同年十月一日内裏旬節會　荒序

舞 第十七 朝葛 八方破一反　笙 兼秋 第五度　笛 景光 第九度　大鼓 季眞

嘉暦二年十月廿六日法勝寺大乘會舞御覽 自廿五日 行幸　荒序

舞 第十八 朝葛 八方破一反 同十一月十日任將監之 勸賞讓件賞朝榮　笙 脩秋 第五度　笛 景光 第十度　大鼓 兼秋 異說打之　鉦鼓 眞仲 散々打之

元德元年四月廿三日吉塔供養　荒序

舞 季眞 第二 八方　笙 兼秋 第六度　笛 景朝 初　大鼓 光榮

同年十一月廿六日法勝寺大乘會舞御覽　荒序

舞 第三 季眞 八方破一反　笙 脩秋 第六度　笛 景朝 第二度　大鼓 兼秋　納蘇利 忠有 久春

元弘元年三月六日北山殿舞御覽 自四日 行幸　荒序

舞土御門中將原顯家 八方破二反轉三度詠詞 勅祿十二單二條關白殿被下之依爲御師、葛榮參テ給之、左肩ニ係テ退ニ拜早、取次眞仲、近榮衆葛 笛後醍醐院御所作御師景光器何亭云々 笙源中納言具行御師兼秋 大皷菊第前右大臣家兼季于時樂所御奉行 正皷孝重朝臣 一皷季眞

同三年十月一日旬節會　荒序

舞第四季眞 笙脩秋第七度 笛景光第十一度 大皷光榮 鉦皷眞仲 一皷葛榮 納蘇利忠有久春

建武元年四月二日或曰一日依雨延引 內裏旬節會　荒序

舞第五季眞八方破二切 笙龍秋四十四才器太子丸 笛景光第十二度 大皷光榮 鉦皷眞仲

同年九月廿三日八幡宮護國寺供養自廿一日行幸 荒序

舞第六季眞八方破一反 笙脩秋第八度 笛景光第十三度 大皷光榮 鉦皷葛榮

光明院持明院康永三年三月七日樂所御奉行竹內殿內々龍秋被召荒序可仕之由被仰下仍吹之　荒序　笙許龍秋葛榮祗候但舞無之

同四年八月廿九日天龍寺供養翼日晦日 御幸 荒序

舞 朝榮異說 八方破二反 笙 龍秋 第二度 笛 景朝 第三度 大鼓 景茂但序与破間乱序之 大鼓ニ打出雖然ヤカテ打止早 壹鼓 葛榮 鉦鼓 季秋關東樂人 龍秋弟子養子 納蘇利 久俊 忠春

貞和四年六月廿五日仙洞舞御覽 御幸 新御所 荒序

舞 後葛十一才 喜久命丸初度 八方破一反 勅祿被御衣重被懸之又後日ニ自師殿御馬一疋鹿毛被下之（マヽ） 笙 信秋 初卅一才 器太子丸 笛 景茂初 五十七才 大鼓 成秋 鉦鼓 景繼

同年七月七日八幡宮依葛榮私宿願於宝前荒序

舞 俊葛 喜久命丸第二 八方破二反 笙 無之 笛 景朝 第四度 大鼓 葛榮

新院御字

同六年二月十六日常樂會 別當大乘院 荒序

舞 葛榮 第二 八方破二反 笙 惟秋 初卅一才 笛 景朝 第五度 大鼓 朝榮 正鼓 近則 一鼓 則重 納蘇利 久成 久俊

同二月廿五日 將軍家天神講 荒序

舞 葛榮第三 八方破一反 笙 龍秋 第三度 笛 景朝 第六度 大鼓 景茂 一鼓 信秋 鉦鼓 則秋 納蘇利 久俊 久仲

後光嚴院御宇
延文二年三月廿五日夜於禁裏內々有御樂事畢、面々退出之處信秋一人暫可祗候之由被仰下、仍祗候之處ニ荒序未被聞食可奏之旨被仰下、參記祿所落板敷荒序破一反奏之畢、笛太子丸器物相應殊勝之由預御感早、堂上園前宰相殿一人御祗候、于時寅尅也、其後退出了

貞治三年三月廿六日禁裏舞御覽　荒序
第四　舞葛榮八方破二反　笙信秋器物太子丸第二度　笛景茂第二度　大鼓景繼　一鼓久俊　鉦鼓俊葛

同六年七月一日於八幡宮武家御願所作之人自禁裏御點也　荒序
第五　舞葛榮八方破二反　笙信秋太子丸第三度　笛景茂第三度　大鼓景繼　一鼓俊葛　鉦鼓近榮

後圓融院御宇
永和元年四月十五日常樂會寺務法雲院實遍　荒序
第三　舞俊葛八方破二反囀三度　笙惟秋第三度　笛景繼五十三才初度　大鼓重葛

康曆元年六月十八日禁裏舞御覽　荒序
第四　舞俊葛八方破二反　笙英秋卅三歲初度器達智門　笛景繼第三度　大鼓景永　鉦鼓彥秋

永德元年三月十二日於將軍家舞御覽　成行幸　荒序

第五
舞俊葛　八方破二反囀三度　笙英秋 達智門 初度　笛景丸 アサ丸卅才 初度　大皷景繼 第三度　囀之大皷不打之則打出嗔序大皷之間面々囀三度之由申間打止之

後小松院御宇
嘉慶二年六月一日春日臨時祭舞童　荒序
舞春藤丸　八方破二反　笙國秋 器三郎 初度　笛景繼 第三度　大皷俊葛　鉦皷正葛　一皷重葛　納蘇利新藤丸 春藤丸

明德三年八月廿八日相國寺供養 室町殿御願也 荒序
第六
舞俊葛　八方破二反　蒙勸賞於件賞 正葛讓任從五位下　笙景秋廿四歲 器太子丸 初度　蒙勸賞 敍從五位下　笛景繼第四度 器平礼近來出來云々 蒙勸賞件賞讓景秀敍從五位下　大皷定
秋　鉦皷正葛　納蘇利忠興 忠俊
抑勸賞事舞ニ雖有其例笙笛勸賞其例不分明、當時眉目之至難筆端盡者也、景秀正葛二人榮音康俊令超越了、量秋榮音康俊朝春氏秋令超越了、
應永元年也
同五年三月十五日常樂會 寺務惣林院長懷 荒序

舞 初度 正葛 卅一才 髮取手蹄廻トモスリ 四方破二反大膝卷一段等横皮五被懸之 笙 太子丸 量秋第二度 横横皮一懸之 笛 景秀初度 横皮一被懸之 大鼓 景繼 鉦鼓 定秋 一鼓 俊葛

納蘓利 忠與 横皮一 雖爲一者役、久景故障之間、忠與舞之、二者也、

今度常樂會將軍家爲御見物被執行之、荒序所作人自室町殿御點也、國秋訴訟申云、當寺大曲所作當流之外他人所作無之、今度可奏之由申云々、太以無謂、則去正和五年常樂會兼秋令所作了、其後又去觀應元年常樂會荒序有之、于時寺務大乘院殿龍秋信秋親子共既所作了、惟秋未被所作之由歎申可免懃之由被仰下之間、親子共既所作之上者無所存由申間御感被下御教書、彼御教書有此家、仍惟秋初令所作、又去永和元年常樂會荒序有之、惟秋衆徒ヲ相語一獻ノ致沙汰、不及是非沙汰無理所望之間、不及是非、此段申上之間、尤有其謂、仍量秋被仰下条眉目至也、兼秋以後當流龍秋信秋英秋三代常樂會荒序無所作、今度令御所作条尤以珍重事也、室町殿御意之至而目之至無極者也

應永二年六月十八日於禁裏舞御覽 室町殿御參內 有申御沙汰 荒序

舞 第七度 俊葛 八方破二反 勅祿室町殿被懸之 笙 初度 定秋 器達智門量秋 當病之間以代官之儀令所作 笛 景繼 第五度 大鼓 藤秋 鉦鼓 景秀 納蘓利 久乙

抑今日荒序所作、量秋爲當病不及出仕、定秋氏秋爲御不審ノ自不及出仕也、然者他流國秋令所作歟之由存處、當日傳奏以日野大納言殿資教代官一人可進上之由被仰下、仍賴定進上承之、今日舞御覽大曲荒序必定令出仕者所作之事雖不可有異儀、當病之上者無力次第也、當流殊更被思食間、當流所作事以代官之儀可斗申由被仰出、眉目之至難盡筆端、御返事於當流者、定秋氏秋兩人之外大曲相傳輩無之候、彼等者御不乏〔〇審ノ誤〕之物候、御免候而可被仰付候歟之由申上、神妙被思食、兩人之內又可斗申之由被仰、宿老之事候之間定秋可被仰付之由同申上、仍被仰付、器達智門被出、量秋カ所作ヽ被思召之由種々被仰下、眉目至無極者也

同六年三月十一日興福寺供養有荒序

舞第八度倭葛蒙勸賞任正五位下 八方破二反一者眞村超越一者超越事初例歟 笛第二度定秋蒙勸賞後日御沙汰任從五位上、器達智門一者國秋超越同初例歟

笛初度景房蒙勸賞後日兄國秋超越同初例歟 大鼓藤秋 鉦鼓景秀 納蘓利忠興

同七年九月廿八日八幡宮武家御願　荒序

舞 第九度 三度 俊葛　笙 定秋 器大唐　笛 景繼 第六度　大鼓 正葛　正鼓 氏秋

同十年九月廿八日於八幡宮有荒序 武家御願

舞 第十度 俊葛 八方破二反　笙 定秋 四度　笛 景繼 第七度　大鼓 正葛　鉦鼓 氏秋

同十六年十一月廿一日於八幡宮有荒序 武家御願義持御代初

舞 二度 正葛 八方破二反　笙 定秋 五度　笛 景秀 二度　大鼓 氏秋　鉦鼓 幸秋

同廿四年七月廿八日於 有行幸并將軍家御院參 仙洞舞御覽 新造御所也 荒序

舞 三度 正葛 八方破二反　笙 幸秋 初度 卅五才 器太子丸　笛 景親 初度四十才 器アサ丸　大鼓 氏秋　鉦鼓 忠葛　一鼓 蔭秋　納蘇利 忠興 久乙 勅祿有之 師中

勅祿三條大納言家被懸之

納言家洞院

中納言家 被懸之

抑今度大曲所作事宿老上首雖有數輩、就家嫡被仰幸秋之由兼日以傳奏 廣橋大納言家兼宣

自仙洞被申將軍家之間任理運宜爲聖斷之上者御意得、由被申遂其節畢、道之冥加家之眉

目何事加之哉、可悦可仰矣

同廿六年九月十二日於北野宮武家御願荒序有之

舞第四度正葛 第二度笙幸秋 第二度景親 笙器太子丸 笛器アサ丸 大鼓氏秋 鉦鼓藤葛 一鼓藤秋

今度大曲所作事、上首人々再三雖有所望、嫡流不可有豫儀上者、可爲景親幸秋、向後縱雖有不慮之指合、各可計申代官者也、曾庶流不可致競望之由將軍家被仰出訖、正儀之御沙汰爲道爲家面目不可過之、珎重〻〻、且此段自仙洞叶正理之条目出之由、以勅書被申之間、彼御返事正文幷仙洞御奉書被副下畢、公武時議之忝存之、子孫重寶納箱底者也、彼兩道安寫遣景親方訖。

狛氏　宿禰　左舞相傳

滋井因叶　高麗國人也

好行　大宰府廳　爲舞師首

葛古

衆古　雅樂允

衆行　雅樂師此時　始被置興福寺

斯高

眞高　雅樂屬

眞行　左近府生

斯行

寬治二正十九爲行幸出仕　假任左近將監了　永承三三一死八十九才　一者卅五年

大友信正弟子四人狛光葛尾張助行　大友成道平邦富重等之

光高　始入樂所將監　或說云非高麗人　說本小野氏也依　住山城國狛則爲　姓爲大友信昌弟子　始習舞云々

則高　一者卅一年　將監　承保三三　九死七十八才

光重　鍋子吹田判官

光季　一者卅八年　左近將監　從五位下　天永三十廿二　死八十八　承曆元十二　十八法勝寺　金堂供養　日蒙勸賞　叙榮爵

光貞　左近府生　實外孫　女子之宇治　網代目代　內舍人子云々　理宮長者　酒浪友忠　子也

光時　一者廿二年　從五位下始作　舞譜平治元五　四死七十三才

光近　一者廿三年　從五位下　壽永元四廿九死　六十五才

光朝　實多忠節子　兵庫允左將曹　治承元三五死廿五

文永六十二廿四
死六十三才
將監
光繼

光葛 將監六嫡
建治元五廿四
死六十六

朝葛 一者卅八年
正五上周防守元弘三三
九死八十五才本名近葛

朝季 右兵衛尉
弘安九年十二十七切舍弟
朝近警逐電了是以
朝近欲立嫡子之故也

光量

則安 兵衛尉
久安六六十四於南都
出家法名寂禪

光好 少忠於鎮西丸

光重 一者二年
從五位下將監
光時孫光忠男也

光宗 右兵衛尉
貞永元三
二死五十
六才

光氏

光經 左兵衛尉
弘安七四
廿七死七十
五

光景 府生
實外孫也僧惠繼法子（マヽ）東大寺子云々

實光近弟僧子云々

光兼 左近府生
一者廿八年

光眞 從五位下實外孫
壽禎（マヽ）三十二廿五
出家仁治元七十一
死七十六實興福寺
五師聖順子也

近眞 一者二年
從上實光眞
弟也始作荒
序譜仁治
三正廿五死
六十六才

光方 左近將曹

光綱 左近府生

天福元年依將軍仰養之
猶子實中原景康子
光氏
從下將監

關東
光上
兵衛尉

關東
康上

時葛
光葛猶子
篳篥相傳從下
實近時子永仁
六三七死七十二

左兵衛尉
行葛
改名行朝

兵衛尉
朝眞
元亨三三
廿四死廿
五

少志關東
時眞

關東
眞興

關東
榮音

興秋

從下
眞葛
正广元五廿死
五十七

左兵衛尉
敏眞
弘安元三廿三醍醐禊會時

左兵衛尉正安二十五死
久繁
廿五爲盜人

少志
朝近
爲兄朝季被切譬之間
停止樂所交衆了

少志養子
朝高
正應二十廿二死八才

右兵衛尉猶子
光興
正广五三十九死十七才
一者九年猶子

光榮
從下筑前守
觀广二十一廿七死六十八
一者十五年猶子

朝榮
從上周防守
貞治五七十二死七十一

朝忠

左兵衛尉猶子
朝光
一者九年六嫡

葛榮
從上豐後守
永和元八十五死六十六

從上一者一年
近榮
出樂所

近俊

左兵衛尉
衆榮

左近將監
衆葛
延文三出樂所

衆重

衆則

猶子
朝春
出樂所出家

猶子
朝房

被討了廿五爲武藏房云々武藏房同被討云々

至德二六十八
他界七十三

猶子實康
榮子
近元

一者十一年
季眞
正下壹岐守
康永元六廿二
死七十七

左近將監
眞仲
建武元十一十三死

一者
眞村

俊葛
正葛
藤葛
豐葛
季葛

少志猶子
宣葛
出樂所
元葛
葛躬
忠葛

從下將監
重葛
明德三八廿死四十九
少志
邦葛
英葛
氏葛

重繼猶子
重俊

少志出樂所出家
貞葛
永和二壬七廿一死廿八

葛房

一者十七年
光則
保延二正十三
死六十八

府生
則友

則助

光助

光守

友光

光行

光茂

光康

光政

府生
行貞
久安六三六
死七十五

府生
光行

將曹
清光
建保四二八死
七十六

將曹
光成
正嘉二十二
十四死九十才

府生
貞光
定イ

雅樂屬
利光
嘉禎三死
八十三

將曹
光保
建治三六
廿一死九十才

將曹
保氏
正广元十廿一
死六十

左近將曹
光家
文永七九廿六死七十六才

府生住關東
守光

將監以成功任云〻
春光
改泰光

光直

少志
光忠
文永十一四四死

府生
光仲
建長六九八
出家

好光

府生將曹
近成
嘉元元十一九
死九十

近有

康繼

成經

- 少志 繁成 德治元五四死 四十五
  - 將監季眞猶子 眞茂 改近季 貞治六九死八十一才
    - 左兵衛尉 眞清 建武五四廿二死
    - 重茂 — 猶子 眞右
    - 近則 — 葛則
      - 近重
        - 近經
        - 近定
- 康成 — 康家
- 少志 近光 元亨三七廿七死 四十一 — 近仲
- 白河院北面祗候 則季 兵衛尉 承保三二條内裏臨時舞樂日依秦王賞任云々
  - 行季
    - 行元 — 季久
    - 府生將曹 季時 篳篥相傳
      - 府生 季永 長イ
        - 府生 時永 改安時
        - 將監任關東 時光 以成功任相模掾守
          - 任將監 改姓藤原 貞光
- 眞直
  - 右兵衛尉 朝光 朝葛猶子
    - 左兵衛尉 朝則 時則猶子
- 近政
- 朝直

將監
高季
康和二十死

一者八年
行高
太神惟季爲
聟傳笛保安
元七十九死五十八

一者
季貞
將監康治元四
十五死七十六

國高

康高

保孝

時貞
任關東

改姓藤原
祐光
任將監

府生
季貞
承久二三十六死

將監
行則
笛相傳

將曹
行時
安元二十死
七十二

一者十六年
則近
從下
笛相傳建久九
四廿四死六十六

府生
行近

經高

近俊

任關東
高近

同
季近

季貞

近家

家則

一者九年
則房
從下將監
承元三九四
死五十八

一者三年
定近
從下將監
仁治元十八
死六十五

嫡子
行光
右近府生雅樂屬
笛相傳爲樂人
仁平二八十四出家
同九二死六十一

府生雅樂屬
光久

行正

府生
光弘

雅樂屬
有時

嫡子實有時子
有光

右兵衛尉
有信

少志
有久

將監
有好
弘安十二十七死
五十

兵衛尉
有雄
永仁二二逐電了
康房依致害也

少志
有躬
同時逐電

府世
有世
同逐電

重近
季高
兼高

將監
有康
嫡子實沂康子
依溫病出家但
後蘇生リ

少志
有脩
正中二三廿三死
廿一

有重
改名康葛

近俊
改名康俊
則有

康宗

一者八ヶ月
宗近
將監實
外孫仁治
三八廿四死六
十三

一者十六年
近保
正下狛氏初例
永仁元七十六
未尅死
八十

康朝
文保元三九死

近直

將監
康繼
正中元九十七
死五十三

校云、底本ハ近房及その子孫の分なし°今[イ]ニ載スルモノヲ一八四一頁ノ餘白ニ掲グ

- [イ]〔近房〕
- 府生 近能
- 兵衛尉 康房 永仁二二四爲有躬有雄等被殺害了廿五
  - 將監 康眞 建武五四十七死
    - 左兵衛尉 康基
    - 康行
    - 康榮
      - 康則
- 有康 有好猶子
- 右兵衛尉 則定
  - 將監 定氏 弘安三六十二死四十二
    - 兵衛尉 行氏 文永五十廿一死廿六
      - 將監 定重
        - 從下 行重 貞和四五廿一死
          - 重繼
          - 重俊 猶子實葛榮三男
        - 少志 重氏 康永二死
          - 氏房
    - 右兵衛尉 定繼 正广四五廿六死
      - 兵衛尉本定房 定朝 延慶元六七死
  - 兵衛尉 則氏 弘安元九廿七死四十八
    - 從下 行政
      - 從下 行繼 延文四出樂所止交衆了
        - 將監 行忠 出樂所止交衣（マヽ）了
          - 少志 行俊 同上
        - 兵衛尉 行葛 嘉元二七出家
        - 行則
    - 將監 時則 德治元十二廿一死四十六才
      - 少志 朝時

○近房 不アリ

近氏 猶子
近世 嘉禎三死去

則氏 猶子 實則定男
近忠 嫡子
以下則葛ヘ續ク

則葛
則世 府生

則重 一者七年
則榮 改重家

重房 右兵衛尉 延文五三十一死
則俊

則景
則宗

行職

多氏

朝臣右舞相傳之神樂同傳之
祖神神武天皇第二御子八井耳命綏靖天皇兄

飲鹿 權中納言 — 入鹿 正五位下右大辨宰相 — 藤野麿 明經道

此時始傳歌舞兩道左右向奉行之

自然麿 一者三十九年 外從五位下將監 甲斐守上總介 仁和二死

春野 一者廿年 外從下將監 延喜五死

良常 一者卅七年 右近將監 天暦四死 或本五位

右野

脩文 一者十三年 外從下將監 天暦四死

脩正 一者十四年 外從下 康保三死

公用 一者廿年 左右分別度 傳左舞曲於狛光高 寛和二死 伯耆介外從五位下

公高 一者二年

武文 右將監 一者四年 寛仁四死

武好 玄蕃允

好用 一者卅年 茂イ 兵衛尉外從下 長和四死

好實

政方 一者廿六年 周防守 長久元一十六 始賜朝臣字 去九九禁裏炎上時於内侍所御前宮人勤仕賞也 寛德二死

政資 一者卅三年 右近將監 四條宮 胡飲酒御覽賞 承暦元十十六死 七十四

節資 一者七年 右兵衛尉 广德元廿九死七十 — 資國

校云節資の歿年元廿は二十の誤か群書類從本は六とす

イ節資子云々
一者十三年

資忠　右將監康和二　六十六爲山村　正貫被敎害　五十五

資方　早世

節方　右府生　被敎害　胡飲酒被下中院右大臣雅一御説

重方　府生御神樂召人

盛方　宮内小錄（マヽ）

節茂　不任舞人　勸學院學生

一者
忠方　從下保安二二廿九　三條殿行幸納　曾利賞保延元　六十六死五十一　神樂事同近方

一者十七年
近方　將監從下保正五（マヽ）二敍留五十二才去正四　二條堀川行幸貴德賞也神樂曲事　被下堀川院勅説父資忠被敎害之　間此道依斷絶也採桑老天王寺舞　人公貞説傳受之仁平二四廿七出家　同年五四死六十五

將監
一者卅六年
忠節　從五位下仁安三八四　法性寺殿行幸　胡飲酒賞被　敍之文治四出家　七十九建久四九　一死八十四

右將曹
忠光——將曹　景光

左衛門尉
左近將監後任
景節

爲養子
將監中原景康
忠久　任關東　右大將家御時　下向關東建久　九賜星川

時久——藤久

基久

行時

朝景——盛朝

久朝

被敎害
忠成
將監建仁元
二廿三朝覲行
幸胡飲酒賞
被任

忠茂
直任兵衞尉
文永七十廿六叙
從上去十九嵯峨
殺胡飲酒賞
建保六五十六
被下院宣習舞曲
於久行
龜王丸童名

忠世
文永八十一廿五
爲女被敎害
廿九

一者三年
忠有
正下上總介
雅樂頭文保元
四十六八幡御幸宮
人賞也參北面建武
元三廿七死七十九

實忠世子
忠行
左兵衞尉

猶子兵衞尉
忠量
元亨二十二十
被敎害廿七

右府生
成方
將曹
成長

元氏
忠脩
從上大宰少貳
從下忠有八幡
御神事宮人
賞讓

忠名

忠榮
彈正忠
右近將監
忠右
曆广三四三死

一者十四年
忠春
正下康广元
七他界

從下將監
忠幸
至德二十二廿六於
江州被敎害五十四

左兵衞
忠敦
广安九七廿六爲
盜人橫死

忠興

左兵衞
忠繼
爲忠俊被敎害
明德三九十六

忠清

忠名

忠右

一者二年
近久
從下將監爲
崇德院武
者所建暦
元正十一出家
同十十八死

將監
節近
承元四八十四死

上西門院侍
久能

忠久——忠光

一者廿二年
好方
從下二條殿
朝覲行幸
賞建广
元六廿一死
八十二

好久

近助

一者十八年
久行
從上多氏初例
朝覲行幸退
宿德賞七十
才弘長元四十
三死八十一

一者十四年
久資
周防守正下初例
鳥羽院殿朝覲
行幸胡飲酒
賞永仁三八七死
八十二

久繼 少志
嘉禎元死十三

少志
久定 嘉禎元死十三

左兵衞
忠英
出家

忠俊 忠繼令敎害之間
樂所出仕被停止了

忠信

忠國

兵衞尉
忠景
爲久豐被敎害

一者廿二年
久氏
正上對馬守
元弘二九廿七
死九十二

將監任關東

久光
弘安五七五死
四十二才

將監任關東
久敎
出家

一者四年
久經
直任兵衞尉從上
東市正貞和四
二十一死六十九

從上任關東
久方

任關東
久有

一者十七年正上春日御神樂賞嘉元
久忠二十七叙七十二壹岐守永仁六
十一十八正下興福寺供養賞
正和元十二廿二死八十三才午剋

從下
久政
元亨元六廿四死

將監
久綱
正和四十一十五
被敎害卅五

右兵衞尉
久藤
遠向後不上洛

少志
久隆
久俊猶子

從上
久朝
暦応五四二死八十四

久基

兵衞尉
久多
徳治二十一廿八死廿一

兵衞尉
久右
猶子實久綱子

將監
久宗

兵衞尉
久高
正和二十廿一死廿一

正下
久世

少志
久秀

少志
久員

一者十一年
久春
正下肥後守
康永三十二十六
死八十九

一者十三年
久成
正下肥前守
延文五壬四廿
五死七十六

兵衞尉
久脩
建武五八被
打合戰

兵衞尉
久博
延文四六二横死

将監
久茂
乾元元九十三
死卅五

一者十五年
久後
正下越中守
永和元十一死
八十八才

久野
猶子實久景次男

一者四年
好節
從下建保二二十四勸喜詩院
供養胡飲酒賞右一丶五十二
同五五廿一死五十五才

好廣
下向鎮西不上洛

一者廿七年
好氏
從下自广元正廿
高陽院行幸胡
飲酒賞卅五寛
元二十二廿
死五十八

右兵衛尉
好幸
暦仁元十廿五死廿六

少志
好宗
文暦元死十八

從下
好世
建治元二十八
死四十九入水

兵衛尉
好久
弘安五死廿九

少志
久兼

左兵衛尉
久文
元亨元三
六死廿六

将監
久邦
延文五五十六
死卅四

将監
久兼
康暦元三四死

從下
久仲
文和二九廿二死

少志
久種
貞和五一死

少志
久房

少志
久通

右兵衛
久清
暦广元十二十八自周防國
上落時入海死

少志
久夏
暦广四二廿五自北野歸宿
所時於路次被敎害了

一者
久景
立嫡

将監
久彥
康暦元七二死
卅四

少志大光明寺供
久主
養胡飲酒
賞久景
讓之

久家

久野
久後猶子

久武

一者廿年
好繼
從上鳥羽殿行幸
賞弘長二二廿九
叙弘安四十二一死
八十六

將監
好延
弘安九正廿六死

少志
好國
弘安七七七死卅八入水

少志
好利

出家
好勝

少志
久多
广安四五十八死

兵衞尉
久右
康曆二卯十四横死

久豐
忠景依致害樂所被停止了

久乙

久武

久松

大神　朝臣　笛相傳

晴遠

惟遠 此子孫南都西京右舞人別注之

一者是イ
惟季 左近將監爲戸部正近弟子 始習笛寛治八壬三十八死 六十九才

一者十九年
基政 從下將監雅樂大夫實八猶子云々八幡所司子 保延四九一死六十

於道者夕霧ニ傳
一者九年
基賢 將監五位
夕霧 女子笙上手也 中院右大臣家半物

一者四十八年
宗賢 從下將監樂所勾當實者建保猶子云々 三六一出家同十三死七十才

一者九年
景賢 從下左衞門尉 元仁元十二死五十七

一者十四年
景基 從下將監 建長二六三死五十二

將監
景通 猶子實八幡社官子權俗別當大夫季貞子

一者十六年
景貞 從下將監始敍笛(〇留ノ誤) 弘安六十二十三死六十六

一者十四年
景信 從下將監 永仁五二十七死 六十一

將監
景好 文永十壬五廿三死卅五

從下將監
景政 正安四二九死 五十四

一者五十三年
景光 正下雅樂頭安藝守主上荒序御所作賞 文和三十一八死 八十二

少志 景廣 出家
少志 景繼 ― 從上 景資 文和二十一廿一 死七十四 ― 一者 景宗 ― 少志 景有 出家

少 景季 乾元元八廿一死
一者九年 景朝 從上安藝守 貞治二十二十八死 ― 從下將監 景經 ― 一者二年 景房 從四下 安藝守 ― 將監 景廣 ― 明广七十一二死九十二 一者五十一年 從四下因幡守 景康 ― 從五上 安藝守 景益
一者四年 景勝 從四下安藝守 ― 從五上安藝守 景音 ― 從五下 景俊
景春

一者十三年 從四下筑前守 景茂 永和二六十六死 八十五
從四下筑前守 一者廿六年 景繼 ― 從五下 景永 ― 正五下筑前守 一者九年 景親 ― 從五下 景幸 ― 將監 景定
一者十七年 景淸 正五下加賀守 ― 從五上加賀守 景久
少志出家 景賴
從五下 筑前守 景秀 ― 一者四十ヶ日 景藤 從四下 筑前守
景興
彈正忠 景成 貞和四七 廿九死
將監出家 景盛 ― 少志出家 景俊
少志 景式

- 景重　從五下肥前守　一者一年
  - 景音　少志　猶子　貞和五六十六横死
  - 景通
  - 景兼　從四下筑前守
    - 景種　將監
  - 景敦　將監
    - 景藤　少志　出樂所
  - 景春　少志出樂所
  - 景興
- 式賢　右將監　一者十二年
  - 定賢　右將監
    - 氏賢
  - 高賢
- 信賢　左將監
  - 仲賢　從五下
    - 重賢　右兵衛
      - 秀賢　左將監
        - 俊賢　右兵衛
  - 國賢　少志
- 景道　右兵衛尉
- 政式　少志

戸部　笛相傳

遣唐使樂舞祖師 尾張濱主 五位一者 ― 將監 石木正枝 或玉手氏一者 ― 雅樂允 戸部春吉 五位一者 ― 同 春近 一者 ― 將監 吉多 五位一者 笛相傳次第

左近將監 吉多 五位一者
― 延近 本右舞人之猶子 吉多依爲聟爲猶子傳笛曲改本姓玉手爲戸部氏
― 延賴 將監一者
　― 助則 府生 笙吹上手
― 正近 笛一 延近依爲聟爲猶子習笛曲改本姓爲戸部又受吉多說云々
― 正清 一者廿四年 元永廿二死七十一 白河院參北面
― 清延 一說始入樂所 一者十二年 依爲鳥羽院御師參北面 左近府生
　― 清久 左近府生 ― 元清
　― 清兼 左近府生
― 清近 左近府生

左近府生 好親
― 政氏 一者十八年 直兵衛尉 七條殿觀喜院供養師子賞從下雅樂大夫文永五十二十九死七十四
― 政多 一者六年 將監從上 蓮花王院供養師子賞嘉元三十二十八死七十六
― 政躬 從上山門大講堂供養師子賞 從下相國寺供養師子賞 將監興福寺供養師子賞 曆广四六十一死
　― 政材 少志
― 政主 右兵衛尉 貞和四三廿七死
　― 政統
― 政千

—左近將曹
清景——清重——少志
久信……右兵衛尉
政春　文永十八年廿九死
卅七

受清近弟子住吉神主津守長ミ說　猶子實政氏子

安陪　箄篥相傳

季正

季遠　右近府生

季景

季國　左近將曹

季清

行清

季忠　法勝寺供養日入四箄篥　其後以成功任右馬允　住關東

季俊

景國

季茂　將曹　建治三五廿七死七十六

季俊　讓賞云々　茂政尋出何亭　左兵衛尉　元亨元三六死六十三

季氏　左兵衛尉　南方吉野御沙汰云々　將監文治二正廿五死八十一才　〔〇和ノ誤カ〕

季有　將曹　嘉元二八十四死五十六

季光　將曹　嘉曆二七十九死五十二

季長

季景　將曹

季村

季弘　猶子　横死

季英　將曹　應永十八年十二廿九死

季量

季方　將曹

季種　猶子季村舍弟

季長

季重

其ノ聖朝に音樂之傳リ來事者波羅門僧正幷佛哲、上宮大子專弘メ給フこ見へたり。奏樂はしむる事は文武天皇大寶二年正月壬未宴群臣於西閣奏五常樂太平樂之兩曲、推古天皇御奏呉樂但無笙、歟　聖武天皇天平七年五月庚申　奏唐幷新羅樂、仁明天皇御時掃部頭貞敏大戸淸上渡テ唐國傳之、しかりこいへこも被ル雅樂寮定置事者大同嘉祥に樂師渡ル(朱)命テ(朱)昭宣公之其音聲令傳給に呂律之調ノ(朱)微なるここ王子晉かいにしへにも不恥、然來小幡少納言行見、その說をうけて元祖有秋に傳フ(朱)其風骨之工なる事世に獨步せり。しかれは則村上亭御師範に候。康保二年御記云、召雅樂笙師小治田有秋令吹笙ト也、これより既に及十八代爲雅樂嫡家、嗚呼歎哉、雖爲世澆薄、猶此道纔殘リ說々ありこいふここを、されこも人執心をなさす、器量輩なきによつて此時可斷絕事よ、その中興をおもへは堀川院殊にすかせ給て、時元御師範たり、仍諸曲あまねく天下に流布し金說頻に重疊す、道の相承、この時深際なり、それより後漸時代押移リ(朱)もろこしの傳は事遠く人之性氣も次第にかはり侍るにや、家々に譜を勸し、巻味を晴しめむ鏡させり。その記所且勘之に妙音院相國三五要略、北院御室御撰糸管鈔、孝道殘夜抄、孝時撰三五中錄、宣陽殿竹譜大口丸撰與、貞保親王御撰南竹譜、博雅卿撰長竹譜、大神惟季懷中譜

等それ數多也。一々に詞美麗に心幽々として殊勝のものとこもあけていふにたへす。舞道家には狛光眞撰老尼語、同近眞撰教訓抄、同朝葛撰續教訓抄、審口傳深重也、當家には兼秋息毎譜并豐兼抄、又十三帖譜、祖父幸秋撰新鳳秘錄小松院勅名、同宸翰被副此等之相承記ありこいへとも廣博にして中々迷是非、過半所載者、上古之名譽（〇〇譽ノ誤カ）更に當時之人之藝に難及、殊に近年世上忩劇によつて諸記或は燒或は粉（マヽ）失し殘ること稀にして彌家風零落す。予如形亡父之庭訓耳底にとゝまり、先祖之筆跡塵函にのこる、用を取て撰之みれは、及ヮ廿帖、可加名物にあらすといへとも於說々者不可卑下、悉以隨分奧儀なれば名付て體源鈔と云、これ子孫嫡家一人の爲なれば言詞のいやしきをもはゞからす、次第のみたれかはしきをもいとハす、思ひいつるにしたかひ、見いたすにまかせて載之て又愚哥を少々書入侍意趣は政秋撰集に入侍ることあれは執心なきにあらす、其心さしをあらはすはかりなり。中にも佛法のありかたきことを所々に教訓をいたす、これ末世の機をすゝめ、善因をむすはしめむ爲なり。もし樂道に心さしあさからぬ仁ありて、少々披見をゆるされば、そのつから法文の所を拜見有へし、然者善知識にあへるにひとしからむ、しかしなから此抄物の本意只この事をふく

むなり、可貴可憐而已

永正第九暦壬申林鐘中旬撰終畢

正四位下行前筑後守豐原朝臣統秋六十三歳(花押)

代々師子日記當時大方絶侍歟之間前ニ不載雖然爲存子細記之

元永元年十二月十七日最勝寺供養師子在之、小部正清吹之有勸賞任左近將監生年七十着甲ヲ大鼓之前ニ立テ吹之云々大鼓所作不注之

保延二年三月廿三日鳥羽院光明院供養小部清延吹之、無勸賞、從右方樂屋渡テ於鼓許立テ吹之次第如元永是モ太鼓不注不審

同五年十月廿六日成勝寺供養小部清延吹之有勸賞任雅樂允次第同前歟太鼓不注

建久六年三月十二日東大寺供養小部清景吹之無勸賞以有康相傳吹之着甲太鼓ノ面ニ立テ吹之、入時甲ヲヌキテ腰ニ付テ入云々大鼓筑前守有康大鼓面ヲ打云々、或說云尾張包助打之有康ハ拍子ヲ致許云々

建保二年二月十四日七條觀(マヽ)喜壽院供養小部正氏吹之追テ蒙勸賞、任左兵衞少尉、以任吉神宮長盛之相傳、吹之太鼓權神主津守經國打之束帶、長盛孫子ナリ其作法先祖相違法用畢、舞之從入調已前也

先召左樂行事左中將伊時可舞師子之由奉勅仰樂屋、于時政氏自樂屋進出庭中着甲袍㞘引中半

許ニ行立テ甲ヲヌキテ腰ニ付テヱヲシヲ引立テ吹古樂乱聲、其時ニ左師子ヲキテ登舞臺ノ上、四ノ角ヲ拜シテ正面ニ廻立テ拜二度之後止乱聲、古ハコヽニ有詠、次樂吹序破急ノ躰ニテ三切吹之、師子舞終後ニ又着甲樂屋還入畢。度々例皆以相違頗非無不審也

文永三年四月廿七日蓮華王院供養小部政多吹之、蒙勸賞任將監、但舞人樂人等依訴申、無超越之儀云々、上首等モ被付上歟。其作法自樂屋、進出庭中、舞臺ノ右ノハツレノ下ニ立テ、舞臺ニ向テ吹之。但吹トキ甲ヲヌキテ腰ニハサミテ吹之、入時又着甲ヲ入畢。次第大畧如建保。太皷住吉權神主修理亮國助打之

正安二年十二月五日興福寺供養小部政躬吹之蒙勸賞任將監 其作法大畧同前歟、太皷住吉神主國多打之

元德二年三月廿七日山門大講堂供養小部政躬吹之蒙勸賞叙從上五位云々 其次第同前歟。大皷住吉神主國夏打之

明德三年八月廿八日相國寺供養小部政千吹之蒙勸賞叙從下五位 以住吉神主國量之相傳吹之、太皷權神主前大藏少輔國久打之束帶 如先例大皷ノ面ニ立テ打之、笛吹作法大畧同前也、御

前ニ被召勸賞之事仰上卿洞院大納言公定、承テ尻ヲヲロシ拜二度在之、以笛爲笏先規云々、
此時荒序モ在委細注別紙
應永三年九月廿日乙亥山門大講堂供養、師子、戶部政千吹之、其作法大畧如相國寺供養、蒙
勸賞一級從上五位、上卿洞院承テ拜、以下同前如明德大皷住吉羅神主國久打之
畢此後者無之仍不記之、笛者于今住吉有相傳畢

南無妙法蓮華經

體源抄解題

凡そ本邦古來の雅樂について集大成したる書としては先づ鎌倉時代にての狛近眞の教訓抄を首とすべく、次いで、近眞の孫朝葛の續教訓抄あり。室町時代にては、今說かむとする所の體源抄あり。江戶時代にては安倍季尙の樂家錄あり。體源抄の名は豐原の文字に基づいてつくりたるものといふ。樂家錄には豐原骨水抄と稱するが故に名づくといへり。されど、骨水の義熟字なりとも思はれず。これは恐らくは「東大寺」の名香を「蘭奢待」といへる如く、當時流行せし一種の謎にして「豐原」の二字をここにかくしたるに止まるものならむ。この書は十三卷ありて、一、二の本末、三の本末、四、五、六、七、八の本末、九、十の上中下、十一の本末、十二の本末、十三の如くに分ちてすべて二十册とせり。

本書は豐原統秋の著にして、永正八年の頃より着手したりと見ゆるが、同九年六月中旬にこれを撰し了れる由は卷末の語にて知られたり。豐原氏は新撰姓氏錄を見れば、高麗國人の末なると新羅國人の末なるとあり。されど、家の傳へには天武天皇の皇子大津皇子の後にして、皇子の孫公連はじめて豐原の氏を賜はれるなりといふ。公連の曾孫有秋笙をよくして村上天皇の師範たりしより後、世々笙の名家として子孫永く其業を繼げり。本書に引く所の天曆御記には康保二年五月卅日に雅樂笙師丸部利茂、小治田有秋を召して笙を吹かしむと見ゆ。この有秋は恐らくは豐原氏の笙の祖といふ所の有秋ならむか。果して然らば、この豐原氏は

もと小治田氏にして蘇我氏の末ならむ。有秋より十七世にして治秋あり。豐原氏の正嫡として、後小松天皇より荒序、入調等の秘曲を御傳へあらせらる。統秋はその治秋の子にして、寳德二年に生れたり。文明十二年に筑後守に任じ從五位下に叙せられ、長享二年には從五位上に、明應四年には正五位下に、永正三年には從四位下に叙せられたるが、この書を撰せし永正九年には既に正四位下に叙せられてありき。かくて永正十五年には雅樂頭に任ぜられ、同十六年に正四位上に叙せられ、大永四年八月廿日に卒す。享年七十五。統秋は後柏原天皇の御師範として鳳笙を授け奉れるをはじめ、關白二條師尹、太政大臣花山院政長、其の他公武の貴紳に師と仰がれ、當時第一の伶人として一世に重きをなししのみならず、本書の如き大著あるによりて樂道の歷史上忘るべからざる人物となれり。この人はなほ外に大深鈔といへる二十五卷の樂書を撰せりといふ。この書は存否を知らねば今批評するを得ず。統秋は又和歌をよくし、三條西實隆に學んで、その高弟たり。その家集を松下鈔といふとぞ。これもその存否を知らず。然れども本書にその詠を載するもの少からざるなり。

本書はそのはじめにいへる如く當時應仁の亂によりて、天下は未曾有の混亂を呈し、古來の文物泥土に委するに到り、先王の雅樂も亦殆ど亡ひなむとし、己が、累世の樂道も亦將來如何にあらむかと思ふるあまり、それら樂道の事實を記錄して子孫の爲にこれを傳へむと企てたるものなり。この故はそのはじめの部はその家の業たる笙の事を載せたれど、後には雅樂に關する事は得るに從ひ、細大を論せず、重複を厭はず、

ひたすらこれを網羅せむとし、加之、樂道以外の事にても子孫の心得とならむと思はるることは何事にまれ、書き加へて後裔に知らしめむとせり。この故に本書は一種の隨筆の如きさまを呈し、叙次頗る亂雜にして重複も亦少からず。されば、本書はもとより淸撰の書と目すべきものにあらねども、當時の樂道の如何を後世に傳へたる功の大なるのみならず、本書によりて傳へられたる樂道の古佚書も亦少からざるものにして、若し、本書なくば、今日に至りて知られずなりたりけむ事實はた文献少からざるべく、本邦の樂道の史料として甚だ重要なるものたることは言ふを俟たざるなり。一例をいはば、巻九に載する絲管要抄の右舞作法の如き他には恐らくは傳ふるところなからむ。本書はただ雅樂の上のみにあらずして、汎く音樂歌謠の上に於いても傳ふる所少からず。神樂注秘抄催馬樂注秘抄の全文を載すること（これは今の梁塵愚案抄の原文なるべく、今本と照して異同を研究するに得る所少からず）又風俗の如き「コヤナギ」等の如き、いづれも本書によりてはじめて傳へられたるものなきにあらず。ことに風俗のうちの「伊與湯桁」の歌三首、その次にある六首の俗謠等は歌謠の史料としてもめづらしきものなるが、今一々それらを說く遑を有せず。

かくて本書は子孫に遺訓を垂るるを目的とするものなれば、事にふれて敎養となるべき事項、即ち神道の事、佛法の事、敎訓の事、軍陣の事、文藝の事、筆道の事等を到る處に載せたり。これらの事亦今日に於いては有益なる研究資料となるべきものあり。敎訓としては十訓抄の文を引くこと少からず、文藝にては古今著聞集を引くこと亦少からず、これらは今本に照して、古本の姿を推する料とするに足る。巻十二本に引く

辨内侍日記の如きは引く所多からざれど、今の傳本の缺を補ふべき點あり。卷十二末には本朝書籍目錄の抄出あり、卷十一上には青蓮院法親王の筆道の書の全文を載せたるが、今傳ふる入木抄これに同じといへども今本の誤脫を訂正すべき貴重なる文献なり。又神道につきては石淸水八幡宮に關すること多く、宮寺恒例事、放生會、式、服忌の事などを委しく記せるが、これは恐らくは他に所傳なきものにして神道史の上に一の資料となるべきものならむ。佛法につきては每册の末に南無妙法蓮華經と記せる如く、著者は熱心なる日蓮宗の信者なれば、到る所にその教を說き、日蓮上人の遺文を引くこと頗る多く、それらの遺文の研究資料の一端としても本書は利用せらるべき資格を有す。その他和漢の故事、古今の詩歌連歌等を載すること頗る多きが、これらも亦當時の文藝思潮を研究せむものには一の資料たりといふべし。著者のすさびに出でたる歌はもとより、種々の散文たとへば、卷三の虫之記、卷八の石菖之記の如きは當時として珍らしきものにしてこれも亦文學史料の一として見らるべし。且つ又所々に當時の世態を記せるによりて應仁大亂時代の世情をも推察しうべし。要するに、本書は音樂史の資料として貴重なるのみならず、汎く文献の研究、國史の研究の上にも多くの資料を供給するものといふべく、著者が、上述の如く混亂せる世に生れあひながら、忠實なる態度を以て、本書をあらはし、以て後世に貴重なる研究資料を傳へたるは深く感謝せざるべからざるものなり。

　本書は古來寫し傳へたるのみにして刊行せらるるは今回を以てはじめとす。樂書目錄類纂に引く所の寬文

二年の書寫の本の安倍季尙の跋に「此正本ノ自筆禁裏御藏ニ雖有之万治四年辛丑曆正月五日內裏炎上ニ火失」とあれば、本書の原本は今は世になき所なりとす。而して類纂に引く所の安倍季尙の本は十九册の抄本にして完本にあらざることはその跋にいふ所にて明かなり。今底本とする所はもと狩野亨吉氏の藏にして東北帝國大學に存する二十册の完本にして、安倍季尙が樂道に關係なしとして除きたる神道、佛法、軍法、和歌等のことすべて省くことなく載せたれば、著者の原本の有のまゝを傳へたりと思はるるものなり。この本には狩野氏圖書記といふ印の外に「華山圖書」の方印あり。料紙は斐紙と思はれ、書寫は一筆にあらざれど、概して善寫といふべきものにして江戶時代の初期を下らざる書寫なるべく、萬治の火災にかからざる以前の本の轉寫なるべく思はる。この本にももとより誤脫と思はるる點少からざれば、完全の本といふを得ず。かくて芝葛盛氏の藏本を轉寫せる本を以て照挍せるに、芝氏本は底本よりは後の書寫とおぼしけれど、この二本はそのもと共通の本によりて寫せるものなること著し。これはたとへば、卷十一上の「御遊作法」の和琴の下に「不見（虫クイ）」とあることとの一致などにて考へうべきが、ことに著しきは、卷八本の終に近く「準」の部の頭書に「自是十一枚、此トヲリ虫クイ」と記せること、及び、その次々の缺字の部分の二本一致せることとなり。されば、二本の基づく所は一なりといふべきものなるに、芝本はその「虫クヒ」の位置、紙每に多少づつかはり、その所在の紙數は十四枚にわたりて頭書の十一枚といへるに合せず。然るに東北大學本はその虫くひとする部分はすべて紙の折目より第一行の頭部に在り、表裏略對稱となり、しかもまさしく十一枚にわ

たれり。これを以て見れば、東北大學本は原本の影寫にはあらざることは明かにはあれど、大躰の姿をば、略傳へしものと想像せらる。然れば、原本の燒失せし今日に於いては、この底本が比較的によく原本の姿を傳へしものならむ。

昭和八年四月十七日　　山田孝雄

體源鈔の後に

此の體源鈔は御承知の如く著名な著述では有るが、未だかつて版に成つた事もなく、かつ德川時代の學者の手を入れた本も見つからない。それで其の原稿を作製するのは困難中の困難な事であつて、其の寫本すらも私の手許にはなかつた。かつ本會も今は少數の篤學の人々のみを會員として刊行を繼續してゐる有樣であるから、人を東西に走せて善本を求め、かつ筆寫校合をする事は到底出來ないのである。幸に東北大學に善本のある事を知つて、是れを底本として出版する事に定めて刊行書目に加へたのでありますが、私自ら仙臺へ出かけ行つて筆寫する事も出來ず、かつ人を雇つて筆寫さす事も會計上困難であり、かつ安心も出來ない、種々考案の結果、田邊勝哉君を介して芝葛盛君の所藏せらるゝ寫本を借用して、自から是れを筆寫した。誤字と思はれる處もかなりある本であるから、一行とびに原稿紙に筆寫して、それから山田先生に東北大學本によつて校合して頂き、かつ校訂上の意見を添へて頂いた。先生は非常に御多忙であるが、本會の苦境と私の苦慮せる點に御同情くださつて、時をさき筆を取つて事業を進めたまうた。斯くてともかくも完成をつけたのである。私は是れを如何にして原稿を定めて版にしたかと云ふと

先づ東北大學本を底本とする形式にするのであるから、芝氏の本によつて寫したのではあるが、其れは便宜上然したので、底本は東北大學本とする筈である、其故に先づ東北大學本を底本の形とし、芝氏の本を

[イ]本とした、[イ]ノ[イ]は芝氏本の異本をさしたのであつて、芝氏の本の誤のいちじるしいのは異同を掲げない事とし、東北大學本の誤れるを芝氏本にて訂正した處は〔原何々[イ]ニヨル〕として訂正し、何れとも直に決しがたきは直下に〔[イ]何々〕と記して置いた。濁點は初めは加へるつもりで原稿を作製したのであるが、後から大抵は削つた。反點は大抵原本の通りにしておいたから、有る處や無い處がある。又古くは一の反點が有つて二の印のない處が多い。これなぞも原本の通りにした。著者の時が既に歴史假字遣ではないのはもとよりであるが、著者の書いた通りと云ふ事は知れぬのであるが、大躰其の形で寫し傳へられたので有らうと思ふ。ともかくも東北大學本の通りであつて、不統一な假字遣になつてゐても、あながち誤植ではない。

本書には音譜の如き處もありて非常に專門的な處の多い本であるから、私どもでは注意に注意しても誤が出來易い。先づ此書によつて次々に研究し、善本によつて訂正して頂くの外はないのであつて、實は此書を刊行する事に決した事は、世間では非常に期待してゐらるゝ向もあるに對して私としては其の淺學にして無謀な出版を計畫した事を恥ぢかつ悔いたのである。然し無謀なればこそ此本が世に出たので、此の本を正確に校訂して出版する事は並大抵では出來ぬ事であつて、深く考へてゐたならば先づ世に出し得ずに、このまゝ置かるゝ本である。斯くて無謀なる計畫では有つたが東北大學の本が比較的善本なると、山田先生が異常なる御助力をくだされたので、ともかくも版になつたのである。何れにしても誤は多い事とは存ずる、讀者諸

君は善本によつて訂正せられん事をこひねがふのである。其にしても本書の世に出たのは先づ山田先生のたまものである事を深謝せねばならぬ。解題も先生が書いて給うたから其を掲げておいた。ひたすらに先生の厚意を謝し奉るのである。

昭和八年九月

正宗敦夫

日本古典全集既刊書目總覽（洋數字ハ全集册數。無記入ハ他卷併綴。＊ハ古典文庫編入ノ印。(狩)ハ棭齋全集。(西)ハ西鶴全集ノ略符。）

【第一期刊行書目】

＊出雲風土記 1
＊常陸風土記 1
＊播磨風土記
＊豐後風土記
＊肥前風土記
萬葉集＊略解 8
懷風藻 1
凌雲集
文華秀麗集
＊校本日本靈異記(狩) 1
經國集
本草和名 2
＊御堂關白記・附歌集 2
本朝麗藻
源氏物語 5
榮華物語 3
平家物語 2
＊吾妻鏡 8
＊曾我物語 1
法然上人集 1
易林本節用集 1
＊好色一代男(西) 1
好色二代男(西) 1
＊西鶴諸國咄(西) 1
近代艷隱者(西)
好色一代女(西) 1
日本永代藏(西)
新可笑記(西)
本朝櫻陰比事(西) 1
世間胸算用(西)
俗つれづれ(西)
芭蕉全集 2
＊玉かつま 2
日本靈異記攷證(狩) 1
京游筆記(狩)
轉注說(狩) 1
扶桑略記校譌(狩)
毎條千金(狩)
大隈言道全集 2

【第二期刊行書目】

＊古事記 1
＊採輯諸國風土記 1
＊竹取物語 1
古今和歌集・附教長注 1
土佐日記 1
＊大和物語
＊住吉物語
後撰和歌集 1
＊片假名本後撰集
＊延喜式 7
＊拾遺和歌集・附公任集 1
蜻蛉日記
更級日記
＊清少納言(枕草紙)家集 1
＊紫式部日記・附家集
和泉式部全集 1
＊唐物語
＊僊圖(信西古樂圖) 1
教訓抄 2
＊保元物語 1
＊平治物語
＊宇治拾遺物語 1
長秋詠艸 1
山家集
＊承久記
＊義經記 1
徒然艸 1
謠曲百番 4
＊諸勘分物 1
＊塵塚記 1
＊駿亥錄
＊因歸算歌
＊ぎやどぺかどる 1
＊妙貞問答 1
＊破提宇子
＊顯偽錄
好色五人女(西) 1
本朝廿不孝(西)
男色大鑑(西) 1
懷硯(西)
武道傳來記(西) 1
武家義理物語(西) 1
＊好色盛衰記(西) 1
＊一目玉鉾(西)
＊西鶴置土產(西) 1
西鶴織留(西)
萬の文反古(西)
名殘の友(西)
參考讀史餘論 1
＊賀茂眞淵集 1
與謝蕪村集 1
江漢西游日記 1
＊本朝度量權衡攷(狩) 2
＊錢幣考遺(狩)
＊錢幣考遺圖錄(狩) 1
日本現在書目證注(狩) 1
說文檢字篇(狩) 1
文教溫故批考(狩)
＊上宮聖德法王帝說(狩)
古京遺文(狩) 1
＊萬葉集品物圖繪 2

【第三期刊行書目】

日本書紀 4
伊勢物語 1
うつぼ物語 5
後拾遺和歌集 1
金葉和歌集 1
詞花和歌集
千載和歌集 1
新古今和歌集 1
古今著聞集 2
伊呂波字類抄 8
人倫訓蒙圖彙 1
古押譜 2
五畿內志 3
物類品隲 1
雲根志 2
近世畸人傳(正續) 2
＊重訂本草綱目啓蒙 4
假字遣奧山路 2
＊歌舞妓年代記 3
歌儛品目 2
＊埋麝發香 1
＊觀古雜帖・附忠友歌集
蝦夷日誌集 3

昭和八年十一月十八日印刷
昭和八年十一月廿五日發行

日本古典全集
【非賣品】

體源鈔 四

編纂者 正宗敦夫
東京市豐島區長崎東町三丁目一六二
發行者 合資會社 日本古典全集刊行會
代表社員 長島東一
東京市豐島區長崎東町三丁目一六二
印刷所 不二製版印刷所
印刷者 高瀬清吉
裝幀者 寶川松五郎
東京市豐島區長崎東町三丁目一六二
發行所 合資會社 日本古典全集刊行會
振替東京七三〇二三

UNIVERSITY OF TORONTO
LIBRARY

WILLIAM H. DONNER
COLLECTION

purchased from
a gift by

THE DONNER CANADIAN
FOUNDATION

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03081 1467